

## 平成29・30年度研究報告書

### 虐待の援助法に関する文献研究(第9報)

### 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

### 第8期(2014年4月から2017年3月まで)

研究代表者	吉田 恒雄 (駿河台大学)
共同研究者	田澤 薫 (聖学院大学人文学部)
	横田 光平 (同志社大学大学院司法研究科)
	加藤 洋子 (聖心女子大学文学部)
	岩下 雅充 (筑波大学ビジネスサイエンス系)
	阿部 純一 (鹿児島大学法文学部)
	白 瑞 (中央大学法学研究科博士課程)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)



平成 29・30 年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究（第 9 報）

児童虐待に関する法制度および

法学文献資料の研究

第 8 期（2014 年 4 月から 2017 年 3 月まで）

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

（日本虐待・思春期問題情報研修センター）



## はじめに

本研究は、第8期として、2014年4月から2017年3月までの間の児童虐待に関する法律、通知、判例、研究の動向を明らかにすることを目的としている。これらに関連して、児童虐待に関する司法関連の統計、事件や出来事を整理した年表及び文献リストを付している。

今期は、2016年3月に児童福祉法等の一部の改正が行われた。この改正は、児童福祉法の総則規定をはじめ、児童虐待の発生子防、介入、自立支援の全般に及ぶ大規模かつ重大な改正であり、これに関連して数多くの通知が発出され、また、改正の積み残し課題を審議する検討会等が設置され、報告書が公表される等、次期への対応につながるようになった。

児童虐待関連の判例では、児童虐待への対応に関連する論点が取り上げられ、親権停止制度の運用等、前期の改正事項の運用状況が明らかにされた。また、裁判員制度による虐待事件の判断に関する最高裁判例も公表されるなど、司法による新たな課題への対応も見ることができた。

研究動向として、学会関係では、2014年9月に「第20回子ども虐待防止世界会議2014」が開催され、グローバルな視点から児童虐待に関する法的課題が論じられ、日本子ども虐待防止学会では、居所不明児童問題、虐待対応と司法関与のほか、性虐待に対する関心が高まり、次期の改正に関連する体罰問題も継続的に議論されている。さらに刑事司法による児童虐待への介入や親指導への関与の状況が紹介されるなど、児童虐待に関する法学分野の研究が新たな展開を迎えたといえる状況となった。児童福祉法等の改正に関する著作、虐待対応に関する弁護士の役割などの実際的な研究だけでなく、児童虐待に対する法的介入の在り方や刑事司法の活用による対応等、基礎的、理論的研究の深化も図られた。また、児童虐待に関連する脳科学で脳の形質的・機能的な変化に関する科学的根拠が示され、被虐待経験の将来にわたる影響が注目されるようになった。性的虐待に関する研究も前期から継続されており、司法面接やワンストップセンターの展開等、次期における取組につながる研究が展開された。さらに、児童福祉法改正の動きに合わせ、「新しい社会的養育ビジョン」に関する論考も現れ、次期における新たな児童虐待防止施策検討の重要性が明らかになった。

次期は、2017年4月から2019年3月までを扱う予定である。この時期は、一時保護や児童福祉司指導への司法関与制度を新設した児童福祉法等の改正、特別養子縁組制度を見直す民法改正や民間あっせん機関による養子縁組に関する法律の制定といった、前期の「社会的養育ビジョン」に盛り込まれた改正事項のうちの積み残し課題に関する法改正、監護者性交罪等を新設した刑法改正等、児童虐待に関する重要な法律の改正が相次いだ時期である。さらに、東京目黒区や千葉県野田市の重大な児童虐待事件が相次いで報道され、関係省庁が総体として児童虐待に対処すべく、さまざまなプランや対策が打ち出された。次期はこれらの法改正を中心とする政策動向や判例、各分野の研究状況を把握、分析する予定である。

本報告書が、これまでの児童虐待防止施策とその運用、虐待関連判例が持つ意味や、それを支えた研究成果が果たした役割を明らかにし、今後の制度の見直しと施策の実施、体制強化の方策を検討する一助となれば幸いである。

最後になりましたが、本研究を進めるにあたって、子どもの虹情報研修センターの川崎二三彦先生、

増沢高先生、根岸弓先生には、事務的な面や編集面でたいへんお世話になりました。厚く御礼申し上げます。

2019年7月

児童虐待法学文献研究会を代表して

吉田恒雄（駿河台大学）

# 目 次

I. 序論	1
1. 研究の目的	1
2. 研究の方法	1
3. 研究の時期区分	1
II. 法令・判例および法学研究の動向	2
1. 全体の動向	2
(1) はじめに	2
(2) 法改正および通知等	3
(3) 判例	9
(4) 研究動向	9
2. 法令の動向	14
(1) 法律の制定	14
(2) 通知	24
3. 判例の動向	32
(1) 児童福祉法	32
(2) 民法	33
(3) 刑事法	35
(4) 行政法	36
4. 法学研究の動向	36
(1) 児童福祉法分野	36
(2) 民法分野	42
(3) 刑事法分野	46
(4) 憲法・行政法分野	51
(5) 児童福祉分野	52
(6) 教育分野	78
(7) 医療・保健・心理分野	80
III. 主要判例解説	85
1. 民法分野	85
2. 刑事法分野	93
3. 行政法分野	95

IV. 主要文献・調査解説	98
1. 児童福祉法分野	98
2. 民法分野	101
3. 刑事法分野	108
4. 憲法・行政法分野	110
5. 児童福祉分野	113
6. 医療・保健・心理分野	118
資料1 児童虐待関係通知	121
資料2 民法分野判例リスト	127
資料3 刑事法分野判例リスト	130
資料4 行政法分野判例リスト	151
資料5 児童虐待関係文献リスト	152
資料6 日本における児童福祉に関する年表——児童虐待防止を中心に——	
第8期2014年～2017年	180
資料7 児童虐待司法関係統計	214
表A 児童福祉法28条の事件	214
表B 親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し(全国家庭裁判所)	215
表C 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数	216
表D 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て(全国家庭裁判所)	217
表E 児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の申立て(全国家庭裁判所) (旧・特別家事審判規則18条の2、現・家事事件手続法239条)	218
表F 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数(児童福祉法28条6項)	218
表G 施設入所等の措置の期間の更新回数(児童福祉法28条2項)	218
表H 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数	219
表I 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数	220
表J 嬰兒殺の検挙人員	220
表K 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員	221
表L 児童虐待に係る加害者と被害者との関係(事件別)	222
表M 児童虐待に係る加害者と被害者との関係(年別)	226



# I. 序論

## 1. 研究の目的

本研究は、2014年4月から2017年3月までの、児童虐待に関する法令・判例および法学研究の動向を分析し、この時期の児童虐待に関する法制度の変化や虐待対応の動向、研究の意義を法学、社会福祉学、心理学等の観点から明確にすることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を探ることを目的としている。

## 2. 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法律、通知、法的問題を扱う文献および調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学（児童福祉法、民法、憲法、刑事法、行政法）の文献、判例（児童福祉法、民法、刑事法、憲法、行政法関連）および法律・通知等の法令、児童虐待関連の論文、図書、研究調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献で、児童虐待への法的対応に影響を与え、または影響を受けた社会福祉、心理、教育、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもとに検索し、ILLの利用、中央大学図書館、日本女子大学図書館、国会図書館等を通じて入手した。

## 3. 研究の時期区分

第8期は、2014年4月から2017年3月までの時期を対象とする。内容によっては、かならずしもこの時期には属さないが、今期の研究に密接に関連する資料等も対象に検討した。

### <略語>

- ・判時：判例時報
- ・判タ：判例タイムズ
- ・家月：家庭裁判月報
- ・家判：家庭の法と裁判
- ・民集：最高裁判所民事判例集
- ・刑集：最高裁判所刑事判例集

## II. 法令・判例および法学研究の動向

### 1. 全体の動向

#### (1) はじめに

今期のトピックの一つは、2016年3月に児童福祉法等の一部が改正されたことである。この改正は、児童虐待に主たる焦点を当てた改正であった。改正に際しては、政治力が大きく影響した改正となった。改正法は、児童福祉法の理念や原理をはじめ、児童虐待の発生予防、介入、自立支援に及ぶ大規模かつ重大な内容を含み、わが国における児童福祉のあり方を方向付ける規定が数多く含まれた。また、附則において政府に向けた検討事項が示され、改正後の施策、立法への取組につながった。この改正法を施行するために多くの通知が発出され、併せて積み残し課題の実現に向けて、厚生労働省に検討会等が設置され、報告書の公表により、次期の政策に反映されることになった。

児童虐待関連の判例では、民法分野で多様な親権停止審判が公表され、刑事法分野では、児童死亡事案の裁判員裁判に対して、著しい量刑不当を指摘した判断が最高裁によって示され、その後の裁判例に影響を与えることになった。行政法分野では一時保護の違法性を争う事例の増加、多様化が目される。

研究動向として、学会関係では、2014年9月に「第20回子ども虐待防止世界会議2014」が開催され、法学分野では、司法面接や心理的虐待の定義、性虐待の通告制度、弁護士の役割等が論じられた。また、日本子どもの虐待防止学会では、今期、大きな社会問題となった居所不明児童問題、虐待対応と司法関与、とくに性虐待に対する関心の高さが窺われた。2016年の児童福祉法等の改正をめぐる議論も活発に行われ、体罰禁止の法制化に向けたシンポジウムも前期に引き続き開催された。さらに刑事司法による児童虐待への介入や親指導への関与の状況が紹介され、多面的な意見交換が行われた。家族法関連の学会では親権制度を含めた「家族法改正」が論じられ、「法と心理学」学会では「児童期の性的虐待被害による法心理」のシンポジウムが開催された。また、次期に本格化する特別養子制度の見直しに向けた議論も盛んになってきた。

児童福祉法関連の著書・論文等としては、「子ども虐待対応の手引き」の改訂、2016年改正法の解説書の他、虐待への法的対応における弁護士の役割、児童虐待の予防施策に関する比較法的研究、児童虐待への司法介入に関する刑事法学の観点からの詳細な研究、児童虐待防止法制定をめぐる政治学からの分析等、さまざまな分野による研究の進化をみることができた。

民法分野では、親権制限制度、面会交流、子の手続代理人の運用実態や課題を明らかにする研究が多数著された。刑事法分野では、少年非行や成人の犯罪とその者の被虐待経験との関連性という問題が研究面だけでなく、実務面でも重要な論点となった。児童虐待に対する検察の取組みとして、司法面接や起訴・不起訴の決定と関連させるかたちで児童虐待の加害者とされる被疑者に働きかけを行う試みも始まった。この背景には、児童虐待にかかる刑事事件の件数の増加、検察の内部で、再犯防止・社会復帰支援の観点から、「刑事司法と福祉の連携」の一環として、起訴猶予や執行猶予となった者に対する更生支援に検察が積極的に取り組むようになってきたことがあげられる。さらに憲法・行政法分野では、要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止法9条の3の臨検捜索、警察介入、一時保護

など、児童虐待に対する様々な対応につき、行政法学の観点からの考察がなされるようになってきた。児童虐待に関連する医学領域の研究では、脳科学の成果として、虐待による脳の形質的・機能的な変化に関する科学的根拠が示され、被虐待経験の将来にわたる影響が注目されることになった。児童虐待のケースワーク研究では、虐待対応への当事者参加、要保護児童対策地域協議会の運営上の課題や一時保護がもつ構造的な課題に関する研究が進められた。前期からの引き続きの課題である子どもの貧困と虐待の関係、居所不明児童と虐待との関連性から支援方策を模索する研究も現れた。児童福祉分野では、児童福祉法改正の動きに合わせ、2016年に改正された児童福祉法の理念の具体化を目指す「新しい社会的養育ビジョン」へと移行するための動きが確認できた。その他、児童虐待による社会的コスト論、死亡事例の検証を対象とする研究が散見される。虐待死亡事案としては、厚木市の幼児虐待死事件に関連する報告書等も公表された。教育分野では、学校・保育施設からの緊急一時保護が現実に行われた場合、教育・保育の担当者から保護者への説明、児童虐待ケースにおける教育と警察との連携問題、重篤事例における保育所の役割と課題に関する研究も開始された。医療・保健・心理分野としては、レジリエンス研究の特集が組まれ、日本子ども虐待防止学会でも取り上げられた。性的虐待に関する研究も第6期、第7期から継続されており、性的虐待が発生する家族の特徴に関する研究の発展が確認できた。その他、法改正に関連して、周産期からの親へのメンタルヘルス支援に関する研究があり、DV関係の研究が継続されている。

(吉田恒雄)

## (2) 法改正および通知等

### ①法律の制定（児童福祉法等の一部改正）

#### i) 改正の経緯

2014年8月、政府全体として児童虐待防止のための効果的な対策を講じることを目的に、児童虐待防止対策に関する副大臣会議が開催され、検討課題が示された。これを受けて、厚生労働省に設置された「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」は、2015年8月に報告書を公表した。副大臣会議は、さらに児童虐待対策全体に及ぶ「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」をとりまとめ、その直後（2015年9月）、新たな子ども家庭福祉のあり方について包括的な検討をするとともに、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を目指して、社会保障審議会に「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が設置された。また、「子どもの貧困対策会議」は、2015年12月に「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望のプロジェクト）を決定し、そのうちの「児童虐待防止対策強化プロジェクト」では、児童虐待の発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策をさらに強化することとし、種々の施策の着実な実施とともに、児童福祉法等改正案の提出を目指すこととされた。

2016年3月10日には、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の報告書（提言）が公表され、これを受けて児童福祉法等改正法案が作成され、2016年5月27日、同法律案が参議院本会議において全会一致で可決され、改正法が成立した。

## ii) 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の内容

### a) 児童福祉法の理念の明確化

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図ることを目的に児童福祉法、児童虐待防止法等が改正された。

改正法は、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有するとの法の理念を明記した。児童福祉法が児童の権利保障を明確に規定したことは画期的であり、同法の理念は関係法令の指針とされるとともに、児童の意見表明権の尊重と相まって、今後の解釈・運用の根本的見直しが図られることとなった。児童の養育原理も見直され、実父母や親族等による養育＝家庭養育の尊重、保護者への支援が明記された。代替的養育は例外と位置付けられ、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託が推進されることとされ、それが適当でない場合に、施設養育（小規模グループケアやグループホーム等）では家庭に近い環境での養育が求められることになった。

改正法は、市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務を児童福祉法の総則に規定し、明確化した。さらに、親権者等については、改正された児童虐待防止法で「…児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならない」ことが明記された。

### b) 児童虐待の発生予防

児童虐待の発生予防のために、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置が市町村に義務付けられ、とくに支援を要する妊婦、児童等を把握した医療機関、児童福祉施設等は、その情報を市町村に提供するように努めることとされた。また、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携を強化することを目的に、国及び地方公共団体は、母子保健施策を講ずるに当たって、当該施策が乳幼児の虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することとされた。

### c) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

在宅支援体制を一層充実することを目的に、市町村は、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供する拠点の整備に努めることとされた。市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関には、専門職の配置が義務付けられた。

児童相談体制の強化に関しては、児童相談所設置自治体を拡大し、政令で定める特別区は、児童相談所を設置することとし、専門職として児童心理司、医師または保健師、指導・教育を担当するスーパーバイザー、弁護士またはこれに準ずる者を配置することとされた。虐待対応としての臨検・捜索手続が簡素化され、保護者の再出頭が要件から外された。また、一時保護については、児童の安全を迅速に確保し適切な保護、児童の状況を把握するために行うものであることを目的とすることが明確にされた。

児童相談所による指導措置について、児童相談所は市町村に養育支援等を委託して指導させることができることとし、虐待事案について当事者の身近な場所で、適切な機関が対応できるよう、児童相

談所から市町村に事案を送致できること等の措置が講じられた。

その他、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等が、児童虐待に係る情報を提供できる主体として追加された。

#### d) 被虐待児童の自立支援

親子分離したケースについて、親子関係再構築を適切に行うため、児童相談所が措置を解除するに当たっては、民間団体等への委託を含め、地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施することとした。また、里親制度の利用促進を目的に、里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付け、養子縁組里親を法定化するとともに、養子縁組に関する相談・支援を児童相談所の業務とした。

自立支援関係では、18歳以上20歳未満の者のうち、一時保護や施設入所の措置等が採られている者については、施設入所や一時保護及び措置を継続できることとされた。さらに、22歳の年度の末日までの間にある大学等就学中の者も自立援助ホームの対象とされた。

#### e) 主な検討事項

同改正法の附則において以下の項目について検討し、必要な措置を講ずることとされた。

- 特別養子縁組制度の利用促進の在り方
- 要保護児童を適切に保護するための措置に関する手続における裁判所の関与の在り方
- 施行後2年以内に児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策
- 法律の施行後5年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置

### iii) 改正後の動向

附則の検討規定等における課題を検討し、改正法の内容を具体的に実現するために、関連する検討会が厚生労働省に設置され、議論がなされた。

#### a) 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、「社会的養育の課題と将来像」（2011年7月）を全面的に見直すことを目的に2016年7月に、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が厚生労働大臣の下に設置され、2017年8月に実現のための工程を含めて「新しい社会的養育ビジョン」が公表された。

#### b) 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行うこと

を目的に「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」が設置され、2017年3月に「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」が公表された。

### c) 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等の構築を目的にワーキンググループが設置され、2017年12月8日の第10回の会議では、「『新しい社会的養育ビジョン』を踏まえた児童相談所運営指針の見直しイメージ」及び「一時保護ガイドライン（案）」が取りまとめられた。

### d) 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方及び児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討事項とする「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」が設置され、それぞれの事項について主な議論を整理した報告書が2017年1月、同年6月に公表され、その後の児童福祉法等および民法改正作業につながられた。

(吉田恒雄)

## ② 通知

### i) 児童福祉法等法改正関係

2016年5月27日の児童福祉法等の改正に関して、公布通知、政令改正に関する通知、関係法令の整備に関する政令の公布に関する通知等が発出された。今回の改正で特徴的なのは、施行時期が複数回に分かれているため、それぞれの施行時期に応じた通知が発出されたことである。2017年には児童虐待に対する司法関与に関する法改正が行われることになるが、その改正案に関する通知も発出されており、2016年改正の積み残し課題が引き続き検討されたことを示している。同改正に関連して、児童相談所運営指針も施行時期に応じて、2度にわたって改正された。

### ii) 児童福祉と刑事司法との連携

今期、児童福祉と刑事司法との連携が強化されるとともに、刑事司法独自の取組も大きく進展した。虐待された子どもからのヒアリングにおける子どもへの心理的負担を軽減するための手法（協働面接・司法面接・事実確認面接ともいわれる）を用いて、児童相談所、検察、警察が連携して面接を試行するよう求める通知がそれぞれの機関から発出された。また、埼玉県における虐待重大事件の発生を受けて、児童相談所と警察との情報共有の徹底を図るとともに、対応上の留意点を示す通知が厚生労働省と警察庁からそれぞれ発出された。

検察の取組も積極的に行われるようになった。厚生労働省、法務省それぞれから、検察庁と児童相談所との情報共有や連携体制の強化、個別場面での連携や研修の方法、連携上の留意点等を示す通知が示された。

### iii) 児童相談所の設置及び体制強化

児童虐待対応の第一線となる児童相談所の強化が図られ、特別区の児童相談所設置に関する通知が示された。

また、児童福祉司の対応力強化に向け、その任用要件に関する指定施設における業務範囲や研修、要保護児童対策地域協議会調整機関担当者の研修に関しても通知が発出されている。

### iv) 市町村の役割の強化

今期、市町村を基盤とする児童虐待予防に向けられた事業の充実が図られた。

2016年の児童福祉法等一部改正法の施行に伴い、改正内容の周知、適正な運用を求める通知が発出された。また、新たに策定された「市町村児童家庭相談援助指針」が公表され、「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」についても適切な運用のための通知がなされている。さらに、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に関しては、2016年の児童福祉法等一部改正法において、市区町村に子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、その業務内容が規定され、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」を定められたため、その適正かつ、円滑な実施を求める通知が発出された。

2016年の児童福祉法等の改正で、病院、学校等が要支援児童・特定妊婦に関する情報を市町村に提供すべき努力義務が規定され、併せて要支援児童等の早期把握、速やかな支援のための連携体制の強化と取組、周知が通知により求められた。

「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部の改正に関する通知が発出され、児童虐待予防の観点から、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦等への支援の強化を図るため、「産前・産後母子支援事業（モデル事業）実施要綱」も策定された。

### v) 機関連携

児童虐待対応における連携強化に不可欠な関係機関間の情報共有について、要保護児童対策地域協議会の構成機関でない医療、福祉、教育等の機関や従事者についても、児童相談所長から児童虐待防止等に関する資料または情報の提供を求められたときには、これを提供することができるものとされた。これを受けて、民間事業者からの資料または情報の提供に係る考え方も含め、当該規定の趣旨等を示す通知が発出された。さらに、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所においては、必要のある場合には、資料または情報の躊躇ない提供を依頼するとともに、できる限りの協力を求め、児童虐待への対応方針の判断等にあたりこれを活用するよう求められることになった。

児童相談所体制整備事業に市町村との連携強化事業が新設され、都道府県は児童相談所OBに加えて保健所OBを児童相談所に配置し、市町村職員とチームを組んで家庭訪問や面接指導等に取り組むこととした。その他、都道府県の広報啓発等事業として、地域の関係機関、関係団体に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業が加えられた。

2016年の児童福祉法等一部改正法により、児童が心身ともに健やかに養育されるよう、市町村と都道府県の役割が明確化され、児童相談所から市町村への事案送致が新設されたことを受けて、「児童

虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」が開発、公表され、その運用に関する通知が発出された。

神奈川県における居所不明児童事件の発生を受けて全国調査が行われ、その対応について、副大臣等会議における関係省庁の申し合わせを踏まえ、居住実態が把握できない児童に関する市町村内及び市町村間の情報共有と連携のあり方等に関して、遺漏のない対応をするよう求める通知が発出された。

#### vi) 性虐待・性犯罪対応

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設を検討している自治体・民間団体等向けに「犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」に関する通知が発出された。

また、性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための罰則の整備を早急に行うことを目的に、2015年11月に法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会で検討が開始された。

#### vii) 社会的養護

##### a) 自立支援施策の強化

2016年の児童福祉法等一部改正法により、「情緒障害児短期治療設」が「児童心理治療施設」に名称を変更されたことに伴う読替え措置及びこれに関連する通知が発出された。同改正により、施設入所児童等について、引き続き必要な支援を受けることができるよう「社会的養護自立支援事業実施要綱」、「身元保証人確保対策事業実施要綱」、「就学者自立生活援助事業実施要綱」が定められ、2017年4月1日からの施行を控え、その適正かつ円滑な運用を求めて通知がなされた。また、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームが、それぞれ児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）と名称変更されたこと等に伴う通知が発出された。

##### b) 里親、ファミリーホーム関係

2016年の児童福祉法等の一部改正において、家庭養育優先の理念が明文化されたことから、里親養育に関する通知が多数発出された。

里親に関する総合的業務を行うために「里親支援機関事業実施要綱」が定められ、里親制度の運営に関し留意すべき事項を記載する「里親制度運営要綱」が通知された。併せて、里親支援等の業務を総合的に実施するための「里親支援事業実施要綱」が策定された。これらに伴って「里親制度の運営について」が通知され、旧「里親委託ガイドラインについて」の一部が改正された。

また、2016年改正において、里親認定の要件として研修の修了が規定された関連で、里親への研修内容やその運営に関する通知が発出された。同旨の通知は「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」についても発出された。また、里親への負担軽減につながりうる、養子縁組里親の育児休業に関する通知や里親に委託されている児童の保育所入所を認める通知もなされた。

(吉田恒雄)



### (3) 判例

#### ① 児童福祉法分野

今期、児童福祉法に関する公表裁判例はなかった。最高裁判所の公表した統計によれば、対象期の児童福祉法 28 条 1 項事件および 2 項事件の新受件数は、毎年 400 件台で推移しており、とりわけ期間更新にかかる児童福祉法 28 条 2 項事件の認容率の高さ、および取下率の低さが注目される。

#### ② 民法分野

第 8 期の民法に関する公表裁判例は 7 件であり、親権停止を本案とする審判前の保全処分が 4 件、親権停止の審判が 1 件、親権停止取消の審判が 1 件、面会交流事件が 1 件であった。親権停止を本案とする審判前の保全処分は、いわゆる医療ネグレクトが問題となった事件が 2 件ある一方で、進学や就職のために必要な手続を親権者がとらないことを理由とした事件も 2 件公表されている。

(阿部純一)

#### ③ 刑事法分野

##### 【第 8 期】

今期においては、児童虐待にかかる刑事事件のうち児童が死亡したものを扱った裁判員裁判に対して、著しい量刑不当を指摘した判断が最高裁によって示された。この判例が出たのちに、児童虐待によって死亡の結果に至った事件について、判例を踏まえた裁判例（踏まえなければならない裁判例）が多数おおよげにされている。

##### 【第 7 期（補遺）】

第 7 期においては、児童虐待にかかる刑事事件のうち児童が死亡したものについてはすべてが裁判員裁判によって審判を受けなければならなくなり、市民の参加による事実認定や刑の量定が児童虐待の事件においても数多くなされるようになったところ、とくに、傷害致死の罪の被告人である保護者が有罪となったときの量刑について、注目すべき問題を提起した裁判例があった。

(岩下雅充)

#### ④ 行政法分野

一時保護の違法を争う事例がさらに増えてきているが、争われる事例の多様さが目立つようになってきている。虐待から保護されなかったことを虐待の被害者本人が争う事例や、里親委託解除を里親が争う事例が登場している。

(横田光平)

### (4) 研究動向

#### ① 児童福祉法分野

##### i) 学会の動向

2014年9月14日から17日まで、「第20回子ども虐待防止世界会議2014」と「第20回日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）」が合同で開催された。前者の会議において、法学分野では、「Ethics, Law and Policy」のセッションで司法面接や心理的虐待の定義、性虐待の通告制度等、16本の報告がなされた。日本弁護士連合会主催による「子どもの虐待防止の法制度と弁護士の役割——国際比較の観点から——」や大会本部主催による体罰防止シンポジウムも開催された。前者の子ども虐待防止学会学術集会では、体罰・虐待・暴力防止の法制度・施策に関するシンポジウム、アメリカの児童虐待対応システムであるディファレンシャル・レスポンスに関する調査結果が報告された。

2015年の第21回日本子ども虐待防止学会学術集会では、この時期に大きな社会問題となった居所不明児童問題が取り上げられたほか、前年度に続き体罰防止や虐待対応と司法関与に関するシンポジウムももたれた。性虐待関係では7つのシンポジウムが開催され、性虐待に対する研究と実践の進展が見られた。

2016年の第22回の同学会学術集会においては、法学分野のシンポジウムとして「児童福祉法改正をめぐって」、「児童福祉法改正とこれからの児童相談所」、「児童福祉法改正と司法関与——子どものために司法ができること——」が行われた。その他、応募シンポジウムとして、「体罰・虐待の予防、防止のための諸施策と子どもの権利を尊重する効果的な子育て支援について」では、体罰等の法的全面的明示的禁止及び啓発の必要性、子どもの権利を尊重する効果的な肯定的子育てのあり方が論じられた。さらに「検察における児童虐待防止の取組」も開かれた。この時期、刑事司法による児童虐待への介入、親指導の取組が始まり、その取組内容や意義を知るうえで意義のあるシンポジウムとなった。そのほか、「児童福祉法改正を受けて虐待事例の在宅支援のあり方を考える」、「子どもの安全に配慮した面会交流を考える」、「DV被害者の面会交流——別居親と安心して会えるために今必要な環境整備の見直しと長期的見通しの必要性——」など、民法の面会交流権をめぐる議論が活発に行われた。

## ii) 児童福祉法・児童虐待防止法改正関係

「子ども虐待対応の手引き」が改正され、2011年に成立した「民法等の一部を改正する法律」により新設された親権停止制度や法人または複数による未成年後見選任制度、最新の死亡事例検証結果等の報告やこれに関連する通知等が掲載された。

2016年の児童福祉法・児童虐待防止法等の改正に関連して、制度改革の背景とともに、施行期日ごとに制度見直しのポイントの解説書が著された。

## iii) 児童虐待事案に対する法的対応

2016年の児童福祉法改正により、児童相談所に弁護士を配置することとされたところから、児童虐待への対応において弁護士が果たす役割をめぐる検討が活発に行われ、関連する論考が公表された。また、この期が児童虐待防止法施行から15年を迎えた年でもあり、児童虐待への法的対応の現状と課題を概観する特集も組まれた。

#### iv) 児童虐待発生予防施策

児童虐待発生予防施策に関しては、イギリスの児童支援施策について、シュア・スタート機関制度やその運用状況、課題等の観点から論じる論考が発表された。わが国における児童虐待予防施策の重要性は認識されてはいるものの、今後、わが国における予防施策の効果や実施方法等を検討する上で多くの示唆を含む内容となっている。同じく広い意味での予防施策ともいえる「体罰禁止」に関し、スウェーデンにおける体罰禁止の法制化の経緯、体罰の法的禁止の効果、児童虐待防止に関する法制度を紹介する論考も、今期に報告されている。「しつけ」を理由とする虐待による死亡事例の頻発から、わが国でも体罰禁止の法制化を求める声が高まっており、今後の体罰禁止の法制化や民法 822 条の懲戒権規定の見直し等の法改正のあり方や体罰禁止の啓発活動等を検討する上で、参考となる点が少なくない。

#### v) 児童虐待への司法関与

児童福祉と司法との連携に関するこの時期の主要な論考としては、児童福祉法 28 条による施設入所等の措置承認および親権制限（親権停止、喪失、保全処分）に関する審判例を分析した論文や 2011 年改正による児童相談所長による職権一時保護による親権制限制度の意義や問題点を刑事法の立場から検討する論文がある。また、被虐待児と児童保護機関が対峙する場面での対応として、親の手續参加に焦点を当て、アメリカ法との比較により、わが国の児童虐待防止法制の特徴や問題点を考察し、再統合支援のための制度改革の方向性について検討する論文も発表された。

#### vi) 家庭的養育の推進

2016 年の児童福祉法改正では、家庭養育原則が明示され、家庭に代わる養育として「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親による養育が重視されるにいたった（同法 3 条の 2）。この点について、イギリスのキンシップケアの枠組みや近年の政策動向を紹介した上で、わが国においてもキンシップケアの推進を提唱する論考が著されている。

#### vii) 児童虐待防止法に関する政治学的研究

これまで児童虐待防止法制に関する政治学の観点からの研究は見られなかったが、今期、児童虐待防止政策の形成過程に着目し、2000 年に成立した児童虐待防止法の政策形成過程を分析した論文が著された。

(吉田恒雄)

#### ② 民法分野

前期（第 7 期）に成立した、2011 年民法改正法（平成 23 年法律第 61 号）および家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）によって導入や明文化された諸制度（親権制限制度、面会交流、子の手續代理人）に関して、その運用実態や課題を明らかにする研究が多数公表されている。

学会における動向として、日本家族<社会と法>学会はシンポジウム「家族法改正—その課題と提

案」を開催し、法と心理学会は、2大会連続で「児童期の性的虐待被害による法心理」を開催するなど、児童虐待と関係するテーマが取り上げられた。比較法研究については、ドイツや韓国における取組みとその課題を明らかにする研究が公表される。

この他にも、子の奪取に関するハーグ条約の批准および国内法整備、次期（第9期）に本格化する特別養子制度の見直しに向けての動きの中にも、児童虐待との関係で注目すべき点があった。

（阿部純一）

### ③ 刑事法分野

今期（第8期）に至って議論があらたな展開を見せたテーマの1つとして、少年非行や成人の犯罪とその者の被虐待経験との関連性という問題が挙げられる。今期においては、学術の側で法学と法学以外のそれぞれの領域がこのテーマに関する知見をさらに高めたというだけではなく、刑事弁護の実務でも、この問題意識を被告人・非行少年の弁護・付添いの場面で具体化させる——すなわち、本人の責めに帰しえない事情である被虐待経験が問題の行為に影響したという主張を展開して、量刑あるいは責任能力の軽減を求める——という試みが注目され、これを実践した弁護士による報告・論考が目につくようになった。

また、今期の最大の特色として挙げられるのは、児童虐待に対する検察の取組みに大きな変化が見られたことである。すなわち、検察の側から、いわゆる「司法面接」をはじめとした情報の収集と共有に関して警察や児童福祉機関と連携するといううごきであられたのとともに、起訴・不起訴の決定と関連させるかたちで児童虐待の加害者とされる被疑者に働きかけを行うことも試みられ、これらについて検察実務家による報告・論考が散見されるようになった。このような変化については、その背景として2つの事情に注目すべきものと思われる。1つは、児童虐待にかかる刑事事件の数である。警察が処理した事件については、警察庁生活安全局の統計である「平成30年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」（[https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou\\_gyakutai\\_sakusyu/H30.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H30.pdf) 2019.7.15 閲覧）から、児童虐待にかかる刑事事件の検挙件数の推移を知ることができる（検挙件数という語は定義がやや曖昧であるところ、警察の側から説明すれば、この語は、認知した事件について、その被疑者を特定した上で、検察官に対する事件の送致や微罪処分などによって処理したものの件数を意味する）。この統計によれば、計上を始めた2003年から2008年までの6年間の件数は212件から357件に増加し、また、2009年から2013年までの5年間には385件から514件に増えていて、以上の11年間のうちで前年からの増加数が最も多かった年は2012年の100件増であったところ、2014年には前年から226件も増えて740件、2015年には同82件増の822件、2016年には同259件増の1,081件となり（なお、2017年には同57件増の1,138件、2018年には同242件増の1,380件であった）、第7期および今期になっての増加は著しい（ただし、その内訳について、暴行の罪名で事件化されたものの数が急増したという点に留意しなければならない）。また、検察が処理する事件についても、検挙件数に応じて大幅に数が増えていて、相応に、起訴・不起訴の決定に向けた各種の活動や起訴した事件の公判維持にも多くのエネルギーを割かなければならないようになっているはずである。なお、件数の急増がみられる年とそうでない年との違いについては、重大・

著名な事件の発生や事件の処理に関連する通達・通知の発出などとの関連性も推測されるどころ、この点に関しては機会をあらためて報告したい。検察の取組みが変化したことの背景のもう1つは、検察の内部において再犯防止・社会復帰支援の意義が脚光を浴びるようになり、その重要性を認識した運用の現場では、捜査・公判の段階で被疑者・被告人の処遇を決定するための判断材料づくりとして、あるいは、起訴猶予や執行猶予となった者に対する更生支援として、とくに検察の内部で必要な対応に積極的に取り組むことが重要視されてきたという事情である。この取組みは、高齢者や障害者を念頭に議論されている「刑事司法と福祉の連携」の拡張と位置づけることが可能なものであって、今後はこの取組みがとくに学術の側でどのような議論を呼び起こすのかという点とともに、非常に注目すべき動向である。

(岩下雅充)

#### ④ 憲法・行政法分野

要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止法9条の3の臨検捜索、警察介入、一時保護など、児童虐待に対する様々な対応につき、行政法学の観点からの考察がなされるようになってきている。

(横田光平)

#### ⑤ 児童福祉分野

今期は医学領域の研究が顕著であった。臨床研究において児童虐待防止に取り組む診療科が増え、歯科との関連で2015年に日本子ども虐待防止歯科研究会が設立された。発達障害児への配慮を欠く関わりは教育ネグレクトにあたるという指摘や、児童虐待を子育て困難と捉える提言もなされ、子どもを対象とした治療から、親子関係や周囲の関係性を治療の視野に含める転換がみられた。また脳科学研究の成果で脳の形質的・機能的な変化が実証され科学的根拠が示されたことで、被虐待経験の将来にわたる影響が注目された。

介入型のあり方が問われる児童虐待ケースワーク研究では、虐待対応に当事者が参加する権利が問われ、要保護児童対策地域協議会の運営上の課題や一時保護がもつ構造的な課題が議論された。職権一時保護を経験することで相談動機が欠如した虐待事例に対して家族の再統合を模索し、虐待があった保護者も一時保護への協力を通して児童の安全を守る協働者となるという捉え方など、新たな視点から論考が試みられた。

社会的養育に関しては、非行要因として虐待的な家庭環境があるという認識にたってきたが、家族社会学の方法論で社会的養育を捉える試みがなされ、児童福祉が家族主義的な価値観を内包していることへの疑義が提示された。

2014年7月には厚生労働省が「子供の貧困率16.3%、6人に1人」と示し、貧困を背景とした児童虐待の対策や防止への関心を引き起こす機運を生んだ。居所不明の児童と虐待との関連性を慮り、家族機能が脆弱で経済的に困窮している家庭の危機管理状況を分析し支援方策を模索する研究も取組まれた。

児童福祉分野の動向では、児童福祉法改正の動きに合わせ、社会的養護から新しい体制となる「新

しい社会的養育ビジョン」へと移行するための動きが確認できた。措置児童の養育に関して、施設養護から里親・ファミリーホームなどへの家庭養護への本格的な移行期とも取れる動きと研究の流れが始まった。その他の研究動向としては、児童虐待による社会的コスト論、すなわち「社会的コスト」の観点から児童虐待を分析した研究、死亡事例の検証を行う重大事件を丁寧に扱った研究が散見された。第8期の虐待死亡事案としては、厚木市の幼児虐待死事件が挙げられる。死後7年間発見されなかった点から居所不明児童の問題としても関連しており、それに関する報告書等も発刊された。

(加藤洋子・田澤薫)

## ⑥ 教育分野

子どもの貧困問題への社会的関心の高まりは、教育や保育の領域における研究にも反映されている。とくに、児童相談所による緊急一時保護に対する学校や保育の現場からの関心は高い。

学校・保育施設からの緊急一時保護が現実に行われるなかで、一時保護時の家庭への連絡や説明の矢面に立たされる教育現場もあり、その対応はこの期の大きな研究テーマとなった。学校の教員による検討や学校と警察の連携に関する論考が今期の研究を特色づけている。児童虐待を特別な支援を要する一つの状況と捉え、児童を主体とした解決方法の模索は今後も継続すると考えられる。

一方で、保育所や幼稚園等に所属しながら死亡や重篤な傷害・後遺症に至った事例が少なくないことから、保育現場にできることを模索する研究もこの期に続いている。児童福祉の専門職である保育士は、従来から児童虐待防止・対応への貢献が期待されているが、保育所で虐待が疑われながら通告につながらない事例があることを問題視した、保育士の責任と機能をさらに問う研究が始まっている。

(田澤薫)

## ⑦ 医療・保健・心理分野

児童虐待を子どもたちがどのように捉え克服していくかという観点からレジリエンスの研究について特集が生まれ、日本子ども虐待防止学会で取り上げられている。性的虐待に関する研究も第6期、第7期と継続されており、性的虐待が発生する家族の特徴に関する研究が今期は確認できた。その他、子育て世代包括支援センターの設置に関連して、周産期からの親へのメンタルヘルス支援に関する研究も散見されている。さらにDV（家庭内暴力）が深刻な虐待の背景にあることに留意すべきであるとする研究が発表されている点も第8期の特徴といえよう。

(加藤洋子)

## 2. 法令の動向

### (1) 法律の制定——児童福祉法等の改正

#### ① 改正の経緯

2014年8月、政府全体として児童虐待防止のための効果的な対策を講じることを目的に、児童虐待防止対策に関する副大臣会議が開催された。これと並行して、「児童虐待防止対策のあり方に関する

専門委員会」が設けられ（同年9月）、副大臣会議で示された課題の検討作業が進められた。翌年8月、同委員会の報告書が取りまとめられると同時に、副大臣会議において「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」がとりまとめられた。このプロジェクトでは、①児童虐待の発生予防の強化 ②関係機関の情報共有による最適な支援 ③自立支援とフォローアップ ④児童虐待防止対策の継続的な見直しが検討課題として掲げられ、それぞれの項目毎に「施策の方向性」が示された。これらの検討課題は、その後の法改正作業において議論され、その一部は、2016年及び2017年の児童福祉法等の改正法として実現されていくことになる。

この直後（2015年9月）、新たな子ども家庭福祉のあり方について、包括的な検討をするとともに、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を目指して、社会保障審議会に「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が設けられ、①今日的な課題に対応する子ども家庭福祉の基本理念 ②国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割と責務の明確化 ③民間活用、アウトリーチ手法を含む妊娠期からの切れ目ない支援のあり方 ④児童虐待の予防及び初期対応 ⑤児童の保護・支援、親子関係の調整及び養子縁組、里親、施設等による自立に向けた取組が検討された。また、「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望のプロジェクト）が「子どもの貧困対策会議」で決定された。このプロジェクトは「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援応援プロジェクト」と「児童虐待防止対策強化プロジェクト」からなっており、後者については、児童虐待の発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策をさらに強化することとされた。主な内容として、子育て世代包括支援センターの全国展開、児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定、里親委託等の家庭的養護の推進、施設退所児童のアフターケア等が示された。これらの施策を着実に実施するとともに、2016年通常国会に児童扶養手当法及び児童福祉法等改正案の提出を目指すこととされた。

2016年3月10日には、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の報告（提言）が公表され、2016年5月27日、「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が全会一致で可決され、同改正法が成立した。

## ② 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の内容

### i) 法改正の目的

「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）」（以下、改正児童福祉法は「改正法」と表記し、その他改正が行われた法律はその法律名を明記する。）は、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図ることを目的としている。

### ii) 児童福祉法総則規定

#### a) 児童福祉法の理念の明確化

#### ア) 改正の趣旨

改正法において、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することが、同法の総則の冒頭（第1条）に掲げられた。さらに、この原理は、児童に関する全ての法令の施行に当たって、常に尊重されなければならないことが明記された（改正法3条）。

## イ) 総則規定

改正法では、「国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める」ことが規定された（同法第2条第1項）。この規定のうち児童の意見の尊重は、子どもの権利条約12条の趣旨に合致するものであり、国内法では、本条と同様に子どもの権利条約の趣旨に即して、家事事件手続法65条が「子の意思の考慮」を規定している。ただし、規定上は、意見が尊重されると表現され、かつ努力義務とされていることから、本条が子どもに意見表明を権利として認める趣旨か否かについては、議論の分かれうるところであろう。

改正法2条2項は、「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」として、保護者の責任を明記した。この規定については、親の養育責任を私的義務ととらえ、教育費の負担が家庭の自助に委ねられ、子どもの生育が家庭状況に左右されるおそれがあることから、本条は、2条3項及び3条の2における国や自治体の養育責任との関係で理解される必要があるとの指摘がある（川松・2017）。

## b) 家庭養育の尊重

改正法は、実父母や親族等を養育者とする養育＝家庭養育を尊重し、保護者への支援を明記した（3条の2本文）。代替的養育は例外と位置付けられ（同法3条の2ただし書き）、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託が推進されることになった。もっとも、専門的なケアを要する等、里親等への委託が適当でない場合には、施設において養育することとするが、それも、できる限り、小規模グループケアやグループホーム等の家庭に近い環境での養育が求められることになった。特に就学前の乳幼児期は、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とするとされた（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）平成28年6月3日、雇児発0603第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第2-2(1)）。

## c) 都道府県・国の役割と責務の明確化

### ア) 改正の趣旨

改正法は、市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務を児童福祉法の総則に規定し、明確化した。

### イ) 改正の概要

#### a) 市町村の責務

市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行う（改正法3条の3第1項）とされた。これにより、施設入所等の措置を採るに至らなかった児童への在宅支援等については、住民に身近な存在である市町村が児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされた。

#### β) 都道府県の責務

都道府県は、一時保護や施設入所等の行政処分としての措置等を行う等、強制権限を伴う措置や、



市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識、技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を行うこととされた（改正法3条の3第2項）。

#### γ) 国の責務

国は、市町村及び都道府県における体制等に関する水準を明確にし、その達成に必要な方策を具体化するなどにより、児童の福祉に関する支援の質に差異が生じないようにするため、市町村及び都道府県により行なわれる業務の適正かつ円滑な実施を目的に、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報提供等の必要な各般の措置を講ずることとされた（改正法3条の3第3項）。

#### d) しつけを名目とした児童虐待の防止

「しつけを名目とする児童虐待」を防止することを目的に、法律上「親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならない」と明記された（児童虐待防止法14条）。この規定は、「親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」とする民法820条の趣旨と合致するものである。しかし、「しつけとしての体罰」の禁止は明記されておらず、今後の課題とされた（平成28年5月26日参議院厚生労働委員会付帯決議二「…体罰によらない子育てを啓発すること。…親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること。」）。

#### iii) 児童虐待の発生予防

##### a) 子育て世代包括支援センターの法定化

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）について、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指すこととし、「市町村は、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う『子育て世代包括支援センター』を設置するように努めなければならない（母子保健法第22条）」とされた。これにより、母子保健法に児童虐待防止が明確に位置付けられることになった。

##### b) 支援を要する妊婦等に関する情報提供

出産前にとくに支援を要する妊婦、児童、その保護者に日頃から接する機会の多い医療機関、児童福祉施設、学校等が、支援を要する妊婦等を把握した場合には、その情報を市町村に提供するよう努めることとされた（改正法21条の10の5第1項）。特定妊婦や要支援児童に関しては、「要保護児童」と異なり、通告としてではなく、「情報提供」が一定の者に求められるとともに、この情報提供は努力義務として規定された。

##### c) 母子保健施策を通じた虐待予防等

妊娠の届出や乳幼児健診等の母子保健施策は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会であり、妊娠・

出産の悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資することができる。そのためには、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携を強化することが必要となる。そこで、今回の改正により、改正法は、国及び地方公共団体は、母子保健施策を講ずるに当たって、当該施策が乳幼児の虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することとし（母子保健法第5条第2項）、母子保健施策に虐待の予防、早期発見・支援機能を持たせることとした。

#### iv) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

##### a) 市町村における支援拠点の整備

在宅支援体制を一層充実させることを目的に、市町村は、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供する拠点の整備に努めることとされた（改正法10条の2）。

##### b) 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職を置くこととし（改正法25条の2第6項）、専門職配置が義務化された（改正前は努力義務）。また、調整機関に配置される専門職は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとされた（改正法25条の2第8項）。

##### c) 児童相談所設置自治体の拡大

政令で定める特別区は、児童相談所を設置することとされた（改正法59条の4第1項）。

##### d) 児童相談所の体制強化

児童相談所において、児童虐待対応の業務量に見合った体制強化・専門性向上を図るため、専門職を配置し、その資質の向上を図ることとされた（児童相談所における専門職の配置については、「児童相談所強化プラン」平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進室本部決定参照のこと）。

具体的には、児童心理司（改正法12条の3第6項1号）、医師または保健師の配置（改正法第12条の3第6項第2号）、児童福祉司スーパーバイザーの配置（同法第13条第5項）、弁護士の配置（改正法第12条第3項）の措置が採られることになった。

また、児童福祉司の数も、政令で定める基準を標準として都道府県が定めることとされ（改正法第13条第2項）、原則として、人口4万人に一人の児童福祉司が配置されることになった。さらに、各児童相談所児童福祉司6人に一人のスーパーバイザーが配置されることとされた（改正法13条6項）。その他、児童福祉司等の対応力強化を目的として、社会福祉主事任用児童福祉司の講習受講（改正法13条3項5号）、児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）の研修受講（改正法13条第8項）が義務付けられた。

##### e) 臨検・捜索手続の簡素化

都道府県による臨検・捜索を迅速に実施できるようにする趣旨から、児童虐待が行われている疑い

のある児童の住所等に臨検させ、または当該児童を捜索させる際に、当該児童の保護者が再出頭の求めに応じないことを要件からはずし、手続の簡素化が図られた（児童虐待防止法9条の3）。

#### **f) 一時保護の目的の明確化**

一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の状況を把握するために行うものであることが明確にされた（改正法33条）。

#### **g) 児童及び保護者に対する通所・在宅における指導措置**

在宅指導中の虐待や施設退所による再統合後の在宅支援中に再発した虐待により、死亡に至る事例もあることから、市町村による在宅支援の取組強化が必要となる。

改正法は、その方策の一つとしてとして、児童相談所による指導措置について、児童相談所は市町村に養育支援等を委託して指導させることができることとした（改正法26条1項2号）。

また、虐待事案について当事者の身近な場所で、適切な機関が対応できるよう、児童相談所から市町村に事案を送致できることとされた（改正法26条1項3号関係）。同様の趣旨から、児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認める者を、その事業の実施に係る市町村の長に通知することとされた（改正法26条1項8号関係）。このような措置を行うに当たっては、児童相談所と市町村との間で、対応に漏れや齟齬が生じるおそれがある。そこで、厚生労働省において共通の基準となるアセスメントツールを作成することになった。

#### **h) 関係機関等による調査協力**

改正前には児童虐待に関する情報提供を求められる主体に含まれていなかった民間の医療機関、児童福祉施設、学校等についても、児童虐待に係る情報を提供できる主体に追加された（児童虐待防止法第13条の4）。

もっともこれらの機関等は、情報提供を求められたとしても、これに応答する義務までは負うことはなく、これら機関による情報提供が法的根拠にもとづくものであり、提供しても法的責任を負うことはないとするすることで、情報提供を促進する趣旨であると解される。

#### **v) 被虐待児童の自立支援**

##### **a) 親子関係再構築支援**

改正法は、親子分離したケースについて、親子関係の再構築を適切に行うため、児童相談所が措置を解除するに当たっては、民間団体等への委託を含め、地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施することとした（改正法48条の3、児童虐待防止法第13条、同法第13条の2）。

##### **b) 里親委託の推進**

改正法は、家庭養護の推進を図る趣旨から、里親制度の利用を促進することを目的に、一貫した里

親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けた（改正法 11 条 1 項 2 号へ）。

同様の目的から、児童相談所による養子縁組に関する相談・支援を充実させ、これが確実に行われるよう、養子縁組に関する相談・支援を児童相談所の業務として法律上明確に規定した（改正法 11 条 1 項 2 号ト）。

養子縁組里親による養育の質について、全国的に一定の水準を確保するため、養子縁組里親に対し研修を実施するとともに（改正法 6 条の 4 第 1 号）、養子縁組里親に最低限必要な欠格要件が設けられた（改正法 34 条の 20）。

#### **c) 18 歳以上の者に対する支援の継続**

児童福祉法の「児童」の年齢を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じ継続されることが不可欠であるところから、18 歳以上 20 歳未満の者のうち、一時保護や施設入所の措置等が採られている者について、施設入所や一時保護及び措置の継続等、必要な支援が継続できるようにすることとされた（改正法 31 条 4 項、33 条 6 項、33 条 8 項）。

#### **d) 自立援助ホームの対象者の拡大**

自立援助ホームで生活している者のうち、大学の学生等であって 20 歳に達した日から 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていたものに限る。）は、児童自立生活援助の対象とされた（改正法 6 条の 3 第 1 項、33 条の 6 及び 50 条の 3）。

#### **vi) その他の改正事項**

##### **a) 児童福祉審議会に関する事項**

都道府県や市町村に置かれている児童福祉審議会は、調査審議のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、職員の説明や資料提出等を求めることができることに加えて、児童や家族本人から意見を聴くことができることとされた（改正法 8 条 6 項）。これにより、児童福祉審議会に子どもの権利擁護機能を持たせることとなった。この目的のため、児童福祉審議会の委員は公平な判断ができる者であることを求められることになった（改正法第 9 条）。

##### **b) 情緒障害児短期治療施設の名称変更**

情緒障害児短期治療施設の名称が変更され、「児童心理治療施設」とされた（改正法 43 条の 2）。

#### **vii) 検討事項**

検討規定等において、以下の項目について検討し、必要な措置を講ずることとされた。

- 1 特別養子縁組制度の利用促進の在り方（附則 2 条 1 項）。
- 2 要保護児童を適切に保護するための措置に関する手続における裁判所の関与の在り方（同 2 条 2 項）。
- 3 この法律の施行後 2 年以内における、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策（同 2 条 3 項）。

- 4 法律の施行後5年を目途として、改正後の施行状況の検討を踏まえた各法律の規定（同2条4項）。  
その他
- 5 法律の施行後5年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずる（同3条）。
- 6 施行に必要な経過措置の制定および関係法律改正する。

### ③ 改正後の動向

検討規定等における課題を検討し、改正法の内容を具体的に実現するために、関連する検討会等が厚生労働省に設置され、議論がなされた。

#### i) 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行い、併せて、「社会的養護の課題と将来像」（2011年7月）を全面的に見直すことを目的に、2016年7月に、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が厚生労働大臣の下に設置された。その検討事項は、以下の通りである。

- i) 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体の鳥瞰
- ii) 改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- iii) ii) を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
- iv) 里親委託、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- v) ii) ～iv) を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
- vi) 児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方

同検討会は、16回の会議を重ねて、(1) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築 (2) 児童相談所・一時保護改革 (3) 里親への包括的支援体制（フォスターリング機関）の抜本的強化と里親制度改革 (4) 永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進 (5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標 (6) 子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革 (7) 自立支援（リービングケア、アフターケア） (8) 人材の専門性の向上 (9) 都道府県計画の見直しを検討し、国による支援を骨子とする「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられ、2017年8月2日、実現のための工程を含めて公表された。このビジョンは、改正児童福祉法の実体化の道筋を示すものであり、その後の児童福祉行政に大きな影響を与えることになった。

#### ii) 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

2016年5月に成立した改正児童福祉法は、身近な場所における支援業務を適切に行い、在宅支援

を中心に身近な場所で児童・保護者を積極的に支援することで、児童虐待の発生予防等を図ることを市区町村の責務とした。このため、改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行うことを目的に「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」が2016年8月に設置された。

検討事項は、以下の通りである。

- i) 市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- ii) 市区町村が虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うのに必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策
- iii) 要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化
- iv) 市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方

同検討会は、8回の会議を開催し、2016年8月に、以下の項目を含む報告書を公表した。

- i) 市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）案
- ii) 児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール案
- iii) 要保護児童対策地域協議会・運営指針案

2017年3月には「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」が公表されるとともに、その後、関連する通知が発出された。

### iii) 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

改正児童福祉法は、児童相談所の体制強化を図る観点から、専門職の配置を位置付け、併せて児童福祉司等には国が定める基準による研修の受講・修了を義務付けた。これらの点を実現するため、児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等の構築を目的にワーキンググループを開催し、国の基準に適合する研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行うこととされた。

同ワーキンググループの検討事項は、以下の通りである。

(a) 2017年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

ア) 地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証

イ) 以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等

- ・スーパーバイザーを含む児童福祉司
- ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※研修科目・時間（講義・実習）、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

(b) 児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

ア) 児童相談所の体制強化（専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の

通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等) に向けた更なる方策

イ) 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)

ウ) 研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

2017年12月8日の第10回の会議では、「『新しい社会的養育ビジョン』を踏まえた児童相談所運営指針の見直しイメージ」及び「一時保護ガイドライン(案)」が取りまとめられた。その後、一時保護については、2018年7月6日に厚生労働省から「一時保護ガイドラインについて」が通知として発出され(厚生労働省子ども家庭局長通知子発0706第4号)、これに伴って「児童相談所運営指針」も改正された。

#### iv) 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

改正児童福祉法等の附則は、「児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずること」とされ(2条第1項)、同条2項は「要保護児童を適切に保護する措置の手續に関する裁判所の関与の在り方について検討し、必要な措置を講ずること」とした。

これらを踏まえて、(i) 要保護児童を適切に保護するための措置に係る手續における裁判所の関与の在り方及び(ii) 児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討事項として、2016年7月25日に「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」第1回会議が開催された。

司法関与については、9回の検討を経て2017年1月16日、2か月を超える一時保護に対する司法関与、児童福祉司指導に関する裁判所命令、面会通信制限・接近禁止命令に関する「議論の整理」が公表された。特別養子制度の利用促進に関しては i) 年齢要件 ii) 審判の申立権、実父母の同意等の成立要件 iii) 子の出自を知る権利 iv) 養子縁組成立前後の養親や子どもに対する支援 v) 行政と民間あっせん団体の支援体制の強化・連携・協働、養親候補者情報の共有の5つの論点をめぐって5回の検討がなされ、個々の課題に関する現状と課題、主な議論を整理した報告書が2017年6月30日に公表された。

その後、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与、家庭裁判所による一時保護の審査の導入、接近禁止命令を行うことができる場合の拡大を主要内容とする児童福祉法・児童虐待防止改正法が、2017年6月14日に成立した。特別養子制度の利用促進に関しては、法務省法制審議会特別養子制度部会で検討が行われ、中間試案を経て、2019年1月29日に養子となる者の年齢要件、特別養子縁組の成立手続きを主な改正点とする「特別養子制度に関する要綱案」が公表され、令和元年6月7日に、特別養子縁組の成立要件の緩和等を内容とする民法等の一部を改正する法律(令和元年法律第34号)が成立した。

#### 【参考文献】

「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」平成28年6月3日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

## （2）通知

### ① 児童福祉法等改正

2016年5月27日の児童福祉法等の改正に関して、数多くの通知が発出された。

#### i) 公布関係

「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成28年6月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0603第1号）は、平成28年児童福祉法等一部改正法が成立・公布されたことから、その趣旨及び概要を示す通知である。

「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の公布について（通知）」（平成28年8月18日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0818第1号）は、児童福祉法等一部改正法の一部施行に伴い、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）等について所要の改正を行った旨の通知であり、児童福祉司、スーパーバイザーの配置基準、経過措置等について解説している。

「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の公布について（通知）」（平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第1号）は、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が2017年3月29日に、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成29年厚生労働省令第38号）が同年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行することとされているところから、改正の内容を了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を求める通知である。

2016年児童福祉法改正に続いて、2017年に児童虐待に対する司法関与に関する法改正が行われることになるが、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について」（平成29年3月7日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室事務連絡）は、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」の議論を踏まえて、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第193回国会に提出された旨の事務連絡である。

#### ii) 児童相談所運営指針

「児童相談所運営指針の改正について」（平成28年9月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0929第1号）は、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、改正法の一部が公布日に施行されていること及び同年10月1日施行の改正事項があることから、「児童相談所運営指針」の一部を改正し、改正の内容について了知し、児童相談所はじめ管内の市区町村並びに関係機関及び



関係団体等に対し周知を図るよう求める通知である。

「児童相談所運営指針について」(平成 29 年 3 月 31 日厚生省児童家庭局長通知雇児発 0331 第 45 号)は、児童福祉法の理念、養子縁組、市町村との関係、子育て世代包括支援センターとの連携等を主な内容とする 2016 年の児童福祉法等一部改正法が 2017 年 4 月 1 日に全面施行されることに伴い、改正の内容の了知及び管内市町村、関係機関、関係団体への周知を求める。

## ② 刑事司法との連携

### i) 協同面接

「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成 27 年 10 月 28 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 1028 第 1 号)は、子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接の実施を含め、調査や捜査の段階で、可能な限り、子どもから同じ内容の話を繰り返し聴取しないなど、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を 3 機関で協議・実施する取組を試行的に実施することに関する通知である。

併せて、最高検察庁刑事部長からは「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成 27 年 10 月 28 日付最高検刑第 103 号)が、警察庁からは「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成 27 年 10 月 28 日付警察庁丁刑企発第 69 号ほか)が発出された。

これら一連の通知により、3 者協同による面接が促進されることになった。

### ii) 警察との連携

「児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について(通達)」(警察庁生活安全局少年課長、同局生活安全企画課長、同局地域課長、同庁刑事局刑事企画課長、捜査第一課長通達)は、2016 年 1 月に発生した埼玉県狭山市における虐待死亡事件において、警察の対応に課題があるとされた事件を受けて、警察庁から発出された通知である。

すなわち、警察職員による児童の安全確認の結果、児童虐待を受けたと思われないと判断したにもかかわらず、その後児童虐待による重篤な被害が明らかになった事案が見られた。このような事態の発生を防ぎ、児童の安全確保をより確実なものとするため、警察において児童虐待が疑われる情報を覚知し、通告をすべきか否かの判断を行うに当たり、警察部内の情報のみならず、児童相談所、市町村等関係機関に対して関連情報の照会等を行い、それにより得られた情報を含めて総合的に判断すること等が有効と考えられる。そこで本通知は、取組の強化を図ることを目的に、各都道府県警察にあっては、児童相談所、市町村等関係機関との一層緊密かつ適切な連携を図るとともに、以下の事項の実施・徹底を求めた。

1. 確実な通告の実施
2. 児童相談所等関係機関に対する事前照会の徹底
3. 通告後の情報共有等、警察部内における的確な対応の徹底

同日、厚生労働省からも同趣旨の通知が発せられ（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長雇児総発0401第6号）、警察からの照会等に適切に対応し、一層の連携強化を図るため、警察から児童相談所及び市区町村に対する照会への対応及び児童相談所及び市区町村から警察に対する情報提供等の対応及び留意点が示された。

この通知により、要保護児童対策地域協議会による対応にも変化が現れるなど、警察と児童相談所の連携がさらに強化されることになった。

### iii) 検察との連携

「児童虐待への対応における検察との連携の推進について」(平成26年6月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0626第1号)は、児童虐待に関連した事件の捜査及び公判を担当する検察官等と児童相談所との情報共有や相互協力の連携体制を一層強化することを目的とする通知である。

個別事案における連携として、児童相談所は、一時保護等を解除して家庭復帰を行う場合には、虐待者に対する司法の判断に左右されることなく、児童の安全確保を最優先に、家庭復帰後の各機関の役割や対応策に係る具体的な検討を行う必要があること、その過程で、検察官等が把握している虐待事案の内容や捜査等の経緯、不起訴処分の理由や判決の要旨等について、検察官等に提供を求めることが可能であるが、あらかじめ検察官等と協議を行い、検察官等から情報を得る際に確認しておくこと、児童相談所が把握している児童及び保護者等に関する情報についても、検察官等から捜査等の必要に応じて照会があった場合には、可能な範囲で提供する等、当該事案の対応が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うことが考えられるとする。

平素からの連携については、児童相談所の研修等に検察官等を講師に招くほか、検察官との協議の場を設ける等により知見を深め、児童相談所と検察の相互理解を深めるため、検察官等への説明の機会を積極的に持つなどして、平素より関係の構築に努めることとしている。

この通知と併せて、法務省からは「児童相談所との連携の充実について」(平成26年6月26日法務省刑事局刑事課長事務連絡)が発出され、検察官等は、プライバシーや捜査・公判への影響を勘案したうえで、必要に応じて児童相談所に対し、事案の概要や捜査・公判の経緯等の情報提供に配慮するよう求めることとされた。

## ③ 児童相談所の設置及び体制強化

### i) 児童相談所設置市の拡大

「『児童相談所を設置する市について』の一部改正について」(平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0331第13号)は、地方分権改革推進要綱(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)第2の1の(1)の【保健所・児童相談所】を踏まえ、児童相談所設置市として政令で個別に定める際の考え方等について、「児童相談所設置市への移行を希望する市」には特別区を含むものとし、国による政令指定の確認手続、移行における児童相談所設置希望市や都道府県の留意点を示した。

## ii) 児童福祉司の対応力強化

「『児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について』の一部改正について」(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0331 第 43 号)は、児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務範囲等について、「児童福祉法施行規則等一部を改正する省令」により、児童福祉法施行規則第 5 条の 3 にその範囲が定められているが、同条第 3 号厚生労働大臣が認める施設の範囲及び各施設における福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他援助を行う業務範囲について、「施設」に児童福祉法に規定する保育所並びに都道府県及び市町村(特別区を含む。)を追加した等の旨の通知である。

「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長雇児発 0331 第 16 号)は、平成 28 年 5 月 27 日成立の改正児童福祉法を踏まえ、児童福祉司等に義務付けられた研修等の内容や実施体制等を構築するため、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」が児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等が平成 29 年厚生労働省告示第 130 号、同第 131 号、同第 132 号、同第 134 号で定められたことを踏まえ、各自治体が研修等の実施に当たっての参考とするため、研修等の詳細について定め、その適正かつ円滑な実施及び管内市町村に対して周知を求める通知である。

「児童福祉法第 13 条第 3 項第 5 号の厚生労働大臣が定める講習会等の制定について」(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0331 第 2 号)は、児童福祉法等一部改正法が 2017 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「児童福祉法第 13 条第 3 項第 5 号の厚生労働大臣が定める講習会」(平成 29 年厚生労働省告示第 130 号)、「児童福祉法第 13 条第 8 項の厚生労働大臣が定める基準」(平成 29 年厚生労働省告示第 131 号)、「児童福祉法第 25 条の 2 第 8 項の厚生労働大臣が定める基準」(平成 29 年厚生労働省告示第 132 号)及び「児童福祉法施行規則第 6 条第 11 号の厚生労働大臣が定める講習会」(平成 29 年厚生労働省告示第 134 号)が、同年 4 月 1 日から適用することとされているところから、これらを十分了知し、管内市町村(特別区を含む。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を求める通知である。

改正法の施行に伴い義務化される児童福祉司等の研修等の詳細については、別途「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(平成 29 年 3 月 31 日付雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0331 第 16 号)において通知された。

## ④ 市町村の役割の強化

「『市町村児童家庭相談援助指針』の改正について」(平成 28 年 10 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 1031 第 2 号)は、2016 年の児童福祉法等一部改正法の施行に伴い、「市町村児童家庭相談援助指針」が改正されたことを受けて、都道府県に、改正の内容について、管内の市町村、関係機関及び関係団体等への周知を求める通知であり、市町村においては、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うため、改正後の同指針を踏まえ、適正な児童家庭相談援助の実施に努めるよう求めた。

子ども家庭相談については、子どもに対する支援だけではなく、子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者も共に支える視点が不可欠であり、その観点から、保護者に対する助言、指導等の支援が必要となる。「『市町村子ども家庭支援指針』（ガイドライン）について」（平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第47号）は、すべての子どもとその家庭および妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般が適切に実施されるよう、本指針（ガイドライン）を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に子ども家庭支援を実施することを、市町村並びに関係機関及び関係団体等に求める通知である。

児童福祉法等一部改正法において、市町村が子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確にされ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭支援拠点）の整備に努めなければならないとされた。「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第49号）は、同支援拠点における運営に関する基準及び設備について、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」を定め、2017年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を求める通知である。

児童福祉法等の一部を改正する法律の21条の10の5が10月1日に施行され、要支援児童、要保護児童及び特定妊婦と思われる者に日頃から接する機会の多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされた。また、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第12次報告では、妊娠期から切れ目のない支援体制の整備の必要性と、学校内での虐待に関する理解の向上、要保護児童対策地域協議会を活用した支援体制づくりの重要性等が提言として公表された。これらを踏まえ、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知雇児総発0331第9号、母子保健課長通知雇児母発0331第2号）は、各地方自治体に、要支援児童等を早期に把握し、速やかに支援を開始するために保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築と、より一層の連携に取り組むことを求め、都道府県には、管内の市町村や病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関への周知を求めた。

「『要保護児童対策地域協議会設置・運営指針』の一部改正について」（平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第46号）は、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」が改正され、2017年4月1日から適用することとされたので、都道府県知事から管内の市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除き、特別区長を含む。）に対して周知を求める通知である。

「児童家庭支援センターの設置運営等について」（平成28年9月1日厚生省児童家庭局長通知雇児発0901第5号）は、「児童家庭支援センター設置運営要綱」の一部を改正した旨の通知である。

## ⑤ 母子保健関係

「産前産後母子生活支援事業(モデル事業)の実施について」(平成 29 年 4 月 2 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児 0331 第 11 号)は、改正児童福祉法により、出産後の養育に支援が必要な妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦等への支援の強化を図るため、「産前・産後母子支援事業(モデル事業)実施要綱」が定められ、2017 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を都道府県知事等に求める通知である。

## ⑥ 機関連携

### i) 情報提供

2016 年に改正された児童虐待防止法 13 条の 4 において、地方公共団体の機関に加え、児童の医療、福祉または教育に係る機関や児童の医療、福祉または教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるものとされた。これを受けて、「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」(平成 28 年 12 月 16 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 1216 第 1 号)は、改正法に規定されていない民間事業者からの資料または情報の提供に係る考え方も含め、当該規定の趣旨等を示した。さらに、市町村、都道府県が設置する福祉事務所、児童相談所に対して、必要のある場合には、躊躇なく資料または情報の提供を依頼するとともに、できる限りの協力を求め、児童虐待への対応方針の判断等にあたり活用するよう求めた。

### ii) 児童相談所と市町村の連携

「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成 26 年 5 月 13 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0513 第 8 号)においては、児童相談所体制整備事業に市町村との連携強化事業が新設され、都道府県は児童相談所 OB に加えて保健所 OB を児童相談所に配置し、援助技術等の提供を行うため、年間を通じて市町村に派遣・巡回させ、市町村職員とチームを組んで家庭訪問や面接指導等に取り組むこととされた。その他、都道府県の広報啓発等事業として、地域の関係機関、関係団体に対して児童虐待防止の取組みを促し、児童相談所と市町村や関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業が加えられた。

2016 年の児童福祉法等一部改正法により、子どもが心身ともに健やかに養育されるよう、市町村と都道府県の役割が明確化され、2017 年 4 月 1 日施行の改正事項として、従前からの市町村から児童相談所への事案送致に加えて、児童相談所から市町村への事案送致が新設された。「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0331 第 10 号)は、児童相談所と市町村が通告等により受理した「児童虐待」または「児童虐待が疑われる」ケースに関して、共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行う指標となる「共通リスクアセスメントツール」の運用について定めた旨の通知である。

### iii) 居所不明児童

「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成 27 年 3 月 16 日総務省自治行政局住民制度課長、文部科学省初等中等教育局教育企画課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長連名通知総行住第 33 号、26 初初企 第 53 号、雇児総発 0316 第 1 号）は、居所不明児童への対応について、これまでの調査や通知による取組がなされている状況で、副大臣等会議における関係省庁の申し合わせを踏まえ、居住実態が把握できない児童に関する市町村内及び市町村間の情報共有と連携のあり方等に関して、遺漏のない対応をするよう求めた通知である。

### ⑦ 性虐待関係

「犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」に関して内閣府犯罪被害者等施策推進室から 2012 年 3 月に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設を検討している自治体・民間団体等に同センターのモデルを示し、開設・運営に役立つ情報やノウハウを提供することで、同センターの設置促進を目的とする手引きに関する通知が発出された。さらに性虐待に関連して「近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための罰則の整備を早急に行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を賜りたい。」との法務大臣からの諮問に答えるため、2015 年 11 月に法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会で検討が開始された。その後、刑法の一部改正法が平成 29 年 6 月に成立し、「監護者わいせつ罪」（改正後の刑法 179 条 1 項）、「監護者性交等罪」（改正後の刑法 179 条 2 項）が新設された。

### ⑧ 社会的養護

#### i) 情緒障害児短期治療施設

「平成 28 年改正児童福祉法の施行に伴う情緒障害児短期治療施設関係通知の取扱い について」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省児童家庭局長通知雇児発 0331 第 41 号）は、2016 年の児童福祉法等一部改正法により、「情緒障害児短期治療施設」が「児童心理治療施設」に名称を変更されたことに伴う、読替え措置に関する通知である。

#### ii) 自立支援

「『児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸し付けについて』の一部改正について」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働事務次官雇児発 0331 第 13 号）は、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームが、それぞれ、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）と名称変更されたこと等に伴う改正に関する通知である。

「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児 0331 第 10 号）は、2016 年児童福祉法改正により、里親等への委託や児童養護施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により解除された者のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合には、原則 22 歳の年度末まで個々の状況に応じて引き続き必

要な支援を受けることができるよう「社会的養護自立支援事業実施要綱」が定められ、また、就職やアパート等の賃借や大学へ進学する際に支障が生じることのないよう「身元保証人確保対策事業実施要綱」が定められ、2017年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を求める通知である。

「就学者自立生活援助事業の実施について」（平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第56号）は、児童福祉法一部改正法により自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、22歳の年度末までにある大学等就学中の者を対象に追加したことから、20歳到達後22歳の年度末までの間における支援を引き続き受けることができるよう「就学者自立生活援助事業実施要綱」を定め、2017年4月1日から実施することとしたのでその適正かつ円滑な運用を求める通知である。

「『児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について』の一部改正について」（平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第55号）は、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームが、それぞれ、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）と名称変更されたこと等に伴う改正に関する通知である。

### iii) 里親、ファミリーホーム関係

「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成28年3月31日、厚生労働省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知障発0331第4号、厚生労働省児童家庭局家庭福祉課長通知雇児福発0331第1号、厚生労働省児童家庭局保育課長通知雇児保発0331第1号）は、里親の就労等により里親に委託されている児童の保育の必要性が生じた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親への委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親に委託されていることが、保育所へ入所することを妨げないものとする、児童を既に就労している里親に委託することが当該児童の最善の利益に適うと認められる場合についても、同様の取り扱いであること、同様の取り扱いは、里親および小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合や里親及びファミリーホームに委託されている児童が、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は短期入所を受ける場合、母子生活支援施設入所児童が障害児通所支援を受ける場合等にも認められるとした。

「里親支援機関事業の実施について」（平成28年9月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知日雇児発0901第6号）は、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっているとして、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、児童の委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、「里親支援機関事業実施要綱」が定められ、施行されることになったので、その適正かつ、円滑な実施を求める通知である。

「里親委託ガイドラインについて」（平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第38号）は、2016年児童福祉法等一部改正法の施行に伴う同ガイドラインの一部を改正し

た旨の通知である。

「里親制度の運営について」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0331 第 35 号）は、今後の里親制度の運営に関し留意すべき事項を里親制度運営要綱として定めたので、了知の上、その取扱いに遺漏のないよう求める旨の通知である。

「里親支援事業の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0331 第 44 号）は、里親支援等の業務を総合的に実施するため、「里親支援事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられることを求める通知である。

「養育里親研修制度の運営について」の一部改正について」（平成 29 年 4 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児 0331 第 36 号）は、2009 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」のうち、「認定時の研修」を「登録時の研修」と改正した旨の通知である。

「養子縁組里親研修制度の運営について」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0331 第 37 号）は、養子縁組里親研修制度の運営に関し、実施主体、研修の趣旨、対象者、研修の実施方法、期間、養育実習、修了認定等の留意すべき事項を定めた通知である。

「『育児休業の対象となる【その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定めるところにより委託されている者】であることを証明する書類について』の一部改正について」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、職業家庭両立課長通知雇児総発 0331 第 3 号雇児福発 0331 第 1 号、雇児職発第 0331 第 1 号）は、育児休業の対象となる「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者」に、「厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」に養子縁組里親を追加した。

「『小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について』の一部改正について」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第 39 号）は、第 1 の目的に、「家庭における養育環境と同様の養育環境において」養育を行う旨及び「家庭における養育環境と同様の養育環境」については、「単に虐待等のない良好な生活基盤であるだけでなく、子どもの逆境体験や離別・喪失による傷つきを回復するための生活基盤として、『家』という物理的環境のほか、一貫かつ継続した密な関係性を形成し養育能力がある特定の養育者との生活が共有できること等が必要であることから、養育者となる職員については人事異動が想定されていないことが望ましい。」旨の追加等がなされた旨を通知する。

（吉田恒雄）

### 3 判例の動向

#### （1）児童福祉法

今期、児童福祉法に関する公表裁判例はなかった。なお、司法統計年報によれば、対象期の児童福祉法 28 条 1 項事件および 2 項事件（期間更新）の新受件数は、2014 年 422 件（1 項：279 件、2 項：143 件）、2015 年 404 件（1 項：254 件、2 項：150 件）、2016 年 429 件（1 項：269 件、2 項：160 件）、



2017年421件（1項：288件、2項：133件）で推移している。最高裁判所の公表した『親権制限事件及び児童福祉法28条事件の概況（平成29年1月～12月）』によれば、2017年の児童福祉法28条1項事件の終局割合は、認容74.7%、却下5.8%、取下げ18.8%であり、同年の児童福祉法28条2項事件の終局割合は、認容98.0%、却下0%、取下げ2.0%であった（最高裁判所事務総局家庭局・2017：4頁）。全体として、認容率の高さが目立つが、とりわけ期間更新にかかる児童福祉法28条2項事件の認容率の高さ、および取下率の低さが注目される。

## 【参考文献】

石井芳明＝依田吉人「親権制限事件の運用状況」『法律のひろば』68巻9号（2015年9月）16－23頁【文献7】

最高裁判所事務総局家庭局『親権制限事件及び児童福祉法28条事件の概況（平成29年1月～12月）』（最高裁判所ホームページ）

（阿部純一）

## （2）民法

司法統計年報によれば、対象期の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）に関する事件の新受件数は、2014年273件（親権喪失：110件、親権停止：153件、管理権喪失：10件）、2015年261件（親権喪失：63件、親権停止：192件、管理権喪失：6件）、2016年314件（親権喪失：108件、親権停止：202件、管理権喪失：4件）、2017年372件（親権喪失：118件、親権停止：250件、管理権喪失：4件）で推移している。

さらに、『親権制限事件及び児童福祉法28条事件の概況（平成29年1月～12月）』によれば、2017年の親権喪失事件の終局割合は、認容23.5%、却下20.2%、取下げ52.9%であり、同年の親権停止事件の終局割合は、認容29.0%、却下13.9%、取下げ53.7%であった（最高裁判所事務総局家庭局・2017：4頁）。全体としてみると、認容率が20%代に留まる一方で、取下率の高さが注目される。親権喪失および親権停止の申立人の属性（2017年）については、子の親族が最多の236人（親権喪失：96人、親権停止：140人）で、児童相談所長が84人（親権喪失：10人、親権停止：74人）、子本人も27人（親権喪失：12人、親権停止：15人）であった（最高裁判所事務総局家庭局・2017：7頁）。

第8期の民法に関する公表裁判例は7件であり、親権停止を本案とする審判前の保全処分が4件、親権停止の審判が1件、親権停止取消の審判が1件、面会交流事件が1件であった。

審判前の保全処分については、いずれも特徴的な事件が公表されている。まず、子が手術等の医療的な措置を受ける必要があるにもかかわらず、親権者が医療同意を行わない、いわゆる医療ネグレクトが問題になった事件が2件ある。東京家裁審判平成27年4月14日【判例1】は、親権者が宗教的信念を理由として必要な輸血に同意しないケースについて、輸血に同意しないことで子の生命に危険を生じさせる可能性が極めて高く、子の利益を害することが明らかであり、保全の必要性も認められるとして、親権者の職務執行を停止し、申立人である児童相談所長を職務代行者に選任した。これに対して、東京家裁審判平成28年6月29日【判例4】は、直ちに手術を要する心臓疾患を抱えた子の親権者が、治療には同意しているが、子を見舞う回数も少なく、医師と約束した面談の予定をキャン

セルするなど、現在の緊急事態に迅速かつ適切に対応できるかどうか疑問があるとして、親権者の職務執行を停止した。前者は、信仰を理由とした輸血拒否事件であり、これまでの公表例にも類似事件があるが、本件では、親権者は、無輸血の手術の中で、輸血の必要があった場合には、親権が一時的にない状態であれば、輸血は致し方ない旨の意思を表示していた。後者の事件は、信仰を理由とした医療拒否事件ではないものの、親権者の対応や生活状況から、子の手術に対応できるかどうかについて疑問があるとされた事件である。

他方で、いわゆる医療ネグレクト以外の審判前の保全処分として、進学や就職のために親権者の職務執行を停止し、職務代行者を選任した事件が公表された。千葉家裁館山支部審判平成28年3月17日【判例2】は、軽度精神発達遅滞等の障害がある未成年者が、特別支援学校に進学するに当たり、療育手帳の取得等の手続を行わなければならないにもかかわらず、親権者がこれに応じないケースについて、親権者の職務執行を停止し、児童相談所長を職務代行者に選任した（同事件の本案については、千葉家裁館山支部審判平成28年3月31日【判例3】を参照）。広島家裁審判平成28年11月21日【判例5】は、高校3年生の子が県外就職を希望していることに立腹した親権者父が、子に対して合理的な理由もなく一切の関わりを拒否して就職のために必要な手続への協力等も拒んでいるケースについて、親権者の職務執行を停止し、弁護士を職務代行者に選任した。

2011年民法改正によって、親権停止制度（民法834条の2）が新設されたが、親権停止審判の取消しが認められた事件がはじめて公表された。和歌山家裁審判平成27年9月30日【判例7】は、親権停止審判の後に、子の母である申立人が子に対して暴言暴力を行った同居人との連絡を絶ち、子も母およびその夫と共に生活することを強く望んでおり、県の子ども・女性・障害者相談センターが申立人の未成年者に対する親権停止を解除し、地域での支援につなげることが必要であると判断していることなどを理由として、申立人の子に対する親権停止の審判の原因事実がなくなったものと認め、親権停止の審判を取り消した。

また、東京高裁決定平成27年6月12日【判例6】は、面会交流に関する事件であるが、非監護親から監護親に対する暴力、暴言等により監護親および未成年者らが心因反応を発症しているケースについて、4か月に1回の子らの近況を撮影した写真を送付することに加え、2か月に1回の非監護親から子らへの手紙を速やかに子らに渡さなければならないとして間接交流を認めた事例として注目される。

## 【参考文献】

石井芳明＝依田吉人「親権制限事件の運用状況」『法律のひろば』68巻9号（2015年9月）16－23頁【文献7】

最高裁判所事務総局家庭局『親権制限事件及び児童福祉法28条事件の概況（平成29年1月～12月）』（最高裁判所ホームページ）

（阿部純一）

### (3) 刑事法

#### 【第8期】

とくに今期（第8期）になって、データベースに収録された裁判例が大幅に増加したため、児童虐待にかかる刑事事件を扱った裁判例を多く目にするようになった（それぞれの裁判例の詳細は、量刑傾向に関する分析の材料として、第9期の報告書でリスト化して紹介することとする）。もっとも、児童虐待にかかる刑事事件の検挙件数における死亡児童数は、「平成30年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」（[https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou\\_gyakutai\\_sakusyu/H30.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H30.pdf) 2019.7.15 閲覧）によれば、2006年の111人をピークとしてその後減少の傾向を示していて、2016年には67人（なお、2018年には36人）となっている。また、傷害致死や保護責任者遺棄致死といった死亡の結果を伴う事件について検察が起訴したものの数についても、増加の可能性は十分にあるとはいえ、大幅に増えたということまでは考えにくい。対して、児童の死亡に至る事件がしばしば大々的に報道されるようになったことを勘案すれば、また、児童虐待の事件を扱った裁判員裁判に対する著しい量刑不当の判断が最高裁によって今期の初頭に示されたこと（【判例8】）なども考え合わせれば、児童虐待にかかる刑事事件の先例としての重要性あるいは社会的意義の高さに関する認識が関係者の間で変化してきたという可能性はあり、この変化がデータベースに収録される裁判例の増加に影響していることも考えられる。

#### 【参考文献】

龍岡資晃「裁判例の量刑理由から見た児童虐待について（小特集 犯罪者を親にもつ子どもについて考える）」『法律時報』89巻6号（2017年6月）85－89頁

#### 【第7期（補遺）】

第7期においては、裁判員制度の開始から数年を経て、傷害致死や保護責任者遺棄致死をはじめとした児童虐待の事件が本格的に裁判員裁判の対象とされるようになった。そのため、裁判員裁判による事実認定や量刑の先例が積み重ねられるうちに、従来の傾向から踏み出した裁判例の出現や量刑傾向の変化といった興味深い事態が児童虐待の事件で見受けられるようになった。こうした状況において、今期（第8期）の早い段階で、児童虐待の事件を扱った裁判員裁判に対する著しい量刑不当の判断が最高裁によって示されたこと（【判例8】）の意義は大きい。この判例によって、量刑傾向からの踏み出しが不当なものとして是認されるのか否かの目安がある程度まで明らかになったからである。この判例のもとでは、児童虐待の事件について量刑の振れ幅が以前と比べて小さくなることも予想され、同時に、今後は、さらなる先例の蓄積から有意義な量刑事情や量刑基準がいつそう明確になってくるものと思われる。

#### 【参考文献】

原田國男「裁判員裁判における量刑傾向：見えてきた新しい姿」『慶應法学』27号（2013年10月）161－187頁

龍岡資晃「裁判例の量刑理由から見た児童虐待について（小特集 犯罪者を親にもつ子どもについて考える）」『法律時報』

(岩下雅充)

#### (4) 行政法

今期は児童虐待に係る行政法判例がさらに増加したが、一時保護の違法を争う事例だけでなく、争われる事例の多様さも目立ってきた。

一時保護については、行政訴訟は一時保護の終了により訴えの利益が消滅すると解されることから、これまでは国家賠償請求訴訟が比較的多かったが、今期は一時保護に対する取消訴訟も少なからずみられた。一時保護が終了した事案ではやはり訴えの利益消滅により却下判決が下されている。

虐待の被害者であった者が、虐待から保護されなかったことにつき国家賠償を求める事例（【判例 10】）が現れ、里親委託の解除を里親が争う事例（【判例 11】）も登場している。

一方、判決内容については、前期までは増加する行政判例において行政裁量や行政手続に関する行政法学の基本的な理解に欠ける判決が相次いでいたが、今期はそれら判決の誤りを是正するかのように行政法学の知見を踏まえた判断を示す判決（【判例 9】）がみられ、行政法学の観点からみた判例の理論水準の向上が窺われる。

(横田光平)

## 4 法学研究の動向

### (1) 児童福祉法分野

#### ① 学会の動向

今期の研究動向で取り上げるべきは、2014年9月14日から17日まで、名古屋市で「第20回日本子ども虐待防止学会 (JaSPCAN)」と「第20回子ども虐待防止世界会議 2014」が合同で開催されたことである。この世界会議開催の趣旨は、「人類は未だに、子ども虐待の撲滅を成し遂げられないでいます。日本にとっただけでなく、世界にとって、各国にとって、今までの成果を見つめて次への飛躍の機会にしたいと願い、メインテーマを『子ども中心の社会に向けて過去から学び、未来に向けて行動しよう。』』としたと、JaSPCAN 小林美智子会長から述べられている (小林・2014)。ISPCAN プログラムでは、幅広い分野からの報告が行われ、シンポジウムが開催された。法学分野では、「Ethics, Law and Policy」のセッションで司法面接や心理的虐待の定義、性虐待の通告制度等、16本の報告がなされた。スポンサード・セッションとしては日本弁護士連合会主催による「子どもの虐待防止の法制度と弁護士の役割——国際比較の観点から——」(岩佐他・2015)や大会本部主催による体罰防止シンポジウムも開催された (柳川他・2015)。第20回 JaSPCAN 学術集会における法学関係のシンポジウム、報告では体罰・虐待・暴力防止の法制度・施策に関するシンポジウム、アメリカの児童虐待対応システムであるディファレンシャル・レスポンスに関する調査報告とわが国における同制度利用の可能性を論じるシンポジウム、警察からの増大する DV 通告への対応に関するシンポジウムが企画された。このシンポジウムでは、DV に起因する心理的虐待ケースにおけるコモンセンス・ペアレンティング実施の効果や将来的なリスクと保護者への心理教育を通じた取組の報告を踏まえ、DV 通告への効果的対応のあり方が議論された。警察による DV 通告の激増への対応が課題となり始め、その

対応策が模索され、時機を得た企画となった。個別報告としては、「日韓の養子縁組制度の比較」、「児童虐待防止のための市町村支援の実態」、「児童に対する司法面接における質問タイプ別の効果の検討」があった（子ども虐待防止世界会議名古屋 2014 実行委員会・2014）。

2015年の第21回 JaSPCAN 学術集会は、「つながりへのチャレンジ」をテーマに新潟市で開催された。大会企画シンポジウムとしては、「つながりを失った子どもたち——孤立家庭、居所不明児の問題を考える」がもたれ、この時期に大きな社会問題となった居所不明児童問題が取り上げられた。法学分野のシンポジウムは、前年に続き体罰防止、虐待対応と司法関与の2テーマ、一般演題では「児童相談所と弁護士の連携の実態と課題」の1テーマにとどまった。他方、性虐待関係では7つのシンポジウムが開催され、性虐待に対する研究と実践の進展が見られた（アイデイ・2015）。

第22回 JaSPCAN 学術集会は、「新たな支援の創造」をテーマに大阪市で開催された。法学分野のシンポジウムでは、「児童福祉法改正をめぐる」が開催され、2016年改正法に関して母子保健、市町村、児童相談所、自立支援のそれぞれの現場から同改正法の評価すべき点、課題が論じられた（山縣・2017）。「児童福祉法改正とこれからの児童相談所」では、児童相談所の体制強化、設置自治体の拡大、市町村による在宅支援の強化、都道府県と市町村の役割分担の明記、さらに児童相談所のあり方が取り上げられ、虐待相談対応件数の増加、相談支援ニーズの複雑化、困難化に対して児童相談所の現状、課題等を踏まえ、今後の方向性を探る議論が行われた（江口他・2017）。「法改正における市町村の支援的役割を考える」では、市町村の支援的役割の発展のために必要とされることについて、主として要保護児童対策地域協議会を素材に、意見交換がなされた（笹井他・2017）。

「児童福祉法改正と司法関与——子どものために司法ができること——」では、改正児童福祉法により児童相談所における弁護士配置が規定され、改正法の附則では司法関与のあり方の検討等、必要な措置を講ずるものとされた。このシンポジウムでは、改正児童福祉法における司法関与関連事項、その後の改正に向けた動向、これまでの司法関与の経緯が報告され、諸外国の法制度を踏まえた意見交換がなされた。2017年児童福祉法改正により実現した一時保護、保護者指導における司法関与のあり方について、子どもの最善の利益の視点から、運用上の課題についてさらに検討する必要性及び弁護士が検討すべき課題が示された（藤田・2017）。

その他の法学関係の応募シンポジウムとしては、「体罰・虐待の予防、防止のための諸施策と子どもの権利を尊重する効果的な子育て支援について」では、体罰等の禁止に関する諸外国の法令、施策、効果の検証をもとに、体罰等の法的全面的・明示的禁止及び啓発の必要性、子どもの権利を尊重する効果的な支援のあり方が論じられた。

「検察における児童虐待防止の取組み」では、最高検察庁刑事政策推進室を中心に行われた児童虐待防止の取組と今後の課題についての発表と意見交換が行われ、具体的事項として、児童虐待事案の立証の在り方、検察と関係機関との連携の実情と課題、子どもの供述の信用性確保と心理的負担軽減のための方策について、検察の第一線で取り組む検事の報告、意見交換が行われた。この時期、高松高等検察庁をはじめとして、刑事司法による児童虐待への介入、親指導の取組が本格的に行われ、東京、大阪の検察庁にも広がってきた時期であっただけに、画期的なシンポジウムであったといえる。

また、「児童福祉法改正を受けて虐待事例の在宅支援のあり方を考える」では、在宅支援の現状と

限界、在宅指導のあり方を踏まえ、在宅支援における司法関与のあり方が論じられ、「子どもの安全に配慮した面会交流を考える」では、民法 766 条の一部改正による面会交流の明文化により、虐待、DV 等の高葛藤事案における面会交流のあり方が課題となり、同じく「DV 被害者の面会交流——別居親と安心して会えるために今必要な環境整備の見直しと長期的見通しの必要性——」をテーマとするシンポジウムも開催された（アイデイ・2016）。

児童福祉法以外の法分野における児童虐待に関連する学会等の動向については、本書 43 頁以下を参照されたい。

## ② 児童虐待事案に対する法的対応

2016 年の児童福祉法改正により、児童相談所に弁護士を配置することとされたが（児童福祉法 12 条 3 項）、この関連で児童虐待に対する弁護士の役割を検討し、実務を詳細に解説する文献が著された（久保・2016【文献 1】）。同書は、わが国で初めて児童相談所に弁護士として常勤した経験を踏まえ、児童虐待の対応場面に応じて必要な法的対応を、実務の観点から詳細に解説している。

さらに弁護士配置に関連して、弁護士が子どもを守る役割を果たすために、虐待に関する知識の修得が重要であるとの認識から、法律雑誌で特集が組まれた（日本弁護士連合会・2015）。この特集では、小林美智子「児童虐待防止の 20 年とわが国の課題」、藤林武史「児童相談所の現状と虐待防止最前線」、友田明美「児童虐待による脳への傷と回復へのアプローチ」、藤田香織「児童虐待防止法制と弁護士の役割——そして全国に広がる子どもシェルター」が掲載されている。とくに藤田論文は、児童虐待の現状、児童虐待防止法制度を概観した上で、児童虐待に対する弁護士関与のこれまでの経緯を踏まえ、弁護士の役割として、i) 被虐待者の代理人、ii) 刑事事件の被害者代理人、iii) 未成年後見人、iv) 付添人、v) 離婚事件、について個別の場面ごとに解説する。とくに離婚事件の依頼者による虐待を、代理人としての弁護士が通告すべきか否かに関して、通告により守秘義務違反になることはないものの、「虐待者自身も子どもの養育に困難を感じていることが多いため、虐待者自身が児童相談所に相談できるよう、代理人としても説得に当たるべきである。」との指摘は、弁護士の役割が単に法的対応に留まるものではないことを示す貴重な視点といえる。

今期は、児童虐待防止法施行から 15 年を迎えた年であり、「児童虐待の現状と回復」をテーマとする特集が著された（ぎょうせい・2015）。この特集では、児童虐待事件における親権関係事件の概況と改正民法親権制度の運用状況、児童虐待に対する弁護士の対応状況と課題、児童相談所——とくに一時保護——の現状と対応状況及び母子保健による虐待親へのアプローチのための制度、方法等について、それぞれ実務の立場から論じられている。

## ③ 児童虐待の発生予防施策

次期に属する内容ではあるが、児童虐待防止制度の傾向として、2018 年 7 月に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」により示された「児童虐待防止緊急総合対策」にみられるように、現在、司法機関との連携に基づく児童相談所による介入の強化や体制の整備が積極的に進められている。それと並行して、同日の総合対策では、子どもの貧困対策や啓発、母子保健施策、子育て支援施策の推進

が掲げられているものの、発生予防施策は現状では十分とはいえない。これに対して、イギリスでは、2000年に起きたヴィクトリア・クリンピエ事件以降、幅広い子ども支援施策の展開により虐待予防が、一定の理念の下に着実に進められてきている。橋爪論文は、児童虐待防止施策としての養育サポートが虐待発生後の対応よりも効果的であるとのイギリスにおける認識から、同国の子ども支援施策、とくにシュア・スタート児童センターの取組に注目し、虐待予防の観点から検討する。結論として、「早い段階で問題を発見し、それら諸問題に対応する既存のサービスを受けられるよう、当該児童及びその家族とサービスをつなげることのできるものとして、育児支援サービスが機能するのではないか」と述べる。イギリスにおけるシュア・スタート機関制度やその運用状況、課題等の検討は、わが国における虐待予防施策を実質あるものにするために多くの示唆を与えてくれるものと思われる（橋爪・2014【文献2】）。

同じく、発生予防施策として「体罰禁止」の法制化があげられる。古橋論文は、スウェーデンにおける体罰禁止の法制化の経緯、体罰の法的禁止の効果、児童虐待防止に関する法制度を概観し、今後の立法的課題について概説する。「しつけ」を理由とする虐待による死亡事例の頻発から、わが国でも体罰禁止の法制化を求める声が高まっている。今後の体罰禁止の法制化や民法822条の懲戒権規定の見直し等の法改正のあり方を検討する上で、参考となる点が少なくない（古橋・2014）。

#### ④ 児童虐待への司法関与

児童虐待事案では、子どもの保護をめぐって児童相談所と虐待親との間で厳しく対峙することが少なくない。子どもの緊急かつ確実な保護のために、行政機関である児童相談所による迅速な保護により子どもの権利を保障することになるが、それは同時に、行政機関が子どもおよび親の権利を制限する面もつことになる。この点は、児童虐待への法的対応の基本的問題であり、長い間議論されてきたところである。さらに、虐待親と児童保護機関が対峙しているケースにおいて、親をいかにして治療プログラムさらには親子再統合プログラムに応じさせるかは、児童虐待対応の実務においては困難であり、重要な課題である。わが国においては、近年、児童福祉法28条事件申立件数が増加し、親権停止制度も積極的に活用されている状況にあるところから【3判例の動向（2）民法33頁参照】、この問題への対応が実務上も強く求められる。

床谷論文は、児童虐待への法的介入制度とその運用状況を概観し、児童福祉法28条審判による施設入所等の措置承認および親権制限（親権停止、喪失、保全処分）に関する審判例を要件ごとに整理し、詳細に紹介する論文である。また、28条審判制度と親権制限制度との関係（とくに親権制限の効果）について論じ、この点に関する2011年の民法及び児童福祉法改正後の審判例を紹介している（床谷・2014【文献3】）。

保条論文は、いわゆる医療ネグレクト問題について、児童福祉法上の一時保護制度を運用して対応できるとする行政解釈に理論的検討を加えることを目的に、2011年改正による児童相談所長による職権一時保護による親権制限制度（児童福祉法33条の2）新設の経緯を考察したうえで、刑法、民法、児童福祉法の協働による「総合的医事法」の観点から「事前的関係調整法」のあり方を検討する（保条・2015【文献4】）。

原田論文は、比較法の観点から、アメリカの児童虐待法制に関して、親子の再統合の支援までも視野に入れた児童虐待対応に関し、必要な制度や手続の設計には、親と子どもの参加が重要であるとの認識のもとに、とくに親の手続参加に焦点を当て、アメリカ法との比較により、わが国の児童虐待法制の特徴や問題点を考察し、再統合支援のための制度改革の方向性について検討する（原田・2014【文献5】）。

#### ⑤ 家庭的養育の推進

2016年の児童福祉法改正では、家庭養育原則が明示され、家庭に代わる養育として「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親による養育が重視されるにいたった（同法3条の2）。増田論文は、里親制度のあり方を検討する上で、とくに親族里親の有効性に着目し、イギリスのキンシップケアの概念と根拠法をあげ、同国のキンシップケアについて手続的観点から分類し、同国の公的支援の枠組みや近年の政策動向を紹介した上で、わが国においてもキンシップケア優先を法定化すべきであるとの議論を展開する（増田・2014）。里親制度の中でも、親族養子制度はわが国ではその利用は多くはないが、今後、その活用に向けた検討に資する研究である（増田・2014）。

#### ⑥ 比較法研究

比較法研究として、韓国法関係では、2014年1月に制定された韓国の「児童虐待犯罪の処罰等の特例に関する法律」の紹介がなされている（金・2014・9、10【文献8】、藤原・2014）。これらの文献の詳細については、本書49頁および102頁以下を参照されたい。

#### ⑦ 児童虐待防止法に関する政治学研究

これまで児童虐待防止法制に関する政治学の観点からの研究は見られなかったが、今期、児童虐待防止政策の形成過程に着目し、2000年に成立した児童虐待防止法の政策形成過程を分析した論文が著された。児童虐待防止法成立後、民法改正を含む数度の改正を経てきたが、その過程で、医療、保健、心理、法学等の学問分野だけでなく、児童福祉関係者やさまざまな民間団体が行政、立法関係者との意見・情報交換がなされた。これら児童虐待防止法の成立から今日の虐待防止法制に至った経緯を政治学の観点から明らかにすることは、将来の制度構築のあり方を考えるうえで貴重な視点や方法論を提供するものである。今後、このような政治学からのアプローチがさらに進展することが期待される（勝田・2015【文献6】）。

#### ⑧ 2016年児童福祉法・児童虐待防止法改正関係

2016年の児童福祉法・児童虐待防止法改正に関連して、『改正 児童福祉法・児童虐待防止法のポイント』は、制度改革の背景とともに、施行期日ごとに制度見直しのポイントを解説する。本文中の「改正法のポイント」では、改正された制度の考え方および改正法による対応が項目ごとに説明されている（中央法規出版部・2016）。



『子ども虐待対応の手引き 平成 25 年 8 月厚生労働省の改正通知』は、2011 年に成立した「民法等の一部を改正する法律」により新設された親権停止制度や法人または複数による未成年後見選任制度、最新の死亡事例検証結果等の報告やこれに関連する通知等を掲載する（日本子ども家庭総合研究所・2014）。

## 【参考文献】

- アイデイ「一般社団法人日本子ども虐待防止学会 JaSPCAN 第 21 回学術集会にいがた大会プログラム・抄録集」（2015 年 11 月）
- アイデイ『JaSPCAN 日本子ども虐待防止学会第 22 回学術集会おおさか大会抄録集』（2016 年 11 月）
- 中央法規出版編集部『改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント（平成 29 年 4 月完全施行）——新旧対照表・改正後条文』（中央法規出版、2016 年）
- 江口晋他「児童福祉法改正とこれからの児童相談所」『子どもの虐待とネグレクト』19 巻 2 号（2017 年 9 月）167 - 174 頁
- 藤田香織他「児童福祉法改正と司法関与——子どものために司法ができること」『子どもの虐待とネグレクト』19 巻 2 号（2017 年 9 月）175 - 183 頁
- 藤原夏人「韓国の児童虐待処罰法」『外国の立法』260 号（2014 年 6 月）115 - 120 頁
- 古橋エツ子「スウェーデンにおける児童虐待防止への取組みと法的課題」古橋エツ子＝床谷文雄＝新田秀樹編『家族法と社会保障法の交錯：本澤巳代子先生還暦記念』（信山社、2014 年）485 - 498 頁
- ぎょうせい「〈特集〉児童虐待の現状と回復への取組—防止法施行 15 年を迎えて」『法律のひろば』68 巻 9 号（2015 年 9 月）16 - 52 頁
- 原田綾子「児童虐待事件における親の当事者性と手続参加——再統合支援のための制度設計に向けて」和田仁孝他編『法の観察——法と社会の批判的再構築に向けて』（法律文化社、2014 年）80 - 97 頁【文献 5】
- 橋爪幸代「イギリスにおける児童虐待予防施策の変遷とシュア・スタートの評価」古橋エツ子＝床谷文雄＝新田秀樹編『家族法と社会保障法の交錯：本澤巳代子先生還暦記念』（信山社、2014 年）459 - 483 頁【文献 2】
- 保条成宏「子どもの医療ネグレクトと一時保護による対応——刑法・民法・児童福祉法の協働による『総合的医事法』の観点に立脚して——」『中京法学』49 巻 3・4 号（2015 年 3 月）223 - 310 頁【文献 4】
- 岩佐嘉彦＝濱田雄久「子ども虐待防止の法制度と弁護士の役割——国際比較の視点から——」『子どもの虐待とネグレクト』17 巻 2 号（2015 年 10 月）215 - 212 頁
- 勝田美穂「児童虐待防止法の立法過程——唱道連携モデルからの分析——」『岐阜経済大学論集』49 巻 1 号（2015 年 8 月）1 - 20 頁【文献 6】
- 金亮完「韓国における児童虐待防止のための最近の立法（1）（2・完）——親権法改正および児童虐待処罰特例法の制定——」『戸籍時報』716 号（2014 年 9 月）12 - 17 頁、『戸籍時報』717 号（2014 年 10 月）6 - 15 頁【文献 8】
- 小林美智子「参加者のみなさんへ」子ども虐待防止世界会議名古屋 2014 実行委員会編『第 20 回 ISPCAN 世界大会・第 20 回 JaSPCAN 学術集会 子ども虐待防止世界会議名古屋 2014 Program Book』（2014 年 9 月）2 頁
- 子ども虐待防止世界会議名古屋 2014 実行委員会編『第 20 回 ISPCAN 世界大会・第 20 回 JaSPCAN 学術集会 子ども虐待防止世界会議名古屋 2014 抄録集』（2014 年 9 月）

- 久保健二『児童相談所における子ども虐待事案への法的対応』（日本加除出版、2016年）【文献1】
- 増田幸弘「イングランドにおけるキンシップケアに関する法制度と政策」古橋エツ子＝床谷文雄＝新田秀樹編『家族法と社会保障法の交錯：本澤巳代子先生還暦記念』（信山社、2014年）431 - 457頁
- 日本弁護士連合会「＜特集＞命を救う——子ども虐待防止最前線と弁護士の役割」『自由と正義』66巻6号（2015年6月）9 - 39頁
- 日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き——平成25年8月厚生労働省の改正通知』（有斐閣、2014年）
- 笹井康治他「法改正における市町村の支援役割を考える」『子どもの虐待とネグレクト』19巻2号（2017年9月）193 - 199頁
- 床谷文雄「児童福祉法28条審判をめぐる議論展開と民法（親権・未成年後見法）改正」古橋エツ子＝床谷文雄＝新田秀樹編『家族法と社会保障法の交錯：本澤巳代子先生還暦記念』（信山社、2014年）93 - 120頁【文献3】
- 山縣文治「児童福祉法改正をめぐる」『子どもの虐待とネグレクト』19巻2号（2017年9月）141 - 147頁
- 柳川敏彦、Peter Newell、田沢茂之「子どもへの暴力・虐待防止のための体罰の根絶を目指して」『子どもの虐待とネグレクト』17巻2号（2015年9月）186 - 195頁

（吉田恒雄）

## （2）民法分野

### ① 2011年民法改正・家事事件手続法制定後の状況

前期（第7期）には、2011年「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）によって、民法の親権制限規定の改正が行われるとともに、面会交流が明文化された。さらに、2011年「家事事件手続法」（平成23年法律第52号）の制定によって、家事事件における子の意見の尊重が明記されるとともに、子の手続代理人制度が導入された。今期は、2011年に改正・新設された上記諸制度に関連した論稿が公表されている。

#### i) 親権制限制度

2011年の民法改正によって、親権喪失の要件の見直し（民法834条）、親権停止制度の新設（民法834条の2）など親権制限制度の改正が行われた。第8期においては、第7期に引き続いて、この2011年民法改正に関する論稿が著されている。石井＝衣田・2015【文献7】は、2014年末時点での親権制限事件の運用状況を分析し、親権制限事件の申立てと事件処理の実情について、改正前後での変化の有無や新制度の運用状況を明らかにする。

#### ii) 面会交流

面会交流をめぐるのは、従前より民法766条の「子の監護に関する事項」として、家事審判において裁判所の判断を求めることができるとされてきたが、2011年の民法改正によって明文化（民法766条）された。非親権者・非監護者と子との面会交流が基本的には子の福祉に適うとの観点から、子の福祉に反する特段の事情のない限り面会交流を認める傾向が裁判実務一般に観察される（この状況を指して「原則実施論」と表現する場合がある）一方で、このような実務の傾向に対する批判も展

開されている（最近のものとして、梶村・2018：179 - 200 頁）。裁判実務において、面会交流の実施の可否や、実施する場合の面会交流の実施方法（時間・頻度）の決定に際して重要になるのが、子に対する虐待や配偶者間暴力など面会交流を制限すべき事由の存否である（二宮編・2017：362 - 363 頁）。さらに、2011 年に成立した家事事件手続法では、家事審判事件だけでなく調停事件においても、子の意思を把握し、その意思を考慮することが求められるなど（家事事件手続法 65 条、258 条）、面会交流事件において家庭裁判所調査官による子に関する正確な事実調査の重要性が高まっている。宮崎ほか・2014【文献 10】は、配偶者間暴力や児童虐待が問題となる調停事件において、家庭裁判所調査官が行う子の調査方法について、参照すべき最新の行動科学の知見を整理し、調査上の留意点を考察する。他方で、親権停止と面会交流の関係について、比較法的な視点から分析を加える論稿（高橋・2014【文献 9】）も著されるなど、2011 年民法改正および家事事件手続法制定を契機とした面会交流をめぐる議論が活発化している。

### iii) 子の手続代理人

2011 年の家事事件手続法では、子の意見表明を確保するための手段として「子の手続代理人制度」(家事事件手続法 23 条) が導入された（詳細については、第 7 期報告書 27 頁参照）。もっとも、日本弁護士連合会の調査によって、法律の施行された 2013 年 1 月から 2015 年までの手続代理人の選任件数は、17 件にとどまり、そのうち児童虐待などを理由とした親権停止・喪失を求めたケースが 3 件であることが明らかになるなど（読売新聞 2015 年 8 月 19 日朝刊 1 面）、制度の運用は低調に推移している。このような状況を前に、手続代理人制度の積極的活用を説く論稿（佐々木・2016）も著されている。

## ② 学会の動向

日本家族<社会と法>学会は、2016 年 11 月の第 33 回学術大会において、「家族法改正—その課題と立法提案」と題するシンポジウムを開催した。本シンポジウムでは、「親子法」「親権法・未成年後見法・扶養法」「婚姻法」「離婚法」という親族法の全般について具体的な改正提案が示されるとともに、それをめぐって討論が行われた（【文献 13】【文献 14】）。児童虐待に関連する立法提案としては、例えば、懲戒権（民法 822 条）の廃止、親権の部分的制限の導入、未成年養子について特別養子縁組型を原則化することなどが挙げられる。

また、法と心理学会は、第 15 回・第 16 回の 2 大会連続で「児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法心理」をテーマとしたワークショップを企画した。第 15 回大会では、「児童期の性的虐待被害によるトラウマとその回復」「DV 被害と児童期の性的虐待被害の相関関係」といった心理面からの報告と、「性暴力被害児童の保護に関する韓国の取組み」「児童期の性的虐待と民事損害賠償請求権の消滅時効問題」といった法制度面から報告が行われた（松本ほか・2015【文献 17】）。第 16 回大会では、ドイツ・韓国の制度に関する調査を踏まえた報告が行われている（松本ほか・2016【文献 18】）。

## ③ 養子法をめぐる議論

2016 年 5 月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）は、その附

則2条1項において、「政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定した。これを受けて、2016年7月に、厚生労働省に「児童虐待対応における司法関与及び特別養子制度の利用促進の在り方に関する検討会」が設置され検討が開始される。これら一連の流れは、その後の法制審議会特別養子部会の設置および要綱案のとりまとめを経て、2019年6月の民法（特別養子法）改正（令和元年法律第34号）へとつながる。詳細は次期に譲るが、制度導入から約30年目にして特別養子制度の重要な改正につながる流れが2016年児童福祉法改正を契機として本格化したことは、注目されてよい。

このような特別養子縁組制度の見直しに関して、鈴木・2016【文献16】は、各種の政府会議および厚生労働省における審議会の議事録を丹念に分析することを通じて、2016年の児童福祉法改正によって特別養子縁組の利用促進に向けての提案がなされるに至った経緯を解明する。さらに、要保護児童のための養育として養子縁組が少ない日本と、反対に要保護児童の養育にとって養子制度が重要な役割を果たしている韓国を対象に、多様な政府統計および資料を用いて、両国における社会的養護としての養子縁組が大きく異なる経緯を解明する研究も現れている（姜＝森口・2016【文献15】）。

#### ④ 比較法研究

比較法的研究も引き続き公表されている。岩志和一郎は、ドイツにおける虐待対応（民法、児童並びに少年援助法）について、親自身による自覚的な子の福祉の危険化状態の改善を期待するために、司法と行政（家庭裁判所と少年局）の協働が導入されていることを紹介する一方で、これらの協働にもかかわらず親の配慮の剥奪が増加しつつあるドイツ法の問題を指摘する（岩志・2016【文献11】）。金亮完は、韓国における児童虐待防止立法について、2014年1月に制定された「児童虐待犯罪の処罰等の特例に関する法律」、および同年4月に国会に提出された親権法改正案の内容を詳細に紹介しつつ、韓国における積極的な児童虐待対応が積極的に評価できる一方で、国内の環境整備が追いついていないという課題も明らかにする（金・2014【文献8】）。

#### ⑤ その他

国際結婚や国際的な人の移動の増加に伴って、婚姻の破綻後に、父母の一方が子をその常居所地国外に不法に連れ出す事件が国際問題化した。この国際的な「子の連れ去り」に対して、1980年10月25日の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下、「ハーグ条約」）は、原則として子を常居所地国へと返還するための措置を締約国がとることを定めた。日本政府は、長らくハーグ条約を批准してこなかったが、日本への子の連れ去り事件に対する国際的な批判の高まりもあり、2013年5月22日の国会承認を経て、翌2014年1月24日に条約の署名を行った。さらに、2013年6月12日に、ハーグ条約の国内実施のための法律として、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（平成25年法律第48号）（以下、「実施法」という）が成立し、2014年4月1日から施行された（ハーグ条約の発効も同日）。

実施法は、子の返還事由（実施法27条）がある場合には、返還拒否事由（実施法28条1項）が存

在しない限りで、裁判所が子を常居所地国に返還することを命じるものとする。この返還拒否事由の中で、「常居所地国に子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること」（実施法 28 条 1 項 4 号）の判断に際して考慮する事由として、以下の 3 つの事由が例示されている（実施法 28 条 2 項 1 号～ 3 号）。

- i) 常居所地国において子が申立人から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という）を受けるおそれの有無
- ii) 相手方及び子が常居所地国に入国した場合に相手方が申立人から子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれの有無
- iii) 申立人又は相手方が常居所地国において子を観護することが困難な事情の有無

実施法の立法担当者による解説によれば、上記 i) にいう「暴力等」の具体的内容については、児童虐待防止法 2 条に掲げる身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待が該当し、上記 ii) にいう「相手方が申立人から子に心理的外傷を与えることとなる暴力等」の具体例としては、面前 DV だけでなく、申立人の暴力や心理的脅迫によって相手方が精神的に不安定な状態に陥り、それが子の心身に悪影響を及ぼす場合が挙げられている（金子・2015：145 - 147 頁）。このように、返還許否の判断に際しては、今後、児童虐待の存否が重要な判断要素となる。

## 【参考文献】

- 石井芳明＝依田吉人「親権制限事件の運用状況」『法律のひろば』68 巻 9 号（2015 年 9 月）16 - 23 頁【文献 7】
- 岩志和一郎「親の養育権と児童保護の融合を目指して——ベルリンの点と、線と、網と」『家族〈社会と法〉』32 号（2016 年）1 - 19 頁【文献 11】
- 梶村太市「面会交流の弊害から子どもを守るための調停・審判のあり方——面会交流原則実施論と第三者支援の理論的破綻と実際の危険——」梶村太市＝長谷川京子＝吉田容子編著『離婚後の子の監護と面会交流——子どもの心身の健康な発達のために——』（日本評論社、2018 年）
- 姜恩和＝森口千晶「日本と韓国における養子制度の発展と児童福祉——社会的養護としての養子縁組を考える」『経済研究』67 巻 1 号（2016 年 1 月）26 - 46 頁【文献 15】
- 金亮完「韓国における児童虐待の防止のための最近の立法（1）－親権法改正および児童虐待処罰特例法の制定－」『戸籍時報』716 号（2014 年 9 月）12 - 13 頁、同「（2・完）」『戸籍時報』717 号（2014 年 10 月）6 - 15 頁【文献 8】
- 金子修編著『一問一答 国際的な子の連れ去りへの制度的対応——ハーグ条約及び関連法規の解説——』（商事法務、2015 年）
- 『毎日新聞』2014 年 11 月 22 日東京夕刊 6 面
- 松本克美＝村本邦子＝安田裕子＝金成恩＝後藤弘子「児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法と心理（法と心理学会第 15 回大会 ワークショップ）」『法と心理』15 巻 1 号（2015 年）84 - 89 頁【文献 17】
- 松本克美＝金成恩＝安田裕子「児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法心理 2——ドイツ・韓国調査の報告（法と心理学会第 16 回大会ワークショップ）」『法と心理』16 巻 1 号（2016 年）69 - 74 頁【文献 18】
- 宮崎紀子ほか「配偶者間暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究」『家裁調査官研究紀要』19

号 (2014 年 9 月) 1 - 89 頁【文献 10】

二宮周平編『新注民法 (17) 親族 (1)』(有斐閣、2017 年) 324 - 369 頁〔棚村政行執筆〕

鈴木博人「社会的養護と特別養子制度——児童福祉法改正作業における議論の整理——」『法学新報』123 巻 5・6 号 (2016 年 11 月) 433 - 478 頁【文献 16】

高橋大輔「親権停止と面会交流の法的関係」古橋エツ子 = 床谷文雄 = 新田秀樹編『本澤巳代子先生還暦記念：家族法と社会保障法の交錯』(信山社、2014 年) 121 - 137 頁【文献 9】

「特集 家族法改正研究会第 9 回シンポジウム『養子法の検討』」『戸籍時報』731 号 (2015 年 10 月) 4 - 34 頁【文献 12】

「特集 家族法改正研究会最終報告『家族法改正——その課題と立法提案』」『戸籍時報』750 号 (2017 年 2 月) 2 - 11 頁、「特集 家族法改正研究会最終報告 (2)『家族法改正：その課題と立法提案』」『戸籍時報』750 号 (2017 年 3 月) 2 - 33 頁【文献 14】

佐々木健「子の利益に即した手続代理人の活動と家事紛争解決」『立命館法学』369・370 号 (2016 年) 211 - 236 頁

「シンポジウム 家族法改正——その課題と立法提案」『家族〈社会と法〉』33 号 (2017 年 10 月) 1 - 236 頁【文献 13】  
『読売新聞』2015 年 8 月 19 日東京朝刊 1 面、39 面

(阿部純一)

### (3) 刑事法分野

#### ① 非行と被虐待経験

少年による非行とその少年の被虐待経験との間に関連性が認められるという問題、すなわち、被虐待児童による成長後の非行（および犯罪）について両者が関連するという問題は、以前から指摘されてきた。すでに 1960 年代や 1970 年代の文献に、この関連性を示唆するものがあられ（羽間・2017）、欧米各国における心理学や犯罪学の分野で犯罪・非行と児童虐待との関連性をめぐる実証研究が盛んに行われていた 1980 年代や 1990 年代には、日本でも非行と被虐待経験との関連性を指摘する調査や研究が行われるようになった（第 1 期報告書 13 頁・30 頁および第 2 期報告書 28 頁・54 頁）。また、2000 年代には、心理臨床の実務経験を踏まえた研究において「虐待が非行に向かうプロセスに関する議論もいくつかなされ」るようになったのと同時に（羽間・2017）、一児童福祉や矯正教育の現場から出てきた所見の 1 つとして—「『非行は虐待を受けた子どもの示す行動化の一つである』……という発見」がいくつも見受けられるようになった（第 3 期報告書 32 頁）。さらに、少年院に在院する者を対象として法務総合研究所が 2000 年から 2002 年までに実施した大規模な調査や、同じく少年院在院者に対して精神医学の専門家が実施した調査において、被虐待経験を有する者の多さや一般の市民・少年と比べたときの経験者数の有意性が見いだされた（第 4 期報告書 39 頁・55 頁・78 - 79 頁・90 - 91 頁および小山・2013。なお、第 6 期報告書 59 頁も参照）。

今期（第 8 期）においては、とみに、非行と被虐待経験との関連性が刑事法の解釈・適用における論点として具体化し始めるという新たな展開を遂げた。まず注目されるのは、刑事弁護の理論と実践を論じる場となっている雑誌『季刊刑事弁護』において、刑事裁判の場で被虐待経験を主張するという手法が何度も論じられたことである。この議論によれば、刑事弁護における被虐待経験の主張

は、少年の刑事事件を家庭裁判所の審判に移送したうえで「保護処分が付するのが相当」な事情として、あるいは、刑事処分の場合にも量刑にあたって被告人の少年に有利に斟酌できる事情として、医師や臨床心理士による精神鑑定その他の意見とともに弁護人から提示できるものと位置づけられている。これらの主張にあたっては、少年の生育歴に対して、例えば、本人の「資質面の問題が動機の形成過程に影響があった」というような評価を与え（安西・2016）、また、法律上の論理の構成としては、例えば、「虐待の被害体験という、少年自身に責任を負わせることのできない事情に起因するため、少年の非難可能性を減少させる」といった主張になるというのである（松田・2016）。実際に、少年・成人を被告人とした裁判員裁判においては、しばしば、被虐待経験を量刑における争点とした裁判例が少なくない（刑事法分野判例リストを参照）。

また、このような弁護の手法を学説の側から裏づける研究もあらわれている。すなわち、虐待の被害に対して適切な支援を受けられなかったことは刑事責任の否定・軽減の根拠とされなければならないのとともに、障がい者の権利条約から要請される「合理的配慮」を少年司法の手続において非行少年に施さなければならないというのである（岡田・2015【文献20】）。この見解は、「虐待被害による脳の発達の障がい」が非行の要因と疑われるようになったことに着目して、虐待被害の事実を適切な教育の必要性と結びつけるという「虐待被害の捉え直し」に基づいて唱えられているものである。すでに、被虐待経験が学習の遅れや発達障害などに結びつきうることは以前から指摘されていたところ（第5期報告書60頁、第6期報告書30頁および第7期報告書44-45頁を参照）、この知見を刑事法の解釈に積極的に採り入れた見解があらわれてきたという点に注目すべきであろう。

なお、法務総合研究所が公表した報告書である「非行少年と保護者に関する研究——少年と保護者への継続的支援に関する調査結果——」（研究部報告書54）（2014年12月）においては、少年院に収容されていた者——すなわち、2000年の報告書や2007年の報告書と異なり調査の対象は少年院を仮退院した者——の被虐待歴の有無と虐待者との人的関係に関する調査の結果が示されていて、個々の事案の詳細や虐待の有無の判断基準には不明な部分が多いものの、「女子は、男子に比べて被虐待経験のある者の割合が有意に高かった」という結論を導いている。また、犯罪白書は、平成28年版から「少年院入院者の被虐待経験別構成比（男女別）」という項目を設けて計上するようになっていて、「被虐待経験の有無・内容は、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握することのできたものに限られている点に留意する必要がある」と断りつつ、いずれの年度でも法務総合研究所の前出の報告書と同じ結論を示している（「法務省法務総合研究所編『平成28年版犯罪白書』（2016年12月）」第3編第2章第4節1）。

なお、非行と被虐待経験については、本書58頁《法学研究の動向・児童福祉分野②i）》および66-67頁《法学研究の動向・児童福祉分野④iii）》も参照されたい。

## ② 検察における児童虐待の対応：子どもに対する面接に向けた協働・連携

今期において、児童虐待に対する検察の姿勢に変化が生じたのは明らかである。この期における検察実務の現場では、高松高検や仙台高検が、起訴・不起訴の決定や不起訴の事案の処理における他の機関との連携といった取組みに着手していた。そして、このよううごきに前後して、最高検察庁

の所属検察官や法務省の局付検事などによる文献が相次いでおおよけにされた（和田・2016、稲川・2016、高橋・2016）。これらの文献で示されている運用上の方針と施策の現況は、いわゆる刑事法的対応として学説が交わしてきた議論の側から眺めたとき、従前の議論で取り上げられることが乏しかったテーマ・事項も含んでいて、刑事訴追機関としての特有の任務と行政組織としての性格ゆえに、検察が学説と異なった側面から児童虐待の問題に関心を寄せているということがうかがえる。

虐待を疑われる子どもから事情を聴取するための手法として開発された「司法面接」については、すでに、2014年11月に発足して2015年4月に「児童虐待防止と検察の在り方」を公表した高松高等検察庁児童虐待防止プロジェクトチームが、「取調等の捜査に当たっては、被害児童への負担をできるだけ少なくするよう努めるとともに、司法面接手法等により供述の信用性を確保する必要がある」という提言を示し、連携・実施の対象・方法を定めて取組みを始めたという（プロジェクトチームの設置の契機や取組みの内容などについては、酒井・2016や増井・2018を参照）。その後、最高検察庁における「刑事政策推進室」の設置にともない、児童虐待における被害者の保護や再犯防止・社会復帰支援などの方針についても検討するという組織上の枠組みが設けられ、各検察庁においても「児童虐待事案に適切に対処するための体制を整備しつつある」という（細谷・2017を参照）。このうごきは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通達「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」を受けた最高検刑事部長と警察庁の通知が発出されたことを踏まえたものであって、「児童虐待事案等において、被害者等の立場で刑事手続に関与する児童の事情聴取を、児童相談所職員、警察官、検察官等がそれぞれの立場で個別に行った場合の児童に対する過大な負担を軽減する必要性等に鑑み、……全国の検察庁、都道府県警察及び児童相談所において、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事案等における早期の情報共有及びそれを踏まえた対応の協議等、一層の連携強化が進められている」という（「法務省法務総合研究所編『平成29年版犯罪白書』（2017年12月）」第4編第6章第1節）。第5期研究報告書の当時においては、捜査機関が福祉機関と協働して面接に関与するという想定にもかかわらず、「警察・検察との連携への方向性はみられない」という状況であった（第5期研究報告書39頁）。しかしながら、この状況は、第8期になって大きく変化したものと認められる。

検察においては、厚生労働省の通達を受けた最高検刑事部長の「通知に基づき、各地の検察庁においては、その実情に応じて、例えば、事件発生後できるだけ早い時期に三機関で協議を行い、代表者として検察官が児童から聴取し……しているところである」という。また、警察においても、2016年4月1日付警察庁少年課長等連名通達「児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について」が発出され、他機関との連携に関する要求のいっそうの高まりから警察が事情聴取に関する各種の取組みを始めることとされ、この状況において前出の通知が発出されたため、警察も「司法面接」の意義について強く意識しているという様子がうかがえる（細谷・2017や高橋・2016を参照）。

### ③ 検察における児童虐待の対応：虐待者の再犯防止・社会復帰支援

近時の刑事法学において関心事の1つとなっている「刑事司法と福祉の連携」というテーマの実践・研究は、児童虐待の加害者（虐待者）としての犯罪者に対する処遇・更生のありようにも影響を及ぼ



すものと考えられる。刑事司法と福祉の連携は、もともと、施設内処遇の段階と社会内処遇の段階のそれぞれで犯罪者の社会復帰に向けて取り組まれる支援のために模索されてきた方向性であって、連携による支援において重きを置かれてきたのは、犯罪・非行を行った障害者や高齢者である。ところが、最近では、刑を執行する段階でのこのような支援——いわゆる出口支援——に加えて、捜査・公判の段階での支援——いわゆる入口支援——が脚光を浴びてきたため、その後の処遇が決定される捜査・公判の段階で障害や高齢といった困難事情を適切に取り扱うべきであるという認識も広まってきている。

現在において、現場で再犯防止・社会復帰支援のしくみが児童虐待に特化して構築されているというわけではない。もっとも、平成 29 年版犯罪白書における「処分前カンファレンスを中心とした児童虐待事案に関する東京地方検察庁の取組」というコラムの記述によれば、「刑事処分を決するに当たっては、犯人の刑事責任に応じた相応の処分を行うという原則の下で、被害児童の安全を確保して再被害を防止することに最大限配慮しつつ、加害者が抱える問題の解決にも目を配るなどの刑事政策的視点に立った適切な事件処理を行うことが必要である」という認識の下に、「東京地方検察庁では、平成 28 年 4 月以降、必要に応じて多機関が連携して、被害児童の保護や加害者の指導・支援の方向性を具体的に検討する……協議（以下『処分前カンファレンス』と総称する。）を試行している」ようである（法務省法務総合研究所編『平成 29 年版犯罪白書』（2017 年 12 月）第 4 編第 6 章第 1 節）。また、学説においては、確定判決を受けた者に対する再犯防止・社会復帰支援のしくみを児童虐待の類型に導入するという提言がなされていて（岩井＝小西＝岩佐ほか・2014）、関連する諸外国の制度も紹介・分析されている（金・2014、金・2015、藤原・2014）。

このように、児童虐待に対する刑事司法の取組みとして、近時の検察庁は、——いわゆる「司法面接」の試行と並んで——再犯防止という観点から加害者（虐待者）に対応することも模索している。それゆえ、検察における支援のうごきは自立援助の側面から形成されていくのか社会防衛の側面から推進されていくのかという問いかけがなされている。両者の側面を単純な二項対立と捉えて論争に持ち込むような議論の展開は適切でないとはいえ、ここに挙げられた問いかけは、今後のあり方について論じる上で次のような意味で無視できないということが指摘されている。すなわち、「刑事司法の福祉化か、福祉の刑事司法化か、が問われる。すなわち、前者としては、社会復帰支援策の充実強化が一層強く求められる中で、司法と福祉の連携は『入口支援』に拡大し、高齢・知的障害のある被疑者・被告人の司法手続からの早期離脱を促進するのと合わせて、更生支援等を社会内で行う新たな枠組みが形成されようとしている。他方、後者については、福祉が起訴猶予や執行猶予対象者の更生支援を担っていくに際して、保護観察もしくは類似の監督的役割を刑事司法の側に求める主張もみられる。また、保護観察の実施に当たって委託を受けた福祉団体等には、社会内処遇規則によって通報義務も課せられることになる。この後者のような運用は、福祉的支援を司法の強制力によって担保することになりかねず、本人の任意に基づく福祉本来の性格を、強制的で社会防衛的なものに変質させるおそれも否定できない」（土井・2014）というのである。

#### ④ 比較法研究

本書 44 頁《法学研究の動向・民法分野④》および 102-103 頁の【文献 8】でも紹介されているとおり、韓国法の紹介・分析が散見される。2014 年 1 月に制定された韓国の「児童虐待犯罪の処罰等の特例に関する法律」についても、刑事法の研究者による詳細な紹介・分析がある（金・2016）。また、韓国における家庭内暴力の対策について、近時の取組みが刑事法の視点から紹介・分析されている（金・2014、同・2015）。

#### 【参考文献】

- 安部計彦「子ども虐待と非行の関係」『西南学院大学人間科学論集』14 卷 1 号（2018 年 8 月）167 - 194 頁
- 安西敦「被虐待経験が強盗殺人の動機の形成過程に影響した事例の検討」『季刊刑事弁護』88 号（2016 年 10 月）57 - 60 頁
- 土井政和「課題研究：刑事司法と福祉の連携の在り方——はじめに」『犯罪社会学研究』39 号（2014 年 10 月）4 - 6 頁
- 藤原夏人「韓国の児童虐待処罰法」『外国の立法』260 号（2014 年 6 月）115 - 139 頁
- 古宮久枝「再犯防止等の刑事政策の目的に向けた検察の取組」『法律のひろば』66 卷 11 号（2013 年 11 月）42 - 48 頁
- 羽間京子「少年院在院者の被虐待体験等の被害体験に関する調査について」『刑政』28 卷 4 号（2017 年 4 月）14 - 23 頁
- 橋本和明「虐待と非行のメカニズム（子ども非行の現在）」『児童心理』68 卷 9 号（2014 年 6 月）61 - 65 頁
- 細谷芳明「児童虐待の現状と児童虐待に対する刑事司法関与のあり方（下その 1）司法面接（協同面接）について」『捜査研究』66 卷 4 号（2017 年 4 月）36 - 44 頁
- 法テラス本部裁判員裁判弁護技術研究室「『被虐待経験』に焦点を当てて犯情の主張をする必要性があった事例」『季刊刑事弁護』85 号（2016 年 1 月）156 - 159 頁
- 稲川龍也「検察における再犯防止・社会復帰支援の取組」『罪と罰』53 卷 4 号（2016 年 9 月）5 - 20 頁
- 稲川龍也「いわゆる『司法面接』に対する検察の取組（法と心理学会第 16 回大会 大会企画シンポジウム 司法面接をどう使うか：スキル、連携、法制度）」『法と心理』16 卷 1 号（2016 年 10 月）31 - 35 頁
- 岩井宜子＝小西聖子＝岩佐嘉彦ほか「公開シンポジウム：家族崩壊・児童虐待の現状と対策を考える」『犯罪学雑誌』80 卷 5 = 6 号（2014 年 10 月）209 - 217 頁
- 「児童虐待事案における関係機関との連携について」『法律のひろば』69 卷 6 号（2016 年 6 月）2 頁
- 金ジャンディ「家庭内暴力の取組上の問題と解決方策」『阪大法学』64 卷 2 号（2014 年 7 月）127 - 152 頁
- 金ジャンディ「家庭内暴力加害者への対策——治療プログラムを中心に——」『阪大法学』64 卷 6 号（2015 年 3 月）103 - 129 頁
- 金ジャンディ「韓国の児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法について——児童虐待犯罪を中心に——」『阪大法学』66 卷 1 号（2016 年 5 月）283 - 303 頁
- 小山佐知子「少年院における被虐待経験を有する少年の処遇について」『犯罪と非行』174 号（2013 年 3 月）102 - 122 頁
- 増井敦「検察による児童虐待事案解決のための多機関連携の促進」『社会安全・警察学』4 号（2018 年 3 月）45 - 63 頁
- 松田和哲「生育歴を犯情の中身として組み立てるケースセオリー」『季刊刑事弁護』88 号（2016 年 10 月）41 - 44 頁
- 松嶋秀明「児童自立支援施設の実践を通して『非行』をとらえなおす：発達障害あるいは被虐待経験をもつ少年についての寮職員の語り（特集 思春期をとらえなおす）」『子ども学』3 号（2015 年 5 月）73 - 91 頁

- 目黒由幸＝千田早苗「仙台地検における入口支援——地域社会と協働する司法と福祉」『法律のひろば』67巻12号（2014年12月）13－20頁
- 水藤昌彦「近年の刑事司法と福祉の連携にみるリスクとセキュリティ」『犯罪社会学研究』41号（2016年10月）47－61頁
- 毛利真弓＝藤岡淳子＝下郷大輔「加害行動の背景にある被虐待体験をどのように扱うか？：A 刑務所内治療共同体の試みから」『心理臨床学研究』31巻6号（2014年2月）960－969頁
- 西中宏吏＝吉川和男＝福井裕輝「被虐待体験によるトラウマが反社会性に与える影響について：情緒・行動および脳機能評価に基づくメカニズムの検討」『犯罪学雑誌』80巻1号（2014年2月）3－14頁
- 岡田行雄「子ども虐待への刑事法的介入」『熊本法学』129号（2013年11月）120－84頁
- 岡田行雄「少年司法における虐待被害」『熊本法学』133号（2015年3月）41－76頁【文献20】
- 酒井邦彦「英国のEU離脱、深刻化する子ども虐待とその対応のありかた」『子どもの虐待とネグレクト』18巻3号（2016年12月）331－338頁
- 佐藤元治「刑事司法の入口段階での再犯防止・社会復帰支援策における訴訟法上の問題について」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』5号（2015年12月）107－119頁
- 高橋孝一「児童虐待事案における捜査上の留意事項：真相を解明し適切・妥当な解決を図るために（特集 児童虐待対策の現在）」『警察学論集』69巻11号（2016年11月）48－86頁
- 和田雅樹「検察における児童虐待事案に対する取組について（検察と刑事政策）」『罪と罰』53巻4号（2016年9月）28－37頁
- 和田雅樹「検察における再犯防止・社会復帰支援のための取組」『法律時報』89巻4号（2017年4月）19－25頁
- （岩下雅充）

#### （4）憲法・行政法分野

児童虐待に対する様々な施策が、行政法学において新たな考察の素材を提供するものであることが明らかになってきている。要保護児童対策地域協議会における情報共有は、個人情報保護との関係で注目すべき論点を示し（【文献21】）、児童虐待防止法9条の3の臨検捜索は、強制調査の令状主義を定めるものとして行政法学的にみて新しい制度であり（【文献22】【文献23】）、警察の関与は、行政法学における近時の警察法の展開の中で親密圏への警察介入として重要な素材を提供し（【文献24】）、さらに一時保護は、即時強制を超えて行政法学の枠組みの問い直しも求めている（【文献25】）。

児童虐待問題と行政法学との対話が一層求められているといえよう。

#### 【参考文献】

- 野村武司『「要保護児童対策」における情報共有と個人情報保護』磯部力先生古稀記念論文集刊行委員会編『都市と環境の公法学——磯部力先生古稀記念論文集——』（勁草書房、2016年）335－355頁【文献21】
- 横田光平「行政過程への司法関与」『同志社法学』375号（2015年6月）449－473頁【文献22】
- 横田光平「司法機関が関与する行政過程」『法律時報』87巻1号（2015年1月）47－55頁【文献23】
- 横田光平「子ども法と警察」角松生史＝山本顕治＝小田中直樹編『現代国家と市民社会の構造転換と法 学際的アプローチ

チ』（日本評論社、2016年）137 - 156頁【文献24】

横田光平「即時強制・仮の行政処分・事実行為の実施——参照領域としての子ども法——」宇賀克也=交告尚史編『小早川光郎先生古稀記念 現代行政法の構造と展開』（有斐閣、2016年）729 - 744頁【文献25】

（横田光平）

## （5）児童福祉分野

### ① 児童福祉の研究動向および虐待防止等に関する政策動向

#### i) 児童福祉法改正への動き

第8期の期間における児童福祉法改正に向けての動きについて確認すると、2014年8月～12月に、児童虐待防止対策に関する副大臣等会議（全4回）が行われ、児童虐待の発生予防等について、政府全体として効果的な対策を講じるために、官邸において副大臣会議が立ち上げられた。2014年9月～2015年8月には、児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会により、児童虐待防止対策に関する副大臣等会議で示された課題を、厚生労働省において並行して検討された。2015年8月28日には、児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会で報告書を取りまとめている。また、「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」を取りまとめている（副大臣等会議）。2015年9月～2016年3月に、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会（全5回）（ワーキンググループ各4回）が実施された。そこでは、子ども家庭福祉のあり方について包括的に検討するとともに、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化についての検討が行われる。

2015年12月21日には、「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望のプロジェクト）が決定される（子どもの貧困対策会議）。

2016年3月10日には、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会で報告（提言）が取りまとめられた。

2016年3月29日には、「児童福祉法等の一部を改正する法律案」提出され、2016年5月27日に「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が成立（全会一致）した。2016年6月3日に「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が公布される。以下は改正の概要になる（厚生労働省「児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要」）。

#### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

## 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

## 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置できるものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

## 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

### 【参考文献】

厚生労働省「児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要」2016

### ii) 社会的養護の新しい体制、社会的養護から社会的養育へ

第7期の終わりに、社会的養護に関する施設の運営指針の発行が多く行われたが、第8期では、自立援助ホーム（平成27年4月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に関する運営指針の発行が行われた。

第8期においての社会的養護に関する特記事項は、「新たな社会的養護の在り方に関する検討会」が実施されたことである。2017年8月に厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の報告として「新しい社会的養育ビジョン」が公表された。これは第8期における児童福祉に関する政

策動向に関係している。2015年9月に、社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が立ち上がり、2016年3月に報告（提言）がなされた。その報告を基にして、2016年5月には児童福祉法の大きな改正がなされ、理念である第1条には子どもの権利擁護が明記された。改正を受けて①「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」②「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」③「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」④「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の4つの検討会が設置された。

「新しい社会的養育ビジョン」には、「社会的養護の課題と将来像（2011年）」を見直し、①里親等への包括的な支援体制（フォスタリング機関）の強化、②乳幼児の里親委託の原則化、③在宅支援の強化（財源的な支援・児童保護された子どもの在宅における養育支援など）の内容が示されている。日本の社会的養育が、施設養護から家庭養護に舵を切った中で、新たなビジョンを推進することは重要なことではあるが、実質的なサポート体制が十分に整備されていない状況下では、里親や里子となる子どもに対して、大きな影響を与える可能性を含んでおり、新しい社会的養育ビジョンが目指す内容を実現するための予算と現場・地域における人材確保、サポート体制、育成・教育体制を早急に整備しながら、新たな社会的養育の目標に向けて歩いていく必要がある。

第9期に該当するが、「新しい社会的養育ビジョン」（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」2017年8月2日とりまとめ公表）には、子どもたちに、より家庭的・継続的な養育環境を提供するために、2017年度から着手して、7年以内に里親委託率75%を目指すことが示されている。公表された目標年限の例は、以下の内容になる（2017年度より着手）。

- ・特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも2020年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（2015年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。）
- ・概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

## 【参考文献】

厚生労働省 新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」2017年8月2日

厚生労働省 「新しい社会的養育ビジョン（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」平成29年8月2日とりまとめ公表） 2019年4月30日参照 [https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate/k\\_31/pdf/s15-1.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_31/pdf/s15-1.pdf)

厚生労働省「新しい社会的養育ビジョン【要約編】」2019年4月30日参照 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/kateitekiyougosuishinkeikaku/documents/siryoi-03.pdf>

### iii) ファミリーホームの整備に関する動向

第7期にファミリーホームに関する研究が散見され始め、第8期にはファミリーホームに関する『平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業 ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書』（平成28(2016)年3月 みずほ情報総研株式会社）が刊行された。第7期でも紹介したが、本調査研究は、「ファミリーホームにおける養育補助者の位置づけや役割・機能等に関する論点に着目し、全国のファミリーホームにおける養育者と養育補助者の位置づけ等の実態を把握すること」を目的としている。柏女霊峰らを委員とする「ファミリーホームの養育実態等に関する調査検討会」が全国のファミリーホーム事業者（250件）を対象としてアンケート調査を実施したものである。

第7期の研究ではあるが、ファミリーホームの整備について、藤田（2012）は「今後の社会的養護のあり方として、地域にFH[引用者注：ファミリーホーム]が整備され、児童相談所や社会的養護に関する施設をはじめ、里親も含む地域の多様な社会資源と相互に連携を図り、適切なサポートを受けながら、それぞれの意義や機能を十分に発揮し、可能な限り連続性をもった環境の中で子どもの養育を行うことが必要である。地域における社会的養護への理解のもと、社会全体で子どもの養育を行うことが求められる。そのために、まず地域にFHが複数整備されなければならない。現状では、FHの数が増えているといっても地域差は大きい。政策主体が家庭的養護への認識を改め、大胆な政策誘導を行い、FHの課題の解消などの方策を講じることが必要で」（p33）あると主張する。

実際のファミリーホームの整備状況を確認すると、厚生労働省によると、2017年3月末現在で全国313カ所であり、委託児童数は1,356人となっており、徐々にではあるが増加している。

そして、ファミリーホームを支える体制も整備が進んでいる。その代表的な組織として、「日本ファミリーホーム協議会」をあげることができる。設立は2005年に遡るが一般社会法人化したのは第8期に該当する2016年になる。日本ファミリーホーム協議会は、里親ファミリーホーム運営者、ファミリーホームに関心のある里親やその関係者等の情報交換を目的とし、『里親ファミリーホーム全国連絡協議会』として2005年8月に設立され、その後、2009年のファミリーホームの制度化を機に「日本ファミリーホーム協議会」（現名）に改称している。ファミリーホームの広がりとともに、里親だけではなく施設職員経験者や法人設置のファミリーホームなど形態も多様化しており、社会的養護を必要とする子どもたちが「あたり前の家庭生活」を送りながら家族関係を体験し、共に成長し、やがては子どもたちを社会に送り出していくという理念のもとに、活動を行っている。本協議会は、会員と子どもたちが交流、情報交換と情報発信、研修の場の提供、制度の理解や啓発などの活動を通し、社会的養護を必要とするすべての子どもたちが、家庭で暮らすことができる社会の実現を目標としている。

情報交換を目的とした全国研究大会も実施しており、第8期に該当する2014-2017年には、第9回ファミリーホーム全国研究大会 in 北海道 2014年8月2～3日（札幌）テーマ「familyhomes be ambitious！～子ども達よ未来にはばたけ～」、第10回ファミリーホーム全国研究大会 in 大分 2015年8月22～23日（大分）テーマ「家庭養護、知心剣——ともに作りあげる家庭養育を全国に展開するために—」、第11回ファミリーホーム全国大会 in 横浜 2016年8月5～6日（横浜）テーマ「考えようファミリーホームの原点～こどもの未来を広げるもう一つの家族～」が開催されている。

社会的養護・社会的養育を必要とする子どもたちの育ちの場を保障していく里親・ファミリーホーム、そして、それを支える組織の整備とその拡充に今後も注目する必要がある。

## 【参考文献】

藤田航介「子どもの社会的養護におけるファミリーホームの意義と課題：家庭養護寮及び里親型グループホームの実践を通しての考察」『道北福祉』3号（2012）22 - 35頁

日本ファミリーホーム協議会ホームページ <https://www.japan-familyhome.org/> 2019年5月30日参照

### iv) 小規模グループケアの整備動向

小規模グループケアは近年急速に整備され、厚生労働省によると、児童養護施設の大舎制は、2008年3月現在では7割、2012年3月現在では5割となっている。そして、2016年10月現在、小規模グループケアを実施している児童福祉施設は1,341カ所、地域小規模児童養護施設は354カ所であった。

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、2011年7月に「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、家庭養護を推進し、施設においても家庭的な養育環境の整備を図ることを目標に形態を小規模化するための動きが活発になっている。2012年には、厚生労働省 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（雇児発1130第3号平成24年11月30日）が発出された、その中で、2015年度を始期として2029年度までの15年間で小規模化の目標を達成することが明記された。通じには「都道府県は各施設に要請して「家庭的養護推進計画」を策定させるとともに、都道府県は、2029年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設の小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定し、これに沿って、地域の実情に即して、計画的に取組を推進すること」が示されている。

第8期は、通知で示された「家庭的養護推進計画」および「都道府県推進計画」の策定と推進の時期に重なっており、各地の児童福祉施設において小規模グループケアの整備が急速に進められている状況が確認できる。

国による小規模化グループケアを推進する方向は今後も変わらない流れではあるが、それを拡充することで子どもを養育する側の労働者の労働条件や環境の問題、小規模な生活単位にすることによる人間関係の密接化、その代替養育に関する子どもの育ちへの影響についても検証していく必要があるだろう。

### v) 児童虐待による社会的コスト論

第7期でも取り上げたが、第8期での論文の発表となったために、再度社会的コスト論について詳細を取り上げる。和田一郎らによる研究（Ichiro Wada, Ataru Igarashi, (2014) The social costs of child abuse in Japan, Children and Youth Services Review 46 ; 72-77.）は、日本における児童虐待



の社会的費用を計算した初めての論文になる。算定された項目には、2012年度（2012年4月1日から2013年3月31日まで）の間の虐待に対処するための直接費用および虐待による長期的な損害に関連する間接費用が含まれて計算されている。本研究では、児童虐待の社会的費用と他国で行われた虐待事件に関するこれまでの研究に基づいて、推定直接費と児童虐待の間接的費用の項目を作成し、各項目のコストを計算し、間接費用のうち、児童虐待による将来の損失は3%の割引率で追加費用を使用して計算している。この研究では、2012年度の日本における児童虐待の社会的費用は、少なくとも1兆6,000億円（160億ドル）であると示されている。直接費は990億円（10億ドル）、間接費は1.5兆円（150億ドル）であり、2012年のみの1兆6,000億円は、2011年の東北地方太平洋沖地震と福島県の津波による被害総額1.9兆円にほぼ等しかったことを論じている。さらに、虐待は毎年起こる深刻な問題であり、自然災害とは異なり、経常的な費用がかかるが、日本には虐待の長期的影響を計算するためのシステムがないことを指摘している。このように、データが不足しているため、本研究の計算では実際のコストを過小評価する可能性があることが示されている。

虐待予防や防止、早期発見の重要性を示すと同時に、今までの日本の虐待研究の中で、また虐待に対応するための政策の中で、なぜ、虐待問題への対応のための社会的費用を論じてこなかったのか、その現状について一石を投じている。

和田らの論文は、2014年の町野朔（研究代表者）らによる科学研究費助成事業『児童虐待防止システムの総合的検討——児童虐待の防止と児童の保護——』で明らかになった内容をまとめたものになる。町野らによる研究の最大の特徴は、「社会的コスト」の観点から児童虐待を分析した点にある。このような研究は我が国では町野らの研究が初めてであり、彼らは、諸外国で社会的コストの研究が進んだ背景には、子ども虐待に予算や人員をかけること、子どもに資源を投入することが結果として将来の莫大な損失を防ぐという認識の存在があることを主張する。そして、今後は、虐待の長期影響を測定するシステムが必須であると述べている。町野らの研究は、日本の虐待防止研究の視座を広げる研究となった。

## 【参考文献】

Ichiro wada, Ataru Igarashi, (2014) "The social costs of child abuse in Japan," *Children and Youth Services Review*, 46: 72 - 77.

(加藤洋子)

## ② 医学研究の成果に基づく児童福祉の考察

この期の児童福祉領域において、医学領域の研究の成果から問題提起が多く見られた。児童虐待防止の歴史をたどっても児童に対する身体的虐待に気付いたのが医師であった等、児童虐待に関する研究成果のなかで医学の果たしてきた役割はこれまでも大きかった。加えて今期に顕著なのは、臨床研究において児童虐待防止に取り組む診療科が目立って増え、医学領域を超えて広く影響力を持つ基礎研究の成果が注目され、医療を施すための全域にわたる考察に広がり及んできたことである。これらの医学的研究が児童虐待への対策を企図した児童福祉的な動機からの研究であり、その成果をもと

に、児童の福祉に関わる提言が生まれていることから、医学研究の方法論が用いられた児童福祉研究として捉えることもできるだろう。

一方で、虐待を察知した場合でも通告に至らない医師が依然として少なくない現実が、小児科においてもなお指摘されている。この実態を課題視した調査研究の結果によれば、「察知が通告に至らない場合において、判断への不安に基づく通告への抵抗感と法知識の不足が背景にあることが推察され」（天井他・2014）という。「法知識の不足」が克服されることが虐待被害児を診察した医師からの通告を支えるのであれば、一層の啓発活動は必須である。

### i) 脳科学の成果から

今後の児童福祉法制に大きな影響力をもつ可能性があると考えられるのが、脳科学者である友田明美による研究である（友田・2015、友田・2016）。友田は、日米科学技術協力事業「脳科学」分野グループ共同研究の一環として、2003年から小児期のマルトリートメント経験に伴う脳の形態的・機能的な変化と発達障害の関連を研究し、脳の特定部位に容積の減少がみられるなどの有意な特徴を見出していた。それを、近年、「性的虐待による脳への影響」、「暴言虐待による脳への影響」、「厳格体罰による脳への影響」、「両親間のDV目撃による脳への影響」のそれぞれ「単一の被虐待経験が脳へ及ぼす影響」として精力的に発表しているが、この期においては社会的な周知と友田の研究を成果に立脚した更なる研究への展開がみられる。

旧来、幼時期の被虐待経験がその後の人生に影響を及ぼすという視点は共有され、それが多くは少年期から思春期にかけての非行との関連で論じられ、近年ではより若年時期の発達障害のような症状との関連も指摘されてきた。それが、脳の形質的・機能的な変化が実証されたことで一気に科学的根拠が示されることとなり、被虐待経験の将来にわたる影響が注目されることになった。

友田の研究成果を受け、さらに児童の福祉の点から考察を加えたのが、岡田行雄による少年司法への提言である（岡田・2015【文献20】）。岡田は、友田の成果から「こうした、いわば脳の発達障がい、とりわけ粗暴非行を引き起こす要因の一つと数えられるべきこと」と考え、このことを、虐待被害を成長発達可能性の阻害要因として、また非行性・悪質性の評価に影響を与えるものとして、少年司法において重視しなければならないのではないかと問題提起をしている。被虐待児童の発達保障や治療・支援等の児童福祉の観点を超えて、司法領域への直接的な影響を見込む議論につながっていくと考えられる（本書46-47頁も参照されたい）。

### ii) 小児眼科診療に関する研究

小児眼科診療研究の領域からは、虐待性頭部外傷と乳児揺さぶられ症候群において網膜出血が重要な所見であることが明らかにされた（中山・2015）。つまりこの研究の成果は、虐待が心配される症例において網膜出血の有無を確認する必要性への指摘であるとともに、網膜出血の所見がある場合に虐待の可能性を検討する必要性があることも指摘するものである。眼科医もまた、虐待の可能性を認めた場合の通告方法を理解し、病院内にある小児虐待を専門とする委員会組織等や医療ソーシャルワーカーを利用することが求められている。

### iii) 歯科診療に関する研究

以前から、ネグレクトをはじめとする被虐待児童にう歯（虫歯）が多い等、口腔状態に課題が多くみられることが指摘されてきた（歯科医師が児童虐待防止に関与する背景については、本研究報告書の前号『虐待の援助法に関する文献研究（第8報）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第7期（2012年4月から2014年3月まで）』49頁を参照されたい）。一般社団法人日本小児歯科学会は2009年から「子ども虐待防止対応ガイドライン」を備えて児童虐待防止に取り組んできたが、今期は一步進んで、乳歯のう蝕や破折等の歯科所見から陳旧性の外傷を認め、その子どもの全身的なエピソードをふまえた検証を行うことで、子どもの生活環境や背景を考察することができると指摘する、より積極的に児童虐待防止に歯科医療が貢献する可能性を示した論考が発表された（都築・2014、岩原他・2015）。児童虐待に関する歯科の学術的研究は、「歯科医は子どもたちの生活環境をスクリーニングする番人である」と考えると寡少であり、そのことに問題意識をもった歯科医師たちにより、2015年に日本子ども虐待防止歯科研究会が設立された（渡部・2015）。学校保健安全法の規定により、学校歯科医は、小学校、中学校における定期の歯科検診を通じて、すべての子どもの口腔状態を診る機会がある。この機会の活用が児童虐待の防止に有効であることが、歯科医師の間で強く認識されるようになりつつある。開業医の場合、患者やその家族と良好な関係性を保つことが医院経営に直結することから、口腔内からマルトリートメントな状態が見取れても通告などのその後の対処が難しいことは従来から指摘されてきたが、学校歯科医という公的な役割に依ることによって、児童虐待防止に直結する動きにつながられることが期待される。

### iv) 産科に関する研究

この期の産科医療に関しては、2008年の児童福祉法改正により「出産後の養育について、出産前において特に支援が必要と認められる」特定妊婦が入ったことを受け、その対策の研究が進んでいる。乳幼児の初期の死を防ぐために産科には果たすべき役割があるという使命感は、この診療科に特有の研究動機であるだろう。産科の看護職が「気になる親子」に気付き、他機関へつなげる必要があるかどうかを見極めるプロセスに関する研究（唐田他・2014）、特定妊婦の特徴を明らかにし「地域で児童虐待の予防的支援を妊娠期から担う保健師の実践能力向上に貢献できる」ことをねらいとした研究（吉岡他・2016）、そして産科の医療ののちに、地域看護や母子保健の領域で元特定妊婦のケアを引き継ぐ際に、包括的な子育て支援システムの構築に「妊娠届出書」によってつかめる情報を活用できないかと探った研究（白石・2015）等、特にパラメディカル領域での研究が多く見られる。

### v) 小児精神科からの虐待認識に対する提言

小児精神科医の古荘純一は、発達障害児等の特別な支援ニーズのある児童を例にとって、一般的な児童虐待の定義に問題提起を行っている。例えば、感覚刺激に対して過敏な児童にとっては不快な刺激を弱くして慣れさせるという教育的指導は教育的虐待とも呼べる状態であり、可能な範囲で刺激を取り除く努力を行わないことは教育ネグレクトにあたりと指摘する（古荘・2016）。

2016年10月刊行の『そだちの科学』27号（日本評論社、2016【文献26】）が特集『『子ども虐待』

はなぜなくなるのか——子育て困難にどう対応するか——」を組み、「『虐待』という呼称そのものに対する疑義を表明し、『虐待』を『子育て困難』という視点から捉えようと」（滝川・2016：98頁）提起していることも、同様な課題意識に立つものである。本誌のなかで、児童精神科医の滝川一廣は、児童虐待を、「子育て失調」「親子関係不調」と呼びなおすことで当事者への否定と非難を排除し、加害-被害関係で捉えることをやめようと呼びかけている（滝川・2016：2-8頁）。同じく児童精神医学の立場から小林隆児は行動観察とパターン分析からなるアタッチメント研究に関係病理を捉える視点が捨象されてきた問題をあげ、アタッチメント研究特有の客観性や抽象的理解が虐待を生む親子の関係を治療対象と捉えて治療につなげていく際には親子の関係病理の核心に迫りにくくしていると指摘している（小林・2016：15-19頁）。児童虐待と発達障害を結び付けて捉える枠組みを示したことで知られる杉山登志郎医師も、本誌によせた論文の中で、「発達障害と子育て困難」として、あらたな視点を提示している（杉山・2016：20-24頁）。本誌の特集論文に一貫しているのは、児童虐待を児童精神科の治療対象として捉える医学的見地であるとともに、児童虐待という「小児」を患者とする捉え方から「子育て困難」「親子関係不調」というように治療対象を子どもから親子ないしは親による子育てに移行させる必要があるという理解である。

#### vi) 被虐待児童の社会的入院

旧来は精神科の領域で問題にされてきた「社会的入院」と同質の状況が、児童虐待に対応する小児科診療において生じているという。

「児童虐待の通告件数が全国一多」という大阪で、「小児科医は、子どもを保護する施設が少なく保護すべき事例の数に対応できないこと、そしてそのしわ寄せとして子どもの『社会的入院』が増えていることを問題視し」た研究が発表された（石崎他・2016【文献27】）。この論文では社会的入院の要因を「保護者の養育不足」の症例と「虐待の後遺症」の症例に分けて捉え、問題点を指摘した。

#### vii) 虐待判別ソフト

前の期で紹介した虐待判別ソフト（産業技術総合研究所・デジタルヒューマン工学研究センターが開発したもの）（吉田他・2017：34-35頁）を用いた研究が、今期に成果を生んだ。小児科病棟で2004年から2013年の間に身体的虐待と診断され、児童相談所で身体的虐待と判断された30例を、外傷の部位、種類および児の発達段階を当該ソフトに入力し、その外傷部位不慮の事故によって受傷する可能性を算出した。その結果、「不慮の事故スコア」は0～0.191と低値であり、このソフトを使うことで、いずれも「虐待を疑う一助になる」ことが期待された。一方で、集積されたデータ数が不十分であるために、外傷部位と種類に加えて発達段階を追加入力すると「不慮の事故スコア」はより低くなる等、条件の種類が増えると同じ条件に合致する不慮の事故データが少なくなるために統計的信頼性を保持しきれなくなる。同じ要因から、そのこと自体が虐待を疑うべきと考えられる「タバコ熱傷痕」「外傷性脱毛」などは、ソフトの「外傷の種類」に項目として設定されておらず、今後、入力項目の検討の必要性が指摘された。また、各々の受傷時期が異なる複数の外傷の存在も虐待に特徴的であることから、受傷時期を考慮することもソフトの精度を向上させるために必要であること、頭蓋

内損傷や骨折等の外表所見にあたらぬ画像検査情報も加える必要があること、「一般的に虐待を疑うべき」保護者や子どもの様子及び親子関係の様子に関する情報も望まれることも指摘された（岩渕他・2016：395 - 399 頁）。

#### viii) 医療費分析

児童虐待による社会的コスト論という新たな研究視点が提起された。具体的には、「経済的損失の観点からも虐待予防は急務である」ことを、虐待による被害に伴う医療費分析から明らかにする研究が厚生労働科学研究費補助金を受けて実施され（平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「児童虐待の発生と重症化に関連する個人的要因と社会的要因についての研究」（研究代表者：藤原武男）の分担研究「介入効果測定のための虐待現状把握およびその社会的コスト試算に関する研究」）、その成果が示された（植田他・2014）。この論文において、医師である植田等著者は予防医学の視点から、虐待予防を推進することが費用対効果の点からも有効であることを、頭部外傷による頭蓋内病変を疑い頭部 CT を施行し入院した 2 歳未満児 110 例を対象として、「虐待による頭部外傷」と「虐待によらない頭部外傷」にわけ、診療報酬明細書の分析により初期入院期間による医療費等の比較を行い、「虐待による頭部外傷」による入院の医療費が約 10 倍にも上る結果を得て、「この医療費は AHT（虐待による頭部外傷：引用者注）を防ぐことができれば本来生じない医療費であり、経済的損失の観点からも虐待予防は急務である」と結論付けた。

この論文によれば、虐待における疾病費用分析や費用対効果分析は、海外では虐待予防対策に活用されているが、日本においては未着手領域であったという。費用対効果の考え方を虐待防止の動機とすることは、旧来の児童虐待防止研究のなかではみられてこなかったが、次の期に行政を中心とした予算事業の根拠として展開していく重要な萌芽といえる。

#### 【参考文献】

- 天井基樹他「小児科医による児童虐待察知と通告行為に影響を与える要因」『子どもの虐待とネグレクト』16 巻 2 号（2014 年 9 月）194 - 202 頁
- 古荘純一「特別支援教育における教育虐待・教育ネグレクト」『小児科』57 巻 10 号（2016 年 9 月）1277 - 1282 頁
- 石崎優子他大阪小児科医会被虐待児養育環境問題検討委員会「大阪府内における被虐待児の社会的入院の現状と課題」『日本医事新報』4826 号（2016 年 10 月）18 - 20 頁【文献 27】
- 岩渕恵美他「当院の身体的虐待症例における虐待判別ソフトの有用性の検討」『子どもの虐待とネグレクト』17 巻 3 号（2016 年 2 月）395 - 399 頁
- 岩原香織他「子どもマルトリートメントと歯科衛生士のかかわりを考える」『DHstyle』（2015 年 8 月）74 - 77 頁
- 唐田順子他「産科医療施設（総合病院）の看護職者が『気になる親子』を他機関への情報提供ケースとして確定するプロセス——乳幼児虐待の発生予防を目指して——」『日本看護研究学会雑誌』37 巻 2 号（2014 年 6 月）25 - 37 頁
- 小林隆児「『甘え』の世界からみた子育て困難——アタッチメント研究で捨象されてきたもの——」『そだちの科学』27 号（2016 年 10 月）15 - 19 頁
- 中山百合「虐待と心因性視力障害」『MB OCULISTA』28 号（2015 年 7 月）72 - 77 頁

- 岡田行雄「少年司法における虐待被害」『熊本法学』133号（2015年3月）41 - 76頁【文献20】
- 白石淑江「児童虐待の予防を視野に入れた家庭訪問支援（その2）——妊娠届出書を活用した要支援家庭のふり分け——」『愛知淑徳大学論集——福祉貢献学部篇』5号（2015年3月）15 - 26頁
- 杉山登志郎「診察室から見た子育て困難」『そだちの科学』27号（2016年10月）20 - 24頁
- 滝川一廣「子どもを育てる難しさと子育ての失調」『そだちの科学』27号（2016年10月）2 - 8頁
- 滝川一廣他編『そだちの科学』27号（日本評論社、2016年10月）【文献26】
- 富田拓「非行と虐待」『子どもの虐待とネグレクト』17巻1号（2015年4月）51 - 57頁
- 友田明美「脳科学から見た児童虐待」『トラウマティック・ストレス』13巻2号（2015年12月）125 - 133頁
- 友田明美「虐待と脳の関連」『子育て支援と心理臨床』12号（2016年9月）94 - 97頁
- 都築民幸「子どもの虐待防止にかかわる歯科医師の役割」『日本歯科医師会雑誌』67巻2号（2014年5月）149 - 156頁
- 植田紀美子他「2歳未満児の虐待による頭部外傷における初回入院にかかる疾病費用分析」『厚生指標』61巻5号（2014年5月）10 - 14頁
- 渡部茂「設立趣旨」（日本子ども虐待防止歯科研究会、2015年）：日本子ども虐待防止歯科研究会 HP、2019年5月3日最終確認 <http://jdsplan.org/>
- 吉田恒雄他『虐待の援助法に関する文献研究（第8報）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第7期（2012年4月から2014年3月まで）』（子どもの虹情報研修センター、2017年）33 - 34頁
- 吉岡京子他「産後児童虐待の可能性が高いと保健師が判断した特定妊婦の特徴とその関連要因の解明」『日本公衆衛生看護学会誌』5巻1号（2016年）66 - 74頁

（田澤薫）

### ③ 児童相談所を中心とした相談型ケースワークに関わる議論

児童虐待対応の主軸として児童相談所への期待の強さは一貫しているが、この期には、児童相談所が児童虐待対応を行うことの構造的な困難や課題、矛盾が指摘される論稿が目立つ。児童虐待防止法制定後の実務が確立し、あらためて「虐待対応の時代」を客観視し得る時機を迎えた感がある。

#### i) 児童虐待対応策への当事者の主体的参加

児童相談所の統計では「虐待相談件数」と項目が設けられているが、実際の「相談」数はわずか1割に満たず、多くは通告によるという。元児童相談所所長の石橋勝美は、「子育て支援ということが、利用者の求めに応じることであるならば、児相は子育て支援の機関ではないのではないか」という、昨今の子育て支援の認識に対する違和感を示すと共に、「相談援助というより、通告処理をするのがやっとという状況に感じられ」「児相が従来行っていた力動的な家族の捉え方ができなくなっている」面があると指摘している（石橋・2015：10 - 11頁）。

児童虐待に対してケースワークの手法で臨むとき、いうまでもなく、被虐待児童および虐待者である養育者は共に当事者であり、ケースワークの目的は児童の生命や発達の権利を保障することと、養育者の子どもを養育する権利保障とそのため支援の両方となる。こうした構造理解にたち、児童虐待対応制度に当事者が参加する権利について構造分析のうえ、国際比較をおこなった研究がある（根

岸・2015【文献28】)。その成果によれば、児童虐待に対応する日本の制度は、アメリカ、フランス、スウェーデンとの比較において、子どもと親の双方とも「参加」の機会が「かなり制限されている」状態であり「当事者非主体的制度」といえると指摘された。

## ii) 要保護児童対策地域協議会の機能面での課題

要保護児童対策地域協議会については、2005年度に法定化された際には4.6%の設置率に過ぎなかったものが、2007年の児童福祉法改正で設置努力義務が規定されたことから順調に伸び、2016年度には設置率99.2%にまでなっている（厚生労働省・2016）。2015年度中に要保護児童対策地域協議会に登録されたケース全145,290件のうち、「要保護児童」が61.8%をしめ、そのうち63.9%の57,326件が「児童虐待」である（厚生労働省・2016）という。児童虐待の防止や対応に要保護児童対策地域協議会は無くてはならない存在として、すでに設置の有無が問われる時代から、「運営上の課題」を問う（厚生労働省・2016）など、如何に機能しているかが問われる時代に入っている。

今期には、要保護児童対策地域協議会の機能に着目し、法制度が用意した場での専門職間連携を検討する一連の試みがみられた。実方由佳は、児童虐待対応は、クライアント主体が求められる支援の通常に反して、「子どもの未熟性ゆえに、そして子どもの権利侵害が疑われる行為者（養育者）の恣意を除外する意図故に」当事者が協議に加わらないことが多いという点に着目し、「援助システムがすり替わる可能性を含有する」危険性を指摘する（実方・2014【文献29】）。

## iii) 一時保護の構造的課題

児童虐待への危機介入が有効であれば、自ずと、一時保護がもつ構造的な課題が浮上してくることは避けられない。この期には、一時保護に着目し、その本質的な課題に取り組む研究が見られた。

児童相談所一時保護所には設置基準の規定がない。そのために、全国的な統一水準を保持することが難しく「各自治体間の他応実態に格差が生じている可能性がある」（恩賜財団愛育会・2015【文献30】）ことが指摘されている（一例として、慎・2017）。

児童相談所一時保護所の制度的な脆弱性から生まれているこうした課題に向けて、恩賜財団愛育会の研究班（和田一郎他）は、2014年に「全国の児童相談所を設置している69自治体宛」等にアンケート調査を行い、報告書「一時保護所における支援のあり方に関する研究（平成26年度児童福祉問題調査研究事業）」を2015年3月にまとめた（恩賜財団愛育会・2015【文献30】）。この研究は、児童相談所一時保護所の支援のあり方に関する全国規模の実態調査であるとともに、退所後の児童の状態に影響を及ぼす要因を検討することを通して児童相談所一時保護所の機能を検証しようとしたものである。報告書においては、「一時保護児童の約7割に虐待が存在」し、しかしながら「被虐待児の家庭への再統合に関して、現時点では全国で等質な評価指標はない」など、一時保護の実態にばらつきがあることが指摘されている。また、「虐待の重症度・慢性度・特殊性といった深刻さの程度や、子どもの機能特性・養育者の機能特性、環境要因などを考慮した包括的なリスク評価指標を構築する」ことが必要であることも指摘されている。

児童相談所による一時保護が、児童相談所の本来の姿である相談支援型ケースワークにそぐわない

面をもつという指摘から、一時保護の司法関与が議論された。『子どもの虐待とネグレクト』誌における「司法関与と虐待」の特集は、児童虐待の対応に関する児童相談所の権限集中の問題に着目しているが、なかで山本恒雄は、とくに緊急一時保護においては強権的な介入と支援的な関わりの双方を児童相談所が担うという構造的困難を論じて、具体的な場面にたった提起を行っている（山本・2014【文献 31】、石田・2014：263 - 268 頁）。

また、職権一時保護等を経るなど相談動機が欠如した児童虐待事例を家族の再統合に向けて相談支援を行うことが至難であることへの課題認識に立ち、不本意な一時保護を経験した保護者と児童相談所の協働関係の構築プロセスとその構造を「実践者の立場からの考察」した成果が発表された（鈴木・2016【文献 32】）。「職権一時保護等の場面において、保護者と児相が対立的な関係になりながらも、いかに『子どもの安全』という目標を共有するのか」という問いに発して、職権一時保護を体験した被虐待児童の家族を研究協力者としてインタビュー調査を行うという、旧来にない画期的な手法による研究である。児童虐待を起こした家族が、児童虐待という主題に対して、単に児童に対する加害者でも社会構造のなかでの被害者でもなく、子どもの安全を求める協働者として児童相談所と共に在るという立ち位置を示し、その視座に立った検討は注目に値する。困りごとを抱えたクライアントに対峙する専門職によるソーシャルワークという対立構造そのものから脱却することを、一時保護がもつ構造的矛盾に対する解決策としようとしている。これを可能としたのは、研究倫理に対する社会的醸成を基盤とし、最も混乱した時期を共に乗り越えたという対象家族と児童相談所職員相互の一定の共感および信頼感と、それにも増して、一時保護の先にある家族再統合の主題があまりにも重く困難である事への当事者からの危機提示であるといえるだろう。

児童福祉法成立による設立当初には任意の相談に応ずる構造を想定していた児童相談所が、特に、相談動機を顕著に欠いた家族に対して介入的な相談開始を多くせざるを得ない児童虐待ケースの中で、なおもソーシャルワークの姿勢を基本とすることは容易なことではない。その突破口として、ケース家族と児童相談所の閉じられた関係性を拓き、要保護児童対策地域協議会の積極的な活用を含めた地域の関連機関との連携を取り込んだソーシャルワーク展開を模索した実践研究がみられる（鈴木他・2015:37 - 49 頁）。「プランニング整理（簡便）表」と銘打って、「縦軸を緊急度毎に9ランク3段階（1～3はセーフティ、4～6は注意ゾーン、7～9は危険ゾーンとして上部ほど緊急性は高いものとする）に分け、横軸をアプローチする対象毎に保護者・子ども・関係機関の3領域に分ける。次に、「A：子どもへのアプローチ B：保護者へのアプローチ C：児相内での会議・協議 D：関係機関との情報交換・協議 E：要保護児童対策地域協議会（以下、要対協とする）それぞれの記号をランクに当てはめ、上部にある緊急度の高いものから対応していく」（鈴木他・2015：37 - 49 頁）方式を採用し、初期から終期にわたる折々に確認しながら、地域ネットワークの中で、介入的アプローチが対立構造をとることを回避しようとする試みである。

#### iv) ステップファミリー支援の視点

児童虐待による死亡事例が、望まない妊娠出産による母子保健的な課題をもった事例を除くと、実母の交際相手が加害者の上位に位置付くことを重視し、「就学前の児童が血縁関係のない父親の行為



で死亡するリスクを推計したところ、実父の行為で死亡するリスクの60倍以上にのぼる」というデータを根拠としてステップファミリーに着目し、児童虐待傷害致死事件の裁判記録をもとに虐待死のリスクとなる一定の傾向を分析した児童相談所からの研究がある（宮田・2015【文献33】）。この結果として、同居から数か月の範囲での暴行で虐待死している事例が多く、発生する曜日や時間帯にも一定の傾向があり、不安定さや同調性がみられる夫婦関係や、子どもの発達状況や家庭内の開示状況にも一定傾向が認められた。これらの貴重な知見は、本論文でも言及されている通り、これらに対策するソーシャルワークの方法論の確立をもって初めて生かされる。また、ステップファミリーが支援へのニーズをもっている訳ではなく、こうした支援への要請を持たない対象に介入的なソーシャルワークを提起していく方法論の模索も今後の課題として、明確に残されている。

### 【参考文献】

- 石橋勝美「虐待対応失ったもの——児童相談所はどこへいくのか——」『子どもと福祉』8号（2015年7月）10 - 11頁
- 石田文三「司法関与における裁判所の機能」『子どもの虐待とネグレクト』16巻3号（2014年12月）263 - 268頁
- 実方由佳「子ども虐待対応における『専門職間連携』の擬態化——実践家の『専門職間連携』認知を介在させた検証——」『社会福祉学』55巻2号（2014年9月）27 - 39頁【文献29】
- 厚生労働省「要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査結果の概要」（2016年）
- 宮田顕一郎「ステップファミリーにおける身体的暴力による虐待死のリスク評価の視点」『研究紀要』32号（北海道中央児童相談所、2015年3月）51 - 77頁【文献33】
- 根岸弓「児童虐待対応制度の評価指標の構築と経験的適用の国際比較からみる日本の制度的特徴」『社会福祉学』56巻3号（2015年12月）29 - 43頁【文献28】
- 社会福祉法人恩賜財団愛育会「一時保護所における支援のあり方に関する研究（平成26年度児童福祉問題調査研究事業）」（2015年）【文献30】
- 慎泰俊『ルポ児童相談所——一時保護所から考える子ども支援——』（ちくま新書、2017年）
- 鈴木浩之「子ども虐待に伴う不本意な一時保護を経験した保護者の『折り合い』のプロセスと構造——子ども虐待ソーシャルワークにおける『協働』関係の構築——」『社会福祉学』57巻2号（2016年8月）1 - 14頁【文献32】
- 鈴木雅博他「児相の虐待ケースにおける地域ネットワークについての一考察」『研究紀要』32号（北海道中央児童相談所、2015年3月）37 - 49頁
- 山本恒雄「介入型ソーシャルワークと司法関与」『子どもの虐待とネグレクト』16巻3号（2014年12月）256 - 262頁【文献31】

（田澤薫）

### ④ 社会的養育に関わる議論

虐待を受けた子どもを受けとめる社会的な役割として、社会的養育の現場の模索は変わらずに続いている。今期には、児童福祉の理論の内側からも外側からも、社会的養育を検討する研究もみられた。

### i) 家族社会学からの議論

藤間公太は、家族社会学の方法論をもって社会的養育をとらえ、「家庭を理想的な子育ての環境と前提視することに潜む問題」（藤間・2017：155頁【文献34】）を炙り出すことで、「家庭をモデルとしてきた従来の社会的養護論のあり方に疑義を呈し、形態面ではなく機能面に着目することの必要を示した」（藤間・2017：155頁【文献34】）。この背景には、児童虐待の要因として家族主義的な価値観を認める社会学の視点がある。藤間は児童自立支援施設でのフィールド研究を行ったうえで、「家庭という理念」を免れ「個別性に目配りしながらも集団性の積極的意義も再評価しうる」（藤間・2017：144頁【文献34】）社会的養育のあり方を提言している。

### ii) 里親支援の視点

被虐待児童の受け皿として個別対応が実現しやすい里親家庭への期待は高まっている。厚生労働省の「社会的養護の現状について」（2014年3月）によれば、里親委託率は、2002年から2012年に7.4%から14.8%へとほぼ倍増した。乳児院委託率にほとんど変化は生じておらず、里親委託率の増加はそのまま児童養護施設委託率の減少と表裏関係にある。この間に社会的養護を受ける子どもの人数が2,500人弱増加したことから、実際に里親家庭で生活する児童の人数は、2,517名から5,407名へと増加している。

里親家庭での生活実習が増加することで、一方では里親不調で養育返上になる事例を含み、里親養育が抱える課題にも目が向けられるようになってきた。深谷らは、2011年度から3か年にわたる研究プロジェクト（厚生労働省科学研究費H23－政策一般－007 代表：開原久代）の一環として全国里親会の協力を得た全国里親アンケート調査を行い（その結果は、深谷昌志他編著『社会的養護における里親問題への実証的研究』（福村出版、2013年）として刊行されている）、そこで得られたデータを踏まえてさらに「虐待を受けた子ども」を養育が難しい里子として捉え直し、「虐待を受けた子どもが住む『心の世界』」に光をあてようとする研究をおこなった。そのなかで、深谷昌志は、養育が難しい里子について里親が養育を返上する場合に里子の行く先として児童養護施設が筆頭にあがることから、「児童養護施設が社会的な養護を必要としている子の心の支えになっているのかどうか」を改めて問い、施設の人手不足と過労を解消する方策として子育て支援員制度の活用への期待を主張している（深谷他・2016）。子育て支援員制度は、2016年度から発足し、たしかに児童養護施設も働きの場として構想はされているが、主は、放課後児童クラブや預かり保育等の地域での子育て支援活動の補助者であり、社会的養護の現場での専門職を補助する業務の普及は今後の課題のひとつではある。

### iii) 非行

旧来、非行の背景としての被虐待体験についての指摘はあるが、今期には「非行」「虐待被害」「発達障害」の三項の関連性への着目が示された。ある県の施設を調査した結果を基に、児童自立支援施設入所児における被虐待及び発達障害児の数と、情緒障害児短期治療施設入所児における被虐待及び発達障害児の数が、ともに「虐待は情緒障害児短期治療施設では90%前後で高止まりしており、児童自立支援施設でもここ3年の間で同様な水準に近づいている。また、発達障害は、どちらの施設も入

所児の50%前後になっている」こと、「両施設とも発達障害ケースはほとんどが虐待ケースでもあり、発達障害のみで入所しているのは情緒障害児短期治療施設で2、3例見られるだけであった」ということが報告された（平岡・2014：21 - 26 頁）。

また、さらに根本に立ち返っての論考として、非行の背景としての被虐待経験への着目が1901年の留岡幸助の言説にたどれることを指摘したものがある。児童自立支援施設の職員である富田拓は、児童自立支援施設につながる家庭学校を創設したことで知られる留岡幸助が、監獄教誨師として勤めるなかで「囚人の子ども時代がいかに悲惨なものであったかを知り、今から1世紀以上前に、非行の原因を虐待的な家庭環境にあると看破していた」ことを指摘し、「非行児を扱う施設の中では、この関係はむしろ自明のものであり続けた」のであり、今日の児童虐待をめぐる議論は虐待の「再発見」であり、「虐待と非行の関係もやはり再発見されつつある」という見方を提示している。虐待とともに「再発見」されているにも拘らず、「虐待的な生育歴が人格形成に与える影響への配慮」が深まらないことへの疑義も示されている（富田・2015：51 - 57 頁）。

## 【参考文献】

深谷昌志他『虐待をうけた子どもが住む「心の世界」 養育の難しい里子を抱える里親たち』（福村出版、2016年）

平岡篤武「子ども虐待と発達障害——情緒障害児短期治療施設での経験から——」『世界の児童と母性』77号（2014年10月）  
21 - 26 頁

富田拓「非行と虐待」『子どもの虐待とネグレクト』17巻1号（2015年4月）51 - 57 頁

藤間公太『代替養育の社会学 施設養護から＜脱家族化＞を問う』（晃洋書房、2017年）【文献34】

（田澤薫）

## ⑤ 見えにくい子どもの虐待被害

### i) 子どもの貧困と虐待

この期にあたる2014年7月に厚生労働省が、日本の子どもの貧困が先進国中에서도厳しいという現実を、「子供の貧困率16.3%、6人に一人」（厚生省労働省・2014）という数値で示し世の中に訴えたことの意味は大きい。このことが奏功して社会的関心が集まったことでようやく法制化が進み、児童虐待は貧困を背景としやすいという指摘を得て貧困は子育て家庭の困難への対応力を弱める面があることも危機認識と結びついた。

2013年制定の子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る」と謳い、この法律に基づく2014年夏のいわゆる「大綱」（「子供の貧困対策に関する大綱～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～」（平成26年8月29日閣議決定））では、子どもの貧困に関する指標改善に向けた当面の重点施策のうち、「1. 教育の支援」には「学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設

を促進する」とあること、また「2. 生活の支援」には「指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める」とある。教育や保育の場が貧困を背景とした児童虐待の対策や防止の現場として想定され、その専門職の養成段階からそのことを念頭に置くことが求められるようになった。

## ii) 居所不明児童

「登校・登園が常ならない児童は児童虐待の被害にあっている可能性があるから注意すべきであるという認識が、ようやく一般的になってきた」（吉田他・2017：33 - 34 頁）といえる前の期から今期にかけて、この課題認識を社会共通のものとする深刻な事件が相次いで起こった（事件については、本研究報告書の前号『虐待の援助法に関する文献研究（第8報）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第7期（2012年4月から2014年3月まで）』41 - 42 頁を参照されたい）。

2012年7月に発生した6歳女児の死亡事件については、横浜市児童福祉審議会に設けられた「児童虐待による重篤事例等検証委員会」が『児童虐待による死亡事例検証報告書（平成24年7月発生 6歳女児死亡事例）』をまとめ、インターネットの利用により、家族機能が脆弱で経済的に困窮している家庭が公的支援に結び付く前にネット上のつながりで刹那的な関係を取り結ぶ危険性を指摘し、「ネット社会の中で、孤立し自ら公的支援を求めない家庭に対し、どのように支援していくのが今後の課題と言え」と訴えている（横浜市児童福祉審議会児童虐待による重篤事例等検証委員会・2014：19 頁）。

事件の大きさと問題の深刻さ、そして、手だてを講ずることによって防止可能と考えられる一方で現在も同様な事件のさなかにある児童が多人数いるかもしれない現実を踏まえて、早速この期には、『子どもの虐待とネグレクト』誌が17巻1号で「消えた子ども・子どもを見失う社会」を特集し、精力的な研究報告や主張を掲載した。

このなかで、保坂亨は、旧来から学校基本調査の「不就学」の項目の最後に「1年以上居所不明児童生徒数」が掲載されているにもかかわらず、この統計の扱いがずさんであり、そのことを2011年1月1日の産経新聞が大きく取り上げたことが社会的関心と呼ぶ契機であったことから書き起こし、2003年の岸和田事件の反省から実施された2004年の大規模調査「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童虐待に関する関係機関等への連絡等の状況について」（文部科学省）においても学校基本調査の上記項目にはまったくふれられなかったことに問題の目を向けている。同様の問題は、厚生労働省による調査（「児童虐待防止法等にもとづく立入調査等の状況について」・2004）、警察庁による統計（警察庁生活安全局生活安全企画課による行方不明届書が出され警察の捜索の対象となった人数）と、文部省の学校基本調査の統計が相互に関連していない事実に対しても指摘されている。保坂はさらに、この時期の「居所不明児童」への着目から厚生労働省が総務省、法務省、文部科学省、警察庁の協力を得て実施した調査（厚生労働省・2014）の結果をもとに、事件報道や補足調査で得られる情報を加味していくつかの類型に整理し、特に学齢児の居所不明児童については「さまざまな形態の不就学（無戸籍、未就籍の問題）とつながっている可能性」があり「学校教育としては、こうし

た新たな『不就学』問題、さらには『子どもの教育権保障』といった裾野の広い問題として捉えていく必要があるだろう」と問題を提起している（保坂・2015【文献35】）。

同じく『子どもの虐待とネグレクト』誌の特集論文の一つとして、小児科医で子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク理事長を務める山田不二子は、居所不明児童問題を社会制度上の工夫を施すことで解決可能・防止可能な問題として捉え、具体的な方策を提案している。まず、既存の要保護児童対策地域協議会の活用とそこへの情報集約の徹底を、市区町村に対してマニュアル整備を求めつつ提案している。重ねて、要保護児童対策地域協議会において関係諸機関との連携のもとで調査を行ったうえで所在不明児童については搜索対象事例とすることと共に、DV被害等による情報提供に配慮を要する事例に対応するために「中央官庁情報管理・突合システム」の構築、行方不明者届に基づく搜索と犯罪捜査の間に位置付く「所在不明児童搜索制度」の新設を求めている（山田・2015【文献36】）。

居所不明が深刻な児童虐待と結びついた事件の現場となった横浜市では、事件の背景として「『住民票を移さず転居を繰り返す』『未就学である』という情報が自治体間で共有されなかった」ことがあると認識し、対応を模索する努力を重ねてきた。2014年4月からは「居所不明児童対策プロジェクト」を踏まえた全庁的な取組が開始され、「乳幼児健診を未受診であったり、就学させてもらえない子どもについては、『不適切養育や児童虐待リスクを確認すべき家庭』として位置づけ『要保護児童対策地域協議会』を中心に庁内連携、情報共有・調査方法について検討し」という。具体的には、第1段階として、市立小中学校において長期欠席・未入学で、電話や訪問等による状況把握ができない児童生徒については、「状況連絡票」に記載し、区戸籍課の就学事務に送付する。第2段階としては、区戸籍課から、「状況連絡票」と「リスト」を要対協に提供すると同時に、住民基本台帳法に基づく実態調査を実施する。さらに外国につながる子どもの場合には、東京入国管理局に紹介するという。他方で乳幼児健康診査未受診者に対しては、区子ども家庭支援課が、電話・訪問等による受診勧奨及び子どもの状況把握を徹底して行い、家庭の居住実態がない場合には「現地状況確認書」を区戸籍課へ送付することとした。

こうした市庁内の対策に加えて、2014年6月、横浜市長から内閣官房、文部科学省、厚生労働省、法務省に対し「居所不明児童対策の強化——国の制度及び予算に関する横浜市からの提案——」と名付けられた要望書が提出された。提案内容は、「1 情報仲介機関の設置による全国的な仕組みの創設 2『情報共有のルール化』に向けた支援 3 入国管理局へ出入国記録を照会する際の項目の改善」であり、「課題」として「○住民票があっても居所が不明な子どもを探している自治体がある一方で、配偶者からの暴力から避難するため、住民票を異動せずに就学している子どもを把握している自治体があります。○子どもが就学していることの情報提供は、現住所が特定されないよう『間接的な情報共有』が可能にある仕組みが必要です。○外国につながる方は、住民票を異動せずに母国と日本間で出入国を繰り返すことが多く、出入国記録の照会結果が重要となります。○二重国籍を持つ子どもの場合は、出国している可能性が高くても、出国記録の確認ができない場合があります。」といった実務上の困難例を4点あげ、番号制度の活用を含む個人情報保護の方策を整備した情報仲介機関の活用を解決策としている（横浜市・2014）。

## 【参考文献】

坂坂亨「居所不明児童生徒の実態と学校教育」『子どもの虐待とネグレクト』17巻1号（2015年4月）28 - 33頁【文献35】

厚生労働省「『居所実態が把握できない児童』に関する調査」（2014年）

厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」（2014年）

山田不二子「消えた子ども問題の解決に向けた取り組み」『子どもの虐待とネグレクト』17巻1号（2015年4月）34 - 37頁【文献36】

横浜市「横浜市における児童虐待対策について」（横浜市、2014年）：厚生労働省HP、2019年5月3日最終確認

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000060827\\_6.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000060827_6.pdf)

横浜市児童福祉審議会児童虐待による重篤事例等検証委員会『児童虐待による死亡事例検証報告書（平成24年7月発生6歳女児死亡事例）』（2014年）

吉田恒雄他『虐待の援助法に関する文献研究（第8報）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第7期（2012年4月から2014年3月まで）』（子どもの虹情報研修センター、2017年）33 - 34頁

（田澤薫）

## ⑥ 居所不明児童問題と子ども虐待・家族支援との関連

居所不明児の問題については、第7期でも確認しているが、第8期の時期に発生した事案として再度取り上げたい。2014年5月に神奈川県厚木市で起こった「5歳幼児餓死」事件で、白骨化した幼児の遺体の発見により、育児放棄し食べ物を十分に与えなかった結果、子どもが虐待死したことが明らかになった。懲役12年の保護責任者遺棄致死罪となった。実母が家を出て行った後に（夫による家庭内暴力あり）、本児は父親と二人だけの生活を行っていた（二人だけの生活2年後に死亡）。母親が出ていった後の生活は、電気・ガス・水道が止まっていた。トラック運転手だった父親は、仕事で外出する際には、部屋の扉に粘着テープを貼り、子どもを閉じ込めたまま、日々の仕事に出かけており、食べ物や飲み物は、外部で買ったものを子どもに与えていたことが明らかになっている。

本児が3歳だった2004年10月に、半袖のTシャツに紙おむつ姿で早朝4時半に家の近くを一人で歩いており、その時は警察を経由して児童相談所に保護されている。この時に体が汚れ、意味のある言葉を話せなかったと児童相談所の記録にあるが、虐待という取扱いではなく迷子という内容で対応され、迎えに来た母親に返されている。その一か月後に厚木市で行われていた3歳児6か月健診は受けていないが、その時、児童相談所（県の機関）と厚木市との本児についての情報共有はなされていなかった。その後父親は一人で子どもを育てるが、保育園等を活用することもなく、子育てを社会化することをしないまま、近所の人にも子どもがいるということすら気が付かない状況が続き、父親と二人だけで暮らした2年後に子どもは餓死した。そして、亡くなった子どもがいる部屋の家賃を父親が支払い続けたという形から死後7年間本児は発見されることがなかった。仕事先、父親の実家、母親の実家、父親の交際相手も子どもの存在を知らない状態だったという。父親が子どもがいることを世間から隠す子育てを行った結果、周りの人々が誰も気が付かずに、社会の子育てサービスとも繋がる

こともなく虐待死したケースとなった。

本事案は、行政の介入や積極的なアウトリーチを行う以外に子どもの命を助けることができなかつた事案として着目する必要がある、居所不明児童の問題は子ども虐待とつながっている可能性があることを認識すべきとして社会に影響を与えたものとなった。

その後、居所不明児童対策の強化（総務省、文部科学省、厚生労働省）が進められ、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等やその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、各市町村が児童の安全確認を行うに当たっては、要保護児童対策地域協議会の場の活用、児童相談所や警察等の関係機関との連携を図り、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日 総務省、文部科学省、厚生労働省連名通知）に基づき実施することとなった。

日本経済新聞（2014年2月26日）には、「厚生労働省は26日、保育園や幼稚園、小中学校、高校などで所在を確認できない18歳未満の子どもを対象に、初めての実態調査を実施する方針を決めた。所在不明の子どもの虐待事件が報告されており、安否確認を徹底して虐待防止につなげる。調査では自治体職員や保健師、教職員らが子どもに直接会って安否確認することを原則とする。調査は自治体を通じて実施。1月1日時点の住民票を基に（1）乳幼児健診を受けていなかったり学校に通っていなかったりして、家庭訪問しても子どもに会えない（2）住民票の住所に居住実態がないといったケースを『所在不明』として、子どもの数を年齢別に集計する。自治体は5月末までに厚労省に結果を報告する。また所在不明の子どもの追跡調査も進め、安否を確認する。『親戚に預けている』などの理由で直接会えない場合は『所在不明』として扱う。どうしても所在を確認できない場合は、その理由や課題を挙げ、これらも10月末までに報告する。厚労省は2012年11月に『家庭訪問を拒否する家庭や、居住実態が把握できない家庭は虐待発生のリスクが高い』として、全国の自治体に対応の強化を求める通知を出している」という記事が出ている。このように、2013年（横浜市）と2014年（厚木市）に虐待問題と繋がっている居所不明児童の事件が発生した点から、2013年から報道番組や新聞記事でこの問題が取り上げられることが多くなり、次の年の2015年はジャーナリストが執筆した書物が多数刊行されるようになる。第8期である2012年から2014年にかけて、居所不明児の問題に対する社会の関心が高まった点にも注目する必要がある。

2014年の「居住実態が把握できない児童に関する調査」（厚生労働省）では、全国規模での初の調査を0歳～17歳の日本国籍・外国籍の子どもを対象として実施している。具体的には乳幼児健診の未受診や不就学、住民票の住所地に居住が確認できない者、市町村が居住実態の確認が必要と判断した者を確認している。2014年5月1日時点の不明者数は2,908人。各自治体での精査の結果、同年10月20日時点の不明者数は141人。不明者の内訳は、就学前（0歳～6歳）：61人、小学生：40人、中学生：27人、義務教育修了者：13人であった。実態調査に乗り出したという点から、国が居所不明児について把握を行い、その対応に本腰を入れたことを意味している。

また、居所不明児対策の強化に関しては、2015年2月20日に川崎市の中学1年生が地元の少年3名により殺害された事件も影響を及ぼしている。文部科学省の「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」（26文科初第1479号 平成27年3月31日通知）では、「電話や家庭訪問等により連絡・接触

できない家庭に属する児童など居住実態が把握できない児童については、平成26年12月26日の副大臣会議取りまとめ及びこれを踏まえた通知（「居住実態が把握できない児童への対応について（通知）」（平成27年3月16日付け総行住第33号、26初初企第53号、雇児総発0316第1号））や「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について（通知）」（平成25年3月1日付け24初初企第68号）に基づく対応により、市町村内及び市町村間での情報提供や、関係機関等との連携によりその所在確認を行っていく必要がある」として、居所不明児童および連続して欠席し連絡が取れない児童が犯罪に巻き込まれたり、児童虐待に関連していることについて、子どもに関わる現場や教育現場が地域の関連機関と連携を取り、子どもの状況や家族の状態を把握することが重要であり、子どもの置かれている状況が悪化する前に対応することが必要であると明示されている。本事件には、ひとり親世帯への子育て支援や外国籍にルーツを持つ子どもの支援に関する課題も背景にあり、様々な課題を抱える家族へのきめ細かい支援の重要性が浮き彫りになった。

居所不明児童のケースは虐待の中でも、重症度の高い事案と重なりあうことが多い。今回の厚木市の事件もそうであるが、父子家庭、父親の養育能力の低さ、孤立、その結果としての居所不明児の問題など、様々な困難さが家族に重なって起こっていることが分かる。

川崎二三彦・増沢高らは『日本の児童虐待重大事件2000－2010』【文献37】の中で、重大事件から示唆される虐待対応についてまとめている。重大事件が自治体や関係機関にとどまらず、国の虐待防止施策などにも少なからず影響を与えてきたことについて、事件の詳細を検証した上で、法制度や対策整備につながったことを述べている。例えば、2003年の「同居少年による4歳男児虐待死事件（名古屋市）」が虐待の定義の見直しに繋がり、2006年の「泉崎村3歳男児ネグレクト死事件（福島県）」が、児童相談所の権限を強化して、臨検・搜索の制度化に影響を与えたこと。2006年の「長岡京市3歳男児ネグレクト死事件（京都府）」が48時間以内の目視による安全確認ルール設定に繋がり、2008年の「奈良市4ヵ月双子男児虐待・死傷事件（奈良県）」が0歳児死亡事例の問題と周産期母子への対応強化に影響を与えた。そのことが、乳幼児家庭全戸訪問事業や養育支援家庭訪問事業の法定化に繋がり、2008年度児童福祉法改正（市町村実施体制）へと動き始めたこと、そして、2009年の「7ヵ月男児医療ネグレクト死事件（福岡市）」から民法の親権制度の見直しが図られ、新たに親権一時停止制度が設けられたことを論じている。このように、重大事件に潜んでいる多くの問題を明らかにすることで、虐待予防・防止の強化、家族への介入、家族への支援の方向が見えてくる。

## 【参考文献】

石井光太『43回の殺意 川崎中1男子生徒殺害事件の深層』（双葉社、2017年）

石川結貴『ルポ 居所不明児童：消えた子どもたち』（ちくま新書 筑摩書房、2015年）

神奈川県児童虐待による死亡事例等調査検証委員会『児童虐待による死亡事例調査検証報告書』（2014年）

川崎二三彦・増沢高編著『日本の児童虐待重大事件2000－2010』（福村出版、2014年）【文献37】

NHKスペシャル「消えた子どもたち」取材班『ルポ 消えた子どもたち 虐待・監禁の深層に迫る』（NHK出版新書 NHK出版、2015年）

日本経済新聞（2014年2月26日）「所在不明児、対面確認へ 厚労省が虐待防止へ初調査」<https://www.nikkei.com/>



## ⑦ 乳幼児に対する子育て支援策（保育・保健分野）

子ども子育て新制度が2015年に本格導入され、日本版ネウボラと呼ばれる「子育て世代包括支援センター」の設置が行われるようになった。第7期でも取り上げたが第8期に法整備が進んだ点も含めて、各自治体の動きを再度確認したい。

2016年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされた。

子育て世代包括支援センターについては、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015年改訂版）」（平成27年12月24日）において、おおむね2020年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指していると提示され、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うワンストップ拠点をキーワードにして展開することとなった。特に和光市や千葉県浦安市等は、先駆的にこの活動を進め、全国展開のモデルともなった。

日本経済新聞（2018年3月28日付 夕刊）によると「『わこう版ネウボラ』として取り組む埼玉県和光市では市内5カ所にセンターを開設。千葉県浦安市はネウボラ事業の一環で、ケアプランを作成したすべての妊婦らに5千～1万円相当のサービスを受けられる『子育て支援チケット』を配布する。『妊婦の約9割がプランを作成し、支援が必要な母子を見つけやすくなった』（同市）」と報告されている。

また同記事では、東京都文京区の例を挙げており、「出産や育児で悩み、課題を抱える母子を支えるワンストップ拠点『子育て世代包括支援センター』が各地に広がっている。母子への支援は、出産の前と後で担当の部署・機関が異なることが多く、連携不足から支援が途切れたり、不十分になったりしがちだ。参考にしたフィンランドの事業名から『日本版ネウボラ』とも呼ばれる同センターが調整役となり、切れ目のない支援の提供を目指す。～中略～ 文京区が2015年度から始めた『ネウボラ面接』では、出産や育児に不安を抱く妊婦からこんな相談が寄せられる。ネウボラはフィンランド発祥の子育て支援拠点で、『助言の場』の意味。妊娠期から子供の就学まで子育て全般を専属の保健師らがサポートする。日本では妊産婦や乳幼児に提供する公的サポートの多くは、行政の担当部署や施設が異なりがちだ。妊娠期の医療中心の支援から、出産後の子育て支援、虐待防止、保育などの福祉支援に移行する際に連携が不十分になったり、支援が途切れたりする懸念があった。国は2016年に母子保健法を改正。ネウボラの考え方を取り入れた子育て世代包括支援センターの設置を2017年度から自治体の努力義務とし、情報共有や連携を強化する調整役と位置づけた。文京区は法改正に先立つ2015年度に同センターを設置し、区内の地区ごとに担当の母子保健コーディネーターを置いた。支援が必要な母子には介護保険のケアマネジャーのように、各種支援を組み合わせた支援プランを作成する。育児不安が強い母親向けに助産師らの育児指導を受ける宿泊型ショートステイも始めた。ネウボラ事業で特に重要なのが、育児不安や養育環境に問題がある母子をどう発見するか。同区では、

妊娠届の提出のため区役所を訪れたすべての妊婦を対象に保健師がネウボラ面接を実施。2015年度から面接後に乳児用肌着など約1万円相当の『育児パッケージ』を贈るようにしたところ、面接率は約5割から約8割に上昇した」と述べている。

このように、第8期ではそれぞれの自治体で子育て世代包括支援センターが設置され、地域の子育て世帯に利用され始めている状況が確認できた。第8期においては、保健領域での妊婦と乳児を抱える母子支援を中心とした動きが活発になっており、それを子育て支援というキーワードで幼児や小学校入学前の未就学児も含めた保育の領域にどのようにその支援を展開していくのか、保健と保育の領域がどのように連携・協働していくのか、その点に関して現場における役割分担の課題が顕在化せずに残っているようにも見受けられた。

残念なことに、このように切れ目のない支援のもとに、様々な子育て支援への工夫が行われている最中も第8期から次の第9期にかけて、小学生も含めての悲惨な虐待死事件が後を絶たなかった。子育ての実際は、乳児そして幼児（未就学児）までで終了するわけではなく、小学校に入学してからも子育てが続き、中学・高校とその支援は形を変えて必要となる。切れ目のない支援というキーワードの下に行われている子育て支援が真の意味で途切れ、途切れにならないためにも、一人の子どもが大人になるまで成長するために、切れ目のない支援をすることをキーワードに、子育て世帯への支援、社会全体で育てる子ども、すなわち子育ての社会化を実現するには、それをどのように考え、国の対策として進めていくのか、虐待の問題と非行、引きこもりの問題も含めて検討する段階に入っている時期と思われた。

また、第8期では新たに行われている子育て支援についての先駆的な活動が見られなかったため、第9期において、第7期の2013年に導入された利用者支援事業並びに利用者支援専門員の配置を確認して、「母子保健型」の「地域子育て支援拠点事業」と「利用者支援事業」を同時に活用している子育て拠点を確認し、その実態から保育と保健領域の子育て支援の協働の状況を確認したいと考える。

## 【参考文献】

日本経済新聞「出産と子育て継続サポート 日本版ネウボラ広がる 行政、担当部署の連携密に」（2018年3月28日付夕刊）<https://style.nikkei.com/article/DGXKZO28633330X20C18A3KNTP00/?page> 2018年5月26日参照

（加藤洋子）

## ⑧ 子どもの貧困防止の地域での活動と法整備

子どもの貧困防止の一環として、無償で学習支援を行う「無料塾」や「こども食堂」が第8期は地域で定着し、全国規模で繋がろうとする動きが見られた。その一つが「こども食堂サミット」であり、活動自体は2015年から2019年現在まで実施されており、第8期である2015年1月に、NPO法人「豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク」により第一回が実施され、こども食堂の名前を全国に広げる役割を活動が始まった。活動内容の柱は、「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアー実施（2016-2019年）であり、全国ツアー実行委員会の代表：栗林知絵子（特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長）が、「こども食堂を全国に広げたい！」と2016年9月に全国ツアーがスタート

した。

2019年の報告では、2016年からスタートして2019年2月までに目標としていた47都道府県すべてで開催を実施し、目標を達成したこと、50か所のツアー総動員数、1万人を超えたことが報告されている。「私たち実行委員会メンバーだけでは、とても成し得なかったことです。各地で子どもたちのためにとの想いで活動する人、その取り組みをさまざまなカタチで応援しようとする人。今までバラバラだったものを、横につなぐきっかけができた・・・これがツアーの成果だったのではないかと思います」と「子ども食堂サミット」のホームページでは述べられており、地域で活動している人々と企業、そして全国の輪を広げようとしている人々が一緒になって、子どもの貧困防止の一つの取り組みを行っていることが示されている。この取り組みは、「子ども食堂」の社会への理解を広めることと、子ども食堂の理念に賛同し協力を申し出る人々と企業との繋がりを深めようと活動しており、地域での子ども食堂の創設期から次の段階の全国での連携期まで状況が変化していることを表している。

子どもの貧困に関する法整備については、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第64号）が2013年に制定され、2014年1月に施行された。それに伴い、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行について」（府子第18号 25文科生第551号 雇児発0117第2号 平成26年1月17日通知）が2014年に発出されている。政府は、内閣府において、文部科学省、厚生労働省等の協力の下、子どもの貧困対策会議の開催、子どもの貧困対策に関する大綱の策定を行い、関係施策の総合的な推進を図るとしている。

「子供の貧困対策に関する大綱について」が2014年8月29日に閣議決定され、「子供の未来応援国民運動推進事務局（内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団）においては、いわゆる貧困の連鎖の解消を目指して、国、地方公共団体、民間の企業・団体等による応援ネットワークを形成し、『子供の未来応援国民運動』（以下「国民運動」という。）の広報・啓発を推進するとともに、子供たちを支援するNPO等の民間団体を応援する『子供の未来応援基金』への協力を企業・団体、個人に依頼している」ことが述べられていた。見直しにあたっては5年ごとということになり、「子供の貧困に関する指標の見直しに当たっての方向性について」2017年3月31日 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において、見直しに向けての方向性が発表されている。

それを受けて、日本の子どもの貧困解決を目的として、2010年4月25日に設立された個人参加のネットワークである「『なくそう！子どもの貧困』全国ネットワーク」は、2017年までに5回に渡って子どもの貧困に関しての情報交換会を実施して、子どもの貧困の様々な現状とそれに関する問題を取り上げた。その活動は2019年現在まで継続して続いている。2018年からは、特に子どもの貧困対策大綱の見直しに対して提案していく内容を議論するために、市民協働フォーラム「届けよう！市民の声——子どもの貧困対策大綱の見直しに向けて」を開催して、大綱の内容が子どもの貧困防止に適切に合うように、どのように見直されることが子どもたちの貧困防止と未来への支援に繋がるのか、その提案内容について準備をしている。

子どもの貧困と虐待の問題、経済的に困窮している世帯が多いひとり親家庭とネグレクトの問題、貧困と重症度の高い虐待との関連が、虐待研究の領域では報告されており、子どもの貧困防止は虐待

防止においても重要な課題となっている。子どもの自己肯定感の低下を防ぎ、子どもが将来の夢を描けるように、また子どもの教育の保障と発達の保障につながるために、第8期のみならず、第9期も継続して、子どもの貧困防止活動の広がり と 法制度の整備については確認する必要がある。

## 【参考文献】

「広がれ 子ども食堂の輪 全国ツアー ——地域みんなで子どもの未来を応援するために——」ホームページ <http://kodomoshokudo-tour.jp/> 2019年4月10日参照

「『なくそう！子どもの貧困』全国ネットワーク」ホームページ <http://end-childpoverty.jp/> 2019年5月4日参照

(加藤洋子)

## ⑨ ひとり親家庭——父子家庭のネットワークの活動

第8期は、ひとり親家庭支援のネットワークの中でも特に父子家庭のネットワークが広がりを見せ、それぞれの地域にも支援団体が設立されて社会的にも少しずつではあるが認知されていく時期になる。

厚生労働省の2016年度調査によると、全国の母子家庭数は約123万世帯あるのに対し、父子家庭は約18万世帯と少なく、父子家庭を取り巻く現状は大きく変化はしていない。子育てに関する支援をどのように活用したらよいか、また、少ない支援のために、その情報を集めることさえ諦めてしまい、社会サービスに繋がらない父子家庭もある。全国父子家庭支援ネットワーク顧問の片山知行は、男性は、正規雇用の会社員であることが多いため、母子家庭と比べると収入が高くて恵まれていると思われがちなこと、しかし、実際は仕事と育児の両立が難しく、仕事を制限したり、正規雇用から非正規雇用の仕事へと転職する人が多く、収入が激減すること、住宅ローンなど負債を背負うことも多く、経済的に困窮することがあることを指摘する。そして、生活のための料理や家事も慣れないが故に、父親とともに子どもにもストレスを与えることがあることをSNSを通して訴えている。片山は、父子家庭に対する国の支援が、母子家庭に比べて格段に少なかった部分を受けて、2009年に、国の父子家庭への支援不足を何とかしたいと、「全国父子家庭支援連絡会」を設立した。当時、支給対象から外れていた父子家庭が、児童扶養手当の対象となるよう法改正に奔走し、それらが契機となり2010年より児童扶養手当が父子家庭も対象となっている。

NPO法人ファザーリング・ジャパン東北アドバイザー、全国父子家庭支援ネットワーク代表、宮城県父子の会代表である村上吉宣も、厚生労働省の「社会保障審議会児童部会」への参加や、「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」に参加することにより、父子家庭の窮状を訴えて対策や政策の変更につながる活動を行っている。それぞれの団体はSNS、例えばFacebook等を活用してネットワークを全国へと広げている。村上が所属するNPO法人ファザーリング・ジャパンは2006年に設立された団体で、父子家庭の支援を中心にネットワークを広げ、更にロビー活動を行い、現在では調査・研究・父親向けの研修等も実施している組織である。近年は、父子家庭にとどまらずに母子家庭も含めひとり親家庭、両親ともいる子育て世帯にも様々な情報や働き方等への意識改革をすることについて発信をしている。

様々な父子家庭支援の団体が活動を始めて10年ほど経つ第8期に、社会的な認知も徐々に広がり、

また各地域、県レベルで団体の支部が立ち上がってきて、支援体制が整備されてきていることが分かる。

父子家庭は、ひとり親家庭の中でも孤立しやすく、家庭内の問題を周りに打ち明けることをしない傾向も特徴であろう。そして、父子家庭が気軽に相談する場所も少ない現状もある。その中で陥りやすいのが、ネグレクトの問題である。もちろん、育児のストレスからくる身体的虐待もあるが、育児放棄であるネグレクトは、仕事と家事の両立が難しいところから陥りやすい虐待であるからだ。

安部計彦他は『ネグレクトされた子どもへの支援 理解と対応のハンドブック』【文献 38】の中で、地域におけるネグレクト支援として在宅支援の必要性を問いかける。施設入所や親子分離ではなく在宅でのネグレクトへの支援が必要であり、家庭の子育てに関する援助拒否や孤立を防ぐことの重要性を主張する。

虐待は重度になる前に、予防や防止の段階で社会資源と繋がり、家族を社会に開くことで、周りの大人たちが子どもの未来を守ることができる。様々な形態の家族を支える在宅支援の整備は急務といえよう。

## 【参考文献】

安部計彦他『ネグレクトされた子どもへの支援 理解と対応のハンドブック』（明石書店、2016年）【文献 38】

「NPO 法人ファザリング・ジャパン」ホームページ <https://fathering.jp/about/soshiki.html> 2018年11月6日参照

「全国父子家庭支援ネットワーク代表理事、宮城県父子の会代表」<https://blogs.yahoo.co.jp/mpdcc878/folder/1022960.html> 2018年11月6日参照

(加藤洋子)

## ⑩ 外国籍の子どもたちの現状と対応

近年の日本における虐待事案の中で、外国籍にルーツを持つ子どもの問題が散見されるようになっている。宮島（2014）は、『外国人の子どもたちの教育 就学の現状と教育を受ける権利』【文献 39】の中で、外国人の子どもあるいは外国籍にルーツを持つ子どもへの教育課題とは何かについて論及している。外国人の子どもたちの経験する共通の困難については、日本語を全く、またはほとんど使えず、日本の学校文化への馴染みもなく、教育の場に参加しなければならないストレスとその実態について例をあげて述べている。

日本において、外国人の家族による虐待事件も近年起こっており、外国人の子どもたちが直面する困難さを多角的に理解することにより、本書から外国人の家族に対する虐待防止の視点を学ぶことができる。移民受け入れの問題と多文化共生の課題、社会的不平等など、また家族関係に恵まれない子どもの問題、非正規雇用の保護者が長時間働き、ネグレクトと同じ状態で、日本の社会の中で育つ子どもの育ちの保障に関しても論じており、外国人労働者とその家族を多く受け入れる今後の日本の状況を踏まえ、第8期に確認しておく必要がある。

子育てにおいて、その国特有のものがあ文化的背景も習慣も違う。それを日本の子育ての文化に馴染ませようと無理にすることにより、大きな問題が発生する。また、保護者が日本語を話せない場合に、子育ての不安が更に高まる。文化の違い・環境の違い、食べ物の違い、子育てシステム・教育システムの違いが、外国人の子育て世帯の孤立を招くことに繋がっていく。きめ細かい在宅支援が必

要であり、子育て支援者側が外国人の子育て支援のスキルを十分に理解して学んでおかないと大きな問題になる可能性を孕んでいる。外国人の先輩保護者をボランティアや子育て支援のネットワークにつなげ、地域で安心して子育てができる環境を整える対策が急務といえる。

## 【参考文献】

宮島喬『外国人の子どもの教育 就学の現状と教育を受ける権利』（東京大学出版会、2014年）【文献 39】

（加藤洋子）

## （6）教育分野

子どもの貧困問題への社会的関心の高まりから学校教育をはじめとする教育の領域へも社会の期待は寄せられており、こうした社会的要請に応えるように、学校や保育の場面での研究も本格化している。

児童相談所による緊急一時保護が、学校や保育の現場に与える困難は少なくない。厚生労働省の『子どもの虐待対応の手引き』には一時保護に際しては「児童相談所が説明を行う」とあるものの、「ある都道府県の『子ども虐待対応マニュアル』では『児童相談所と学校が連携を取って家庭へ連絡する』といった表現になって」いるといい、学校や保育の現場から直接に児童が一時保護される場合に「児童相談所の指示により学校から家庭へ連絡することとなる」ケースは現実にあるという（養護教諭の学校危機管理を学ぶ会公立中学校養護教諭・2016）。その場合に、「学校は、将来的には子どもが戻ってくる場所」であることを踏まえ、「学校でどの職員がどのような話を聞いたのかを保護者に伝える義務はないこと」を確認したうえで「学校から児童相談所へ行っています」と「家に戻らない事実を伝えること」が学校から保護者への説明の範囲であることが述べられている。また、校内での連携はもとより、児童相談所のほかにも、学校と福祉事務所、警察の生活安全課等との連携も「可能になって」いることが指摘されている（養護教諭の学校危機管理を学ぶ会公立中学校養護教諭・2016）。

### ① 学校教育

児童虐待に関する先駆的な取り組みを行っている現職の教員による啓発的な論文も多くみられる。一例をあげれば、東京都の小学校長が、「校長経験 12 年の中でも十数件の事例が、緊急一時保護の対象となった」として、そうした経験の中から得たノウハウを提示している。例えば、就学前の保護者会時に一時保護までを含む児童虐待に対する学校の基本姿勢を説明しておくことや、子育て教室・個人面談・家庭訪問等をはじめとする孤独な保護者に向き合う対策が述べられている。学校の対応として、一時保護の検討に際して、「必ず校長・副校長・養護教諭・担任・児童相談所職員などが立ち合い、子供が自由な意思で決められるようにする」とあるが、日常にかかわりの深くない人も含む幾人もの大人に取り囲まれた環境で「自由な意思で」といえるのか、また、そもそも児童の「自由な意思」がなじむ決定場面といえるのか、子どもの側に立ったより深い検討が今後の課題として提示されている（石橋・2014）。

緊急一時保護との関連等でしばしば話題に挙げられている学校と警察との連携については、今期ではなく前の期の検討ではあるが、実際に要となるのは警察官ではなく補導職員であるという指摘があ

り、上記した今期の課題認識に関わりが深い。つまり、学校等が警察の関与を求める場合には警察の権威性や抑圧力に期待する場合が多い現実があるが、それにも拘わらず、補導職員は警察組織の中では警察業務に従事しない職員である。補導職員の警察組織における位置付き方も葛藤の原因となっているという（松嶋・2013）。

学校教育の主体は児童であるという原点に立ち返り、児童虐待という特別な支援を要する状況に対して学校はどう動くのか、警察に助力を求める場合に必要なのは児童に対する権威性や抑圧力であるのか、やはり今後への課題として残されている。

## ② 保育

保育所や幼稚園等に所属しながら死亡や重篤な傷害・後遺症に至った事例が少なくないことに着目し、保育現場にできることを模索する研究もこの期にみられる。笠原正洋は、2008年度から2013年度にかけて Web 上に公開された児童虐待重大事例検証報告書「75 報告書 95 家族 104 事例」を対象とし「生後3ヵ月より小学校就学前までに事件が発生した72事例のうち保育所等が関与していた19事例を抽出し」た研究を行った。その結果、重大な結果に繋がってしまった課題が明確化し、「障害児保育で利活用している『個別の支援計画（支援目標や方針、遂行計画、評価）』を援用」して保育現場と児童相談所の双方で個別の支援目標と計画を策定することを提案している（笠原・2016）。また、「保育所には虐待を疑われながら通告されないままになっている子どもが潜在する」ことを課題視し、「児童虐待防止において保育士に求められる対応行動を体系化し、それを評価する尺度の開発も、それに基づく教育システムもまだ十分に確立されていない現状にある」ことに対応して、保育所保育士を対象とした「児童虐待防止に関する対応行動評価尺度」の必要性を主張してその策定を試みた研究もなされている（笠原・2015）。

## 【参考文献】

- 石橋昌雄「児童虐待と緊急一時保護」『週刊教育資料』1297号（2014年5月）21 - 23頁
- 笠原正洋「保育所に勤務する保育士の児童虐待防止に関する対応行動評価尺度作成の試み」『中村学園大学発達支援センター研究紀要』6号（2015年3月）1 - 11頁
- 笠原正洋「保育園・幼稚園における子ども虐待対応：専門職連携実践に向けて園ができること」『小児科臨床』69巻12号（2016年12月）2819 - 2826頁
- 松嶋秀明「つながりのなかで非行生徒を抱える実践——警察と学校との協働によって何がうまれるか——」『人間文化：滋賀県立大学人間文化学部研究報告』33号（2013年3月）2 - 12頁
- 養護教諭の学校危機管理を学ぶ会公立中学校養護教諭「虐待を受けたと思われる生徒が、学校から児童相談所へ一時保護された場合の留意点」『心とからだの健康』20巻10号（2016年10月）38 - 39頁

（田澤薫）

## (7) 医療・保健・心理分野

### ① 虐待に関する医療分野（脳科学）の研究

第8期の児童福祉分野の研究動向でも取り上げているが、脳科学の領域からみた子どもへの虐待の影響についての研究は、第7期でも医療分野では少しではあるが確認されている。友田明美による『新版 いやされない傷——児童虐待と傷ついていく脳』は2012年に医学専門書として出版され、生物医学的研究の成果、また、コンピュータサイエンスを駆使した、虐待経験者の脳画像解析（VBM, フリーサーファ）に関する研究成果として報告されている。種別の違う虐待について、どのような脳への影響（脳のどの部位に変化があるのか）が起こっているのか、脳の容量の比較というエビデンスに基づき確認している。その他、乳児揺さぶられ症候群：Shaken baby syndrome(SBS)の脳画像解析についても、画像解析において見落としはならない大脳半球間裂の硬膜下出血について述べられており、両側性の硬膜下血腫、特に時間の異なる陳旧性の血腫の存在も虐待を疑う証拠となるなど、様々な所見を報告している。また、虐待が引き起こす精神的トラブル（様々な精神症状）、虐待の後遺症としての精神的障害、子どもの成長期のどの時期に虐待という強いストレスを受けると、どのような影響が脳に起こるかについてエビデンスをもとに解説している。

友田は2006年の日本赤ちゃん学会第6回学術集会でも、児童虐待の脳への影響を報告している。上記の学術集会のシンポジウムでは「児童虐待には殴る、蹴るといった身体的虐待や性的虐待だけでなく、暴言による虐待、不適切な養育環境や心理的虐待なども含まれる。また幼児期や児童期の虐待で受けた身体的な傷がたとえ治ったとしても、発達過程の“こころ”に負った傷は簡単にはいやされないことがこれまでの研究でわかってきた。子どものときに激しい虐待を受けると、脳の一部がうまく発達できなくなってしまう。そういった脳の傷を負ってしまった子どもたちは大人になってからも精神的なトラブルで悲惨な人生を背負うことになる。被虐待児の脳がいかにか傷ついていくのか、ヒトの“こころ”の摩訶不思議な脳・神経科学的な働きについて米国ハーバード大学精神科との共同研究で明らかになってきたことを、虐待と脳発達の臨界（敏感）期の関係も含めて」紹介している。

友田による脳科学からみた虐待の子どもへの影響に関する長年に渡る研究は、第8期に他分野の虐待研究に反映され、脳科学研究からのエビデンスを加えることで様々な研究に新たな視点とさらなる探究のきっかけを与えることとなった。

### 【参考文献】

友田明美「癒されない傷——児童虐待と傷ついていく脳」日本赤ちゃん学会第6回学術集会資料（2006年）[https://www.crn.or.jp/LABO/BABY/SCIENCE/06\\_2.HTM](https://www.crn.or.jp/LABO/BABY/SCIENCE/06_2.HTM) 2018年12月10日参照

友田明美『新版 いやされない傷——児童虐待と傷ついていく脳』（診断と治療社、2012年）

### ② 周産期からのメンタルヘルス不調の親に対する支援と各地の取り組み

前述している通り、第8期にあたる2016年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母



子健康包括支援センター」が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされた。その影響もあり、第8期の医療・保健領域の研究では、地域における切れ目のない支援というキーワードのもとに、虐待をした親に何らかのメンタルヘルスの問題がみられるという視点から、予防から治療までの支援に関する研究や報告が散見され議論が活発に行われるようになる。

松宮（2016）は「メンタルヘルス問題のある親による子ども養育世帯支援における包括型地域生活支援（ACT）プログラムの活用の可能性とその課題」『子どもの虐待とネグレクト』Vol.18 No.3の論考で、包括的地域生活支援（Assertive Community Treatment:ACT）プログラムの適用、応用の可能性とその課題を提示している。ACTプログラムとは、重度精神障害者を対象とした多職種チームによるアウトリーチ型支援形態であるが、松宮はメンタルヘルス問題のある親による子ども養育世帯への支援実態・支援内容の把握を行い、その世帯支援にACTが発揮しうる機能がどのようなものであるかについて、調査（一次調査（質問紙）の対象：全国の19のACTチーム、2次調査（聞き取り調査）の対象：当該世帯への支援実績があるACTチーム）により検討している。結果として、ACTプログラムは医療・保健・リハビリテーション・ソーシャルワークの支援機能を包括的に提供できる構造にあり有効な手段であると述べている。しかし、一方で子どもへの支援体制を十分に備えていないという課題も提示している。そして、メンタルヘルス問題への対応機能、ソーシャルワーク機能、ケースマネジメント及びチームマネジメント機能、アウトリーチ等の支援機能、ストレングス視点に基づく支援姿勢は当該世帯支援、子ども虐待対策上、意義があると主張する。

立花ら（2016）による「メンタルヘルス不調の母親とその子どもの支援のための、妊産期からはじまる医療・保健・福祉の地域連携モデルづくりについて」『子どもの虐待とネグレクト』Vol.18 No.3では、周産期にメンタルヘルス不調の母親に対してゲートキーパーとなる医療機関が早期に発見することにより他機関と連携し、必要な際には養育支援を行い、児童虐待や養育不全を予防するための取り組みについて報告している。具体的な内容としては、各地で行われている保健・医療・福祉の連携モデル事業の報告とそこから明らかになった次の課題について言及している。例えば、メンタルヘルス不調の母親への対応の工夫や、母子への対応方法のマニュアル・ガイドライン作成の必要性、情報共有の仕組みの整備、産後ケアのさらなる充実、小児医療における母親メンタルケアへの対応拡大など、様々な提言を行っている。

上記以外の研究では、日本子ども虐待防止学会第21回学術集会（にいがた大会）の活動報告として、小泉ら（2016）による「精神保健と母子保健の協働による周産期メンタルヘルスへの支援」『子どもの虐待とネグレクト』Vol.18 No.2の論文がある。本論考では「すこやか親子21（第1次）」の妊娠・出産に関する安全と快適さの確保、不妊への支援の課題においての産後うつ病の発生率の減少の目標と、2015年4月から始まった「すこやか親子21（第2次）」における切れ目のない妊産婦、乳幼児への母子保健対策での「エジンバラ産後うつ病質問票」で9点以上を示した人へのフォロー体制が示された点、母子保健事業が県から市町村に委譲された点など、産後うつ病対策への取り組みの重要性が示されており、それに伴う各地で行われた活動の報告がなされている。具体的には①県立須坂病院と市町村（須坂市など）の連携による妊娠・出産・育児を支える体制づくり、②須坂地域をモデルと

した産後うつ病の早期発見・対応マニュアルの作成と研修会の開催、③長野市の産後うつ対策への協力、④「ながの版ネウボラ」構想についての報告になる。

このように、第8期は各地で行われている妊娠期からの切れ目ない支援の実例・取り組みを報告する研究が多くみられた。「子ども虐待による死亡事例等の検証報告書」で0歳児の死亡が多数報告されているという現実と、地域における保健・医療・福祉の協力体制の強化から、虐待予防の取り組みが日本の虐待対策として如何に重要であるかを確認することができる。

### 【参考文献】

小泉典章他「精神保健と母子保健の協働による周産期メンタルヘルスへの支援」『子どもの虐待とネグレクト』18巻2号（2016年8月）231 - 235頁

松宮透高「メンタルヘルス問題のある親による子ども養育世帯支援における包括型地域生活支援（ACT）プログラムの活用の可能性とその課題」『子どもの虐待とネグレクト』18巻3号（2016年12月）353 - 361頁

立花良之他「メンタルヘルス不調の母親とその子どもの支援のための、妊産期からはじまる医療・保健・福祉の地域連携モデルづくりについて」『子どもの虐待とネグレクト』18巻3号（2016年12月）362 - 366頁

### ③ レジリエンスに関する研究動向

第8期にあたる2016年の研究では、『子どもの虐待とネグレクト』Vol.17 No.3（2016）で、「特集レジリエンス再考」が組まれている。

森（2016）は、この特集を組むにあたって「虐待に関わる臨床・実践にとってレジリエンス概念が重要であるという認識は共有されながら、それを具体的にどのように実践研究で扱えばよいのか判然としないまま経過しているのが現状のように見える。ときに混乱を招く『虐待とレジリエンスの関係』を再整理する必要がある」（327頁）と述べている。

特集では、森茂起「特集にあたって」、遠藤利彦「アタッチメントとレジリエンスのあわい」、小花和 Wright 尚子「幼児期のレジリエンスと虐待」、宮地尚子「虐待サバイバーとレジリエンス」、大山みち子「心理療法の経験からみたレジリエンス——虐待を中心におかないままで——」、庄司順一「レジリエンスについて」の論考が寄せられ、レジリエンスの理解とそれを実践・研究で生かせるように論述されている。「逆境」に直面して「適応」「克服」していくこと、人の持つ復元力・回復力を、児童虐待という状況やその環境に焦点を絞り、それぞれの領域から著者たちが問いかける特集となっている。

### 【参考文献】

森茂起「特集にあたって」『子どもの虐待とネグレクト』17巻3号（2016年2月）326 - 328頁

「特集 レジリエンス再考」『子どもの虐待とネグレクト』17巻3号（2016年2月）326 - 371頁

### ④ 性的虐待研究の継続の意義

性的虐待に関する研究は、第6期・第7期、そして第8期と継続され、性的虐待の子どもへの影響、

発見・対応の難しさ等さまざまな角度から分析されている。第8期で確認したい論文は、関東ら(2016)による「子ども性的虐待家庭の背景——事例文献研究より——」【文献40】である。本論考以外の関東らの研究は、事例文献から性的虐待の影響として挙げられた内容を抽出し、性的虐待を受けた子どもが心理面、行動面、身体面でさまざまな症状を表出することを明らかにしているが、今回取り上げる【文献40】では、性的虐待への対応にあたり、性的虐待家庭の実態を知ることは必要不可欠であるとして、虐待者や非加害親の反応や対応を分析することにより、性的虐待の早期発見と対応について何に着目し、どのような注意を払わなければいけないかについて示唆している。分析結果から、性的虐待を受け始めた年齢では小学生が全体の6割を占め、次いで中学生となっていた。虐待を受けた期間も「3年以上5年未満」が約3割、「5年以上10年未満」も同様に約3割を占めていた。発見がしづらいという点からも長期化している傾向が読み取れる。養育環境でもDVの存在が指摘されており、虐待者からの非加害親へのDVが確認されている。また、非加害親の反応としては「事実を知りながら黙認」が約4割を占め、非加害親が被害を受けている子どもの状況に介入していない現状が明らかにされた。本研究の考察では、非加害親が子どもの性的虐待の事実を知っていても子どもを守るための行動がとれるものではないことを念頭に置いて支援を行う必要があることが示されている。事例や実態調査から虐待家族の特徴を明らかにすることが、虐待防止には不可欠であることは言うまでもないことであろう。把握され介入ができていない性的虐待は氷山の一角と言われており、さまざまな角度から継続して性的虐待の研究が行われ、それをベースにして早期に防止する体制を整えることが求められる。

## 【参考文献】

関東由加他「子ども性的虐待家庭の背景——事例文献研究より——」『子どもの虐待とネグレクト』18巻3号(2016年12月)  
344 - 352頁【文献40】

### ⑤ DV被害と子ども虐待の研究

家庭内暴力(DV)と子どもの虐待は切り離して考えることができない問題であり、心理的虐待とされる面前DV、暴力を生み出す家族内の人間関係、その環境から逃げ出すことができぬまま、DVと子ども虐待が深刻化して、子どもや配偶者の死亡に至るケースが後を絶たない。

増井ら(2016)による「婦人相談所一時保護からみるDV被害者とその子どもの実態——社会的養護としてのDV被害母子の支援への視点——」【文献41】の論考は、婦人相談所に一時保護された被害者への質問紙調査から被害者本人の被害実態と支援ニーズ、被害者本人からみた同伴児童の被害状況と支援のニーズを明らかにして、DV被害母子への支援の方向性と可能性を探ることを目的としている。本研究の結果では、「妊娠期のDV」が調査した全体の約7割を占め、母親のお腹に子どもがいる、いわゆる妊娠期からのDV被害が多く存在していることが明らかになった。また、特記すべき点は「子どものDVの目撃及び認知の有無」であり、本調査の子どもの約9割が家庭内DVを目撃し、それを認知していた。子どもが認知していた暴力内容は「精神的暴力」「身体的暴力」「経済的暴力」「社会的暴力」であり、「性的暴力」についても子どもがその存在を目撃し、認知している結果が明らかになっ

た。調査結果から、増井らは、婦人相談所の支援の対象はDV被害者のみならず、同伴される子どもも視野に入れた支援が必要であると主張する。またDV関係を離脱した後の被害者と子どもを地域で支える包括的な支援が求められることにも言及している。

DVという暴力による支配は、中長期におよび易いこと、そして、そこから逃げ出すことが大人も子どもも含めて困難であること、虐待死につながる可能性が高いこと、そしてDV防止の教育が子ども期から十分に行われていない日本の現状など、それらを踏まえ、DV被害と子ども虐待が切り離せない問題であることを社会が再認識し、その対応について真剣に取り組む時期に来ていることを理解する必要があるのではないだろうか。

### 【参考文献】

増井香名子他「婦人相談所一時保護からみるDV被害者とその子どもの実態——社会的養護としてのDV被害母子の支援への視点——」『子どもの虐待とネグレクト』17巻3号（2016年2月）400 - 407頁【文献41】

（加藤洋子）

### Ⅲ．主要判例解説

#### 1. 民法分野

【判例1】親権者が未成年の手術には同意しているが、宗教上の理由で手術に伴う輸血を拒否したため、親権者の職務執行の停止および職務代行者の選任が認められた事例（東京家裁審判平成27年4月14日、平成27年（家口）5103号、判時2284号109頁、判タ1423号379頁、家判5号103頁）

本件は、未成年者が可及的早期に手術をしなければ死亡の可能性があるとして診断され、親権者が手術には同意しているが、宗教上の理由で手術に伴う輸血を拒否したため、児童相談所長が申し立てた親権停止審判を本案とする、親権者の職務執行の停止および職務代行者の選任の保全処分が認められた事件である。

未成年者Aは、親権者BとCの長男として、2015年に生まれた。同年中、Aが頻繁に嘔吐を繰り返し、E病院ではAに対して手術が必要と診断された。BCは、手術の必要性を理解しているものの、宗教上の理由から輸血を拒否した。BCは、無輸血の手術の中で、輸血の必要があった際に、親権が一時的にない状態であれば、輸血は致し方ないとの考えを示したため、無輸血手術が可能なF病院で手術を行うことになった。F病院での診断によれば、本件の未成年者は手術以外の根治方法がなく、可及的早期に手術をしなければ衰弱して死亡する可能性がある一方で、死亡の危険性が4%未満、合併症の危険が5%未満の手術をすれば正常状態に戻り、自然な哺乳と成長が可能となる。また、F病院は、未成年者につき、無輸血手術を予定しているが、手術中の多量出血等の場合には輸血が必要となると考えている。BCは、手術に同意しているが、宗教上の理由で手術に伴う輸血を拒否している。そこで、児童相談所長Dは、未成年者の手術を可能とするために、親権停止審判を申し立てるとともに、親権者の職務執行停止および職務代行者の選任の審判前の保全処分を申し立てた。

家庭裁判所は、「……未成年者の生命の安全及び健全な発達を得るためには、可及的速やかに手術を行う必要があり、無輸血手術を行う場合でも、凝固障害や手術中の大量出血の緊急の場合に備え、事前に輸血について同意を得ておく必要があるといえる。そうすると、輸血に同意しないことが宗教的信念などに基づくものであっても、未成年者の生命に危険を生じさせる可能性が極めて高く、親権者らによる親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害することが明らかであり、本件では保全の必要性も認められる」とし、さらに、「親権者らの陳述を聴く時間的余裕もない」として、BCの陳述を聴取せず、BCのAに対する親権者としての職務の執行を停止し、児童相談所長を職務代行者に選任した。

2011年民法等の改正によって親権停止制度が導入されたが、適時に治療を行うために本案審判（親権停止審判）を待つ余裕がない場合に、親権者の職務執行停止等の保全処分が必要となると指摘されている（飛澤・2011:24頁）。本件は、親権停止制度の導入後の医療ネグレクトに関する裁判例として、未成年者に対して可及的早期に手術を行う必要性と緊急性があることを理由として、親権停止審判を本案とする審判前の保全処分を認容した点で、意義がある。また、本件は、児童相談所長が本案の審判前の保全処分（親権者の職務執行停止および職務代行者の選任）を申し立てている点で、これまで

の医療ネグレクトに関する公表裁判例と共通性がある。ただし、本件では、親権者が無輸血の手術の中で輸血の必要がある時に、親権が一時的にない状態であれば、輸血は致し方ないとの考えを示した。つまり、親権者は、自分自身が子の輸血に同意することはできないが、あえて子どもに輸血がされることを阻止しているわけではないことには、これまでの医療ネグレクト事案と異なり、本件の事案としての特徴がある（大塚・2017：342頁）。

**【判例2】 児童養護施設に入所している軽度精神発達遅滞等のある未成年者が特別支援学校に進学するために療育手帳の取得を必要としているが、親権者が協力を拒否したため、親権者の職務執行の停止および職務代行者の選任が認められた事例（千葉家裁館山支部審判平成28年3月17日、平成28年（家口）1001号、判タ1433号247頁、家判9号115頁）**

本件は、児童養護施設入所中の軽度精神発達遅滞等の障害がある未成年者が、特別支援学校に進学するに当たり、療育手帳の取得等の諸手続を行われなければならないところ、親権者がこれに応じないため、児童相談所長が申し立てた親権停止審判を本案とする、親権者の職務執行の停止および職務代行者の選任の保全処分が認められた事件である。

未成年者Cは、母Dによる身体的虐待を受けていることが発覚し、E乳児院に入所措置となった。父Bと母Dは、Cの親権者を父Bと定めて離婚し、Cは児童養護施設Gに入所した。その後、BDはそれぞれ新たな家庭を築き、Cとの交流はほとんどない。また、Cの監護養育について、その他の親族の協力も得られない。Cは、小学校在籍時に学校側から特別支援学校への変級の勧めがあり、小学校6年生に進級する際に特別支援学級に移った。現在、Cは中学3年生となり、中学卒業後の進路を決める時期を迎えた。ところが、医師の診断によれば、Bは軽度精神発達遅滞、広汎性発達障害であり、その心理判定は9歳4か月程度となり、金銭管理意識が乏しく、道徳観が欠如している。Cの知的能力等に照らし、中学卒業後、直ちに就職することは適切ではなく、特別支援学校に進学すべき状況にあり、また、普通高校又は定時制高校に進学することは学業面で困難である。現在、Cはすでに特別支援学校高等部普通科（職業コース）の入学許可候補者となっているが、進学するために療育手帳の写し等の提出が必要とされている。しかし、Bは、特別支援学校に進学することについて、「普通に育ててもらうために施設に入れた」「手帳を取ることは絶対嫌だ」と述べて、療育手帳の取得への協力を拒否した。その後、児童相談所はBに対して、再三にわたり連絡を試みたが、Bからの反応はなかった。そこで、児童相談所長Aは、親権停止審判を申し立てるとともに、Cの親権者としての職務執行の停止およびAを職務代行者として選任する保全処分を申し立てた。

家庭裁判所は、上記の認定事実を踏まえて、「……親権者は未成年者の特性等を十分に理解せず、その手続に協力しないため、未成年者が療育手帳を取得したり、特別支援学校に入学する機会を奪われたりする可能性があり、親権者による親権の行使が不適切であることにより、未成年者の利益を害することは明らかである」とし、さらに、「未成年者が特別支援学校に入学するための諸手続は、平成28年X月末までには完了する必要があるから、保全の必要性も認められる」として、BのCに対する親権者としての職務の執行を停止し、児童相談所長を職務代行者に選任した。

親権停止が認められた事例は、医療ネグレクト型、自立阻害型と親子分離型に分類できると指摘さ

れている（北村・2017：21頁）。本件は、児童養護施設に入所している未成年者の特別支援学校への進学の実現が課題となり、いわゆる自立阻害型の事件である。また、本件は、一般的な学校の選択の問題と異なり、次の2点において事案としての特徴がある。第一に、未成年者が乳児期から児童福祉施設に入所しており、長年にわたり施設での生活を過ごし、親権者（父）や母、他の親族との交流はほとんどない。第二に、未成年者について、その知的能力等に照らして、中学卒業後に直ちに就労することは適切ではなく、また、高校等に進学することは学業面で困難であり、特別支援学校への進学が不可欠と判断されている。しかし、親権者は、未成年者の特性を十分に理解せず、入学手続への協力を拒否した。

本件における申立人（児童相談所長）の判断は、未成年者の自己発達や将来の自立のために、さらなる教育の機会が必要という状況があったことから、未成年者の最善の利益の観点からみて、必要かつ妥当な判断と評価されている（古畑・2018：138頁）。しかし、特別支援学校の入学手続において療育手帳の写しの提出を求めたことは、就職指導を含めた就学上の必要から、学校長が入学候補者に対して療育手帳の取得を求めたのではないかと思われる（古畑・2018：143頁）。療育手帳制度は、厚生労働省の通知「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づいて、各自治体で実施されているが、千葉県「県立特別支援学校管理規則」においては、入学手続において療育手帳の写しを求める旨を定める条項がない（古畑・2018：143頁）。特別支援学校の入学手続において、療育手帳の取得の必要性について、その法的根拠を明らかにすべきであろう。

**【判例3】特別支援学校への進学手続完了後、親権者による親権の行使が不適切であることによって未成年者の利益を害するとして、親権の停止が認められた事例（千葉家裁館山支部審判平成28年3月31日、平成28年（家）64号、判タ1433号250頁、家判9号119頁）**

本件は、軽度精神発達遅滞等の障害がある未成年者が、特別支援学校に進学するに当たり、療育手帳の取得等の諸手続を行われなければならないところ、親権者がこれに応じないため、児童相談所長が親権停止を求めた事案である。千葉家裁館山支部審判平成28年3月17日【判例2】は、本件を本案とする審判前の保全処分申立事件である。本件における認定事実は、上記【判例2】と同じであるので省略する。

家庭裁判所は、「……本件は、親権者による親権の行使が不適当であることにより子の利益を害する場合に当たり、親権者の親権を停止する必要がある」ことを認め、さらに「これまでの経緯等に照らし、今後2年以内に親権停止の原因が消滅するとは認め難いこと、未成年者の生活状況等も考慮すれば、親権者の未成年者に対する親権停止の期間は2年間と定めるのが相当である」と判示した。

前記の審判前の保全処分が認容されて、特別支援学校への進学手続を完了した後に、本件（本案である親権停止審判）が認められた。親権停止制度が想定するのは、児童福祉施設に入所している児童について、親権者が高校受験を認めない場合や無断で退学届を提出する場合、特別支援学校への通学を認めない場合である（高橋ほか・2015：149頁）。本件は、自立阻害型の事件として、審判前の保全処分の認容にとどまらず、本案である親権停止審判まで認容された初めての公表例として注目される。本件のような自立阻害型の事件は、これまでの親権喪失宣告等の制度では適切な対応が困難であり、

親権停止制度ができたことによって未成年者のより十分な保護が可能となったものと評価されている（北村・2017：22頁）。

これに対して、本件は、親権喪失制度を活用すべき事案であったのではないかとの見解もある（古畑・2018：140頁）。未成年者が特別支援学校高等部に就学する期間は3年であり、また、親権者は未成年者の特性等を十分に理解しないことと、未成年者の出生から現在に至るまでの生活状況および親権者との交流状況を考えると、本件は親子再統合の可能性が相当に低い事案ではないかと指摘されている（古畑・2018：141頁）。

**【判例4】親権者が先天性心臓疾患に罹患している未成年者の手術には同意しているが、その後の対応が消極的かつ不適切であるため、親権者の職務執行が停止された事例（東京家裁審判平成28年6月29日、平成28年（家口）5148号、判時2333号107頁、判タ1438号250頁、家判10号100頁）**

本件は、生まれつき重篤な心臓疾患を抱えている未成年者への必要な医療行為に対して、親権者が同意しているが、その後の対応が不適切であることを理由に、児童相談所長が申し立てた親権停止審判を本案とする親権者の職務執行を停止する保全処分が認められた事件である。

親権者AとBは2015年に婚姻し、両者の間に2016年に未成年者Cが生まれた。生後4か月であるCは生まれつき重篤な心臓疾患を抱えており、根治手術が必要であり、また外科的処置も必要とされている。現在、Cは哺乳不良、体重増加不良、多呼吸の症状にあり、いわゆる心不全が進行している状況にあるため、主治医は、直ちに手術が必要であると診断している。ABは、Cの手術の必要性等について医師の説明を受けて、病院での治療に同意している。しかし、その後ABはCを見舞う回数が少なく、おむつや洋服の補充を求められても直ちに対応しないこと、約束した医師との面談予定をキャンセルすることがあった。その結果、ABは、後日、予定より大幅に遅れて医師の説明を受けた。児童相談所長Dは、Cが必要としている医療行為を速やかに実施するために児童相談所の積極的関与が必要であると判断し、Cを一時保護した。ABは、二人とも現住所に転居し、平日は朝から夕方まで働いているため、平日はCに面会に行く時間が取れないと述べている。Dは、手術が必要であるCの親権者ABが事実上の診察拒否をしており、このままではCの生命に重大な危険が及ぶと主張し、家庭裁判所に親権停止の審判を申し立てると同時に、本審判が確定するまでの間、親権者らの職務執行を停止するように求めて本件の保全処分の申立てをした。

家庭裁判所は、以上の認定事実を踏まえて、「未成年者は……高度の専門性を有する病院において、直ちに治療及び手術を受ける必要があると認められる」とし、また未成年者の現在の病状や予定される手術の内容に照らして、親権者がとるべき対応（「未成年者を頻繁に見舞うとともに、医療従事者と十分に意思疎通を図り、緊急の事態が生じた場合も含めて、未成年者が必要としている医療行為が実施されるよう、迅速かつ適切に対応する必要がある」）を明らかにした。さらに、裁判所は、「親権者らのこれまでの対応や現在の生活状況等に照らすと、親権者らが現在の緊急事態に迅速かつ適切に対応できるかどうか疑問があるといわざるを得ない。そうすると、本件においては、本案審判認容の蓋然性及び保全の必要性が」として、親権者らの職務執行を停止した。



これまでの医療ネグレクトの事例によれば、親権者が宗教上の信仰や経済的・精神的負担の原因で未成年者への手術あるいは輸血に同意しないことは、典型的な医療ネグレクトの事例である。本件は、これまでの医療ネグレクトの事例と比べると、次の2点において、特徴的である。第一に、本件は、親権者らが病院側の治療に同意し、協力する意向を表明しており、病院の未成年者に対する医療行為を拒否していないため、上記のような典型的な医療ネグレクトの事案とは評価できない。しかし、本件では、未成年者の治療に対する親権者の不適切な対応が問題になるため、医療ネグレクトに準ずる事案と考えられる。また、典型的な医療ネグレクトではない本件では、医療ネグレクトの事案と同様の法的対応（親権停止審判を本案とする保全処分）がなされた。第二に、本件では、親権者の職務執行停止だけが申し立てられ、職務代行者の選任は申し立てられていない。これは、未成年者につき一時保護が行われているため、親権者の職務執行を停止しさえすれば、児童相談所長において親権の行使が可能とされていることによるとする見解がある（家判10号100頁）。これに対して、裁判所の監督権限を重視するなら（家庭裁判所の職務代行者を改任する権限について、家事事件手続法第174条3項参照）、児童福祉法に基づいて児童相談所長による親権行使の権限が認められることを前提としてもなお、従来と同様に、児童相談所長を職務代行者に選任するという選択肢も考慮に値するのではないかとの指摘もある（久保野・2018：67頁）。医療ネグレクトに準ずる本件は、これまでに例のない事案として、意義がある。

**【判例5】 自立援助ホームで生活している未成年者の就職の諸手続について、親権者の同意が必要となるにもかかわらず、親権者が協力を拒否しているため、親権者の職務執行の停止および職務代行者の選任が認められた事例（広島家裁審判平成28年11月21日、平成28年（家口）1033号、判時2351号54頁、家判11号103頁、判タ1445号250頁）**

本件は、親権者である父からの暴行等を受け、自立援助ホームで生活している未成年者について、翌年春の就職の諸手続に親権者の同意が必要となるにもかかわらず、親権者が協力を拒否していることから、児童相談所長が申し立てた親権停止審判を本案とする、親権者の職務執行停止および職務代行者の選任の保全処分が認められた事件である。

未成年者Cは、幼少期に両親が離婚し、親権者である父Bに引き取られて養育された。Cは、小学校高学年の頃から、父方の祖母と実兄と生活したが、高校1年の頃から再びBと生活していた。Bは、Cが幼少の頃から気に入らないことがあるとCに暴力を振るうことがあった。2016年、当時高校3年生のCが自宅でBに対して高校卒業後に県外での就職を希望していることを伝えると、Bは急に激怒し、Cに激しい暴力を振るった。Cは自宅を飛び出し、約1か月にわたる公園での野宿等を過ごした後に警察に保護され、自立援助ホームで生活するようになった。Cは、すでに県外の会社に内定し、来春の就職に向けて会社からパスポートの写しの提出と自動車免許の取得を求められていた。さらに、Cについては、今後、就職手続においてBの同意を求められたり、住居の賃貸借契約の締結等が必要となる可能性がある。しかし、Bは、児童相談所等の連絡に対して、今後Cに一切関わるつもりはないと述べ、未成年者の就職への協力を拒否した。そこで、児童相談所長Aは、親権停止審判を申し立てるとともに、同審判が効力を生ずるまでの間、Bの親権者としての職務執行の停止および弁護士D

を職務代行者として選任する保全処分を申し立てた。Bは裁判所からの呼び出しに応じず、審判期日にも出頭していない。

家庭裁判所は、以上の疎明事実に基づいて、親権者は「…… 未成年者に関し、合理的な理由もなく一切の関わりを拒否して就職に必要な手続への協力等も拒んでいるのであるから、『親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき』（民法第834条の2第1項）に該当し、本案の審判申立が認容される蓋然性」を認め、さらに、「…… パスポートについてはその写しを提出する期限が1か月以内と迫っており、そのほかについても就労を開始する来春までの4か月余りのうちに行う必要があることからすれば、保全の必要性も認められる」として、「親権者の職務の執行を停止し、かつ、その停止期間中、弁護士であるDをその職務代行者に選任するのが相当である」と判示した。

本件は、未成年者の就職のための諸手続の期日が迫られているが、親権者が協力を拒んでいることから、いわゆる自立阻害型の事件である。厚生労働省の通知（平成24年3月29日雇児発0329第8号）によれば、自立援助ホームとは、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居である。本件では、未成年者が自立援助ホームで生活する中で、県外の会社から内定通知を得ている点、未成年者の就職の実現のために、児童相談所長が親権停止の申立てをするに至っている点が注目される。本件は、医療ネグレクトの以外の理由で、すなわち未成年が希望している県外の就職を実現するために、審判前の保全処分が認容された点が特徴的である。

## 【参考文献】

古畑淳「児童の進学や就職の実現のために親権停止制度が活用された2つの裁判例の検討」『季刊教育法』197号（2018年6月）134 - 143頁

飛澤知行『一問一答・平成23年民法等改正』（商事法務、2011年）

北村幸裕「親権停止の事例の分析と今後の問題」『御池ライブラリー』45号（2017年4月）20 - 22頁

久保野恵美子「重篤な心臓疾患を抱える未成年者の親権者の親権停止の保全処分」『私法判例リマックス』57号（2018年7月）64 - 67頁

大塚正之「親権停止審判前の保全処分を認容した事例（輸血拒否）」『民商法雑誌』153巻2号（2017年6月）338 - 342頁

高橋信幸ほか『子の親権・監護の実務』（青林書院、2015年）

佐々木健「子の就職手続に非協力的な親権者の親権停止と保全処分」『民商法雑誌』154巻6号（2019年2月）1313 - 1318頁

白瑞「医療ネグレクトに準ずる事案における親権停止審判を本案とする親権者の職務執行停止の保全処分申立事件」『法学新報』125巻9・10号（2019年1月）137 - 166頁

（白 瑞）

**【判例6】配偶者間暴力（DV）のある高葛藤事案において、未成年者らへの悪影響を考慮して、直接交流ではなく、限定的な間接交流を定めた事例（東京高裁決定平成27年6月12日、平成27年（ラ）608号、判時2266号54頁）**

本件は、別居中の夫であるXが、妻であるYに対し、現在Yの下で監護されている未成年者AおよびBにつき、(1) 当面1年間は、第三者機関の援助を受けて月1回、1回4時間程度の面会交流、(2) 2年目以降は、第三者機関の援助なしで宿泊付きの面会交流、(3) 学校行事、保育園行事等への参加、(4) 成長に関する情報（学校の通知表、健康手帳、母子手帳および写真等）の開示を求めた事件である。原審は、非監護親と子の面会交流が、子の福祉に反すると認められる特段の事情のない限り、子の福祉の観点からこれを実施することが望ましいとしつつ、本件でXがYとの口論の際に物に当たり、Aらの前でもYを罵倒するようなことがあったこと、このようなXの姿勢がYに強いストレスを与え、このようなXの態度によってYが心的外傷後ストレス障害（心因反応）による通院治療を要する状態に追い込まれているということもできること、現時点でXとAらとの面会交流を無理に実施すれば、AらがXとYとの間に挟まれて苦しむことは容易に想像できること、Aについて心因反応（情動不安定状態）、Bについて心因反応（不安状態）とそれぞれ診断されていることなどを認定した上で、YにXに対して4か月に1回程度、Aらの近況を撮影した写真を送付しなければならないと間接交流のみを命じた。そこでXが抗告。

抗告審は、本件におけるYやAらの状況を踏まえると、将来の良好な父子関係を構築するためには、Yの負担を増加させてまで直接交流を行うことは、かえってAらのXに対するイメージを悪化させる可能性があるため、相当ではないとする一方で、「間接交流は、直接交流につなげるためのものであるから、できる限り双方向の交流が行われることが望ましいと考えられ……原審が命じたようにAらの近況を撮影した写真を送付するだけでは、双方向の交流とはならず、将来の直接交流ひいてはXとAらとの健全な父子関係の構築にはつながらないというべきである」と述べ、Yの負担をも考慮に入れて、原審判を変更し、Yが4か月に1回のAらの近況を撮影した写真の送付をすることに加え、2か月に1回、XのAらへの手紙を速やかにAらに渡さなければならないと命じた。

本件は、子の前でDVが行われていたケースについて、子と別居中の父との直接交流は認められなかったものの、間接交流を認めた事件として注目される。現在の実務においては、子に対する虐待など面会交流を制限する特段の事情がない場合には、子と非監護親との面会交流を認める傾向にあるとされる（いわゆる「原則実施論」）。どのような場合に面会交流が制限されるのかについては、個々の事案を総合的に判断して、面会交流が子の福祉に適うか否かを基準として判断することになる。本件では、子だけでなくその監護者である母（Y）への負担をも考慮に入れて、間接的な交流（監護親から非監護親への子の写真の送付、非監護親から子への手紙の送付）に留められた点が特徴的である。児童虐待防止法2条4号は、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」（いわゆる面前DV）を児童虐待と定義しているが、本件ではこの点に直接に言及されていない。他方で、所在を知られる可能性のあるリスクをおかしてまで、「手紙を渡す」ことを命じる必要性があったのかについては、疑問も呈されている（花元・2016年：91頁）。

**【判例7】親権停止審判がされた後に、親の未成年者に対する親権停止審判の事由がなくなったとして、親権停止審判が取り消された事例（和歌山家裁審判平成27年9月30日、平成27年（家）235号、判タ1427号248頁、判時2310号132頁、家判7号53頁）**

本件の申立人であるAは、1990年にCと婚姻し、その間に8人の子をもうけた。2013年、県子ども・女性・障害者相談センター所長は、AC間の子のうち三男B、三女、四女および四男の4名について、Aの親権停止の審判を申し立て、Aの上記4名の子に対する親権をいずれも2年間停止する審判がなされた。親権停止審判において、裁判所は、①Aには精神疾患があり、自分のことで精一杯で、10年以上もの間、家事や育児を十分に担うことができない状態であったこと、②Aは、児相の担当者から、当時同居していたDが二女に対して性的虐待をしていた旨の情報を伝えられたにもかかわらず、三女をDと同室で就寝させたり、一緒に入浴させるなどして、Dによる三女、四女に対する性的虐待を招致したこと、③Dの子らに対する暴言暴力を容認し、躰であるとして合理化する考えを有していることなどから、Aによる親権の行使が不相当で、子らの利益が大きく害されているものと判断した。

親権停止審判の後に、Aは、Dとの連絡を絶ち、今後も一切の関係を持たない意向である。また、Aは、2014年にEと再婚し、Eに扶養されながら、一定程度の家事をこなしている。Eは、親権停止審判の経過を聞いており、今後もAを支える意向を示している。Bについては、上記審判の後に、施設入所措置が採られたが、施設および学校で不適応を起し、2014年以降は、AおよびEの自宅で生活しており、今後も同人らと共に生活することを強く望んでいる。Aは、AのBに対する親権停止の審判の取消しを求め、本件審判を申し立てた。センターは、現在の状況に照らせば、AのBに対する親権停止を解除し、生活している地域での支援につなげる必要があるとの判断を示している。

裁判所は、上記事実関係を認定した上で、AのBに対する親権停止の審判の原因であった事実がなくなったものと認めるのが相当であるとして、AのBに対する親権停止の審判を取り消した。

本件は、家庭裁判所の親権停止審判が取り消された初めての公表例である。2011年民法改正によって、新たに2年を超えない範囲内で親権を停止させる親権停止制度（民法834条の2）が導入された。審判によって親権停止が認容された後に、その「原因が消滅した」場合には、家庭裁判所は、子又はその親族の請求によって、親権停止の審判を取り消すことができる（民法836条）。親権停止およびその取消しの請求は、児童相談所長も、これを行うことができる（児童福祉法33条の7）。民法836条が「原因の消滅」を要件としている以上、親権停止の取消しは、親権停止後の状況の変化に着目して、その判断をすることになる。本件では、虐待を行っていたパートナーとの関係を解消し、別の男性と再婚したことなどにより、Aの生活が一定程度改善された事実、未成年者Bが施設および学校で不適応を起した後に、自宅でAと生活している事実、センターも審判を取消し、地域での支援につなげる必要性を指摘していることなど、親権停止審判が下された後の状況の変化を総合的に考慮して、審判が取り消されている。

親権停止審判の効力は最長でも2年で消滅するが、停止期間前であっても親権停止の原因となった事実が消滅した場合には、親権停止審判自体が積極的に取り消されるべきであり、この点からも取消しを認めた事例が公表された意義は大きい。もっとも、本件において児童の保護に関する権限を有するセンターもまた、親権停止審判の取消しに賛成していることがうかがえるが、それにもかかわらず

センター長が申し立てを行わなかった点については、疑問も呈されている（許・2017：154頁）。

## 【参考文献】

花元彩「DV 高葛藤事案における面会交流の可否及び方法」『新・判例 Watch』18号（2016年4月）89 - 92頁

許末恵「原因が消滅したことによる親権停止審判の取消し」『民商法雑誌』153巻3号（2017年8月）150 - 154頁

（阿部純一）

## 2. 刑事法分野

**【判例 8】 傷害致死の事案につき、懲役 10 年の求刑を超えて懲役 15 年に処した第 1 審判決及びこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例（最判平成 26 年 7 月 24 日、平成 25 年（あ）第 689 号、裁判所 HP、裁判所時報 1608 号 15 頁、刑集 68 巻 6 号 925 頁、判タ 1410 号 82 頁、判時 2250 号 103 頁）**

本件は、傷害致死の罪で裁判員裁判の対象となった児童虐待の事案であるところ、訴訟の過程で、裁判員裁判における量刑のあり方が問題となった。本判決は、この問題に関する最高裁としての判断を示したものである。

第 1 審判決によれば、被告人 A（犯行当時 26 歳）およびその妻である被告人 B（犯行当時 27 歳）は、両名の間にも生まれた三女の C に、かねてそれぞれ継続的に暴行を加え、かつ、このことを相互に認識しつつも制止せずに容認するなどにより共謀を遂げた上、2010 年 1 月 27 日午前 0 時頃に、A が、当時の被告人両名の自宅において、C（犯行当時 1 歳 8 か月）に対し、その顔面を含む頭部分を平手で強打して C の同部分を床に打ち付けさせるなどの暴行を加え、その結果、急性硬膜下血腫などの傷害を負わせ、C を急性硬膜下血腫に基づく脳腫脹により死亡させたものとして、両名ともに傷害致死の罪が成立するというのであった。

この判決に先立つ求刑において、検察官は、それぞれの被告人に対して懲役 10 年を求めた。これに対して、第 1 審の大阪地裁は、それぞれに懲役 15 年の刑を言い渡した。第 1 審判決において示された量刑判断は、最高裁判決を引用して要約すれば、以下のとおりである。すなわち、第 1 に、量刑事情については、1) 「犯罪行為自体に係る情状（犯情）に関し、①親による児童虐待の傷害致死の行為責任は重大、②態様は甚だ危険で悪質、③結果は重大、④経緯には身勝手な動機による不保護を伴う常習的な児童虐待が存在、⑤被告人両名の責任に差異なしと評価」され、また、2) 「一般情状に関し、①墮落的な生活態度、②罪に向き合わない態度、③犯行以前の暴行に関し責任の一端を被害者の姉である次女（当時 3 歳）になすり付ける態度が指摘」された。その上で、第 2 に、それぞれ懲役 15 年の量刑とした理由すなわち量定の理由においては、1) 「検察官の求刑は、①犯行の背後事情として長期間にわたる不保護が存在することなどの本件児童虐待の悪質性、②責任を次女になすり付けるような被告人両名の態度の問題性を十分に評価したものとは考えられ」ず、また、2) 裁判員は同種の事案における量刑の傾向を〈裁判員量刑検索システム〉から把握して参照しているところ、このシステムに強く依拠すべきものとも考えられないのであって、「そうであるなら、児童虐待を防止するための近時の法改正からもうかがえる児童の生命等尊重の要求の高まりを含む社会情勢に鑑み、本件の

ような行為責任が重大な児童虐待事犯に対しては、今まで以上に厳しい罰を科すことがそうした法改正や社会情勢に適合すると考えられることから、被告人両名に対しては傷害致死罪に定められた法定刑の上限に近い主文の刑が相当であると判断した」というのである。

しかしながら、最高裁は、量刑事情すなわち「犯情および一般情状に関する評価」については、第1審の「判断が誤っているとまではいえない」ものと認めながら、「これを前提としても、被告人両名を各懲役15年とした第1審判決の量刑……は、是認できない」ものと述べて、全員一致の意見で、第1審判決および控訴審判決を破棄したうえで自判して、Xを懲役10年に、また、Yを懲役8年に、それぞれ処した。その理由の一部は、以下のとおりである（なお、白木勇裁判官の補足意見がある）。すなわち、「もとより、……これまでの傾向を変容させる意図を持って量刑を行うことも、裁判員裁判の役割として直ちに否定されるものではない。しかし、そうした量刑判断が公平性の観点からも是認できるものであるためには、従来の量刑の傾向を前提とすべきではない事情の存在について、裁判体の判断が具体的、説得的に判示されるべきである」。「これを本件についてみると、指摘された社会情勢等の事情を本件の量刑に強く反映させ、これまでの量刑の傾向から踏み出し、公益の代表者である検察官の懲役10年という求刑を大幅に超える懲役15年という量刑をすることについて、具体的、説得的な根拠が示されているとはいえない。その結果、本件第1審は、甚だしく不当な量刑判断に至ったものというほかない」。

本判決は、直接には、裁判員裁判における刑の量定のあり方という一般化された問題に対して判断を示した最高裁判例であって、児童虐待に固有の法的問題やこれに密接な法的問題が議論の中心となったものでない。しかしながら、本件の第1審判決には、児童虐待に関連する「法改正や社会情勢」を量刑の視点として明示したという際だった特徴がある。そして、このような第1審判決の特徴に加え、裁判員裁判の第1審判決の甚だしい量刑不当をはじめ指摘した最高裁の判断が児童虐待の事案であったという点も考え合わせれば、児童虐待の裁判員裁判における刑の量定には——児童虐待の領域で議論を呼ぶような——特有の事情が潜んでいるかもしれないのであって、本件を紹介・解説することの意義はここにあるものと考えられる。

第1審判決による量刑傾向からの踏み出しが大幅でなかったのであれば——すなわち、本件の場合に第1審判決が懲役11年か12年くらいにとどまっていた突出しなかったのであれば——従来の量刑傾向から踏み出した量刑も本判決のもとで許されたであろうという見解（小池・2016）に依拠して考えたとき、第1審判決にいう「児童の生命等尊重の要求の高まりを含む社会情勢」の視点から量刑を重めに設定する裁判例が増加することや、このような裁判例の集積を通じて量刑傾向が徐々に重い方向にシフトすることは、今後の展開として予想される場所である。また、第1審判決が挙げた量刑事情のいずれについても、量刑を重くするという方向で考慮することそれ自体が本判決において否定されたわけではない。すでに、裁判員裁判においては同じ犯罪であっても事件ごとの量刑の振れ幅は大きくなるのが指摘されているところ、児童虐待の事案についても、犯情や一般情状の捉え方の違いに応じて事件ごとの量刑の差が大きくなっていくという可能性は高いように思われる。さらに、死亡に至らずに傷害にとどまった事案については従前と同じように職業裁判官によって裁かれているため、同じ児童虐待の刑事事件であっても、傷害（および保護責任者遺棄致傷・逮捕監禁致傷）の被告

事件と傷害致死（および保護責任者遺棄致死・逮捕監禁致死）の被告事件との間でも、量刑傾向の開きが次第に拡大するという可能性もある。今後は、とくに児童虐待にかかる傷害致死（および保護責任者遺棄致死・逮捕監禁致死）の事案を扱った裁判員裁判について、その量刑の動向に注視していくことが必要であろう。

### 【参考文献】

原田國男「裁判員裁判の量刑の在り方：最高裁平成26年7月24日判決をめぐって」『刑事法ジャーナル』42号（2014年11月）43 - 54頁

波床昌則「判批」『刑事法ジャーナル』43号（2015年2月）172 - 179頁

間光洋「傷害致死事件：最高裁で量刑不当による破棄自判がされた事例[最高裁一小平成26.7.24判決]（特集 裁判員裁判における量刑と弁護活動）」『季刊刑事弁護』80号（2014年9月）69 - 74頁

岩瀬徹「判批」『平成26年度重要判例解説（ジュリスト1479号）』（2015年4月）193 - 194頁

小池信太郎「判批」『論究ジュリスト』18号（2016年8月）222 - 227頁

松宮孝明「判批」『法学セミナー』719号（2014年12月）111頁

楡井英夫「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説刑事篇（平成26年度）』（2017年2月）272 - 294頁

笹倉香奈「判批」『法学セミナー』719号（2014年12月）112頁

（岩下雅充）

## 3. 行政法分野

**【判例9】児童福祉法33条1項に基づく一時保護決定は、法的効果の発生を目的としない物理的行為であるから、行政手続法2条4号イの「事実上の行為」に該当し、同号柱書が定義する「不利益処分」には含まれないから、不利益処分に際しての理由の提示を定める同法14条1項は適用されないとされた事例（大阪地裁判決平成28年6月3日、平成27年（行ウ）第209号、一時保護処分取消請求事件 判例地方自治424号39頁）**

本件は、児童の状況等から虐待を疑った保育所からの4回目の通告を受けて、児童相談所長がした一時保護処分に対し、児童の両親が虐待の存在を否定して処分取消しを求めた事案である。

本判決は、一時保護が暫定的な処分であることに加え、緊急を要する場合が多いことを指摘した上で、このような一時保護の法的性質等に加え、児福法33条1項、2項の「必要があると認めるときは」という文言、さらに、児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることを指摘し、一時保護の要件につき都道府県知事ないし児童相談所長の裁量を認め、本件につき裁量の逸脱、濫用はないとした。

また、本判決は、一時保護決定における理由提示の不備の主張に対し、一時保護は法的効果の発生を目的としない物理的行為であるから、行手法2条4号イの「事実上の行為」に該当し、同号柱書が定義する「不利益処分」には含まれないとして、一時保護決定には、「不利益処分」を対象とする行手法14条1項は適用されないと判断を示し、理由提示の不備の主張を退けた。

本判決が、一時保護の暫定的な法的性質等を指摘した上で裁量を認めた点は、行政訴訟における行

政裁量の存在を実質的な考慮に基づいて導いており、27条1項3号措置において家庭裁判所が措置の種別まで審査することを認める実務・多数説との関係を説明しうる点においても、行政法学からの検討に耐えうる判断が示されている。

また、理由提示の不備をめぐる判断についても、従前みられた一時保護を（狭義の）行政処分と解して行政手続法の適用を前提とする誤った判断を示した裁判例とは異なり、一時保護を「事実上の行為」と的確に捉えた判断を示している。

**【判例10】 自らを虐待する親らに対し児童相談所が指導を継続しなかったため虐待が継続したとして、虐待の被害者である未成年者が国家賠償を求めた事案において、児童相談所において虐待を裏付けるに足る事情は把握できなかつたとして、児童相談所が一旦指導を終結させたことが違法とまではいえないとされた事例（長崎地裁判決平成28年10月14日、平成27年（ワ）第235号、損害賠償請求事件、LEX/DB25545026）**

本件は、未成年者である原告が、児童相談所は、自らを虐待する母らに対し、虐待の事実を認めさせ、児童虐待の指導に応じるため粘り強く指導を継続する義務があったにもかかわらず、支援を終結し、それ以降の指導を怠つたため、虐待が継続したとして、児童相談所を設置する県に対して国家賠償を求めた事案である。

本判決は結論として国家賠償を認めなかつたが、その理由は大要以下のとおりである。①医師からの虐待通告は、医師の診察によつても虐待の疑いに止まるもので、児童相談所において虐待を裏付けるに足る事情は把握できなかつたものであり、原告に差し迫つた危険は見当たらず、継続指導の終結時には、爾後の原告の状況の観察及び児童相談所との連携が一定程度確保されていた。②援助方針決定にあたり原告の意向を考慮しなかつたとしても、原告は母への執着がみられ、当時5、6歳と幼少であったことからすると、原告の意向を単に聴取することが必ずしも相当といえない。③要保護児童対策地域協議会における関係機関の情報提供の際に一時保護を求める意見が示された場合には児童虐待防止法6条1項の「通告」にあたるが、同法8条2項の児童の安全確認は法的義務であるとしてもその具体的方法は児童相談所長の裁量に委ねられており、原告との面会をしなかつたとしても本件では緊急性がなかつたため安全確認義務違反ではない、④一時保護には慎重な判断が求められ、また、暫定的な措置であり将来的な措置の見通しを踏まえて判断する必要があるが、指導等が可能な程度に資料収集がなされていなかつたため一時保護もできなかつたことから、一時保護をしなかつたとしても裁量の逸脱・濫用ではない。

本判決においては、児童相談所長による一連の対応につき様々な局面を捉えて違法が主張され、これに対して裁判所の詳細な検討が示されており、児童相談所長のとるべき行為規範として注目すべき判断が多々示されている。その妥当性については慎重な検討が必要と思われるが、②虐待の被害者である原告の意向が考慮されていなかつた点につき原告の当時の年齢を理由に原告の主張が退けられた点については、低年齢というだけでなぜ虐待の被害者本人の意向がかくも軽んぜられるのか、子どもの意見表明権の観点から深刻な反省が求められるように思われる。

なお本判決は、控訴審（福岡高裁判決平成29年4月13日、平成28年（ネ）第919号、損害賠償



請求控訴事件、LEX / DB 25545865)でも維持され、原告の損害賠償請求が棄却されている。

**【判例 11】** 児童相談所からの里親委託を受け、専門里親として児童を養育してきた原告が、里親委託措置の解除により里親の地位を享受する利益等を侵害されたとして国家賠償を請求した事案につき、里親委託措置を解除した児童相談所長の判断等に裁量権の逸脱・濫用はなかったとされた事例（山口地裁判決平成 27 年 4 月 23 日、平成 23 年（ワ）第 555 号、損害賠償請求事件、LEX / DB 25540959）

本件は、原告が児童相談所からの里親委託を受け、専門里親として児童を養育してきたところ、当該児童の里親委託措置が解除されたことに対し、児童相談所が本件措置時以後調査義務等に違反した上、本件措置を解除する事由がないのに、その裁量を逸脱して本件措置を解除した等の違法な行為をし、それにより里親の地位を享受する利益等を侵害されたとして原告が国家賠償を請求した事案である。

本判決は、まず一般論として、里親委託の措置、措置の解除の判断については児童相談所長の合理的な裁量に委ねられているとした上で、県と里親との委託関係は、里親委託措置、あるいはその解除に付随して成立、あるいは解消し、委託中には、児童に対する措置の手段であることによる制約を受けることが想定されている契約関係であるとし、さらに里親と里子の関係は、親子関係に類似するものであることから、里親、あるいは里子がそれぞれその地位において受ける利益があり、それが法的保護に値すると解される場合があることも考えられるが、そのような場合であるかどうかについては、里親・里子の関係が里親委託の趣旨及び里親制度の趣旨等による制約を受けるものであることを前提にした検討が必要であるとの判断を示した。

その上で、児童相談所は、里親からの相談に対応できる体制の整備に努め、里親から相談や支援を求められた場合、速やかに適切な対応をとるべきであり、対応または支援のため調査が必要な場合には必要な調査を遂げ、その情報を提供し、適宜助言、指導を行うことが求められているとしつつ、この点についても児童相談所の合理的な裁量に委ねられるとの判断を示した。

以上のような判断枠組みに基づき本判決は、児童相談所の助言支援調査義務違反等、及び措置解除自体の違法の主張を退けた。

また、措置委託解除後に十分な説明をせず、その精神的な傷つきに対する対応を何ら行っていないとの主張についても、一般論としては里親委託解除後の里親のケアの必要性を認めつつ、児童相談所長の合理的な裁量に委ねられているとして、本件については裁量の逸脱・濫用を認めなかった。

本判決については、事実関係をめぐる原告被告双方の主張が大きく異なっており、本判決の結論の具体的妥当性については慎重に判断すべきであるが、里親委託措置の解除に対し里親が国家賠償を求めた事案として注目され、県と里親との委託関係、さらには里親と里子の関係につき、里親あるいは里子の受ける利益が法的保護に値すると解される場合があるとの一般的判断が示された点、また、里親委託解除後の里親のケアの必要性を一般論としては認めた点で、注目すべき判断が示されているといえよう。

(横田光平)

## IV 主要文献・調査解説

### 1. 児童福祉法分野

【文献1】久保健二『児童相談所における子ども虐待事案への法的対応』（日本加除出版、2016年10月）

本書は、著者がわが国で初めて児童相談所に弁護士として常勤した経験を踏まえ、児童虐待の対応場面に応じて必要な法的対応を実務の観点から詳細に解説する。虐待に関する基本的概念の説明から、法的対応の実際、法的留意点等について説明するだけでなく、根拠となる通知、審判例も詳細に付されており、児童虐待に対応する関係者のみならず、研究者にとっても、児童相談所における法的対応の実情を知るうえで有益な記述がなされている。巻末には、児童虐待に関連する法的事項ごとに根拠条文が一覧表に整理されており、実務家、研究者にとっても使いやすい内容となっている。

【文献2】橋爪幸代「イギリスにおける児童虐待予防施策の変遷とシュア・スタートの評価」古橋エツ子＝床谷文雄＝新田秀樹編『家族法と社会保障法の交錯：本澤巳代子先生還暦記念』（信山社、2014年）459－483頁

児童虐待防止施策としての養育サポートが虐待発生後の対応よりも効果的であることから、イギリスにおける児童支援施策について、とくにシュア・スタート児童センターの取組に注目し、虐待予防の観点から検討する。本稿では、いくつかの重大な児童虐待事件を契機として講じられたイギリスにおける育児支援施策の変遷を概観し、「早い段階で問題を発見し、それら諸問題に対応する既存のサービスを受けられるよう、当該児童及びその家族とサービスをつなげることのできるものとして、育児支援サービスが機能するのではないか」との認識を示し、さらに、シュア・スタート児童センター設立の背景と経緯を紹介し、同センターの運用状況、留意点などをあげながら、その機能と有効性について論じる。結論として、「育児支援サービスを虐待防止のために効果的に活用するためには、育児支援サービス自体の質のみならず、育児支援サービスと児童保護サービスをつなげることが重要である」と述べる。

わが国においても、母子保健を中心とする出産前からの虐待予防対策とともに、地域の子育てサービスを活用するための「子育て世代包括支援センター」の配置や「地域子育て支援拠点」制度の展開により虐待予防施策が講じられているが、育児支援担当者と虐待防止担当者間にある認識の齟齬も懸念される。イギリスにおけるシュア・スタート機関制度やその運用状況、課題等の検討は、わが国における虐待予防事業を実質あるものにするために多くの示唆を与えてくれるものと思われる。

【文献3】床谷文雄「児童福祉法28条審判をめぐる議論展開と民法（親権・未成年後見法）改正」古橋エツ子＝床谷文雄＝新田秀樹編『家族法と社会保障法の交錯：本澤巳代子先生還暦記念』（信山社、2014年）93－120頁

本論文は、児童虐待への法的介入制度とその運用状況を概観し、児童福祉法28条による施設入所等の措置承認および親権制限（親権停止、喪失、保全処分）に関する審判例を、その要件ごとに整理し、

詳細に紹介する論文である。また、28条審判と親権制限との関係（とくに親権制限の効果）について論じ、この点に関する2011年の民法および児童福祉法改正後の裁判例を紹介する。

親権停止制度の導入については、「名称の面でも親権者に与えるインパクトが和らぎ、回復への期待をもたせ、児童相談所による指導を容易にさせるものと期待されている。」と評価する。しかし、この二つの制度をどのような優先関係で運用するかは意見が分かれるところであり、今後の運用状況の検証が待たれる状況にあるといえよう。

また、同年の児童福祉法の改正により、施設入所、里親委託中の子どもへの施設長、里親の監護権強化により、親権者等の意思に反して緊急措置を採ることができるものとされ（同法47条）、一時保護中の子どもについて児童相談所長に同様の権限が認められた（同法33条の2）。この改正により、家庭裁判所の措置承認・保全処分の手続によらずに、施設長等が実質的に同様の監護措置が採れるようになったが、本論文は、これら施設長等の権限は緊急の場合の権限行使にとどめるべきであり、第一義的には、家庭裁判所による措置承認手続によるべきであるとし、民法上の親権喪失・停止との機能的協働関係の形成を図るべきであると述べ、施設長等の監護権限に対する司法関与の必要性を指摘する。児童虐待対応における司法と行政の協働のあり方について、一つの方向性を示す重要な論考といえよう。

**【文献4】保条成宏「子どもの医療ネグレクトと一時保護による対応——刑法・民法・児童福祉法の協働による『総合的医事法』の観点に立脚して——」『中京法学』49巻3・4号（2015年3月）223－310頁**

本論文は、生命維持に必要な治療に対する親権者の不同意の問題（狭義の医療ネグレクト問題）について、親が医療機関にアクセスしたのちの臨床場面を中心に、児童福祉法上の一時保護制度（33条の2）を用いて対応できるとする行政解釈に理論的検討を加えることを目的としている。

論文中では、2011年改正による児童福祉法33条の2新設の経緯を考察したうえで、新設前における一時保護と親権制限の関係に関する学説を詳細に検討し、一時保護によって親権は制限されないとする「親権非制限説」が妥当であると述べる。この分析を踏まえ、刑法、民法、児童福祉法の協働による「総合的医事法」の観点から「事前の関係調整法」のあり方を検討する。

まず医療ネグレクトにおける同意問題について、「子どものための保証人」理論を主軸に「『消極的』事前の関係調整法」である刑法の理論的枠組を検討し、続いて「『積極的』事前の関係調整法」としての民法のあり方を論ずる。2011年の民法改正により導入された親権停止制度は、親権を全面的に停止させるものであり、親への過剰介入、未成年後見人への加重的負担をもたらすがゆえに、制度的には家庭裁判所による「代行同意」制度の導入が必要であると説く。さらに、「『積極的』事前の関係調整法」としての児童福祉法のあり方として、改正児童福祉法33条の2について、一時保護により直接に親権制限の効果をもたらさないとの解釈を前提に、医療ネグレクト事案において、児童相談所長の同意権は本来、同条4項の適用外であり、その適用は抑制的、限定的であるべきであると述べる。最後に、児童相談所が果たすべき役割は、医療ネグレクト事案を含め、行政解釈にもとづく介入的アプローチへと「前のめり」になることで、子ども—親—医師の間に関係障害をもたらすところから、

児童相談所がもつケースワーク的機能を十全に活用し、関係調整的アプローチによる関係調整・形成に向けて本来の機能を最大限に発揮すべきであると結んでいる。

児童虐待に対する介入的アプローチが浸透し、児童虐待関係法制度的にも児童相談所や裁判所（さらに現在では刑事司法も含めて）の介入を後押しする法改正・行政解釈が進展しつつある。こうした状況の下で、関係法令の理念・目的に立ち帰って法制度の在り方を綿密に検討した本論文は貴重な業績といえる。今後の児童福祉行政、児童虐待防止立法の在り方を検討する実務者、研究者にとって有益な論文といえよう。

付言するならば、ソーシャルワーク的にも親との関係改善が図れなくなった場合の最終手段として児童相談所による強制的権限の行使を位置付けるのであれば、親と児童相談所の関係改善を図ることができる（担保できる）機関が存在しない現在、本論文が述べるような関係調整・形成機能を児童相談所がどこまで発揮できるかといった疑問は残る。

なお、本論文の前著として、保条成宏＝永水裕子「日本法の現状と課題」小山剛＝玉井真理子編『子どもの医療と法（第2版）』（尚学社、2012年）29－71頁、保条成宏「小児患者の医療ネグレクトへの医事法的対応——『総合医事法』の視点に基づく刑法と民事法、福祉法の協働」『年報医事法学』29号（2014年9月）18－24頁がある。

**【文献5】原田綾子「児童虐待事件における親の当事者性と手続参加——再統合支援のための制度設計に向けて」和田仁孝他編『法の観察——法と社会の批判的再構築に向けて』（法律文化社、2014年）80－97頁**

本論文は、親子の再統合の支援までを視野に入れた児童虐待対応において、必要な制度や手続の設計には、親と子の参加が重要であるとの認識のもとに、とくに親の手続参加に焦点を当て、アメリカ法との比較により、わが国の児童虐待法制の特徴や問題点を考察し、再統合支援のための制度改革の方向性について検討する。

わが国の児童虐待法制では、司法が関与する機会の少なさと断片性、児童相談所の権限の強さが特徴であり、アメリカでは司法が継続的かつ段階的に関与する点が特徴的であるとする。そして、アメリカで児童保護機関と親が対立する場面における「親への支援」として「親へのケースプランへの参加」がなされ、できるかぎり当事者の納得と合意に基づいて支援を行うことが志向されていると指摘する。かかる協働作業により、保護機関と親とが共通の目標を追求するパートナーシップに転換することで良い解決につながるとの認識を裁判所がもっていることを明らかにする。この考察を踏まえ、わが国では、これまで、司法関与については、親権の「不当な」関与をどのように封じ込めるかへの関心が強く、虐待の解決と再統合に向けていかに「正当な」親権行使を促進するかの観点からの親権の検討がなされることがほとんどなかったことを指摘する。

結論として、児童虐待事件においては、「親の手続参加を推進し、職権調査の負担を軽減してより多くの虐待事件への対応を可能にする必要があることから、親と児童相談所を対等な当事者として位置付け、双方の主張を引き出しながら……判断を行うという中立的審判者としての司法の役割が、今後はより重要になってくるのではないだろうか」と述べる。

児童虐待法制を構築するに当たっては、「既存のリソースのやりくりによるのも当面は必要かもしれないが、制度の根幹となる理念を立てて少しでもそれに近づけるよう制度や実務を改良していく作業も必要であり、その理念を探り、具体化を検討することが必要である。」との見解は、今後の立法作業を進める上で重要な視点といえよう。

**【文献 6】勝田美穂「児童虐待防止法の立法過程——唱道連携モデルからの分析——」『岐阜経済大学論集』49 巻 1 号（2015 年 8 月）1 - 20 頁**

本論文は、これまで児童虐待関連の学問分野として登場することのなかった政治学からの政策形成過程に関する研究成果である。2000 年に成立した児童虐待防止法を素材に、「市民が法律をつくるのに必要な因子を明らかにする」ことを目的に、「唱道連携モデル」を適用し分析を行う。唱道連携モデルとは、「政策過程において政策が変化し、学習されていくプロセスを総合的かつ操作的に扱うものであり、長期的な政策変化を対象とする。」分析モデルである。

分析の結果、同法の立法を推進した因子としては当時の自民党単独政権から自自連立、自自公連立政権への交代、市民グループからの虐待死調査による独自情報の提供によって高まった世論の支持をあげる。この世論の支持により、福祉・医療・法職関係者からなる市民グループ、厚生労働省・警察・法務省・裁判所といった官僚グループ、政治家、マスコミといった「政策サブシステム」内の長期にわたる政策志向型学習が進められ、イデオロギーの変化がもたらされ、政策の変更につながったと分析する。

こうした動きを支えたのは市民グループ独自の知識であり、各サブシステムの連携と協力を進めたのは市民グループ固有の資源であったことを指摘する。このような分析により、児童虐待防止法の成立とその後の改正の事象は、政権の中枢にパイプをもたないものが政策を実現する可能性を示す例となりうるということが明らかにされている。

政策形成にあたり、市民グループが一定の役割を果たしうることが政治学の視点から明らかにされたことにより、今後の児童虐待防止法制度をさらに進展させていくなかで市民グループが果たすべき役割を明確に提示した点で示唆に富む文献といえよう。

(吉田恒雄)

## 2. 民法分野

**【文献 7】石井芳明＝依田吉人「親権制限事件の運用状況」『法律のひろば』68 巻 9 号（2015 年 9 月）16 - 23 頁**

本論文は、親権制度の見直しが行われた 2011 年民法改正が施行された 2012 年 4 月 1 日以降の状況を中心として、2014 年末時点での親権制限事件の運用状況を紹介するものである。本論文では、まず 2011 年法改正後の親権制限制度（親権喪失制度、親権停止制度、管理権喪失制度）を概観した上で、司法統計に基づく「親権制限事件の動向」（新受総数、既済総数および終局区分ごとの記載件数）と、最高裁事務総局家庭局「親権制限事件の動向と事件処理の実情（平成 26 年 1 月～12 月）」に基づく「親権制限事件の処理の実情」（申立人の属性、審判を受ける者となるべき者の属性、子の性別と年齢、

終局結果、認容原因、審理期間)が紹介される。

親権制限事件の動向について、親権喪失の審判申立て事件の新受件数には2011年改正前と比べて大きな変化がない一方で、新設された親権停止の審判申立事件の新受件数の増加が、全体としてみた親権制限事件の新受総数増加の要因となっていることが明らかにされる。親権制限事件の処理の実情としては、①申立ての大部分が子の親族によってなされる状況には変化がない一方で、2011年改正によって請求権が認められた子本人からの申立てが一定の割合(親権喪失:5件(4.0%)、親権停止:22件(14.1%))であること、②親権を喪失・停止される親権者の属性としては依然として実母の割合が比較的高いこと、③子の親族が申し立てた親権制限事件は、取下げで終局する割合が約6割と、依然として高いこと、④新設された親権停止事件における停止期間は、大部分の事案では2年間とされていることなど、改正前後での変化の有無や新制度の運用状況が明らかにされる。

**【文献8】金亮完「韓国における児童虐待防止のための最近の立法(1)——親権法改正および児童虐待処罰特例法の制定——」『戸籍時報』716号(2014年9月)12-13頁、同「(2・完)」『戸籍時報』717号(2014年10月)6-15頁**

韓国においても、児童虐待は社会問題となっており、児童保護専門機関への通報件数は毎年増加傾向にある。増加しつつある児童虐待に対応するために、韓国では、2014年1月28日に「児童虐待犯罪の処罰等の特例に関する法律」(以下「児童虐待処罰特例法」)が制定されるとともに、2014年4月3日には政府の発議によって親権法改正案が国会に提出された。本論文では、これらの法律(案)の内容が詳しく紹介される。

親権法改正の特徴としては、①宗教上の理由に基づく子への医療行為に対する同意を拒絶する事例を踏まえた、親権者の同意に代わる裁判制度の導入、②親権の一時停止制度の導入、③親権の一部停止制度の導入、④親権喪失宣告が親権の一時・一部制限や財産管理権喪失宣告などの措置によって子の福祉を保護できない場合の最終的な手段であることの明示、⑤親権の一部に限定された後見の導入が挙げられる。特に、①親権者の同意に代わる裁判、③親権の一部停止制度は、日本における2011年民法改正時にその導入が見送られた経緯もあり、今後の日本法のあり方を検討する際にも参考になると考えられる。

児童虐待処罰特例法は、児童福祉法、刑法、性暴力犯罪の処罰等に関する特例法、児童・青少年の性保護に関する法律などの既存の「関連法律との整合性を図りながら、被害児童の保護および児童虐待行為者に対する保護処分を定め」る法律である。具体的には、①児童虐待致死罪(法定刑:無期または5年以上の懲役)や児童虐待重障害罪(法定刑:3年以上の懲役)などの児童虐待犯罪の処罰の特例、②児童虐待行為者に対する応急措置・緊急臨時措置・臨時措置、③児童保護事件における児童虐待行為者に対する保護処分(児童虐待行為者の被害児童への接近制限、社会奉仕受講命令、保護観察など)、④被害児童保護命令事件における被害児童に対する保護命令(児童虐待行為者の被害児童への接近制限、被害児童の児童福祉施設への保護委託など)が規定される。

著者は、一連の立法が「児童虐待への国の積極的な関与という点で評価できる」とする一方で、韓国国内の環境整備が追いついていないという指摘があることを紹介するなど、新法の課題についても

明らかにする。立法後の韓国法における運用状況の実態について、今後の紹介・研究が俟たれる。

**【文献 9】高橋大輔「親権停止と面会交流の法的関係」古橋エツ子＝床谷文雄＝新田秀樹編『本澤巳代子先生還暦記念：家族法と社会保障法の交錯』（信山社、2014年）121－137頁**

2011年民法改正によって、親権停止制度が新設（民法834条の2）されるとともに、民法766条において面会交流が明文化された。本論文は、この親権停止と面会交流との関係について、「親権を停止された場合に、面会交流が自動的に禁止されるのか」をドイツ法との比較を通じて考察するものである。

まず、新たに導入された親権停止制度について、制度の概要と運用状況を整理した上で、親権停止中の面会交流に関する議論を俯瞰する。次に、ドイツ法において日本法の親権と面会交流に相当する、「親の配慮」と「交流権」について、それぞれの具体的な内容を確認し、両者が「別個独立の権利義務」とされていることを明らかにする。日本法の親権停止に相当する、ドイツ法における配慮権の剥奪（BGB1666条）の場合には、「親の配慮と交流権が別個独立の権利として考えられているため、親の配慮の剥奪が、同時に交流権の剥奪をもたらすことはできないとされ」ており、交流権の制限は、配慮権の剥奪とは独立の規定（BGB1684条4項）による必要があるとされる。著者は、ドイツ法から日本法への示唆として、親権停止下の面会交流のあり方を考えるためには、本質的に面会交流と親権の相互関係を考える必要があることを説く。面会交流の法的性質論が錯綜している日本の学説の現状を前にして、面会交流と親権との関係をどのように解すべきかについては今後の課題とするとの留保付ではあるが、「面会交流は親権の一部ではなく、親権とは独立した関係にあるものと考え」との私見が提示される。

**【文献 10】宮崎紀子ほか「配偶者間暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究」『家裁調査官研究紀要』19号（2014年9月）1－89頁**

2011年に成立した家事事件手続法（平成23年法律第61号、2013年1月1日施行）によって、調停事件においても、子の意思を把握し、その意思を考慮することが要請されている。子の意思の把握のためには、家庭裁判所調査官による事実の調査が重要な役割を果たすが、離婚時の子の監護紛争や面会交流事件において、当事者から配偶者間暴力や児童虐待が主張される場合もある。本論文は、このような配偶者間暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法について、参照すべき最新の行動科学の知見を整理した上で、調査上の留意点を考察するものである。

本論文では、まず配偶者間暴力および児童虐待の概況を各種の統計および調査から整理し、調査官関与のあった家事事件のうち当事者から何らかの暴力および虐待の申告があった78例を対象として、家庭裁判所における暴力の現れ方を分析する。さらに、配偶者間暴力や子への暴力の影響に関する国内外の行動科学の知見に整理が与えられ、調査の方法が考察される。これらの分析から、「配偶者間暴力をタイプ分けしてリスクアセスメントする視点、暴力が子に及ぼす影響についての様々な視点、子の適応や子が非監護親を拒絶する言動に対する理解の枠組みなどは、家事事件における子の調査においても活用でき、有効なものと思われ」と指摘する。

本研究は、実際にこのような暴力が問題になる子に関する事実の調査を行う家庭裁判所調査官を念頭に置いたものであるものの、2011年家事事件手続法の施行以降、子に関する事実の調査が重要になっており、これまでこのような実務的な研究が十分に行われていなかったなかで、貴重な研究であるといえる。

**【文献 11】岩志和一郎「親の養育権と児童保護の融合を目指して——ベルリンの点と、線と、網と」『家族〈社会と法〉』32号（2016年）1—19頁**

日本と同様に児童虐待が社会問題となっているドイツにおいては、2000年代から子の福祉の危険化を回避するために、数次にわたる立法により、民法（BGB）および連邦社会法典第Ⅷ編（SGBⅧ：児童ならびに少年援助法）の改正を行ってきた。ドイツにおける虐待対応において、「子の福祉の危険化」を防止するための処置に関する裁判所の手続は、家庭裁判所の職権で開始するとされるが、実際には少年局による手続喚起が重要な役割を果たす。本論文は、ドイツにおける児童保護実務がどのように具体化されているのかを、①裁判所の手続を喚起するまでの間、少年局による子の福祉の危険化の評価と保護がどのように行われているのか、②裁判所の手続が開始して行われる討議が実際上どのように運営され、児童保護の流れの中で裁判所がどのような位置づけを与えられているのかという2つの場面について、州（市）政府として活発な児童保護政策をとるベルリンでの実態調査をもとに分析する。筆者は、ドイツにおいては、「親による子の保護・教育の尊重」と「親による保護と教育への速やかな公権力の介入」という対立項のバランスをとるために、「介入は原則として司法の判断なしに行われることはないという境界を厳守しつつ、ハードルの低い介入的措置を用意することで、全体として、社会少年教育学的な理念に基づいて、親自身による自覚的な子の福祉の危険化状態の改善を期待するという基本姿勢」を貫こうとしていること、この基本姿勢を支えるために、少年援助段階における少年局による子の福祉の危険の評価および裁判手続における家庭裁判所と少年局との連携が導入されたことを明らかにする。その一方で、筆者は、このような取り組みにもかかわらず、最終的な措置とされる親の配慮の剥奪の件数が一貫して増加しつつあることに、ドイツ法の問題があると主張する。

**【文献 12】「特集 家族法改正研究会第9回シンポジウム『養子法の検討』」『戸籍時報』731号（2015年10月）4—34頁**

本特集は、2015年7月5日に開催された家族法改正研究会第9回シンポジウムの記録であり、養子法を検討対象とする。「Ⅰ 従来の立法提案」（前田泰）は、1947年民法改正以降の養子法に関する改正提案を詳細に整理し、「Ⅲ 比較法——フランス法を中心として」（西希代子）は、未成熟子を対象とした断絶型養子縁組と養子の年齢を問わない非断絶型養子縁組の2本立てからなるフランス養子法を紹介する。さらに、「Ⅱ 養子法の提案」（床谷文雄）では、養子法に関して逐条的に改正案が示される。具体的には、現行の特別養子に相当する断絶型縁組を縁組の原則としつつ、特別養子縁組において原則6歳とされる養子の年齢要件を緩和すること、夫婦共同縁組を要件としないこと、養親と養子の間に15歳以上の年齢差要件をもうけること、父母が親権喪失の審判を受けている場合に父母の同意を不要とすること、縁組に同意した父母について家庭裁判所が職権で親権者の職務を停止し、特



別代理人の選任又は児童相談所長による親権代行、未成年後見人の選任を行うこと、父母の同意を3か月以内に限り撤回可能とすることなどが提案されている。なお、本改正提案は、2016年の日本家族〈社会と法〉学会第33回学術大会においても報告されている（【文献13】【文献14】参照）。

**【文献13】**「シンポジウム 家族法改正——その課題と立法提案」『家族〈社会と法〉』33号（2017年10月）1－236頁

**【文献14】**「特集 家族法改正研究会最終報告『家族法改正——その課題と立法提案』」『戸籍時報』750号（2017年2月）2－11頁、「特集 家族法改正研究会最終報告（2）『家族法改正：その課題と立法提案』」『戸籍時報』750号（2017年3月）2－33頁

日本家族〈社会と法〉学会第33回学術大会（2016年11月5日・6日）は、「家族法改正——その課題と立法提案」と題するシンポジウムを開催した。本シンポジウムでは、2009年11月に日本家族〈社会と法〉学会の会員を中心に設置された「家族法改正研究会」（代表者：岩志和一郎早稲田大学法学部教授）での検討結果を踏まえて、「親子法」「親権法・未成年後見法・扶養法」「婚姻法」「離婚法」に関する立法提案とそれをめぐる討論が行われた。シンポジウムにおける報告および討論の内容については、学会誌である家族〈社会と法〉33号【文献13】に収録されるとともに、広く一般にも示す目的で、立法提案とその解説は、戸籍時報750号および751号【文献14】にも収録された。

児童虐待とも関連のある立法提案としては、①父母の未婚・婚姻中・別居・離婚後を問わず共同親権とすること、②親権行使に際しては、「子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を尊重しなければならない」ことを明文化すること、③懲戒権（民法822条）を廃止し、代わりに体罰の禁止を規定すること、④親権者以外の第三者による監護に関する規定を新設すること、⑤親権停止・喪失に代えて、親権行使の部分的制限と全面的制限を規定し、親権の制限だけでなく家庭裁判所が「必要な措置」をとることができるものとする、⑥未成年養子において特別養子縁組型を原則化すること、⑦特別養子縁組型の未成年養子における子の年齢要件を18歳に引き上げること、⑧12歳以上の子が養子になる場合は子本人の同意を必要とすること、⑨実親の同意撤回に3か月の期間制限を設けること、⑩試験養育期間を1年以上とすること、⑪子の出自を知る権利を制度的に保障することなどが挙げられる。

**【文献15】**姜恩和＝森口千晶「日本と韓国における養子制度の発展と児童福祉——社会的養護としての養子縁組を考える」『経済研究』67巻1号（2016年1月）26－46頁

養子縁組は、法的親子関係を形成し、家庭に恵まれない子に恒久的な家庭養育を保障する点で、要保護児童の養育にとって重要な制度の一つである。日本では要保護児童を対象とした養子縁組が少ないのに対して、文化的・制度的に共通性を有する韓国においては、要保護児童の養育にとって養子制度が重要な役割を果たしている。本論文は、日韓における多様な政府統計および資料を用いて、児童福祉政策と養子制度の展開を定量的に把握し、両国における社会的養護としての養子縁組の位置づけが大きく異なるに至る歴史的経緯を解明する。

日本では、戦後直後に養子縁組が盛んな時期もあったが、社会的養護における主流は施設養育であ

り、一度施設に入所した児童は長期的に施設で養育される傾向が強く、1987年に特別養子縁組制度が創設された後も養子縁組が積極的に活用されなかった。これに対して、韓国では、朝鮮戦争直後の要保護児童対策では施設養護が中心であったが、1960年代から70年代にかけて国際養子縁組が急増し、その後国際養子縁組の減少と国内養子縁組の増加へと転じる。日本と韓国で養子縁組の位置づけが異なる背景として、日本では「政府の財政的措置を得て早くから施設養護が主流となり、児童相談所と児童養護施設の長期的関係が成立するなかで児童福祉のための養子法改正が遅れ」た一方で、韓国では「国家の財政難から早くに施設養護から家庭養護への移行が進められ」、行政（健康福祉省）と斡旋機関の連携の下で、養子縁組が推進されてきたことが明らかにされる。

**【文献 16】鈴木博人「社会的養護と特別養子制度——児童福祉法改正作業における議論の整理——」『法学新報』123巻5・6号（2016年11月）433－478頁**

2016年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）は、附則2条1項において、政府が、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定した。さらに、児童福祉法等改正法を審議した参議院労働委員会の附帯決議においても、同様の措置を講じることが決議された。

本論文は、各種の政府会議および厚生労働省における審議会の議事録を丹念に分析することを通じて、上記のように特別養子縁組の利用促進に向けての提案がなされるに至った経緯を解明する。具体的に分析の対象とされるのは、社会保障審議会児童部会に設置された「児童虐待防止のあり方に関する専門委員会」および「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の2専門委員会、そして「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣会議」および「子どもの貧困対策会議」という政府の2つの会議である。分析を通じて、筆者は、特別養子制度の利用促進の主張の根幹に「パーマネンシーの保障」がある一方で、これらの主張の根拠が十分に検討、考察されているわけではないことを指摘する。

なお、2019年3月に特別養子制度の見直しのための民法改正法案が国会に提出されたが、本研究は、この特別養子改正法案の淵源を尋ねる上で重要な資料的な価値を有する。

**【文献 17】松本克美＝村本邦子＝安田裕子＝金成恩＝後藤弘子「児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法と心理（法と心理学会第15回大会 ワークショップ）」『法と心理』15巻1号（2015年）84－89頁**

本論文は、法と心理学会第15回大会における同名のワークショップにおける成果であり、「児童期の性的虐待被害によるトラウマとその回復」（村本邦子）、「DV被害と児童期の性的虐待被害の相関関係：連鎖を断ち切る社会の力」（安田裕子）、「韓国における取組みの現状と日本への示唆」（金成恩）、「児童期の性的虐待被害と民事損害賠償請求権の〈時の壁〉問題」（松本克美）、「指定討論 子どもの性犯罪被害からの救済のために」（後藤弘子）から構成される。

村本報告は、児童期の性的虐待被害のトラウマおよび被害によって起こりうる症状を整理した上で、被害者の回復は被害者が被害を認識し、被害を受けないように安全を確保することから始まり、法的

解決を求めることがこれに寄与する場合がある一方で、裁判が被害者のペースで行われるわけではないために、大きなリスクを伴うことを指摘する。安田報告は、「子ども時代の被虐待経験が、加害行為をもたらす危険要因となりうる」一方で、「不幸な子ども時代を過ごした被害者が後に加害者になるという単純な図式が成り立つわけではない」こと、加害男性が社会から暴力を容認する価値観等を学んでいる側面があることを明らかにし、暴力の連鎖を断つためには、地域社会の教育や世代間の文化伝達にまで視野を広げる必要があることを指摘する。金報告は、韓国における性暴力被害児童の保護のための法制度について、①反復陳述による二次被害を防止するとともに、児童の陳述の客観的な信憑性を保障するために導入された映像録画義務制度、②児童性暴力を専任するヘバラギ児童センターのワンストップ支援システムを中心に紹介する。松本報告は、児童期の性的虐待被害者が加害者に対して不法行為に基づく損害賠償請求をする際に直面する消滅時効・除斥期間という〈時の壁〉に焦点をあて、消滅時効の起算点を児童期に受けた「被害が今なお原告を苦しめていることが医師により認定された時」とする解釈論とともに、ドイツ法を参考にした特別立法の必要を説く。

**【文献 18】松本克美＝金成恩＝安田裕子「児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法心理 2 — ドイツ・韓国調査の報告(法と心理学会第 16 回大会ワークショップ)」『法と心理』16 巻 1 号(2016 年) 69 - 74 頁**

法と心理学会第 16 回大会は、第 15 回大会に引き続き、「児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法心理」をテーマとしてワークショップを開催した。本論文は、同ワークショップの成果であり、ドイツおよび韓国における調査の報告を中心に構成される。

ドイツ調査報告(松本克美)では、児童期の性的虐待被害に対する損害賠償請求が時効や除斥期間によって消滅する問題について、ドイツ法の分析を通じて日本への示唆が得られる。2002 年の民法改正によって、性的自己決定の侵害に対する請求権は被害者が満 21 歳になるまで時効が停止とする特別規定を新設したドイツ法について、改革の背景と意義、改革からこぼれ落ちた被害者の支援が紹介される。さらに、日本の債権法改正において、ドイツのような時効に関する特別規定を導入しなかった要因が、児童期の性的虐待被害の深刻さと社会における広がり社会的に認知されていないことにあるとし、「被害の特質を明らかにし、社会にアピールするためにも法と心理の協働が更に必要である」と説く。韓国調査(金成恩)では、性的虐待に関連した立法とともに、政府機関および NGO が提供する支援の実際が紹介される。韓国では、政府機関である法務部と女性家族部が 2013 年 7 月に締結した業務協約に基づいて、性的虐待の防止と被害者支援のための多様な方策が講じられているとされる。他方、代表的な被害者支援 NGO である「性暴力相談所」では、心理並びに情緒的支援を中心的に行うとともに、被害者の医療機関および保護施設への引渡し、司法手続のための法律扶助団体など関係機関への協力や支援の要請なども行っていることが紹介される。

(阿部純一)

### 3. 刑事法分野

#### 【文献 19】 田中嘉寿子『性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック』(2014年1月)

女性の検察官である筆者は、「女性・子供の被害者の取調べを不可欠とする性犯罪事件を担当することが多く、被害者やその家族のトラウマ（精神的外傷）の深刻さに触れてきた……経験に基づき、被害者の心情に配慮した捜査こそが、性犯罪の真相を解明し、適切な量刑を得る要であるとともに、被害者の回復を促す足掛かりになり得ること……を痛感し」たため、「被害者に与える二次被害を最小限に留める配慮のある捜査・公判手続とは何かを模索する」ものとして、本書を著したという（本書はしがき）。

本書は、このように真相の解明および適切な処罰という視点と被害者の保護という視点から、女性に対する性犯罪の事件と児童に対する身体的虐待・性的虐待の事件について、文献の参照と自身の経験などを交えつつ、犯罪捜査にあたっての留意点を進展の段階ごとや事件・被害者の類型ごとに指摘するとともに、真相の解明や被害者の保護に向けた措置・方策を——法的なものも事実上のものも——細かく提示している。本書は、証拠の保全や被害者に対する配慮についての具体的な手法の解説および注意の喚起を内容としていて、警察官をはじめとした捜査実務に携わる者に向けて書かれたことがわかる。また、刑事実体法・刑事手続法についての解説を多く盛り込んでいることや、性犯罪の被害者に対する各種の保護・支援に関しては公判におけるものや刑事手続外のものにも幅広く言及・説明しているといった点から、被害者の支援に直接・間接に関与する公的機関・民間団体の担い手にも参考となるように書かれたことがうかがえる。このように、本書は、児童虐待の刑事事件を真相の解明と被害者の保護という視点から捉え、そのつどの局面で生じる実務上の問題に対応するための手引きとして、関連する事項を網羅した内容となっている。

本書のスタンスは、筆者の捜査官・訴追官としての立場から意味づけられる〈真相の解明〉を前面に押し出したものとなっており、被疑者・被告人となる男性や保護者に対して厳しい姿勢・見方をもって対峙するように求める。例えば、「自分を『援助（＝非難）する』者は、援助者ではなく敵であるという加害者の精神構造を理解して初めて、否認理由や客観的事実とずれた『不幸話』の欺瞞性・自己中心性に対する的確な反証ができる」（同書 180 頁）といった固定的な見方に立脚して事件に対応することを求める。なお、時々の論述には心理学や精神医学などの知見が文献の参照とともに織り交ぜられていて、いわゆる「偽記憶」に関する心理学上の研究に真っ向から異論を唱える（同書 215 頁以下）といった論述も見受けられる。

#### 【文献 20】 岡田行雄「少年司法における虐待被害」『熊本法学』133号（2015年）41－76頁

本稿は、少年司法における非行少年の取り扱いについて、少年による非行とその被虐待経験との関連性が以前から指摘されてきたのに、「実務上は、少年に虐待被害があったことが家庭裁判所の少年手続や逆送後の刑事手続において認められたとしても、それはあくまで生育過程の一事情に過ぎ……ないとの評価が一般的となったように見受けられる」という所見から出発する。この所見は以下の事情から導かれている。すなわち、一方で、家庭裁判所調査官研修所や日弁連の研究会による調査研究によって被虐待経験が「重大な非行の原因」となることは示唆されていたという事情を挙げる。しか

しながら、重大な非行の事案を扱った少年事件における保護処分・刑事処分の選択や裁判員裁判の量刑判断については、被虐待経験が「必ずしも少年の保護や健全育成に向けて……重視されているわけではない」という事情を指摘する。その上で、「虐待被害が……あくまで生育過程の一事情に過ぎ……ないとの評価」の一般化は、特に「粗暴型非行」を行った少年の事件において、むしろ結果の重大さ・残虐さや状況・現場の凄惨さから犯情を悪質と評価して重い処分を選択するといった誤った取り扱いに結びつくものと理解する。この理解の根拠として、本稿は、「虐待被害による脳の発達の障がい」を粗暴行為に至る要因の1つと位置づけたうえで、脳の発達の障がいを有するという事実も、「当該少年への適切な教育の必要性を根拠づけるもの」あるいは「国家や社会によって……防止のための適切な措置やマンパワーがかけ続けたことによって生じ、さらには悪化させられたもの」と捉えなければならないのと同時に、「その影響は、少年の刑事責任のみならず、その非行性や粗暴行為じたいの悪質性を評価するに当たって」重視すべきものと主張する。

本稿の特徴は、以下の点にある。

第1に、少年司法・刑事司法の取組みにおいて「虐待被害による脳の発達の障がい」に着目したという点である。すなわち、本稿は、脳科学の領域における知見を挙げて、虐待被害が脳の発達に悪い影響を及ぼすことに着目するのと同時に、相応に成熟していない脳の働きと犯罪・非行との因果関係を——一般に些細な契機と理解されるような苦痛であるのに少年がこれに暴力のかたちで対応してしまうという「粗暴型非行の発生メカニズム」を挙げて——指摘する。また、両者の因果関係と併せて、脳の発達の障がいは適切な世話・保護や根気強い支援・指導によって治癒・改善するという点も強調する。

第2に、虐待被害と犯罪・非行との関連性を捉え直して、虐待被害の事実を適切な教育の必要性と結びつけるという点である。すなわち、子どもの権利条約における成長発達権の保障や日本国憲法における幸福追求権の保障といった視点から眺めれば、「虐待被害による脳の発達の障がい」は、少年における「再非行のリスク」でなくて、「むしろ、当該少年の成長発達可能性を示すもの、そして、当該少年への適切な教育の必要性を根拠づけるものと」捉え直されなければならないというのである。

第3に、このような「虐待被害の捉え直し」が障がい者の権利条約の視点に立ってさらに展開されているという点である。すなわち、「虐待被害の捉え直し」とは、障がい者の権利条約第1条第2文に定められた「社会モデル」を基調とした視点に立てば、非行少年が適切な支援を受けられなかったことやむしろ学校や地域などから排除されてきたといった社会的な事情も重視するように要求するものであって、また、このような支援の欠如や排除の積み重ねは、「虐待被害による脳の発達の障がい」に対して医学的な評価に留まらない意味を与えるものと位置づけられている。そして、このような障がいを有する少年については、障がいが要因となって「暴力……を止めることが困難であった……場合、適法行為の期待可能性がないか、著しく低減しており、規範的責任論に拠る限り」、刑事責任の否定や軽減を認めなければならないというのである。

第4に、家庭裁判所における社会調査・少年審判のあり方や刑事裁判のあり方を障がい者の権利条約の視点から問うという点である。すなわち、「合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適切な措置をとることを義務付け」た障がい者の権利条約第5条に照らして、「虐待被害は、

……少年にどのような支援ないし排除がなされてきたのかと関連づけられ、実行行為についての刑事責任、少年の非行性、行為態様などの悪質性の評価に影響を与えるものとして重視されなければならない」という。そして、例えば、虐待被害による影響を「解明するために、司法機関が、医療機関だけでなく、教育や社会福祉に携わる諸機関とも連携を深める……取り組みこそ、障がい者の権利条約が締結国に求めている合理的配慮」であるというのである。

なお、本稿については、本書 58 頁《法学研究の動向・児童福祉分野② i)》および 66-67 頁《法学研究の動向・児童福祉分野④ ii)》も参照されたい。

(岩下雅充)

#### 4. 憲法・行政法分野

**【文献 21】野村武司「『要保護児童対策』における情報共有と個人情報保護」『都市と環境の公法学——磯部力先生古稀記念論文集——』（勁草書房、2016 年）335 - 355 頁**

子ども虐待への対応として、2004 年の児童福祉法改正で法定された要保護児童対策地域協議会（要対協）は、同協議会の構成メンバーにおける守秘義務を前提として情報共有を図ることを通じて子ども虐待の防止、早期発見を図るものであるが、共有される情報が個人情報でありセンシティブ情報であって、個人情報保護の原則によるべきことが正確に理解されていないことが要対協の機能障害をもたらしているというのが本論文の問題意識である。

本論文は、まず個人情報保護の原則につき、さいたま市個人情報保護条例を例に確認し、個人情報取扱事務「登録簿」の作成・公表、「個人情報保護審議会」の関与等を指摘した後、「要保護児童対策」における情報共有が個人情報の例外的取扱いに当たることを強調する。具体的には、(a) 子ども虐待の相談・通告につき、児童虐待防止法 7 条は「通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と定めるが、通告があった事実自体が通告者の特定につながりうるとして保護者への通告情報の告知を誤りであると指摘する。また、(b) 相談・通告後の家族・家庭の状況の把握は、多くの場合、実施機関内において本人の同意によらない目的外利用となるが、把握先が要対協とは必ずしも関わらない部署である場合は法令に基づく目的外利用ではなく他の要件による目的外利用として慎重な対応が求められる。これに対し、(c) 家族・家庭の状況の把握に際し、実施機関外に情報提供を求める場合には、本人同意のない本人外収集として位置づけられ、収集先が要対協のメンバーでない場合は、法令に基づく提供または収集関係にないことから、相手方機関の個人情報の取扱いも問題となり、情報提供が拒否されることもあるとして、相手方に対する丁寧な説明によって理解を求めるべきであるとする。また、自治体間の情報の提供関係の法令上の根拠としての児童虐待防止法 13 条の 3 の重要性が指摘される。

こうして要対協では情報が共有されるが、要対協の調整機関による個人情報管理とともに、各関係機関の側でも個人情報保護の原則によらねばならず、とりわけ要対協に参加する警察が持ち出しの許されない記録を会議中に全て筆記するといった取扱いが批判される。

以上、本論文においては情報交換を定める児童福祉法 25 条の 2 第 2 項と個人情報保護条例の関係を精緻に検討することによって、円滑な情報共有を可能にすべきであると説かれる。

**【文献 22】 横田光平「行政過程への司法関与」『同志社法学』 375 号（2015 年 6 月） 449 - 473 頁**

子ども虐待へのより積極的な国家介入とあわせて、介入の適正さを確保するための司法関与の導入が主張されるが、本論文は 2007 年児童虐待防止法改正で導入された臨検捜索における司法関与を中心に、司法関与のあり方につき行政法全体を視野に入れ、適宜ドイツ法をも参照しながら検討するものである。本論文は憲法上の住居不可侵及び人身の自由に焦点を当てるものであり、後者について児童福祉法 27 条の 3 に定める児童の自由制限の検討もなされているが、ここでは上記臨検捜索の検討を中心に紹介する。

児童虐待防止法 9 条の 3 に定める臨検捜索について考察するにあたっては、税務調査の立入に係る最大判昭和 47 年 11 月 22 日刑集 26 卷 9 号 554 頁（川崎民商事件）の理解が問題となる。同判決を刑事手続との関係を中心に理解するなら、児童虐待防止法 9 条の 3 の臨検捜索は刑事手続とは区別されるので判例から一步踏み出すものと位置づけられるが、同判決が指摘する直接的物理的な強制と同視しうるかという点を重視するなら、憲法 35 条の令状主義の当然の要請として位置づけられることとなる。本論文は、プライバシー侵害といった強制の具体的態様に着目すべきとして後者の立場をとる。

その上で本論文は、警察官職務執行法 6 条 1 項の立入につき司法関与の定めがない点につき、緊急性の観点からのみ説明するのではなく、ドイツ基本法 13 条の議論を参考に、捜索が認められない点に着目し、この観点から児童虐待防止法の臨検捜索との差異を説明する。

結局、児童虐待防止法 9 条の 3 の臨検捜索は、「捜索」というプライバシー侵害の態様に鑑みて憲法上の令状主義の要請であり、この点で警察官職務執行法 6 条 1 項の立入と区別されるのであり、後者の厳格な要件を無視して前者の令状主義の要請を潜脱することは許されず、両者の峻別が求められる。

2016 年の法改正により臨検捜索の手続が緩和されたが、より積極的な手続利用に向かう際に留意すべき点が本論文において指摘されているといえよう。

**【文献 23】 横田光平「司法機関が関与する行政過程」『法律時報』 87 卷 1 号（2015 年 1 月） 47 - 55 頁**

上記論文に対し、司法機関が関与する行政過程全般に視野を広げて行政法的考察を行う中で、児童虐待防止法 9 条の 3、警察官職務執行法 6 条 1 項、児童福祉法 27 条の 3、児童福祉法 28 条等について検討するのが本論文である。

本論文は、司法機関が関与する行政過程を（A）行政機関のイニシアティブによりつつ裁判所が直接私人に対して決定を下す場合、（B）行政機関の職権による手続に司法機関が関与する場合、（C）私人からの申請・届出に際し司法機関の判断を経た上で行政活動がなされる場合に 3 分した上で、それぞれの場合ごとに、（1）私人の法的地位の観点からどのような司法機関の関与である（べき）かを問うた上で、（2）（ $\alpha$ ）当該行政過程と分節された司法過程との関係、（ $\beta$ ）当該行政過程に関与する司法機関と行政機関との関係を問う。考察の中で注目すべき部分のみを以下紹介する。

まず（B）職権手続における司法機関の関与として、児童虐待防止法 9 条の 3、警察官職務執行法 6

条1項につき上記論文の考察をまとめた後、ドイツ法104条を参考に、警察による保護の時間制限を憲法上の要請とみて、一時保護委託を24時間以内に限定する警察実務を児童福祉法上明文化すべきと主張するとともに、児童福祉法27条の3に定める児童の自由制限につき、個室に一人で閉じ込めることは人身の自由の保障の観点から司法機関の関与を必要とする主張する。一方で児童福祉法28条が親権制限への司法関与であることが確認され、同法33条の一時保護の司法関与の検討が主張される。

次に(C)申請・届出手続における司法機関の関与としては、離婚後に非親権者となった親と児童福祉施設入所中の未成年者との面会交流に関する家事審判事例が検討される。

その上で(a)児童虐待防止法10条の6における臨検捜索に対する差止訴訟の排除、及び、28条審判を経た措置に対する取消訴訟の審理を限定する裁判例に対し、憲法上疑問であるとし、さらに(β)(B)28条審判など職権手続における司法機関の関与においては、司法機関の判断に行政機関は反することはできないとの判断が示される。

第7期からの同筆者の研究が、上記論文を経てより広い視野から展開され、研究の進展が窺われる。

**【文献24】横田光平「子ども法と警察」角松生史＝山本顯治＝小田中直樹編『現代国家と市民社会の構造転換と法 学際的アプローチ』（日本評論社、2016年）137－156頁**

児童虐待への警察の関わり方が問われているが、本論文は警察活動の変容を踏まえつつ、児童虐待・少年非行・いじめを素材に子どもに関わる法と警察の関係を問う。ここでは児童虐待に係る部分を紹介する。

本論文は、まず日本国憲法の下で権力濫用への反省から出発した警察が、生活の安全への積極的関わりを求められるようになってきた状況を確認した後、司法警察・行政警察と児童福祉法との視点の差異を指摘する。児童福祉法の視点として、子どもにとっての時間の重要性、すなわち「時機」と「継続」の重要性を挙げ、子どもと親の関係の重要性を導く。

その上で本論文は、2012年4月12日付けの通知を中心に、児童虐待における警察と児童福祉機関の連携のあり方を問う。

まず家庭への介入として、児童虐待への迅速な対応が求められるとしつつ、子どもと特定の他者との継続的な関係（愛着関係）＝親によって養育される権利の重要性を確認する。その上で、2012年通知において警察職員等の知見の活用が強調されている点につき、愛着関係への視点の重要性を指摘し、児童相談所の責任ある判断に警察が取って代わることがあってはならないとして、児童虐待防止法9条の3の臨検捜索によるべき場合に警察官職務執行法6条1項により立ち入った事例を批判的に考察する。その一方で本論文は、要保護児童対策地域協議会への少年警察の参加を積極的に評価する。

また、司法警察についても、2012年通知において刑事部と少年警察の連携が語られ、迅速な捜査体制の確立が求められている点につき、児童相談所との連携の課題に言及するとともに、司法警察における刑事手続保障の潜脱の問題点を指摘し、要保護児童対策地域協議会での情報共有との関係について慎重な検討を求める。

本論文は2012年通知を素材とするものではあるが、考察の基本的な枠組みは、児童虐待への警察



の関わりについてのその後の動向を検討する上でも参考となるだろう。

**【文献 25】** 横田光平「即時強制・仮の行政処分・事実行為の実施——参照領域としての子ども法——」  
宇賀克也=交告尚史編『小早川光郎先生古稀記念 現代行政法の構造と展開』（有斐閣、2016年）  
729 - 744 頁

本論文は、行政法学における「即時強制」概念の位置づけを問い直すものであるが、素材として児童福祉法 33 条の一時保護に関する 3 つの裁判例を取り上げて分析する。

3 つの裁判例においては一時保護を即時強制ではなく「狭義の行政処分」（＝行政行為）と理解した上で行政手続の規律のあり方が問われており、一時保護の暫定的性質を指摘する点は「仮の行政処分」としての理解を示すものであるが、その場合に一時保護決定と区別される事実行為の部分をどう理解するかが問題となる。この問題について、本論文はまず児童福祉法 27 条 1 項 3 号の措置の法的性質を検討し、同措置は、職権による行政行為とそれに基づく事実行為の実施であるとし、同措置をめぐる子どもと親の関係の両義性を直截に捉え、干渉とも給付とも単純に分類されえない行為として捉えるべきとの結論を導く。その上で、一時保護についても干渉とも給付とも分類されないとして、家庭裁判所の承認手続のない一時保護については行政手続法の適用に困難を生ずることから、行政行為として理解することが難しいと結論づける。他方で本論文は一時保護を即時強制と理解するにも留保が必要であるとする。

本論文は、一時保護を行政行為と理解する 3 裁判例の理論的誤りを明らかにするものであり、その論拠は 2017 年児童福祉法改正により 2 か月を超える一時保護に限って司法関与の仕組みが導入された後も引き続き妥当するものである。従来十分に解明されていなかった一時保護の法的理解を深める上で注目される。

なお本論文は、児童福祉法 27 条 1 項 2 号の指導措置についても同様に干渉とも給付とも分類されえないとの見解をも示しており、さらなる検討が期待される。

（横田光平）

## 5. 児童福祉分野

**【文献 26】** 滝川一廣他編『そだちの科学』27 号（日本評論社、2016 年 10 月）

2004 年以來の児童虐待関連の特集として「『子ども虐待』はなぜなくなるのか——子育て困難にどう対応するか——」を組み、「『虐待』という呼称そのものに対する疑義を表明し、『虐待』を『子育て困難』という視点から捉え」（編集後記、98 頁）る論稿を集めた。

滝川一廣「子どもを育てる難しさと子育ての失調」（2 - 8 頁）、小林隆児「『甘え』の世界からみた子育て困難——アタッチメント研究で捨象されてきたもの——」（15 - 19 頁）、杉山登志郎「診察室から見た子育て困難」（20 - 24 頁）ら、いずれも本誌の編集人をつとめる精神科医たちが、児童虐待を児童精神科の治療対象として捉える視点から、「子育て困難」「親子関係不調」といった児童虐待の概念変革を呼びかけている。

**【文献 27】** 石崎優子他大阪小児科医会被虐待児養育環境問題検討委員会「大阪府内における被虐待児の社会的入院の現状と課題」『日本医事新報』4826号（2016年10月）18－20頁

「児童虐待の通告件数が全国一多」い大阪で、「子どもを保護する施設が少なく保護すべき事例の数に対応できないこと、そしてそのしわ寄せとして子どもの『社会的入院』が増えていることを問題視した小児科医会における研究チームによる研究である。社会的入院の要因を「保護者の養育不足」の症例と「虐待の後遺症」の症例に分けて捉え、それぞれ「入院治療の必要性が低い児が病床を占めることによる入院治療が必要な患者の病床不足」と「24時間医療機器の音が鳴り響く病棟は、生活の場としては適切ではない」こと、「虐待行為により一旦重篤な後遺症を持つに至った児の退院先に関しては保護者は不適切」であるが、虐待の後遺症の医療的ケアは重度の児童を対象とする重症心身障害児施設しかないのが現状であり、これに対し「重症度が低い児の入れる新たな施設の開設」を求めている。

**【文献 28】** 根岸弓「児童虐待対応制度の評価指標の構築と経験的適用の国際比較からみる日本の制度的特徴」『社会福祉学』56巻3号（2015年12月）29－43頁

児童虐待に対応する制度に着目し、制度評価のための指標を構築することを目的とした研究である。保護の視点と当事者参加の視点を両極に据える、筆者による「児童虐待対策制度の構造分析モデル」を基盤として、当事者参加の程度を評価し、さらに、アメリカ、フランス、スウェーデンとの比較を行った。その結果、児童虐待に対応する日本の制度は、子どもと親の双方とも「参加」の機会が他国に比べて「かなり制限されている」状態であり「当事者非主体的制度」といえると指摘された。

**【文献 29】** 実方由佳「子ども虐待対応における『専門職間連携』の擬態化——実践家の『専門職間連携』認知を介在させた検証——」『社会福祉学』55巻2号（2014年9月）27－39頁

児童虐待への対応は、「子どもの未熟性ゆえに、そして子どもの権利侵害が疑われる行為者（養育者）の恣意を除外する意図故に」当事者が協議に加わらないことが多いという点に着目し、「援助システムがすり替わる可能性を含有する」危険性を指摘する。そして、「援助システムの存在意義となるクライアントを理解しようとする力動がなくても、複数の実践家が何らかの作業をし、何らかの関係性を持てば『専門職間連携』であるかのように錯覚する可能性がある」と、警鐘を鳴らしている。継続論文「子ども虐待対応における『専門職間連携』に関する地域間での“違い”——専門職の認知（物事の捉え方）を題材にした検証——」（『社会福祉学』55巻4号（2015年）30－42頁）、「子ども虐待対応のための個別ケース検討会議開催回数が専門職に与える影響」（『ソーシャルワーク学会誌』32号（2016年）13－24頁）において、同じ課題認識に立った検討を深めている。

**【文献 30】** 社会福祉法人恩賜財団愛育会「一時保護所における支援のあり方に関する研究（平成26年度児童福祉問題調査研究事業）」（2015年）

母子愛育会の研究班（和田一郎、山本恒雄、大久保牧子、鈴木勲、茂木健司、川松亮、森田展彰、大橋洋綱、山口玲子、阪東美智子、大崎元）では、2014年に、自治体・児童相談所の概要把握（研究1）と一時保護所退所後の児童について退所後の状態に影響を及ぼす要因を検討すること（研究2）をおこなった。

「研究1：一時保護所の支援のあり方に関する実態調査」は、全国の児童相談所を設置している69自治体（回収率68.1%）および全国の児童相談所207ヶ所（回収率 児童相談所の概要調査：85.5% 一時保護所退所後の児童の状態調査：86.9%）に調査書を配布して行った。「研究2：児童相談所一時保護所入所児童コーホート調査」は、2014年8月1日から31日の間で3日以上の一時保護を受けた児童を対象とし、保護3日目を「1回目」とし保護解除時を「2回目」としてデータを取り、分析した。設置基準をもたない児童相談所一時保護所について、全国的な概要把握がなされ、とくに「虐待を受けた子どもへのケア」の多さと困難さへの課題認識にたつて「よりよい一時保護所のために」として「大規模な予算が発生しないため、すぐ導入を検討すべき事項」から「職員のスキル向上のために」具体的な提言を行った点は非常に意味深い。

報告書は下記のとおり公開されている。2019年3月23日最終確認：

[www.boshiaiikukai.jp/img/hokoku-jido-26.pdf#search=%27E4%B8%80%E6%99%82%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%89%80%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%81%AE%E3%81%82%E3%82%8A%E6%96%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%A0%94%E7%A9%B6%27](http://www.boshiaiikukai.jp/img/hokoku-jido-26.pdf#search=%27E4%B8%80%E6%99%82%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%89%80%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%81%AE%E3%81%82%E3%82%8A%E6%96%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%A0%94%E7%A9%B6%27)

**【文献31】山本恒雄「介入型ソーシャルワークと司法関与」『子どもの虐待とネグレクト』16巻3号(2014年12月)256－262頁**

児童相談所による一時保護が、児童相談所の本来の姿である相談支援型ケースワークにそぐわない面をもつという指摘から、『子どもの虐待とネグレクト』誌における「司法関与と虐待」の特集が生まれ、児童虐待の対応に関しての児童相談所の権限集中の問題が議論された中の論文である。とくに緊急一時保護においては強権的な介入と支援的な関わりを児童相談所が担うという構造的困難を論じて、具体的な場面にたった提起がなされている。

**【文献32】鈴木浩之「子ども虐待に伴う不本意な一時保護を経験した保護者の『折り合い』のプロセスと構造——子ども虐待ソーシャルワークにおける『協働』関係の構築——」『社会福祉学』57巻2号(2016年8月)1－14頁**

職権一時保護等を経るなど相談動機が欠如した児童虐待事例を家族の再統合に向けて相談支援を行うことが至難であることへの課題認識に立ち、不本意な一時保護を経験した保護者と児童相談所の協働関係の構築プロセスとその構造を「実践者の立場からの考察」した成果である。「職権一時保護等の場面において、保護者と児相が対立的な関係になりながらも、いかに『子どもの安全』という目標を共有するのか」という問いに発して、職権一時保護を体験した被虐待児童の10家族20人を研究協力者としてインタビュー調査を行うという、旧来にない画期的な手法がとられている。データ分析の結果として創出されたコンセプトのなかで「折り合い」が核概念として提示された。また、「失う」「折り合い」「引き取る」という3つのステージに分類される6つのカテゴリー「見通し」「支えられる」「担当者との関係」「話し合いの場」「子どもへの思い」「期待」の要件を整えることがソーシャルワークの課題として示唆された。

**【文献 33】宮田顕一郎「ステップファミリーにおける身体的暴力による虐待死のリスク評価の視点」『研究紀要』32号（北海道中央児童相談所、2015年3月）51－77頁**

「就学前の児童が血縁関係のない父親の行為で死亡するリスクを推計したところ、実父の行為で死亡するリスクの60倍以上にのぼる」というデータを根拠としてステップファミリーに着目し、児童虐待傷害致死事件の裁判記録をもとに虐待死のリスクとなる一定の傾向を分析した。この結果として、同居から数か月の範囲での暴行で虐待死している事例が多く、発生する曜日や時間帯にも一定の傾向があり、不安定さや同調性がみられる夫婦関係や、子どもの発達状況や家庭内の開示状況にも一定傾向が認められた。

**【文献 34】藤間公太『代替養育の社会学 施設養護から＜脱家族化＞を問う』（晃洋書房、2017年）**

2013年以降に発表された学術論文を基にまとめられた社会学の学位論文を刊行した書籍である。家族社会学の研究手法論によりながら、家族社会学が従来とりあげてこなかった社会的養育の児童福祉施設に着目して検討された。児童自立支援施設に1年間にわたり訪問を重ね、児童や職員との関わりを踏まえた職員の聞き取り調査を行い、多くの言説から集団性と個別性の議論を整理したとともに、別の形態の児童自立支援施設への調査を重ね、集団性、個別性、家族性の3概念の関係性について再考した。その結果として、「集団は支援の個別性を捨象するものとして批判された。その結果、家庭性を支援に導入することが目指され、小規模化の推進がうたわれた」（145頁）と考えられる社会的養育の方向性に一つのアンチテーゼが提起されたことは意味深い。

**【文献 35】保坂亨「居所不明児童生徒の実態と学校教育」『子どもの虐待とネグレクト』17巻1号（2015年4月）28－33頁**

学校基本調査の扱いがずさんであり「不就学」枠の「1年以上居所不明児童生徒数」項目が有効に機能してこなかったこと、同統計が、厚生労働省による調査（「児童虐待防止法等にもとづく立入調査等の状況について」2004年）、警察庁による統計（警察庁生活安全局生活安全企画課による行方不明届書が出され警察の捜索の対象となった人数）と相互に関連していないことを指摘したうえで、「居所不明児童」への着目から厚生労働省が総務省、法務省、文部科学省、警察庁の協力を得て実施した調査（『居所実態が把握できない児童』に関する調査）2014年の結果をもとに、事件報道や補足調査で得られる情報を加味していくつかの類型に整理し、特に学齢児の居所不明児童については「さまざまな形態の不就学（無戸籍、未就籍の問題）とつながっている可能性」があり「学校教育としては、こうした新たな『不就学』問題、さらには『子どもの教育権保障』といった裾野の広い問題として捉えていく必要があるだろう」と問題提起している。

**【文献 36】山田不二子「消えた子ども問題の解決に向けた取り組み」『子どもの虐待とネグレクト』17巻1号（2015年4月）34－37頁**

小児科医で子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク理事長を務める筆者は、居所不明児童問題を社会制度上の工夫を施すことで解決可能・防止可能な問題として捉え、既存の要保護児童対策地域協議

会の活用とそこへの情報集約の徹底を、市区町村に対してマニュアル整備を求めつつ提案している。重ねて、要保護児童対策地域協議会において関係諸機関との連携のもとで調査を行ったうえでの所在不明児童については搜索対象事例とすることと共に、DV被害等による情報提供に配慮を要する事例に対応するために「中央官庁情報管理・突合システム」の構築、行方不明者届に基づく搜索と犯罪捜査の間に位置付く「所在不明児童搜索制度」の新設を提起している。

(田澤薫)

**【文献 37】川崎二三彦・増沢高編著『日本の児童虐待重大事件 2000 - 2010』(福村出版、2014 年)**

本著は、児童虐待防止法が制定された 2000 年から 2010 年までに大きく報道された 25 の重大事件をまとめている。それぞれの事件について、新聞記事、検証報告書、事件に関する文献や論文などから情報を収集して、5 つの視点①事件の概要、②家族の状況、③事件の経過、④事件へのコメント(事件に関する専門家等からのコメント)、⑤事件がもたらした影響から事件を整理し、虐待防止について分析を行っている。また、児童虐待対応の施策の動向等を踏まえて 4 つの年代(2000 年から 2004 年児童虐待防止法制定後の事件、2005 年から 2006 年児童虐待防止法第一次改正後の事件、2007 年から 2008 年児童虐待防止法第二次改正後の事件、2008 年から 2010 年平成 20 年児童福祉法改正後の事件)に分け、それぞれ第 1 章から第 4 章に、事件の発生時を基準に各事件をそれぞれの年代に分けて記述し、さらに重大事件に関連するいくつかのトピックも随所に加えて事件を考察している。各事例の家族状況について、原則として被虐待児の死亡時点でのジェノグラム(家族図)を添付し、その状況について詳細にわたり分析している。

虐待防止施策の観点から死亡事件の分析は必要であり、事件の検証を含め歴史的資料としての意義においても重要な文献である。虐待の重大事件が、その後の虐待についての政策等の制定や施行に影響を及ぼしていることを示しているところも本著の特徴であろう。

**【文献 38】安部計彦他『ネグレクトされた子どもへの支援 理解と対応のハンドブック』(明石書店、2016 年)**

本著は、子どもがネグレクトという不適切な養育を受けていることによる様々な影響と、その支援の難しさについて論述されている。特に、ネグレクト支援の構造的な課題について問いかける。構造的な問題を抱えている家庭への理解と対応について、第 1 部では理論編、第 2 部では実践編という形を取り、理論編ではネグレクトの諸相、ネグレクトのアセスメント、子どもへの影響と心理的治療・支援、海外における定義の変遷と発生率について記されている。実践編では、対象レベル、例えば予防レベルから要保護レベルまで、子どもの年齢別の支援、そして、各関係機関(市区町村・児童相談所・学校・児童養護施設・病院・保健師等)それぞれの支援のあり方について述べている。

貧困家庭とネグレクトの関係性は、様々な先行研究でも述べられているが、本著でもその点に関しての記述がみられる。さらに援助拒否や引きこもりなど親のうつ状態や社会的孤立もネグレクトと関係していることを指摘する。

本書は、ネグレクト対応に特化した内容を研究報告としてまとめたものであり、様々な対応方法と

ネグレクト予防に関する提案を行った著書といえよう。2016年の児童福祉法改正に伴い、市区町村でのすべての子どもに対する子育て支援の強化が行われるようになった。本著では子育てに不安や心配のある家庭への要保護児童対策地域協議会の活用と支援が求められるようになった状況下で、子ども虐待事例への在宅支援が求められるようになったこと、ネグレクト事例への支援の必要性が高まっていることを主張する。

**【文献 39】 宮島喬『外国人の子どもの教育 就学の現状と教育を受ける権利』（東京大学出版会、2014年）**

本書は、外国人の子どもあるいは外国籍にルーツを持つ子どもへの教育とは、その課題とは何かについて言及している。外国人の子どもたちが経験する共通の困難について、日本語を全く、またはほとんど使えず、日本の学校文化への馴染みもなく、教育の場に参加しなければならない子どもたちのストレス、不安、戸惑いなど、家庭支援の内容も含めて論じている。日本において、外国人の家族による虐待事件も近年起こっており、外国人の子どもたちが直面する困難さを多角的に理解することにより、本書から虐待防止の視点を学ぶことができる。移民受け入れの問題と多文化共生の課題、社会的不平等など、また家族関係に恵まれない子どもの問題、非正規雇用の保護者の長時間労働が子どもへのネグレクトを引き起こしていること、さらに、日本で育つ外国人の子どもの育ちの保障についても論じている。外国人労働者とその家族を多く受け入れる今後の日本の状況を踏まえ、確認しておきたい書といえよう。

(加藤洋子)

## 6. 医療・保健・心理分野

**【文献 40】 関東由加他「子ども性的虐待家庭の背景——事例文献研究より——」『子どもの虐待とネグレクト』18巻3号（2016年12月）344-352頁**

関東由加（2014）による研究「日本における性的虐待研究——事例文献からみる身体・行動・心理上の問題」（日本心理臨床学会第34回秋季大会抄録集 p.323）は、事例文献から性的虐待の影響として挙げられた内容を抽出し、性的虐待を受けた子どもが心理面、行動面、身体面でさまざまな症状を表出することを明らかにした。その2年後の研究【文献 40】では、性的虐待への対応にあたり、性的虐待家庭の実態を知ることは必要不可欠であるとして、虐待者や非加害親の反応や対応を分析することにより、性的虐待の早期発見と対応についての注意点を示唆している。本論考は、1945年から2012年3月までに発表された子どもへの性的虐待を扱った617件の文献のうち、雑誌、文学などを除いた481件を対象として分析している。分析結果では、「性的虐待を受け始めた年齢」では小学生が全体の55.2%を占め、次いで中学生の22.4%、就学前15.7%となっていた。「虐待を受けた期間」も「3年以上5年未満」が25.5%、「5年以上10年未満」は27.9%を占めていた。この数値からは、性的虐待が発見しづらいという点と長期化し易い傾向があることが読み取れる。「対応につながった開示先」では、医療機関が最も多く35.3%、福祉機関（児童相談所・福祉事務所等）14.0%、心理11.6%、学校11.2%、司法機関（警察、鑑別所等）11.2%となっている。「養育環境」でもDVの存在が指摘され

ており、虐待者からの非加害親へのDVが確認されている。また、「性的虐待に対する非加害親の反応」としては「事実を知らず黙認」が39.0%、「事実を否認し信用せず」が25.4%を占め、非加害親が被害を受けている子どもの状況に介入していない現状が明らかにされた。本研究の考察では、非加害親が子どもの性的虐待の事実を知っていても子どもを守るための行動がとれるものではないことを念頭に置いて支援を行う必要があることが示されている。対応につながった開示先については、小・中学生では「学校」、開示に至った経緯は「本人の告白」が最も多いと述べられており、教育機関の果たす役割の大きさについて言及している。

本著が示すように、事例や実態調査から虐待家族の特徴を明らかにすることは、虐待防止には不可欠であり、虐待の実態を丁寧に扱い分析することから、性的被害を受ける子どもを減少させる体制の整備に繋がっていくであろう。

性的虐待は、家族にとっても被害を受けている子どもにとっても非常に深刻な事態であり、それだけではなく他種類の虐待との重複と、DVが同時に起きていることが多い傾向についても常に着目しておく必要がある。

本研究では、虐待者から非加害親へのDVと性的虐待発生前の過去の養育環境でのDVの記載があった。暴力による支配と性的虐待の関係については、本研究の対象となった先行研究（事例文献）の中ではその例の記載が少なく、今回の論考では十分には考察されてはいなかったが、文献研究から性的虐待の家族特徴を把握するという本研究の方法は日本の性的虐待研究の中では稀であり、性的虐待に関する研究はさまざまな角度・視座からの分析が必要なことを本研究は問いかける形となった。

**【文献 41】 増井香名子他「婦人相談所一時保護からみる DV 被害者とその子どもの実態——社会的養護としての DV 被害母子の支援への視点——」『子どもの虐待とネグレクト』17 巻 3 号 (2016 年 2 月) 400-407 頁**

本論文は、婦人相談所に一時保護された被害者への質問紙調査から被害者本人の被害実態と支援ニーズ、被害者本人からみた同伴児童の被害状況と支援のニーズを明らかにして、DV 被害母子への支援の方向性と可能性を探ることを目的としている。分析対象の 94 名は 2012 年 6 月～2013 年 3 月に①大阪府女性相談センターにおいて DV 防止法に基づく一時保護（委託）中、②同伴する子どもがいる、③ DV 関係からの離脱の一定の意思を有しているという 3 つの要件をすべて満たし、調査協力依頼を承諾したものになる。同時期に一時保護になっていた同伴する子どもがいる被害者 167 人の 56.3%になる。本研究の結果として、「妊娠期の DV」は、調査した全体の 71.1%を占めており、母親のお腹に子どもがいる、いわゆる妊娠期からの DV 被害が多く存在していることが明らかになった。また、特記すべき点は「子どもの DV の目撃及び認知の有無」であり、本調査の子どもの 98.8%が家庭内 DV を目撃し、それを認知していた。子どもが認知していた暴力内容は「精神的暴力」「身体的暴力」「経済的暴力」「社会的暴力」であり、「性的暴力」についても子どもがその存在を目撃し、認知している結果が明らかになっている。DV の被害の状況（種類別暴力）では、「精神的暴力」100%、「身体的暴力」91.5%、「経済的暴力」76.6%、「社会的暴力」70.2%、「性的暴力」59.6%であり、すべての被害者が 2 種類以上の暴力を複合して受けており、5 種類すべての暴力被害を受けたと回答したもの

は46.8%であった。

加害者からの子どもに対する不適切な関わりや虐待は、すべての子ども166名のうち164名(98.8%)にのぼる。内訳は「心理的虐待」96.4%、「身体的虐待」51.2%、「ネグレクト」35.5%、「性的虐待」11.4%であり、そのうち3.7%の子どもが、すべての種類の虐待を重複して受けていた。

調査結果から、増井らは、婦人相談所の支援の対象はDV被害者のみならず、同伴される子どもも視野に入れた支援が必要であると主張する。またDV関係を離脱した後の被害者と子どもを身近な地域で支える包括的な支援が求められることにも言及している。

DVという暴力による支配は、中長期におよび易いこと、そして、そこから逃げ出すことが大人も子どもも含めて困難であること、虐待死につながる可能性が高いこと、そしてDV防止の教育が子ども期から十分に行われていない日本の現状など、それらを踏まえ、DV被害と子ども虐待が切り離せない問題であることを社会が再認識し、その対応について真剣に取り組む時期に来ていることを理解する必要があるのではないだろうか。

本論考は、被害者と子どもが新しい生活をスタートさせ、それを安定させること、精神的・肉体的な回復も求められ、様々な機関が連携して支援をする必要があることを指摘する。虐待の重大事件の背景の一つとして、DVが家族の中に発生していることが近年報告されている。そこに着目をしているのが本論文の特徴であろう。DVが関連している虐待に対して国がそれをあつてはならない重要な問題として捉え、その解決に本腰を入れ、政策や対策につなげることが喫緊の課題と思われる。本論考は、そのことの重要性に気付かせてくれる研究といえよう。

(加藤洋子)



資料 1 児童虐待関係通知（平成 26（2014）年 4 月～平成 29（2017）年 3 月

通知名	通知年月日	通知番号	概要
児童虐待防止対策支援事業の実施について	平成26年5月13日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0513第8号	児童相談所体制整備事業に市町村との連携強化事業が新設され、都道府県は児童相談所OBに加えて保健所OBを児童相談所に配置し、援助技術等の提供を行うため、年間を通じて市町村に派遣・巡回させ、市町村職員とチームを組んで家庭訪問や面接指導等に取り組むこととした。その他、都道府県の広報啓発等事業として、地域の関係機関・関係団体に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業を追加する。
児童相談所との連携の充実について（法務省事務連絡）	平成26年6月26日	法務省刑事課長	児童虐待事件について、捜査・公判を担当する検察官等に対し、刑事訴訟法47条ただし書きの趣旨を踏まえ、関係者の名譽・プライバシーや今後の捜査・公判への影響等を勘案した上、必要に応じ、児童相談所に対し、事案の概要や捜査・公判の経緯、不起訴処分理由や判決の要旨などの情報を提供するよう配慮を求め、事務連絡。なお、この情報提供にあたり、児童相談所に被疑者をはじめとする事件関係者やその他の第三者にこれらの情報を伝えることのないよう留意すること、児童相談所との協議・研修の場を設けるなどをして、児童虐待の実情や関係機関の役割等に関する知見を深め、児童相談所との連携の充実を図るよう配慮することを目指す。
児童虐待への対応における検察との連携の推進について	平成26年6月26日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知雇児総発0626第1号	児童虐待事件について、虐待対応の中核を担う児童相談所が関係機関と緊密な連携を図り、児童の安全確保を最優先に対応することが重要であるところから、児童虐待に関連した事件の捜査及び公判を担当する検察官等との情報共有や相互協力の連携体制を一層強化するため、個別事案における連携や平素の連携について定める通知。
居住実態が把握できない児童への対応について	平成27年3月16日	総務省 自治行政局住民制度課長、文部科学省初等中等教育局教育企画課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長連通通知総行任第33号、26初初企 第53号、雇児総発0316第1号	居住実態の把握できない児童については、これまで通知が发出され、取組方針が示されてきたが、今回、法務省入国管理局及び警察庁生活安全局との協議の上、副大臣等会議における関係省庁の申し合わせを踏まえ、居住実態が把握できない児童に関する市町村内及び市町村間の情報共有と連携のあり方等について具体的に留意すべき事項を整理し、この旨の周知及び遺漏のない対応を求め通知。
子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について	平成27年10月28日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知雇児総発1028第1号	子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接の実施を含め、調査や捜査の段階で、可能な限り、子どももか同じ内容の話を繰り返し聴取しないなど、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法を3機関で協議・実施する取組を試行的に実施することに関する通知。併せて、最高検察庁刑事部長からは「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」（平成27年10月28日付最高検刑第103号）が、警察庁からは「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」（平成27年10月28日付警察庁丁刑企発第69号ほか）が发出されたことを付記する。
諮問第101号	平成27年11月2日	法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 第1回会議配布資料	近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対応をするための罰則の整備を早急に行う必要があるため、意見を求める法務大臣諮問。

<p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて</p>	<p>平成28年3月31日</p>	<p>厚生労働省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知障害福祉0331第4号、厚生労働省児童家庭局家庭福祉課長通知雇児保発0331第1号、厚生労働省児童家庭局保育課長通知雇児保発0331第1号</p>	<p>里親の就労等により里親に委託されている児童の保育の必要性が生じた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親への委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親に委託されていることが、親に委託することを妨げないものとすること、児童を既に就労している里親も、同様の取り扱いがあること、同様の取扱いが、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合や里親及びファミリーホームに委託されている児童が、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は短期入所を受ける場合、母子生活支援施設入所児童が障害児通所支援を受ける場合等にも認められるとする通知。</p>
<p>児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について（通達）</p>	<p>平成28年4月1日</p>	<p>警察庁生活安全局少年課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事局刑事企画課長、捜査第一課長通達</p>	<p>警察職員による児童の安全確認の結果、児童虐待を受けたと思われると判断したにもかかわらず、その後児童虐待による重篤な被害が明らかにならなかった事実が見られた。このような事態の発生を防止、児童の安全確保をより確実なものとするため、警察において児童虐待が疑われる情報を知り、通告をすべきか否かの判断を行うに当たり、警察部内の情報のみならず、児童相談所、市町村等関係機関に対して関連情報の照会等を行ない、それにより得られた情報を含めて総合的に判断すること等が有効と考えられるところから、取組の強化を図ることを目的に、各都道府県警察にあっては、児童相談所、市町村等関係機関との一層緊密かつ適切な連携を図るとともに、1 確実な通告の実施 2 児童相談所等関係機関に対する事前照会の徹底 3 通告後の情報共有等、警察部内における的確な対応の徹底を求める通達。</p>
<p>児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について</p>	<p>平成28年4月1日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長雇児発0401第6号</p>	<p>警察庁より、「児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について」（平成28年4月1日付け警察庁丁少発第47号ほか）が発出され、警察が通告の要否を判断するに当たり、児童相談所、市区町村等関係機関に対して過去の対応状況等を確実に照会するよう通達されたことを踏まえて、警察からの照会等に適切に対応し、一層の連携強化を図るため、警察から児童相談所及び市区町村に対する照会への対応及び留意点を示す通知。</p>
<p>児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）</p>	<p>平成28年6月3日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0603第1号</p>	<p>平成28年児童福祉法等一部改正法が成立し、公布されたことから、その趣旨及び概要を示す通知。</p>
<p>児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の公布について（通知）</p>	<p>平成28年8月18日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0818第1号</p>	<p>児童福祉法等一部改正法の一部の施行に伴い、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）等及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）等について所定の改正を行う旨の通知であり、児童福祉司、スーパーバイザーの配置基準、経過措置等について解説する。</p>
<p>里親支援機関事業の実施について</p>	<p>平成28年9月1日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0901第6号</p>	<p>社会的養護体制において、里親制度の普及促進や里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、「里親支援機関事業実施要綱」が定められ、平成20年4月1日から実施されることになったので、その適正かつ、円滑な実施を求める通知。</p>
<p>児童家庭支援センターの設置運営等について</p>	<p>平成28年9月1日</p>	<p>厚生労働省児童家庭局長通知雇児発0901第5号</p>	<p>「児童家庭支援センター設置運営要綱」の一部を改正した旨の通知。</p>

児童相談所運営指針の改正について	平成28年9月29日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0929第1号	「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、改正法の一部が公布日に施行されていること及び同年10月1日施行の改正事項があることから、「児童相談所運営指針」の一部が改正されたので、改正の内容について了知し、児童相談所はじめ管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に対し周知を図るよう求める通知。
市町村児童家庭相談援助指針について	平成28年10月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発1031第2号	「市町村児童家庭相談援助指針」が作成されたので、この指針を踏まえつつ、地域の実情に応じて適正に児童家庭相談援助活動が実施されるよう、管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を求める通知
「市町村児童家庭相談援助指針」の改正について	平成28年10月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発1031第2号	平成28年の児童福祉法等一部改正法の施行に伴い、「市町村児童家庭相談援助指針」が改正されたことを受けて、都道府県に、改正の内容について、管内の市町村、関係機関及び関係団体等への周知を求める通知。市町村においては、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うため、改正後の同指針を踏まえ、適正な児童家庭相談援助の実施に努めるよう求める。
児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について	平成28年12月16日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知雇児発1216第1号	平成28年の児童福祉法等の一部改正法による改正後の児童虐待防止法13条の4において、地方公共団体の機関に加え、児童の医療、福祉又は教育に関する機関や児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料または情報の提供を求められたときは、これを提供することができるとされた。これを受けて、改正法に規定されていない民間事業者からの資料または情報の提供に係る考え方も含め、当該規定の趣旨等を示す通知。市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所においては、必要のある場合には、躊躇なく資料または情報の提供を依頼したり活用するよう求める。
児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について	平成29年3月7日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課虐待防止対策推進室事務連絡	「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」における議論の内容を踏まえ、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第193回国会に提出された旨の事務連絡。
「育児休業の対象となる『その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定めるところにより委託されている者』であることを証明する書類について」の一部改正について	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長、家庭福祉課長、職業家庭両立課長通知雇児総発0331第3号雇児福発0331第1号、雇児職発第0331第1号	育児休業の対象となる「その他これらに準ずる者」として、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」に養子縁組里親を追加する通知。
児童相談所運営指針について	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第45号	平成28年に児童福祉法等一部改正法が成立し、同29年4月1日に全面施行されることに伴う改正の内容の了知及び管内市町村、関係機関、関係団体への周知を求める通知。主な改正点として、児童福祉法の理念、養子縁組、市町村との関係、子育て世代包括支援センターとの連携、検証をあげる。
里親委託ガイドラインについて	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第38号	平成28年児童福祉法等一部改正法の施行に伴う里親委託ガイドラインの一部改正に関する通知。

里親制度の運営について	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第35号	里親制度の運営に関し留意すべき事項を、里親制度運営要綱として定め、了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努めるべき旨の通知。
里親支援事業の実施について	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第44号	里親支援等の業務を総合的に実施するため、「里親支援事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から実施することとされたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられることを求める通知。
「児童相談所を設置する市について」の一部改正について	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知雇児発0331第13号	地方分権改革推進要綱（平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定）第2の1の(1)の【保健所・児童相談所】を踏まえ、児童相談所設置市として政令で個別に定める際の考え方等について「児童相談所設置市への移行を希望する市」には特別区を含むものとし、国による政令指定の確認手続や移行に当たっての希望市や都道府県の留意点を示す通知。
「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）について	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第47号	「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）が新たに策定されたことを受けて、本指針（ガイドライン）を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に子ども家庭支援が実施されるよう、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を求める通知。
市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第49号	市区町村子ども家庭支援拠点の運営に関する基準及び設備について、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」を定め、平成29年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を求める通知。
児童相談所を設置する市について	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長雇児発0331第13号	地方分権改革推進要綱（平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定）第2の1の(1)の【保健所・児童相談所】を踏まえ、児童相談所設置市として政令で個別に定める際の考え方等について、取りまとめたので、その内容について御了知するとともに、都道府県に管内市町村に周知を求める通知。
地域小規模児童養護施設の設置運営について【一部改正】	平成29年3月31日	厚生省児童家庭局長通知雇児発0331第40号	地域小規模児童養護施設の設置基準の一部を改正した旨の通知。
平成28年改正 児童福祉法の施行に伴う情緒障害短期治療関係通知の取扱いについて	平成29年3月31日	厚生労働省児童家庭局長通知雇児発0331第41号	平成28年6月3日公布の児童福祉法等一部改正法により、「情緒障害短期治療関係通知」が「児童心理運搬施設」に名称を変更されたことに伴う、読替え措置に関する通知
「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸し付けについて」の一部改正について	平成29年3月31日	厚生労働省事務次官雇児発0331第13号	情緒障害短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームが、それぞれ、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）と名称変更されたこと等に伴って「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸し付けについて」の一部が改正された旨の通知。
養子縁組里親研修制度の運営について	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第37号	養子縁組里親研修制度運営に関し、実施主体、研修の趣旨、対象者、研修の実施方法、期間、養育実習、修了認定等の留意事項を定めた通知。

<p>「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について」の一部改正について</p>	<p>平成29年3月31日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第39号</p>	<p>「家庭における養育環境と同様の養育環境について、<b>「単に虐待等のない良好な生活基盤であるだけでなく、子どもの逆境的環境や離別・喪失による傷つきを回復するための生活基盤として、『家』という物理的環境のほか、一貫かつ継続した密な関係性を形成し養育能力がある特定の養育者との生活が共有できること等が必要であることから、養育者となる職員については人事異動が想定されていないことが望ましい。」旨の追加等がなされた旨の通知。</b></p>
<p>就学者自立生活援助事業の実施について</p>	<p>平成29年3月31日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第56号</p>	<p>平成28年度児童福祉法一部改正法により自立生活援助事業について、29歳の年度末まである大学等就学中の者を対象に追加したことから、20歳到達後22歳の年度末まで間における支援を引き続き受けよう「就学者自立生活援助事業実施要綱」定め、平成29年4月1日から実施することとしたのでそ適用範囲を定める通知。</p>
<p>「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」の一部改正について</p>	<p>平成29年3月31日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第43号</p>	<p>児童福祉法施行規則第5条の3第3号の厚生労働大臣が定める施設（特別区を含む。）が追加された等の旨の通知。</p>
<p>児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等の実施について</p>	<p>平成29年3月31日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長雇児発0331第16号</p>	<p>平成28年5月27日成立の改正児童福祉法改正を踏まえ、児童福祉司等に義務付けられた研修について、各自治体における研修等の実施に当たつての参考とするため、研修等の詳細について定め、研修等の適正かつ円滑な実施及び管内市町村に対して周知を求めるとの通知。</p>
<p>児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会等の制定について（通知）</p>	<p>平成29年3月31日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第2号</p>	<p>児童福祉法等一部改正法が平成29年4月1日に施行されることに伴い、児童福祉法13条3項5号の厚生労働大臣が定める講習会、児童福祉法13条8項の厚生労働大臣が定める基準、児童福祉法25条の2第8項の厚生労働大臣が定める基準及び児童福祉法施行規則6条11号の厚生労働大臣が定める講習会」が、同年4月1日から適用することとされていることから、十分に周知し、管内市町村等に對し、その周知徹底を求めるとの通知。改正法の施行に伴い義務化される児童福祉司等の研修等の詳細については、別途「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇用均等・児童家庭局長通知）において通知することとされた。</p>
<p>要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について</p>	<p>平成29年3月31日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第9号、母子保健課長通知雇児発0331第2号</p>	<p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」21条の10の5について、各地方自治体に、要支援児童等を早期に把握し、速やかに支援を開始するために保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築とより一層の連携に取り組むことを求め、都道府県には、管内の市町村や病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関への周知を求めるとの通知。</p>
<p>「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部改正について</p>	<p>平成29年3月31日</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第46号</p>	<p>「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部が改正され、各都道府県に、市町村長に対して周知につき配慮を求めるとの通知。</p>

社会的養護自立支援事業等の実施について	平成29年4月1日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇用児発0331第10号	平成28年児童福祉法改正により、里親等への委託や児童養護施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により解除された者のうち、自らのための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則20歳の年度末まで個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けられることができるよう「社会的養護自立支援事業実施要綱」が定められ、また、就職やアパート等の賃借大学へ進する際に支障が生じることのないよう「身元保証人確対策事業実施要綱」が定められ、2017年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を求めらるる通知。
産前産後母子生活支援事業（モデル事業）の実施について	平成29年4月2日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇用児発0331第11号	妊娠前から出産後の養育に支援が必要な妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦等への支援の強化を図るため、「産前・産後母子授養事業（モデル）実施要綱」を定め、2017年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を求めらるる通知。
「養育里親研修制度の運営について」の一部改正について	平成29年4月3日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇用児発0331第36号	平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」のうち、「認定時の研修」が「登録時の研修」と改正された旨の通知。
里親制度の運営について	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇用児発0331第35号	養子縁組里親の認定・登録の要件としての研修の受講、一時保護または施設入所中に18歳に到達した者を里親に委託できること、都道府県の業務として里親に関する普及啓発、里親からの相談対応、情報の提供、助言、研修その他の援助里子の養育計画の作成等を定める通知。
児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知雇児総発0331第10号	児童相談所と市町村が通告等により受理した「児童虐待」または「児童虐待が疑われる」ケースに関して、共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行う指標となる「共通リスクアセスメントツール」の運用について定めた旨の通知。
児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の公布について（通知）	平成29年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇用児発0331第1号	「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が2017年3月29日に、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成29年厚生労働省令第38号）が同年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行することとされたので、改正の内容を了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を求めらるる通知。

資料2 民法分野判例リスト

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1 H27.4.14	東京家裁 (審判)	平成27年 (家口) 5103号	親権停止申立事 件本案とする審 判前の保全処分	認容 (確定)	未成年者A(平成27年生)は、頻繁に嘔吐を繰り返すようになり、医師による診断の結果、手術が必要であると判断された。Aの親権者であるB及びCは、手術の必要性については理解しているものの、宗教上の理由から輸血に同意することができなかつた。B及びCは、無輸血手術のなかで、輸血の必要があった際に、親権を一時的にない状態であれば、輸血は致し方ない旨の意思を示したため、無輸血手術が可能な病院において、Aの手術を行うこととなった。Aの病気になる手術以外に根治方法はなく、診断確定時に可及的早期に手術を行わなければならない場合であり、手術を行うことで自然な哺乳と成長が可能になるのに対して、手術を行う場合は5パーセント未満である。親権者であるB及びCは、手術については同意しているが、手術に伴う輸血を拒否している。本件は、このような状況の下で、児童相談所長が、家庭裁判所に対して、B及びCの親権停止を申し立てるとともに、同事件を本案とする審判前の保全処分として、B及びCのAに対する親権者として、児童相談所長が、本人自身を職務代行者として選任することと、可及的速やかに手術を行う必要があるが、未成年者の生命の安全及び健全な発達を得るために、量出血の緊急の場合に備え、事前に輸血について同意を得ておく必要があるといえる。そうすると、輸血に同意しないことが宗教的信念などに基づくものであっても、未成年者の生命に危険を生じさせる可能性が極めて高く、親権者らによる親権の行使が困難又は不相当であることにより子孫の利益を害することが明らかであり、本件では保全の必要性も認められる。』とし、さらに「本件では親権者らの陳述を聴く時間的余裕もない」として、B及びCを審問することなく、B及びCのAに対する親権者としての職務執行を停止し、児童相談所長を職務代行者に選任した。	大塚正之・民商法雑誌153-2 p.338 神野礼者・月報司法書士549 p.47 小池泰・『家事法の理論・実務・判例1』(勁草書房、2017年) p.172	
2 ① H27.2.27	東京家裁 (審判)	平成26年 (家) 6771号	面接交渉審判事 件	認容 (抗告)	X男とY女は、平成19年に婚姻し、長男A(平成19年生)と二男B(平成22年生)をもうけたが、Y女は、X男から暴力等を受けたため、ABを連れて実家に戻り、それ以降、XとYは別居している(別居時のAの年齢:3歳、Bの年齢:1歳5ヶ月)。本件は、XがYに対して、ABとの面会交流として、①当面一年間は、第三者機関の援助を受けて月1回、1回4時間程度の面会交流、②2年目以降は、第三者機関の援助なしで宿泊付きの面会交流、③学校行事、保育園行事等への参加、④成長に関する情報の開示を求めたのが本件事件である。裁判所は、XがYを激しく非難する姿勢を維持する現状において、YにXとのやり取りを前提とする面会交流に対する協力を求めることが無理を強いるものであること、XとABとの面会交流を無理に実施すれば、ABがXとYの間に挟まれて苦しむことが容易に想像できること、YとXとのやり取りを前提とする面会交流(間接交流を含む)を実施することは、子の福祉に反する特別の事情があるとする一方で、Yが、Xに対して、定期的にABの近況を撮影した写真を送付することは、Yとのやりとりを前提とするものではないから、その限度において間接交流をさせるのが相当であるとして、YがXに対して4ヶ月に1回程度ABの近況を撮影した写真を送付しなければならぬと審判した。	判時2266 p.58	花元彩・新・判例解説Watch(法学セミナー増刊) 18 p.89
2 ② H27.6.12	東京高裁 (決定)	平成27年 (ワ) 608号	面接交渉審判に 対する抗告事件	変更 (確定)	抗告審は、YにXのABらへの手紙をABに渡す義務のみを課す(ABに返事を書くことを指導するなどの義務は課さない)こととするならば、Yに大きな負担を課すことにはならず、双方の交流を図ることにつながる可能性があるとして、原審の命じたABを撮影した写真の送付に加えて、XのABへの手紙をABに渡すことをYに命じるのが相当であるとして、原審判を変更し、①Yは、2か月に1回、Xが送付したABへの手紙をABに速やかにABに渡さなければならぬ、②Yは、Xに対し、4か月に1回、ABの近況を撮影した写真(ABの顔及び全身を写したものと各1枚)を送付しなければならぬと判示した。	判時2266 p.54	

3	H27.9.30 和歌山家裁 (審判)	平成27年 (家) 235号	親権停止審判取 消申立事件	認容 (確定)	<p>本件は、親権を停止された母Aが、未成年者Bの親権停止の審判の取消しを求めた事件である。Aは、平成2年にCと婚姻し、その間にB(三男)を含む8人の子をもうけた。平成25年、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長は、Aについて、B並びに三女、四女及び四男(以下、「子ら」)の親権停止の申立てをした。家庭裁判所は、平成25年、①Aには精神的疾患があり、自分自身のことには精一杯で、10年以上の間、家事や育児を十分に担うことができず、状態であったこと、②Aはセンター担当者から、当時同居していたDが二女に対して性的虐待をしていた旨の情報を伝えられたにもかかわらず、三女をDと同居させて寝させたり、一緒に入浴させるなどとして、Dによる三女、四女に対する性的虐待を招いたこと、③Dの子らに対する暴言暴力を容認し、猥褻として合理化する考え方を有していることなどから、Aの子らに対する親権をいづれも2年間停止することが相当であると判断した。Aは、親権停止の審判以降、Dとの連絡を絶っており、今後も一切の関係を持たない意向を示している。Aは、平成26年にEと再婚し、Eに扶養され、一定程度の家事をこなしており、EもAを支える意向を示している。平成25年に施設入所措置がとられたBは、施設及び学校で不適応を起し、平成26年以降は、A及びBの現在の生活状態やEの支援の状況に照らせば、AのBに対する親権停止を解除し、現在、生活している地域での支援につなげることが必要との判断を示している。このような状況を踏まえつつ、裁判所は、AのBに対する親権停止の審判の原因であった事実がなくなっただけであると認め、AのBに対する親権停止の審判を取り消した。</p>	判タ1427 p.248 判時2310 p.132 家判7 p.53	許末恵・民商法雑誌153・3 p.492
4 ①	千葉家裁 館山支部 (審判)	平成28年 (家口) 1001号	親権停止申立事件を本案とする審判前の保全処分	認容 (確定)	<p>本件は、親権者が軽度精神発達遅滞等の障害がある未成年者の特別支援学校の進学手続に協力しないことを理由に、児童相談所長が親権停止を求めた事件である。未成年者Cは、母から身体的虐待を受けていることが発覚し、乳児院に入所措置となった。両親がCの親権者を父Bと定めて離婚し、Cは児童養護施設に入所した。その後、Cは両親や親族との交流はほとんどない。Cは、小学校6年生の時から学校の特別支援学級に在籍し、現在は中学3年生となり、今後の進路を決める時期を迎えた。ところが、医師の診断によれば、Cは軽度精神発達遅滞等の障害があり、心理判定は9歳4か月程度となり、金銭管理意識が乏しく、道徳観も欠如している。Cの知的能力等に照らし、中学卒業後、直ちに就職することは適切ではなく、特別支援学校に進学すべき状況にあり、また、普通高校又は定時制高校に進学することは学業面で困難である。現在、Cは特別支援学校の入学許可候補者となっており、進学するために療育手帳の写し等の提出が必要とされている。しかし、Bは児童相談所に対して療育手帳の取得を拒否する旨を示した。その後、児童相談所はBに対して、再三にわたり連絡を試みたが、Bからの反応はなかった。家庭裁判所は、「……親権者が未成年者の特性等を十分に理解せず、その手続に協力しないため、未成年者が療育手帳を取得したり、特別支援学校に入学する機会を奪われたりする可能性があり、親権者による親権の行使が不適切であることにより、未成年者の利益を害することとは明らかである」とし、さらに、「未成年者が特別支援学校に入学するための諸手続は、平成28年X月未までには完了する必要があるから、保全の必要性も認められる」として、BのCに対する親権者としての職務執行を停止し、児童相談所長を職務代行者に選任した。</p>	判タ1433 p.247 家判9 p.115	古畑淳・季刊教育法197 p.134
4 ②	千葉家裁 館山支部 (審判)	平成28年 (家) 64号	親権停止申立事件	認容 (確定)	<p>本件は、親権者が軽度精神発達遅滞等の障害がある未成年者の特別支援学校の進学手続に協力しないことを理由に、児童相談所長が親権停止を求めた事件である。上記の千葉家裁館山支部審判平成28年3月17日は、本件を本案とする審判前の保全処分申立事件である。家庭裁判所は、「……本件は、親権者による親権の行使が不当であることにより子の利益を害する場合に当たり、親権者の親権を停止する必要がある」とし、さらに「これまでの経緯等に照らし、今後2年以内に親権停止の原因が消滅するとは認め難いこと、未成年者の生活状況等も考慮すれば、親権者の未成年者に対する親権停止の期間は2年間と定めるのが相当である」と判断した。</p>	判タ1433 p.250 家判9 p.119	古畑淳・季刊教育法197 p.134



5	H28.6.29 東京家裁 (審判)	平成28年 (家口) 5148号	親権停止申立事 件を本案とする 審判前の保全処 分	認容 (確定)	<p>本件は、親権者が重篤な心臓疾患を抱えている未成年者の手術に同意しているもの、その後、親権者が不適切であるため、児童相談所長が申し立てた親権停止審判を本案とする審判前の保全処分として、親権者の職務執行停止を求めた事件である。未成年者C(生後4か月)は生まれつき重篤な心臓疾患を抱えており、根治手術が必要であり、また外科的処置も必要とされている。現在、Cは心不全が進行しているため、主治医は、直ちに手術が必要であると診断している。Cの親権者であるABは、手術の必要性等について医師の説明を受けて、病院での治療に同意している。その後、ABはCを見舞う回数が少なく、おむつや洋服の補充を求められながらも直ちに対応しないこと、約束した医師との面談予定をキャンセルすることがあり、医師との約束時間より大幅に遅れて来院して説明を受けたことがあった。児童相談所長は、Cが必要としていた医療行為を速やかに実施するために児童相談所の積極的関与が必要であると判断し、Cを一時的保護した。ABは、二人とも平日は朝から夕方まで働いているため、平日は面会に行く時間が取れないと述べている。家庭裁判所は、「未成年者は……高度の専門性を有する病院において、直ちに治療及び手術を受ける必要があると認められる。そして、未成年者の現在の病状や今後予定される手術の内容に照らすと、未成年者の親権者としては、未成年者を頻繁に見舞うとともに、医療従事者と十分に意思疎通を図り、緊急かつ適切に対応する必要があると認められる」とし、さらに「親権者らのこれまでの対応や現在の生活状況等に照らすと、親権者らが現在の緊急事態に迅速かつ適切に対応できるといえるかどうかが疑問があるといわざるを得ない。そうすると、本件においては、本案審判認容の蓋然性及び保全の必要性が」として、ABのCに対する親権者としての職務執行を停止した。</p>	<p>神野礼寿・月報司 法書士549 p.47 久保野恵美子・私 法判例リマークス 57 p.64 白瑞・法学新報 125-9・10 p.137</p> <p>判時2333 p.107 判タ1438 p.250 家判10 p.100</p>	
6	H28.11.21 広島家裁 (審判)	平成28年 (家口) 1033号	親権停止申立事 件を本案とする 審判前の保全処 分	認容 (確定)	<p>本件は、児童相談所長が、親権者が子の就職手続に協力しないことを理由に申し立てた親権停止審判を本案とする審判前の保全処分として、親権者の職務執行停止・職務代行者選任を求めた事件である。未成年者Cは、幼少期に両親が離婚し、親権者である父Bに引き取られて養育された。その後、Cは父方の祖母と生活したが、高校1年の頃から再びBと一緒に暮らすようになった。Bは、Cの幼い頃からCに対して暴力を振るうことがあった。平成28年、当時高校3年生のCが自宅でBに対して高校卒業後に県外での就職を希望していることを伝えると、Bは急に激怒し、Cに激しい暴力を振るった。Cは自宅を飛び出し、約1か月におたの公園での野宿等を過ごした後に警察に保護され、自立援助ホームで生活するようになった。Cは、すでに県外の会社に内定し、来春の就職に向けて会社からパスポートの写しの提出と自動車免許の取得を求められた。さらに、今後、就職手続においてBの同意を求められたり、住居の賃貸借契約の締結等が必要となる可能性もある。しかし、Bは、児童相談所や弁護士等の連絡に対して、今後Cに一切関わらざるつもりはないと述べ、就職手続への協力を拒否した。また、Bは裁判所からの呼び出しに応じず、審判期日にも出頭していない。家庭裁判所は、親権者は「……未成年者に関し、合理的な理由もなく一切の関わりを拒否して就職に必要な手続への協力等も拒んでいるのであるから、『親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき』(民法第834条の2第1項)に該当し、本案の審判申立が認容される蓋然性が認められる」とし、さらに、「……パスポートについてはその写しを提出する期限が1か月以内と迫っており、そのほかについても就職を開始する来春までの4か月余りのうちに行う必要があることからすれば、保全の必要性も認められる」として、BのCに対する親権者の職務執行を停止し、弁護士Dを職務代行者に選任した。</p>	<p>古畑淳・季刊教育 法197 p.134 佐々木健・民商法 雑誌154-6 p.1313</p> <p>判時2351 p.54 判タ1445 p.250 家判11 p.103</p>	

資料3 刑事法分野判例リスト (第6期・第7期補遺)

【第6期】

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈等	備考
1 H22.12.21	宮崎地裁 (判決)	平成21年 (わ)283号	実母が生後11か月の長女を熱傷や頭部等の傷害により死亡させたという事案について、重刑上被告人に有利な事情を最大限考慮しても刑の執行を猶予しないとして懲役6年の実刑に処した事例 (裁判員裁判)	懲役6年	被告人が、自宅で、当時生後11か月の長女に対し、熱したアイロインをその両肩に押し当てて熱傷の傷害を負わせ、また、その翌日に、同肩に基骨を殴打するなどの暴行を加えて頭部打撲の傷害を負わせ、同傷害に基づく脳腫脹により死亡させたという傷害・傷害致死の事案について、被害者の死亡と被被告人の刑事責任には重いの結果、被告人に前科がないことや背景事情にそれなりに同情できるものがあること、被告人に前科がないこと、遺族の処罰感情や今後の更生の環境等、重刑上被告人に有利な事情を最大限考慮しても、本件が刑の執行を猶予すべき事案とは認められないとして、被告人を懲役6年に処した。	LEX/DBインターネット		11事件の原審
2 H23.1.21	福井地裁 (判決)	平成22年 (わ)1029号	繰り返し惨い虐待行為の末に実の娘(当時5歳)を死亡させたという事案について、行為の態様や被告人の後悔・反省の深さなどを酌んで懲役6年を言い渡した事例	懲役6年	被告人が、周囲から孤立し、唯一交際があった友人女性に嫌われたいという思いから、実の娘(当時5歳)に友人女性に対する態度を改めさせることが必要であるという思いに至り、同兄に繰り返し惨い虐待行為を行い、やがて、総重量約6.8キログラムになるリュックサック2個をその腹部及び背部に背負わせ、また、両足首や首にひもなどを巻いて柵に縛りつけ、さらに、口にガムテープを貼りタオル2枚を用いて顔全体を覆い、その上からガムテープを口や目に巻き付けた上で、そのまま放置したため、苦しみのあまり背部又は胸部を上記リュックサック又は金属製の柵に打ちつけることを同兄に余儀なくさせて、一連の暴行に起因する心臓挫傷により死亡させたという傷害致死の事案で、本件犯行が、通常、それ自体から直ちに死亡の結果を生じさせ得ると考えられる態様ではないことや、娘が死亡したのちの被告人の後悔と反省は特に深く顕著であることなど、酌むべき事情もあって、懲役10年の求刑に対し、懲役6年を言い渡した。	LEX/DBインターネット		
3 H23.2.10	奈良地裁 (判決)	平成22年 (わ)65号	5歳の長男に5か月以上にわたって適切な医療を受けさせず、医師にわたって適切な診療を受けさせず、わずかな飲食物を与えるのみで放置し、その結果、長男を栄養失調により死亡させたという保護責任者遺棄致死の事案。裁判所は、本件の犯行が虐待事件の一般的な構造に該当するということの意味で典型的な虐待の事案ともいえるのであって、犯行の動機や被告人の行動には合理性がなく理解が困難であるとはいえないことなどから、本件犯行が著しく損なわれていることとは異なるものと判断する能力や行動を制御する能力が著しく損なわれていることとは異なるものと認めて懲役9年6月を言い渡した。	懲役9年6月	被告人が、当時の夫と共謀の上、すでに従前から十分な食事を与えずやせ細っていた当時5歳の長男に対し、5か月以上の長期にわたって、医師による適切な診療を受けさせず、わずかな飲食物を与えるのみで放置し、その結果、長男を栄養失調により死亡させたという保護責任者遺棄致死の事案。裁判所は、本件の犯行が虐待事件の一般的な構造に該当するということの意味で典型的な虐待の事案ともいえるのであって、犯行の動機や被告人の行動には合理性がなく理解が困難であるとはいえないことなどから、本件犯行が著しく損なわれていることとは異なるものと判断する能力や行動を制御する能力が著しく損なわれていることとは異なるものと認めて懲役9年6月を言い渡した。	LEX/DBインターネット		4事件の共同犯事件

4	H23. 3. 3	奈良地裁 (判決)	平成22年 (わ)65号	5歳の長男に5か月以上にわたって適切な医療を受けさせず適切な食事を与えずに放置して死亡させた事例 (裁判員裁判)	懲役9年6月	被告人が、当時の妻と共謀の上、かねてから十分な食事を与えず衰弱していた長男(当時5歳)に対し、5か月以上の間、医師による適切な診療を受けさせず、わずかな飲食物を与えるのみで放置した結果、栄養失調により餓死させた保護責任者遺棄致死の事実で、被告人自身、妻に逆らうことが困難だったとしても、親として、養育義務を全く果たさず、むしろ主体的・能動的に虐待をしていたとして、懲役9年6月を言い渡した。	LEX/DBインターネット	3事件の共犯事件
5	H23. 3. 14	那覇地裁 平良支部 (判決)	平成22年 (わ)20号	養子である11歳の女児に対して、養親の立場を利用してわいせつな行為をした事例	懲役1年6月	被告人が、あらかも父親として子らに添い寝をしているように装って、養子である女児(当時11歳)が13歳未満であることを知りながら、就寝中の同人の着衣の内に手を差し入れ、同人の陰部を手指で触って弄ぶなどし、もって、13歳未満の女子に対してわいせつな行為をしたという強制わいせつの事実。裁判所は、本件の犯行が、養親の立場を悪用して、自力で逃れることもできず何の落ち度もない児童を悪用して、大胆かつ卑劣な犯行であるとともに犯行態様も悪質であると判断して、被告人に懲役1年6月の実刑を言い渡した。	LEX/DBインターネット	27事件の原審
6	H23. 3. 29	京都地裁 (判決)	平成22年 (わ)1568号	内縁の夫と共に加えた多数回の暴行により妻子(当時5歳)をいわゆる植物状態に陥れた事例	懲役5年6月	実子(当時5歳)の態度に立腹し、内縁関係にあった夫と共謀の上、同児の顔面等を平手及び拳で十数回殴打し、その足を払うなどして畳上に十数回転倒させ、さらにその身体を両手で持ち上げて畳上に1回投げ落とすなどの暴行を加えて、急性硬膜下血腫、脳浮腫、脳ヘルニア等に起因する全治不能の低酸素性虚血性脳症の傷害を負わせたとこの傷害の結果は極めて重大であり、また、百歩譲ってしつつけの「しつけ」としての行動という側面はもはや希薄で、理想的に行動しない幼児に対し怒りをぶつけただけという側面の強い行動が行われたというべきであり、被告人の刑事責任は相当に重く、相応の期間の服役が避けられないものと判断して、懲役5年6月を言い渡した。	LEX/DBインターネット	7事件の共犯事件
7	H23. 3. 29	京都地裁 (判決)	平成22年 (わ)1568号	内縁の妻と共に加えた多数回の暴行により実子(当時5歳)をいわゆる植物状態に陥れた事例	懲役7年	内縁関係にあった妻の妻子(当時5歳)の態度に立腹し、妻と共謀の上、同児の顔面等を平手及び拳で十数回殴打し、その足を払うなどして畳上に十数回転倒させ、さらにその身体を両手で持ち上げて畳上に1回投げ落とすなどの暴行を加えて、いわゆる植物状態に陥るほどの全治不能の低酸素性虚血性脳症を負わせたとこの傷害の事実について、同児の足を払って倒したり同児を被告人の顔付近の高さまで持ち上げて畳の上から前の畳の上に投げ落とすといった最も強度の暴行を最も多数回加えていたのは被告人なのであって、しかもその暴行はいづれもが判示傷害の原因となし得る非常な危険なものであるから、被告人の刑事責任は共犯者に比しても重いものと考えざるを得ず、また、厳しくしつつけるように妻から言われていたことは犯情に影響するものでないとして、懲役7年を言い渡した。	LEX/DBインターネット	6事件の共犯事件

8	H23. 4. 8	大阪高裁 (判決)	平成22年 (う)1187号	原判決における保護責任者遺棄致死の共謀の認定について何らの事実誤認もなく量刑不当もないとして、被告人の控訴を棄却した事例	控訴棄却 (懲役8年6 月)	内縁の夫との共謀による保護責任者遺棄致死及び死体遺棄の罪で懲役8年6月を言い渡された被告人が控訴したという事案について、暴力団のトップである夫の心理的強制的の下にあったような事情はなく、当時9歳の次女を継続的な保護を加える未だ制止もせずにかえって黙認あるいは同調し、不保護についても、衰弱した状態にあった次女を保護しないまま死亡に至らしめたためであり、類を見ない悲惨な虐待において被告人の果たした役割は重く、また、原審においては保護責任者遺棄致死の成否について自身の行為の責任を直視することをもせず争っていたのであるから、その量刑がほかの裁判例の場合と比較して均衡を失う程に重いわけではないものとして、原判決を維持した。	LEX/DBインターネット	第5期(第6報)21事件の控訴審
9	H23. 4. 14	宇都宮地裁大田原支部 (判決)	平成22年 (わ)1138号	虐待を理由として妻の連れ子(未成年)を保護していた児童相談所に侵入したことなどから、傷害並びに器物損壊及び建造物侵入の罪に問われた事例	懲役2年 保護観察付 執行猶予4 年	被告人が、妻の連れ子である当時12歳の被害児童の顔面を手拳で殴打するなどの暴行を加えたという傷害と、被害児童を保護していた児童相談所の非常口ドアのガラスを割って侵入したという器物損壊及び建造物侵入の事案について、児童相談所内に侵入した理由については、被告人による依頼で児童相談所に連れて行かれたという誤解を被害児童に与えたものと思っており、その誤解を解くために被害児童に会って伝えられたことなどという旨述べているものの、そのような理由であったとしても、虐待された児童の保護を任務とする児童相談所の施設にドアのガラスを割って侵入するという行為は絶対に許されるものではなく、厳しい非難を免れないものとして、被告人の刑事責任を決定して軽くみることにはできないものとして、判決した。	LEX/DBインターネット	
10	H23. 4. 18	横浜地裁 (判決)	平成21年 (わ)522号	断続的な暴行によって夫の連れ子に多発骨折の骨折の傷害を負わせた被告人に懲役4年の実刑を言い渡した事例	懲役4年	夫の連れ子である被害児童(当時9歳)に対して断続的に暴行を加え、全治9か月間を要する骨盤骨折の他に、同3か月を要する肋骨骨折や同数週間を要する鼻骨骨折等の傷害を負わせたという傷害の事案について、裁判所は、被害児童の診察結果及び医師の鑑定結果さらには被害児童の証言などから、被害児童の傷害が自衛行為ではなく被告人の犯行の結果であるという事実を認定した上で、犯情の悪質さなどを指摘して、被告人に懲役4年の実刑を言い渡した。	LEX/DBインターネット	
11	H23. 5. 26	福岡高裁 宮崎支部 (判決)	平成23年 (う)8号	1事件の事案について、被告人の人格傾向や考え方の偏りを斟酌できるものとして、懲役6年の原判決を破棄した上で懲役4年を言い渡した事例	破棄自判 (懲役4 年)	被告人が、当時生後11か月の長女に対し、熟したアイロンを押し当てて熱傷の傷害を負わせ、また、頭部等に暴行を加えて傷害を負わせて死亡させたという事案で下された有罪の判決に対し、被告人が控訴した。裁判所は、被告人の生い立ちが不遇であるばかりでなく、これが本件に大きな影響を及ぼしているという点もでき、被告人の人格傾向や考え方の偏りに囚われて本件を惹起したことについて、ひとり被告人を責めることは酷であるといわざるをえず、被告人の人格傾向や考え方の偏りは、被告人のために斟酌すべき相応の事情であるとし、懲役6年を言い渡した原判決を破棄し、懲役4年を言い渡した。	LEX/DBインターネット	1事件の控訴審

12	H23. 6. 28	大阪高裁 (判決)	平成22年 (う)1188号	保護責任者遺棄致死及び 死体遺棄の事案で下され た懲役12年の判決を維持 した事例	控訴棄却 (懲役12 年)	内縁の妻と共謀の上、妻の次女である被害児童(当時9歳)を虐待して衰弱死させた上で、その遺体を全裸にして共同墓地の土中に埋めて遺棄したという保護責任者遺棄致死及び死体遺棄の事案で下された懲役12年の判決に対し、被告人が控訴した。裁判所は、原判決について、虐待を加えていたことなどを判示して被告人の保護責任を明示し、保護の対象者が当時9歳の「幼年者」ないし「病者」に該当することを示し、また、行為が態様として、平成21年3月中旬ごろ以降、被害児童に医師の診察などの医療措置を受けさせず、わずかな飲食物を与えるのみで、玄関上間やベランダで寝具を用いずに就寝させるなどとしたという事実を摘示しており、保護責任者遺棄致死罪の「罪」となるべき事実」の記載として何ら不備な点はないものと認められた上で、目撃者の供述の信用性に対する判断や死因の認定に誤りはなく、また、被告人の不保護の態様は被害児童の人格を全く顧みない陰湿かつ悪質なものであって、犯行後の罪証隠滅・死体遺棄などの事実も併せて考えれば、原判決における量刑は是認できるものとして、控訴を棄却した。	LEX/DBイン ターネット	第5期(第6 報)22事件 の控訴審
13	H23. 6. 30	広島高裁 (判決)	平成22年 (う)1198号	法務教官である被告人が 特別公務員暴行陵虐罪の 成立を認めた原判決に対 して控訴したという事案 について、被告人を有罪 とした原判決に事実の誤 認はないなどと判示し て、控訴を棄却した事例	控訴棄却 (懲役10 月・執行猶 予3年)	少年院の首席専門官であった被告人が、被害少年に対して暴行及び陵辱・加虐の行為をしたという特別公務員暴行陵虐の事案。原審は、被告人が、本件当日、少年の頸部にシーツを巻き付けた上で、自分で頸部を絞め付けて死ぬよう申し向け、これを拒絶した少年には自死する旨書かれた文書を読み上げさせ、さらに、洗濯槽において、本件少年の面前でビニール袋を本件少年の顔面に近づけて、そこから発生している有毒な気体を吸えば死ぬると迫る旨を申し向けたなどの一連の行為について、このように行為は指導の目的があっても法務教官の職務上許されるものでなく、特別公務員暴行陵虐罪という暴行または陵虐行為に該当すると判示して、懲役10月・執行猶予3年に処した。これに対し、控訴審は、原審が認定した事実には誤認はないと判示して、控訴を棄却した。	裁判所HP	白鳥智彦・ 研修771 p. 25 井上宜裕・ 法字教査別 冊付録377 p. 37
14	H23. 9. 8	大阪地裁 (判決)	平成22年 (わ)2770号	生後約10ヶ月の長女に全 治約30日間を要する頭蓋 骨多発骨折及び脳腫瘍の 障害を負わせた事例	懲役3年 執行猶予5 年	長女(当時10か月)に対し、何らかの方法により同児の頭部に強度の圧力を与える暴行を加えて、頭蓋骨多発骨折及び脳腫瘍の障害を負わせたという傷害の事案について、被告人は暴行の事実を否認して犯人性を争った。裁判所は、長女の傷害の原因となった暴行を行う機会があったのは被告人以外にいないとした上で、首尾に無関心の夫や養育が思うようにはいかないストレスから、そのほけ口を被害者への暴行に向けたことは身勝手・悪質であり、その刑事責任は軽視できないといえ、愛情をもつて育てた努力の面もあるなどと判示して、被告人に懲役3年執行猶予5年を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット	

15	H23. 9. 22	横浜地裁 (判決)	平成23年 (わ)1145号	同居していた交際相手の男性が被告人の二女に対して傷害を追わせた際に、唯一の親権者である被告人がその犯行を容易にしたものとして、傷害幫助の罪に問われた事例	懲役1年2月	二女(当時3歳)の親権者である被告人は、公判分離前の共同被告人である同居男性のAが、2回の時間帯にわたり二女に対し、その顔面等を拳骨で殴り、背部、腹部等を蹴り、さらに、同人の面上胸、背部等にかみ付くなどの暴行を加え、よって、同人に加藤約3か月間を要する傷害を負わせた際に、Aが各時間帯における暴行を開始しようとするのを認識したのであるから、直ちに上記の各暴行を制止すべきであり、かつ、それが制止するに必要かつ合理的な理由を認め、各暴行を制止せず、それらが継続するのを放置し、また、逃れようとして二女の行動を制止し、Aによる上記の犯行を容易にしてこれを幫助したと認めて、傷害幫助の訴因で起訴された。裁判所は、Aに対する説得やAからの引き離し・退避等の措置を段階的にとるといった作為をすべき義務が被告人に認められるところ、そのような作為を行わず、Aが暴行を開始・継続するのを放置したところから、被告人の不作為はAによる傷害の犯行を容易にするものであって、よって傷害幫助罪に該当するものと認定した。	LEX/DBインターネット	
16	H23. 9. 29	水戸家裁 下妻支部 (決定)	平成23年 (少)1189号	14歳の女子少年に対するぐ犯保護事件において、少年を医療少年院に送致するものとし、その後は初等少年院に移送するものが相当である旨の処遇勸告を付した事例	医療少年院 送致	14歳の女子少年は、母に包丁を突き付けるといった触法(脅迫)事件により児童相談所に通告され、観護措置の決定とその後の保護観察とされたが、その後一時保護委託された児童養護施設における暴行や、自宅に戻ってからの母に対する継続的な暴行などにより、幼児的な自己中心性が残っている少年については、今後も自己の感情を自制できずに暴行などに及ぶおそれが高いこと、精神科を受診し、適切な自己中心性が認められ、情緒や社会性の発達がかなり遅れ、幼児的な自己中心性が残っている少年については、現段階において少年を引き取ることに否定的であることなどから、少年を医療少年院に送致して、精神的な治療を行いつつ、情緒の安定を図り、基本的な生活習慣や基礎学力を身に付けさせることとし、また、医療措置を終えた後には、初等少年院に移送して義務教育に相当する教育を受けさせて社会適応に必要な能力を身に付けさせることも必要であるため、その旨の処遇勸告を付し、併せて、保護観察所長に対して仮退院後の社会内処遇を円滑に行うための環境調整命令を発した。	家裁月報 64-5 p.113	

17	H23. 10. 12	東京地裁 立川支部 (判決)	平成23年 (わ)640号	2歳に満たない長男に対し 多数回殴るなどの暴行を 加えたほか、食べ物を 口に押し込むなどの重大 な過失により低酸素脳症 等の傷害を負わせて死亡 させた事例	懲役3年	被告人が、生後約1年8か月ないし約1年11か月の時期にあった長男Aに 対し、自宅において、2回にわたり、その背部を平手や棒状の物で多数 回殴るなどの暴行を加え、あるいは、その後頭部を平手で殴る暴行を加 えて、その顔面を前面の壁に衝突させ、それぞれ、全治約1か月間を要 する背部打撲、加療約1週間を要する前額部打撲の傷害を負わせ、さら に、知人宅において、その顔面を殴るなどの暴行を加え、この頃に虐待 の通告を受けた児童相談所はAの身体状況から虐待を認定するには至ら ず、他の措置をとらなかつたところ、後日、当時2歳のAに対し、自宅 において、食パンを与える際に口の中にパン片を連続して押し込むなど した重大な過失により、低酸素脳症等の傷害を負わせ、その約18日後に 搬送先の病院で死亡させたという暴行・傷害・重過失致死の事実。裁判 所は、被告人がその感情に流されるまま軽率・危険な行為に及びAを死 たさせたことも考慮すれば、強い非難を免れないが、育児の当時強いら れていることも考慮すれば、適切な相談手がいないという状況において、 トレスを抱えていたものと同様に認められるところ、たびたび相談を 受けていた被告人の夫は何らの措置を講じず、その意味で責任の一端 にもあるのに加え、出産直後の保健所や病院の対応にも全く問題がな かっただけとはいえないことから、被告人にもいささかの同情すべき点 がないわけではなく、さらに、被告人も反省の態度を示していることも 勘案すれば、被告人に懲役3年の実刑を言い渡すのが相当と判示した。	LEX/DBイン ターネット
18	H23. 10. 26	広島地裁 (判決)	平成22年 (わ)930号	夫と共謀して長女に暴行 したことによる傷害とそ の後の夫による暴行を直 接の原因とした長女の死 亡との間に因果関係を肯 定して、被告人に傷害致 死の罪を認めた事例	懲役6年6月	被告人が、夫と共謀の上、長女(当時2歳8か月)の顔面を平手で数回叩 き、頭をげん骨で多数回殴り、あおむけ状態の同人に馬乗りになつて、 その胸を両手で強く押さえつけて呼吸運動を困難にするなどの暴行を加え、 びまん性脳腫脹その他の傷害を長女に負わせ(第1暴行)、その後、夫 が、被告人との共謀に基づかず、湯を入れたプラスチック製の衣装 ケースに長女を無理矢理沈めたりして呼吸運動を妨げたために、一気 に増悪したびまん性脳腫脹により長女が急性窒息死に至らしめた(第2 暴行)という事実について、裁判所は、第1暴行による傷害も放置して いれば被害者を死に至らしめる程度の傷害であつて、第1暴行がなけれ ば第2暴行だけで死に至ることはないから、第1暴行と死亡との間には 因果関係があるものと判断し、被告人における傷害致死の罪の成立を認 めた。	LEX/DBイン ターネット
19	H23. 11. 25	岡山地裁 (判決)	平成23年 (わ)279号	長女を不法に逮捕・監禁 し、低体温症により死亡 させた行為について、逮 捕・監禁致死を認めて懲役3 年6月を言い渡した事例 (裁判員裁判)	懲役3年6月	以前から食べ物の万引きや盗み食いを繰り返していた長女B(当時 16歳)に対し、それらをやめさせる目的などから顔面を手で殴るなどの 暴行を加えるなどしていた被告人が、全裸のBの両手首及び両足首をど まぬらした状態でBを不法に逮捕し、そのままBを浴室内に立たせたま ま脱出することを著しく困難にし、もつてBを不法に監禁し、よつて低 体温症によりBを死亡させたという事実について、裁判所は、このよう な状況の下で逮捕・監禁行為から被害者が低体温症になつて死亡するこ とは通常起こりうるものと判断し、逮捕・監禁の行為と被害者の死亡と の間に因果関係を認め、逮捕・監禁致死の罪により懲役3年6月を言い渡 した。	LEX/DBイン ターネット

20	H23. 11. 30	広島地裁 (判決)	平成23年 (わ)118号	内妻の子を暴行によって 失血死させた事例 (裁判員裁判)	懲役9年	被告人が、その自宅において、布団の上に寝ていた内妻の連れ子A(当時2歳1か月)に対し、その腹部を足で蹴りつけ、背中を足で蹴る暴行を加え、肝臓滅の傷害を負わせてAを失血死させたという傷害致死の事案。裁判所は、被告人が黙ってAの腹部を踏んでしまったなどの不合理な弁解に終始しており、事件について反省していないことや、このような被告人の弁解を受けてAの実父が一層厳しい処罰感情を明らかにしていることなどから、被告人に懲役9年を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット		第7期5事件 の原審
21	H23. 12. 6	大阪地裁 (判決)	平成23年 (わ)1747号	共謀の相手方が長男をポリ リ袋に入れた上で臍出で きなくして窒息死させた 事 例	懲役4年	同居するAと共謀の上、Aにおいて、被告人の長男であるB(当時3歳)の両手と両足をそれぞれビニールテープで縛り、Bをポリ袋に入れてその口を縛り、その上からBの胴体や足付近をガムテープで巻いてポリ袋から脱出できなくして、その結果として、Bを酸素欠乏により窒息死させたという逮捕監禁致死の事案について、裁判所は、被告人の逮捕監禁の故意が認められるとはいえ、Aがここで容赦なくBを緊縛して監禁するものとは考えず、また、実際に逮捕監禁の実行行為を行ったのはAであり、被告人の責任はAの責任と比べて軽いものとして、懲役5年の求刑に対して被告人を懲役4年に処した。	LEX/DBイン ターネット		
22	H23. 12. 16	大阪高裁 (判決)	平成23年 (う)551号	内妻の長女である被害者 を強姦したという公訴事 実について、被害者の証 言の信用性にかかる疑問 などから無罪を言い渡し た原判決に対し、姦淫の 際に被告人がなした脅迫 は被害者の反抗を抑圧す る程度のものであったも のと認め、破棄し、被告 人を懲役10年とした事例	破棄自判 (懲役10 年)	内妻の長女である被害者(当時16歳)が被告人から長期間にわたって虐待を受けたため被告人を怒らせれば暴力を加えられかねない極度に恐怖していることなどに乗じて、4回にわたって被害者を脅迫して強姦したという強姦の事案について、原判決は、被告人を極度に恐怖していた旨の証言部分の信用性や、被告人の発言のため抵抗することが困難な状態に陥った旨の証言部分の信用性に対し、これに疑問があるものと判断して、無罪を言い渡した。検察官がこれら点における事実誤認を理由として控訴した。裁判所は、被害申告の状況からしても被害者が虚偽の事実を申告しているとは考え難い上に、被害体験に関するその後の供述も捜査・公判を通じて一貫していること、また、被害者の肉親に対する強度の暴力に及んでいた被告人の当時の行動を目的にさせられており、自らに対する身体的虐待はもとより、自らへの暴言や家族に対する強度の暴力を見せつけられた心理的虐待も受けていたというべきであるから、被告人を怒らせたら自分も強度の暴力を振るわれるかもしれないうと思つて被告人を極度に恐怖していたという被害者の証言や、被告人が暴力団関係者であつて右翼の幹部と親密であることなどを半ば信じていたといつた被害者の証言は、いづれも信用できること、さらには、実質的な父親として振る舞つていた被告人から逃げ出して生活するのは被害者の年齢ゆえに困難であつたことなど、以上の諸点を踏まえれば、被告人が性交を拒絶する被害者に対し脅迫して執拗に性交に迫るよう迫つたとき被害者について、これに怖くなり反抗が著しく困難な状態となつてやむを得ず性交に応じたという認定も十分にできるものとして、原判決を破棄し、被告人に懲役10年を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット		



23	H24. 1. 19	富山地裁 (判決)	平成23年 (わ)100 号・113 号・131号	強制わいせつの公訴事実につき、被害者が告訴能力を有していたことには相当な疑問が残るものとして公訴棄却を言い渡した事例	懲役13年・ 懲役4年・ [公訴事実 の一部は公 訴棄却]	同棲していた被告人A及びBにつき、Aによる傷害1件、準強姦2件及び強制わいせつ2件、並びに、Bによる準強姦2件及び強制わいせつ2件 対しわいせつな行為をしたと認めたこと、Cが検察官調書の作成時において10歳11か月とまだ幼い年齢であったことや、そもそもCは告訴の意味をよく理解できていないせいで捜査機関が祖母に働きかけて告訴状を作成したという事実もあつたことなどに照らせば、Cが告訴能力を有していたことには相当な疑問が残るため、Cによる有効な告訴があつたものとは認め難いと判断し、公訴棄却を言い渡したが、Bの妻子Dを被害者とする他の公訴事実については有罪として、A及びBにそれぞれ懲役13年と懲役4年を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット		第7期6事件 の原審
24	H24. 1. 25	横濱地裁 (判決)	平成23年 (わ)723号	夫婦であるA及びBの両名が、生後約10か月の長男を段ボール箱等の覆いの中に閉じ込めたまま外出して窒息させた事例	懲役3年・ 懲役2年6月	夫婦であるA及びBの両名が、共謀の上、段ボール箱を2枚重ねにして片側を開けたものの中に長男(生後約10か月)を頭から入れ、その段ボール箱と同児の下半身を覆うように毛布及び布団を順次被せて、さらに、同児の足側の布団の端に缶入りのケースを置いた上で外出して、自宅近くで数時間にわたって同児をそのまま放置し、その間に、同児が上記の覆いから脱出することを著しく困難にして不法に監禁したのと共に、上記の覆いの中において同児を酸素欠乏による窒息の状態に陥らせて死亡させたという事実。裁判所は、両名の量刑について、犯行の結果は極めて重大とした上で、共謀した両名のうちのAが脱衣所に隠かして放置することを提案したことに端を発し、放置の態様にも工夫を加え、その工夫もすべてAが考案出したものであり、Bは、Aの言葉を信じ、あるいはその意向に従わざるを得ない心境に追い込まれ、Aに対し従属的な面があつたものと認め、Aを懲役3年の実刑、Bを懲役2年6月の実刑にそれぞれ処した。	LEX/DBイン ターネット		
25	H24. 2. 13	大阪地裁 (判決)	平成21年 (わ)5641 号・1700 号・2268 号・2386号	2件のタクシー強盗(強盗殺人・強盗殺人未遂)及び強盗・強盗未遂などを犯した被告人に対し、求刑どおり無期懲役に処した事例	無期懲役	タクシーを狙った強盗殺人及び強盗殺人未遂やその他の複数の強盗などを犯したのとして無期懲役を求刑された被告人に対し、裁判所は、それぞれがその犯罪事実を認定した上で、幼少期の虐待を原因とした解離性障害である多重人格障害に罹患している被告人がその影響による心神喪失の状態の下で上記の強盗に及んだという主張については、これを排斥して、被告人に無期懲役を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット		
26	H24. 2. 15	横濱地裁 小田原支 部 (判決)	平成23年 (わ)73号	交際相手の男児の後頭部を打ち付けるなどの暴行を加えて脳挫傷等による死亡の結果を招来した被告人が懲役10年の刑を科された事例	懲役10年	被告人が、交際相手の息子A(当時1歳9か月)に対し、同人の後頭部を打ち付けけるなどの暴行を加えて頭蓋骨骨折を伴う脳挫傷等の傷害を負わせ死亡させたという傷害致死の事実について、裁判所は、被告人の暴行によってAが死因となる傷害を負ったものでないという被告人の主張を排斥して傷害致死の事実を認定した上で、被告人が監護責任を怠っていたわけでもなく、育児ストレスが高じて虐待に発展したような同僚の余地のある児童虐待事案とは全く性質を異にするものであつて、動機に酌量の余地は皆無であることなどから、被告人に懲役10年を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット		

27	H24. 2. 21	福岡高裁 那覇支部 (判決)	平成23年 (う)32号	強制わいせつの事案につき、被害者の女児は大人の関係者の意向に迎合して被害申告を真意した可能性があると認め、原判決を破棄し無罪を言い渡した事例	破棄自判 (無罪)	被告人が養子である女児(当時11歳)にわいせつな行為をしたという強制わいせつの事案について、原審が有罪判決を下したのに対して、被告人が控訴し、女児の供述の信用性が控訴審において争われた。裁判所は、供述内容と客観的事実との整合性、供述内容の具体性や合理性、虚偽の変遷の有無及びその理由といった問題がある場合に、虚偽の供述を肯定すべきではなく、むしろ供述の信用性を疑うべきであるところ、女児の供述には理由のない変遷が存在すること、具体性に乏しく不合理的な点もみられること、女児本人の他の生活場面に於ける行動とも整合しないことなど、種々の問題があり、これらを考慮すれば、女児の当該供述は事実に基づかない可能性が高く、むしろ、一時保護や告訴にあり、さらに虚偽の供述をなす動機は直ちに見出され得ないもの、子細に検討すれば供述の信用性を十分に高めるものではないため、総合して供述の信用性に疑問があると判断して、原判決を破棄し、被告人に無罪を言い渡した。	判時2175 p. 106		5事件の控訴審
28	H24. 2. 28	さいたま 地裁 (判決)	平成23年 (わ)11716号	5歳の実子に生存に必要な保護をしなかった保護責任者遺棄および暴行の事案について、犯行に至る経緯や不保護の態様の悪質さ等を考慮して被告人を実刑に処した事例	懲役3年6月	離婚して唯一の親権者となった被告人(男性)が、実子である当時5歳の被害者に十分な食事を与えず、低栄養状態に陥っていたのに、被告人の弟と共謀の上、被害者に対し適切な医療措置を受けさせざるべき必要な保護をしなかったという暴行の事案。並びに、同時期に被告人と弟が、被害者に対する食事の回数減らし、被告人が家にいない間は被害者を部屋に閉じこめたり、被害者を劣悪な生活状態に置いた結果、被害者は低栄養状態となりやせ衰えていたのに、被害者の世話が面倒であるという考えや自分の楽しみを優先させようとする気持ちから、なおも被害者の世話は従前どおり弟に任せきりにし、被害者を病院に連れて行くこともなかったこと、また、被告人らの不保護により衰弱していた被害者に対し執拗な暴行を加えたものであることなど、本件の実行に至る経緯に酌量の余地がない点や不保護の態様が悪質である点に加え、自らの犯した罪と真摯な向き合っているとは認めたい点も考慮すれば、被告人の刑事責任は重く、刑の執行を猶予することができないと判断して、被告人を懲役3年6月に処した。	裁判所HP		
29	H24. 2. 29	東京地裁 立川支部 (判決)	平成21年 (わ)11259号	長女(当時5歳)の左右の上腕を掴んで上半身を前後に多回数強く揺さぶる暴行により長女を死亡させたという事案について、日ごろの長女に対する虐待の延長線上のものであって刑事責任は重いとして、被告人を懲役6年に処した事例 (裁判員裁判)	懲役6年	被告人は、長女(当時5歳)を留守番させて外出しようとしたところ、長女が留守番を嫌がり、聞き分けのない態度に出られたため、長女を力づくで言い聞かせようと考え、片膝をついて長女と向かい合っただ上、長女に対して、両手でその左右の上腕を掴んで上半身を前後に多回数強く揺さぶる暴行を加え、よって、長女に急性硬膜下血腫の傷害を負わせ、脳ヘルニアにより死亡させたという傷害致死の事案。裁判所は、虐待の態様について、頭などを平手や定規で叩くなどの身体的なものにとどまらず、被害者を子供部屋のテールプールの前に正座させてほとんどの一日中塗り絵をさせたり、食事の時間をタイマーで計って制限するなど、過剰ともいえる対応があり、まさに日頃の被害者に対する接し方を如実に表すものであり、死に至らざるはほのぼのの激しい揺さぶりが被害者を傷つける目的でなされたものとはいえないことも考慮しても、なお被告人の刑事責任は重いとして、被告人を懲役6年に処した。	LEX/DBインターネット		

30	H24. 3. 7	名古屋家裁 (決定)	平成24年 (少ハ) 40003号	保護観察中の19歳の少年による事件について、少年に知的な制約が大きいことや、養父・実母による虐待を受けた体験の影響から情緒的に不安定な状態を呈していること、外傷後ストレス障害の疑いもあるものと診断された少年を医療少年院に送致した事例	医療少年院 送致	裁判所は、保護観察に付する決定を受けて保護観察に付された後、更生保護施設に居住しながら農作業等に従事していた少年について、施設職員による指導等に不満を募らせ、施設を無断で抜け出して行方不明となり、マンカ喫茶で無銭飲食をすなるため、保護観察所長から、更生保護法50条1号及び同4号所定の一般遵守事項及び「施設を決まりを守ること」との特別遵守事項を守るよう警告を受けたにもかかわらず、その後も施設からの無断外出や無銭飲食等を繰り返したにもかかわらず、その遵守事項違反の程度は重く、保護観察によつては本人の改善及び更生を遂げることはできないものと認められるところ、少年には知的な制約が大きいこと、養父や実母からの虐待を受けた体験の影響から情緒的に不安定であり、外傷後ストレス障害の疑いと診断され、現在も精神科医師の治療を受けていることなどを考慮すれば、まずは医療少年院に収容し、精神障害に対する医療措置を講じ、医療措置終了後に中等少年院に移送するのが相당한事案として、その旨の処遇勧告を付すとともに、早急に適切な帰先を確保するための環境調整命令を発した。	家裁月報 64-8 p. 98	菅原由香・ 季刊教育法 175 p. 105	
31	H24. 3. 8	福岡地裁 (判決)	平成23年 (ワ)1153号	妻の連れ子を暴行により死亡させた事案について、日常的に虐待を繰り返していたわけではないことを認めつつ重い刑を科すべき事案であるとして懲役6ヶ月を言い渡した事例 (裁判員裁判)	懲役6年6月	妻の連れ子であるA(当時2歳)に対し、仕事・経済面や家族関係などの日頃のストレスから些細な点に難癖をつけ、Aの顔面を平手で多数回たたき、髪の毛をつかんで頭部を前後に揺さぶるなどの暴行をたびたび加え、一連の暴行に起因した多臓器不全によりAを死亡させたという傷害致死の事案。裁判所は、本件の犯行が自己のストレスをAにぶつけた結果と評価すべきものであり、わずか2歳4か月の幼児に対して2日間わたつたような断続的な強い暴行を加えており、日常的に虐待を続ける中で犯したような事件ではないが、親が幼い子に暴力を振るつたという傷害致死の事案の中では重い部類の刑を科すべきであつて、被告人の妻らの養育態度等も本件の背景にあることを考慮しても、相当に重い刑を科すべきと判示した。	LEX/DBインターネット		
32	H24. 3. 8	名古屋地裁 (判決)	平成23年 (ワ)2438号	実子を蹴りつけるなどして死亡させた事案について、犯行は短絡的であつて、しつこく言い渡さないとして懲役8年6ヶ月を言い渡した事例 (裁判員裁判)	懲役8年6月	被告人が、内縁関係にあつた女性の実子である被害者(14歳)の胸部を数回蹴るなどの暴行を加え、前胸部等打撲に基づく急性循環不全により死亡させたという傷害致死の事案。裁判所は、被告人が児童相談所等の関係機関から度重なる指導を受け、また行動を慎むべき執行猶予期間中にあつたにもかかわらず、自衛することのないまま本件を犯したものであり、被告人なりに被害者の父親でありつづけるという思いがあつたとしても、理不尽に被害者を蹴りつけるという短絡的な犯行であつて、しつこく言い渡さないといふと判示し、懲役8年6ヶ月を言い渡した。	LEX/DBインターネット		

33	H24. 3. 16	大阪地裁 (判決)	平成23年 (わ)398号	3歳と1歳の美子を自宅マ ンションの一室に放置し て脱水を伴う飢餓により 死亡させた事案によい て、被害児童らを室内か ら出られないようにした ことや長期間にわたって 何らの措置を講じずに放 置したことから、被告人 められたこととして、被告 人を懲役30年に処した事 例(裁判員裁判)	懲役30年	被害児童ら(当時3歳及び1歳)の世話をする者は他におらず、被害児童ら が被告人の育児放棄によって慢性的な低栄養状態になっていたという状 況で、水道設備がなく、冷蔵庫も空の状態、夏にもかかわらずクー ラーも効いておらず、ゴミと糞尿の散乱した極めて不衛生な自宅リビング に被害児童らを置いて、リビングの扉に粘着テープを貼り付けて被害 児童らが出てこられないようにして立ち去り、それ以後、被害児童らに 食事を与えるための手立てをとらないまま約50日間も帰宅せず自宅リ ビング内に被害児童らを放置した結果、裁判所は、上記のように立ち去 る行為がそれ自身が、室内から被害児童らを出られないようにすること により死亡させたという事実、裁判所は、上記のように立ち去る 行為が生命に危険が生じている被害児童らを死亡させた可能性が高い危 険な行為であるものと認識して立ち去ったのであり、その後も、その危 険が日々高まっていくことを承知しながら放置したのであるから、これ が一連の作為及び不作為について被告人に刑法上の殺意があるものと判 示し、殺人罪の成立を認めた。量刑については裁判所は、何らの罪もない のに極度に過酷な心身の苦痛を受けた末に被害児童らの命を奪ったとい う結果が誠に重大であり、本件の量刑を決するに当たって、以上のよう な犯行態様の残酷さや結果の重大性を何よりも重視すべきであると述べ た上、児童虐待に対する公的制度等がより手厚く整えられ、本件の 影響も顕著であり、子供らの父親や父方の祖母の処罰感情にも極め て厳しいものがあること認め、さらに、被告人が子供らの遺体を発見した 後にもなお男性と会って遊興するなどの不謹慎な行動に及んでいて、児 童虐待が増加の一途を辿る中で、被告人自身に幼少期からの育児放棄があつた 可能性は被告人に有利な事情として大きく考慮できるものではないが、本 件の犯行に至るままでの育児期間で孤立感を感じ、疲れた心身を癒す場を 他に見出せなかつたことなどは斟酌でき、被告人を懲役30年に処した。	裁判所HP	第7期22事 件の原審
34	H24. 3. 21	大阪地裁 (判決)	平成22年 (わ)1844号	被告人両名が1歳8か月の 三女に対し暴行を加えて 死亡させた事案につい て、行為責任の重大性が ら法定刑の上限に近い刑 が相当であるとして、被 告人にそれぞれ懲役15年 に処した事例 (裁判員裁判)	懲役15年・ 懲役15年	被告人両名が、その三女(当時1歳8か月)に対し顔面を平手で強打するな どの暴行を加え、その結果、急性硬膜下血腫に基づく脳腫脹により死亡 させたという傷害致死の事案。裁判所は、凶器の使用もなく1回手で叩 いただけのものではないえ、三女はすでに育児放棄に等しい不保護 の状態にあつたものと認められ、これを原因とする発育不良・低体重状 態にあつた三女に対し、急性硬膜下血腫が生じるほどの勢いをもって右 手でその頭部を構蔽りに叩いて床に打ち付けさせたというのであつて、 行為の態様は甚だ危険かつ悪質で結果も重大であるから、厳しい罰を科 すべきであり、また、同種事犯等の量刑傾向といった要素をすべて把握す るに難い上、量刑を決めるに当たって考慮した要素と本件事案との比較 を正確にすることは困難であるから、本件判断の妥当性の検証や本件との比較 以上に厳しい罰を科することが児童虐待を防止するための近時の法改正や 社会情勢に適合すると考えられることから、傷害致死罪に定められた懲 定期刑の上限に近い刑が相当であると判断して、被告人両名をそれぞれ懲 役15年に処した(求刑はそれぞれ懲役10年であつた)。	刑集68-6 p. 954掲載	第7期26事 件の原審

35	H24. 3. 28	福岡地裁 (判決)	平成23年 (わ)1727号	福岡市こども未来局こども総合相談センターの係長が、児童養護施設入所措置の更新に係る審判を執行裁判所に求める発覚を免れるため、行使の目的を偽造して行使した事例	懲役2年 執行猶予3年	被告人が、児童に係る施設入所措置期間に関する審判を家庭裁判所に求める申立てを懈怠したことが発覚しないように、同審判がなされたことと装うことを企て、行使の目的で家事審判官A名義の審判書原本の写しを偽造した上、これをあたかも真正に成立したものに装って提出して役所職員としての職務で得た知識や経験を悪用して審判書原本の写しを偽造したものであって、悪質であり、その手口は巧妙で、法的・社会的に高度の重要性を有する審判書の社会的信頼を害した結果も軽視できないと判示し、執行猶予を付した有罪判決を下した。	LEX/DBインターネット		
36	H24. 3. 29	大阪地裁 (判決)	平成23年 (わ)4631号	妻と一緒に加えた暴行により子を死亡させた事案について、子に対する妻の執拗な叱責や暴行に誘発された暴行であること(裁判員裁判)	懲役7年	被告人が、妻のBとともに、Bの連れ子で児童養護施設で育てられていたC(当時7歳)に対し日頃から継続的に身体的虐待を加えていたところ、ある日、Bと共謀の上、Cを突き飛ばして後方に転倒させ、また、Cを高い位置から布団又は畳の上に放り投げるなど、連続して激しい暴行を加え、よってCを死亡させたという傷害致死の事案。裁判所は、被告人の責任が重く刑の相当長期間の服役が必要であるとす一方で、一連の虐待行為はすべて妻の執拗な叱責や暴行から始まっており、被告人の暴行はこれに誘発された面があることなどを考慮して、被告人を懲役7年に処した。	LEX/DBインターネット		第7期事件 の共犯事件

## 【第7期】

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈等	備考
1 H24. 4. 25	大阪地裁 (判決)	平成23年 (わ)4631号	第6期36事件の事案について、夫と一緒に加えた暴行により子を死亡させた事案について、子の死因となつた夫の暴行は被告人との共謀に基づいた事例(裁判員裁判)	懲役8年	被告人が、夫のAと共謀の上、被告人の子であるC(当時7歳)に対し、代わる代わるその身体を多数回殴りつけ、さらに、被告人が、Cを突き飛ばして後方に転倒させ、その後頭部付近を布団又は畳に打ち付け、Aが、Cの身体を持ち上げた上、布団の上に放り投げてCの頭部等を布団に打ち付けるなどした暴行により、翌日、上記傷害による脳幹部出血等により死亡させたという事案について、Aの放り投げ行為は、被告人らによる一連の暴行の中で、同じ動機に基づいて行われたものであり、被告人にとって予想外のものではあったとはいふことはできず、被告人とAの間で通じあつた意思内容と全く異なる暴行であつたことにより、被告人は傷害致死の責任を負うとし、懲役8年を言い渡した。	LEX/DBインターネット		第6期36事件 の共犯事件

2	H24. 5. 24	千葉地裁 (判決)	平成23年 (わ)11342号	長男(当時2歳)と二女(当時5歳)に適切な医療措置を受けさせず、長男を死亡させた二女を栄養失調に陥らせた事例 (裁判員裁判)	懲役7年	夫と共謀の上、自宅において、長男(当時2歳)及び二女(当時5歳)が低栄養により衰弱して瘦せ細り、泣き声も出せなくなるような状態になったため、適切な医療措置を受けさせざる責任があったにもかかわらず、虐待の通報などを恐れ、適切な医療措置を受けさせず、長男を飢餓により死亡させた。二女も入院加療36日間を要する栄養失調に陥らせたという保護責任者遺棄致死・保護責任者遺棄致傷の事実について、被害の結果は誠に重大であることや、犯行態様は極めて悪質で動機も身勝手であるが、被告人が不適切な養育を行い始めたことには夫の独自の考えの影響があったものと認められ、また、被告人は働かぬ夫に代わって深夜長時間稼働しており、特に被告人の精神的、肉体的負担は相当程度大きかったものであって、このような経緯・事情は一定程度斟酌できることなどを考慮し、被告人に懲役7年を言い渡した。	LEX/DBインターネット	15事件の共犯事件
3	H24. 6. 13	東京地裁 立川支部 (判決)	平成23年 (わ)447号	内妻の子(当時2歳)を腹部に對する暴行により死亡させた事案について、被告人を懲役5年に処した事例 (裁判員裁判)	懲役5年	被告人が、内縁の妻の連れ子である当時2歳の被害者に対し腹部を強くたたき暴行を加え、外傷性十二指腸穿孔による化膿性腹膜炎により死亡させた事案において、被告人の暴行と被害者の外傷性十二指腸穿孔との間に因果関係があることは既に認定できたとした上で、被告人が本件に至るまで保育士としてまじめに稼働し、被害者の面倒を見てきたこと、被告人に今まで前科前歴がないことなど、被告人に有利な事情を最大限考慮しても、懲役6年という求刑を大きく下げたほどの事情は見いだせないとして、被告人を懲役5年に処した。	裁判所HP	
4	H24. 6. 21	大津地裁 (判決)	平成23年 (わ)415号	祖母らに對する殺人・殺人未遂の事案について、被告人の被虐待経験と、いっただ不幸な生い立ちや解離性障害のり患なども考慮合わせ、被告人を懲役26年に処した事例 (裁判員裁判)	懲役26年	被告人は、金銭を無心するために祖母宅を訪れたところ、祖母の内縁の夫から非難されたことで腹を立て、同人を殺害し、さらに警察に通報されることを防ぐために祖母を殺害しようとしたが重傷を負わせたものの殺害には至らなかったという殺人、殺人未遂、窃盗の事案において、動機は身勝手であること、被害者らを鋭利な包丁で多数突き刺したもので、強固な殺意に基づく、危険で悪質な犯行であること、内縁の夫は死亡し、祖母は重傷を負ったという結果は重大であること、前刑の終了後3か月弱で犯行に及んでおり再犯可能性があることなどを考慮し、被告人が事件後間もなくうちに警察になした早期の通報が結果的に祖母の救命につながったこととみられること、被告人には虐待を受けるなどの不幸な生い立ちがあること、解離性障害等の障害を有することなど、有利な事情ないし酌むべき事情も考え合わせ、被告人に懲役26年を言い渡した。	LEX/DBインターネット	
5	H24. 7. 3	広島高裁 (判決)	平成24年 (う)5号	虐待したとの自白のみに基づいて有罪を認定したという訴訟手続の法令違反は原審に認められないとして、被告人による控訴を棄却した事例	控訴棄却 (懲役9年)	内妻の連れ子であったAの腹部を足で踏み付け、背中を足で蹴る暴行を加え、肝臓滅に基づく失血により死亡させたという傷害致死の事実について、第一審が懲役9年を言い渡し、被告人が控訴した。本判決は、被告人が認つてAを踏んでしまったのではなくAに暴行を加える認識・認容を有していたという原判決の認定について、被告人の自認供述や本件犯行再犯のほか、本件前後の被告人の行動状況、Aの傷害の状況、被告人とAとの関係等に関わる関係の証拠を提示し、相応に考慮に入れているのが明らかであるものとして、原判決が刑事訴訟法319条2項の補強法則の規定に違反したとの主張を容れず、控訴を棄却した。	LEX/DBインターネット	第6期20事件の控訴審

6	H24. 7. 3	名古屋 高裁 金沢支 部 (判決)	平成24年 (う)119号	被害者(告訴の当時は10歳 11か月)について告訴の効 力を認め、被害者の告訴 能力を否定して公訴を棄 却した原裁判を破棄し、 事件を原裁判所に差し戻 した事例	破棄差戻し	被害者Cに対する強制わいせつの事実についてCによる告訴の無効を認め公訴棄却を言い渡した原審の判決に対して、検察官が控訴し、告訴の効力が控訴審において争われた。裁判所は、親告罪における告訴を有効とするために告訴能力を有する者による必要があるという前提の下で、告訴は、犯罪被害にあって事実を捜査機関に申告して、犯人の処罰を求め、犯罪被害を理理解し、これを申告して犯人の処罰を求める意思を形成する能力があれば足りると解するのが相当であるところ、本件で自己の犯罪被害事実を理理解し、これを申告して犯人の処罰を求め、被害者Cは、当時10歳11か月の小学5年生であり、普通の学業成績を上げる知的能力を有した被害者が、被害状況を具体的に申告した上で、その犯人と被告人を特定してその処罰を求める意思を申告していたのであるから、告訴能力としてこれを備えているというべきであると判示し、原裁判を破棄し、事件を原審に差し戻した。	裁判所HP	飯島泰・警 察字編集 65-11 p. 175 三谷真貴 子・研修 773 p. 17 石山宏樹・ ジュリスト 臨増1453 p. 179 黒澤睦・刑 事法ジャー ナル35 p. 177 佐藤美樹・ 新判例解説 Watch(法学 セミナー増 刊)12 p. 169 恩田祐将・ 創価法学 43-1 p. 145	第6期(第7 報)報告書 主要判例解 説【判例 1】
7	H24. 7. 3	名古屋 高裁 金沢支 部 (判決)	平成23年 (う)25号	生後約1年の長女を両親が 車内に放置して熱中症に より死亡させた事例	控訴棄却 (懲役4 年・懲役4 年)	夫婦である被告人両名が、パチンコ遊技をしようとした際、自動車に乗せていた生後約1年の長女が眠っていたことから、共謀の上、同自動車 をパチンコ店の駐車場に駐車させ、エンジンを停止させ、窓を全て閉め 切り、ドアを施錠し、チャイルドシートに固定して放置したままパチン コ遊技を続けたため、高温となった同自動車内において長女を熱中症に より死亡させたという保護責任者遺棄致死の事実について、第1審がそ れぞれに懲役4年を言い渡したのに対する控訴があったところ、裁判所 は、原判決の重刑が重すぎで不当とはいえないとして、被告人両名の それぞれの控訴をいずれも棄却した。	LEX/DBイン ターネット		
8	H24. 7. 4	広島高裁 岡山支部 (判決)	平成24年 (う)39号	養女に対しての準強姦・ 準強姦わいせつの事実を 否定する被告人がなした 控訴に対し、被告人が抗 拒不能の状態に乗り行為 に及んでいたものと認定 して、控訴を棄却した事 例	控訴棄却 (懲役10 年)	原判決は、被告人が、同居していた自己の養女であるAに対し、暴行等 を繰り返して、Aが被告人に対し恐怖心から抗拒不能な状態に陥っている ことに乗じてAを姦淫するなどとしたという事実を認定し、被告人を懲役 10年に処したところ、被告人は、Aと性交しておらず、また、Aは抗 拒不能の状態にはなかつたなどとして控訴した。裁判所は、Aが小学校 6年のときから27歳に至るまでの長期にわたって性的関係を繰り返して きたことを認められた上で、中学校に通っていた頃のAに対して被告人が暴 行したり友人との交際を制限したりしていたことや、当時のAがリスト カットを繰り返していたことなどを踏まえ、Aが「抵抗しても被告人か ら暴力を受け、結局性交等に応じさせられるため、抵抗できないう状態 になった」旨のAの供述は自然で合理的であるから、異常な性的関係が 長期間継続した理由として、被告人が抗拒不能の状態に乗り行為に及ん でいたという事実を認め、控訴を棄却した。	LEX/DBイン ターネット		

9	H24. 7. 10	大分地裁 (判決)	平成23年 (わ)340号	被告人が養育している4歳児の頭部に熱湯をかけるなどの暴行を加え、これを死亡させた事例 (裁判員裁判)	懲役9年	当時4歳の被害児童の母である被告人が、被害者に対し頭部に熱湯をかけるなどの暴行を加えて死亡させたという傷害致死の事案。裁判所は、育児等によるストレスが高じ、内縁の夫のサポートも十分に受けられず、孤立した精神状態の中で生じたものであって、被害者を疎ましく思う気持ちのみから引き起こされたものではないといえ、この点が本件の量刑に大きな影響を与えうるものではないとして、被告人を懲役9年に処した。	LEX/DBインターネット		
10	H24. 7. 13	東京地裁 (判決)	平成23年 (合わ)183号	被告人が複数回にわたって頭部等に打撃を加えるなどの暴行を加えて、養育していた幼児を死亡させた事例 (裁判員裁判)	懲役9年	被告人が、里親として養育していたAに対し、複数回にわたって頭部等に打撃を加えるなどの暴行を加え、Aに急性脳腫脹等の傷害を負わせて死亡させたという傷害致死の事案について、被告人は被害者が階段から転落したように偽装するため、死亡又は瀕死の状態にあった被害者を寝室から地下階段に移動させたのであり、犯人が被告人であることに疑いはないものと断じて、懲役9年を言い渡した。	LEX/DBインターネット		
11	H24. 7. 17	さいたま地裁 (判決)	平成23年 (わ)1721号	重度の身体障害者である長男のリハビリの際に、あえて転落させ、さらに暴行を加えて長男を死亡させたという行為について、被告人を懲役2年の実刑に処した事例 (裁判員裁判)	懲役2年	被告人が、重度の身体障害者を持つ長男のリハビリの際に、長男の背後から両脇を両手で抱えて同人を持ち上げる立位保持の姿勢から、その両手を放せば同人が崩れ落ちるかもしれないことを認識しながら、あえてそ及びでん部を放して同人を尻から畳の上に崩れ落させ、さらに、その右脇を加えて死亡させたという傷害致死の事案について、暴行該当性及び故意を認めた上で、被告人が父親としての愛情をもつて障害児である長男を養育してきており、上記暴行の際のリハビリも養育の一環である点を十分考慮してもなお、被告人の刑事責任は相応に重く、本件は実刑をもつて臨むほかならないとして、酌量減軽を加えつつ被告人を懲役2年に処した。	裁判所HP		
12	H24. 7. 26	大分地裁 (判決)	平成23年 (わ)288号	幼い頃に受けた虐待などに起因する解離性障害のため被告人は意識混濁や人格交代に陥って責任能力を問えない状態に陥っていたという主張を排斥して、殺人の罪を認めた事例 (裁判員裁判)	懲役12年	被告人は、実母である被害者(当時58歳)の態度に腹を立てて、物干し場にあつたビニール製ロープを切って2つ折りにし、その両端及び中央付近に結び目を作り、革手袋を両手にはめて居間に戻り、被害者を殺すつもりで、その頸部に上記ロープを巻き付けて引っ張り、さらに、その頸部を両手で強く絞め付け、よって被害者を頸部の迷走神経圧迫に基づく心停止により死亡させたという殺人の事案について、被告人は幼い頃に被害者から虐待を受けていたことなどから解離性障害に罹患していた可能性があると主張を退け、被告人の責任能力を肯定して、被告人を懲役12年に処した。	裁判所HP		



13	H24. 9. 5	大阪地裁 (判決)	平成23年 (わ)4809号	次女の身体を数回前後に強く揺さぶり、布団の上に放り投げた行為について、被告人が幼少期に受けた虐待の影響を認め、傷害致死の罪を認めた事例 (裁判員裁判)	懲役6年	次女であるAが立き止まなかったことに激高し、Aの身体を数回前後に強く揺さぶり、布団の上で放り投げた行為に加え、よって、Aに硬膜下血腫の傷害を負わせ、これに基づく脳腫脹又はけいれん重積により死亡させたという傷害致死の事案について、幼少期以降に義父から恒常的に受けた虐待などを背景に情緒不安定性パーソナリティ障害(衝動型)を抱えた被告人がその障害に起因する衝動的行為により本件犯行に至ったという弁護人の主張に対し、裁判所は、確かに虐待により同障害が生じた可能性は否定し難いとはいえず、同障害は本件における責任能力に影響を及ぼすものであるから、同障害が本件犯行に与えた影響もそれほど強くはないとして保護すべき立場にありながら理不尽な理由から本件犯行に及んでおり、その動機は甚だ身勝手なものであるとして、被告人に懲役6年を言い渡した。	裁判所HP		
14	H24. 9. 12	東京高裁 (判決)	平成23年 (う)1051号	秋葉原の路上での無差別な殺傷に対し原審で死刑を言い渡された事案の控訴審において、被告人の完全責任能力を認めた原判決が支持され、また、事件に対する幼少期の虐待は死刑とする判断に影響しないものとされた事例	控訴棄却 (死刑)	インターネットの掲示板上で嫌がらせをする者らに対し、そのような嫌がらせ行為が重大な結果をもたらすことを知らしめようという動機から、無関係な被害者らを無差別に殺傷したという事案について、死刑を言い渡した第1審判決に対して被告人が控訴した。裁判所は、原判決に沿って被告人が完全責任能力を有していたと認めた上で、量刑については、幼少期の母親による虐待が被告人の独特の性格傾向を形成した原因であり本件犯行の一要因であり、原判決は母親の養育が被告人にもたらした影響を本件の遠因にすぎないと軽視しているという主張に対して実施された鑑定は母親の不適切な養育と被告人の性格傾向の形成との間に原因と結果のような対応関係があることとみるのに消極的であること、また、被告人のようにな性的傾向にある者が必ず本件のような重大事件を引き起こすとはおおよそいい難いことなどから、原判決の量刑が重すぎで不当なものではないと判示した。	東京高等裁判所(刑事)判決時報63-1=12 p.189		
15	H24. 9. 20	千葉地裁 (判決)	平成23年 (わ)1342号・平成23年(わ)1747号	妻と共謀して、長男(当時2歳)と二女(当時5歳)に適切な医療措置を受けさせず、長男を死亡させ二女を栄養失調に陥らせた事例 (裁判員裁判)	懲役9年6月	被告人が、長男B(当時2歳)及び二女C(当時5歳)を直接養育する妻Aと共謀の上、B及びCに十分な栄養を与えないなどして養育しなかった上、適切な医療措置を受けさせず、よって、Bを低栄養に起因する餓死により死亡させ、Cを栄養失調に陥らせたという保護責任者遺棄致死・保護責任者遺棄致傷の事案について、被告人は、B及びCの健康や命を危うくしかねない事態が生じていることを認識していたのであるから、養育を直接行っているAにも同様の認識があることは、当然分かっていない特異なものではなかったと認められ、被告人とAは、適切な医療措置を認められ、B及びCに対してAの不保護が被告人にとりて想定し得る位置を受けさせないことについて暗黙のうちに意思を相互に通じていたものと認められたとした。その上で、被告人は「独自の育児方針に固執し、Aが養育を担当すべきである」とAと約束して、「その養育問題を見直す機会も何度かありながら」、8ヶ月も「B及びCの姿を確認さえしなかった」といった事情があるものと認め、これらの事情も考慮して、懲役9年6月を言い渡した。	LEX/DBインターネット		2事件の共犯事件

16	H24. 10. 3	奈良地裁 (判決)	平成24年 (わ)48号	生後9か月の次女に暴行を加えて死亡させた被告人を懲役8年の実刑に処した事例 (裁判員裁判)	懲役8年	妻A及び2人の娘並びに養子2人らと暮らしていた被告人が、養子2人が家出したと思いきや家に帰らなくなり、ホテルを転々とする中で仕事も失ったことなどからなげやりとなり、ストレスを募らせ、生後9か月であった次女Bが泣きやまないことに立腹して暴行を加え、顔面打撲に基づき硬膜下血腫によりBを死亡させたという傷害致死の事案について、被告人の根深い暴力的傾向が本件の背景にあり、単なる偶発的な犯行とは考えられず再犯のおそれも否定できないといった理由で、被告人を懲役8年の実刑に処した。	判例地方自治104 p. 80		
17	H24. 10. 10	静岡地裁 (判決)	平成24年 (わ)141号	被告人の不遇な生い立ち及びそれを一因とする反社会性パーソナリティ障害が母親を殺害したことの間接的な原因とした事例 (裁判員裁判)	懲役15年	被告人が母親を殺したという殺人の事案について、被告人が母親の指摘に過剰な反応を呈し感情を制御できなくなって突発的に犯行に及んだものとみえる余地があり、虐待されたなどの被告人の不遇な生い立ち及びそれを一因とする反社会性パーソナリティ障害が本件犯行の間接的な原因となったこととも否定できないため、この点が被告人にとって幾分か有利な事情となるものと認め、被告人を懲役15年に処した。	裁判所HP		
18	H24. 10. 11	富山地裁 (判決)	平成24年 (わ)137号	保育士である被告人が、保育園に通う幼児を被写体とした児童ポルノを製造し、また、女児に対してわいせつな行為に及んだ事例	懲役2年4月	被告人が、保育士として勤務していた保育園に通う当時6歳の女児に対し、身体測定の際に上半身裸の姿態をとらせ、デジタルカメラで動画撮影してその動画データをSDカードに記録させて児童ポルノを製造したという児童ポルノ禁止法違反の事案、及び、同保育園に通う当時4歳の女児のパンツに手を入れてその陰部付近を弄んだという強制わいせつの事案について、それぞれ被告人は、いずれも被告人が保育士という立場を利用して、各被害者が物事で悪質な犯行であること、動機は性欲であり罰金の余地はないこと、各被害者に対して今後の心身の成長に多大な悪影響を与えると懸念されることなどから、被告人の刑事責任は重いとして、被告人を懲役2年4月の実刑に処した。	LEX/DBインターネット		
19	H24. 11. 6	大阪地裁 (判決)	平成20年 (わ)1351号	殺意をもって生後5か月の長男の頭部に強い鈍力を複数回作用させた被告人を加えて長男を死亡させた事例 (裁判員裁判)	懲役15年	被告人が自宅において、生後5か月の長男に対し、殺意をもって頭部を強く圧迫して外傷性脳浮腫により死亡させたという殺人の事案について、被告人は暴行を加えた犯人ではないという弁護人の主張に対し、裁判所は、その動機は証拠上不明というほかないものの、被告人と長男が二人きりになるまで長男に異常をうかがわせる具体的な事情はなく、その後長男が意識障害を起こし、帰宅した妻から指示されるまで119番通報などをしていなかったという経緯に鑑みれば、被告人が長男を死亡させたものとも認められるとして、被告人を懲役15年に処した。	LEX/DBインターネット		
20	H24. 11. 14	富山地裁 (判決)	平成24年 (わ)147号	6事件の差戻しを受けた第1審において、被害者の告訴能力が問題となった事案の公訴事実につき有罪の判決が下された事例 (裁判員裁判)	懲役14年	交際相手である相被告人の二女C(当時10歳)に対する強制わいせつの事案、及び、相被告人の長女D(当時15歳)に対する傷害・準強姦の事案のそれぞれについて、差戻しの前の第1審判決は、Cの告訴能力を否定してCの事案にかかる公訴を棄却し、その後の公訴事実で有罪としたため、被告人が量刑不当を理由に、検察官が刑事訴訟法230条の解釈の誤りを理由に、それぞれ控訴したところ、控訴審は、Cの告訴能力を認め、公訴事実を差戻した。これを審理した裁判所は、Cの事案にかかっている公訴事実を認め、Dに対する暴行・姦淫もCに対するおいては行為も悪劣で悪質であり倫理観の欠如や反社会性には甚だしいものがあり、刑事責任は極めて重大であるものと判断して、被告人に懲役14年を言い渡した。	LEX/DBインターネット		6事件の差戻審

21	H24. 11. 30	那覇家裁 沖縄支部 (決定)	平成24年 (少)301号	15歳の女子少年に対する ぐ犯保護事件において、 少年を中等少年院に送致 する点に応じた処遇上の留 題点に指摘するとともに 意点を指摘するとともに に、保護観察所長に対し て環境調整の措置を命じ た事例	中等少年院 送致	少年は、前件非行による保護観察中、4か月間近くにわたり家出をし、 その間に暴力団の関与する風俗業者のもとで売春行為を繰り返すなどし てきたのであり、少年の境遇については、幼少時から保護者による虐待 や保護者の離婚さらにはその自殺などを経験してきたという生育歴を背 景に、著しく情緒不安定で、指導的に関わる大人への不信感が根深く、 売春など自身の身体を損ねることに対する抵抗感が薄く、望ましい自尊 心が形成されていないといった問題を抱えており、その行動変容には内 面的変革が欠かせないことや、少年鑑別所内でさえ指導に依り構えが乏 しかったことに鑑みれば、社会内処遇が奏功することはおおよそ期待でき ず、少年を施設に収容して、落ち着いた安心できる環境の下で、十分な 時間をかけて、少年と信頼関係を築いた専門家による系統的な矯正教育 を行い、健全な自尊心を培わせるのと同時に規範意識も体得させること が不可欠なものと認めて、少年を中等少年院に送致するとともに、仮退 院に際して適切な居住先を確保できるように、保護観察所長に対し環境 調整命令を発した。	家裁月報 65-5 p.109		
22	H24. 12. 5	大阪高裁 (判決)	平成24年 (ウ)656号	第6期33事件の事案について で、事実誤認及び量刑不 当の主張に対し、未必要 殺意を認定した原審の判 断を是認した上で、本件 犯行の態様は非常に残酷 なものというほかはないと して、控訴を棄却した事 例	控訴棄却 (懲役30 年)	他に長女(当時3歳)と長男(当時1歳)を養育する者がいないのに、両名を 自宅から出られないようにした上で長期にわたり放置して死亡させたこと に対し、被告人が事実誤認及び量刑不当を主張し控訴した。裁判所は、 未必的殺意を認定した原判決に事実誤認はないものと断じた上で、故意 が未必的であって実行行為の主要部分も不作為であることのほか、一 人きりでの育児や生活に疲れて孤独感を強めた被告人が生活全から逃 げ出したいとの想いを抱いたこと、殺意を積極的・意欲していた わけではなかったこと、親族や公的機関の援助により犯行を未然に防げた可 能性もあったこと、さらには、被告人の被虐待等を経験した事実及び経 験した可能性が犯行の遠因となつていることを完全に否定し得ないこ となど、被告人のために酌むべき事情があるとはいえず、これらを十分考 慮しても、本件犯行の態様が非常に残酷であることなどから、原判決の 量刑が重過ぎて不当であるとはいえないものと判断し、控訴を棄却し た。	裁判所HP	第6期33事 件の控訴審	
23	H24. 12. 25	横浜地裁 (判決)	平成24年 (わ)1379号	前後に激しく揺さぶられ た乳児に後遺症を伴う重 傷を負わせたことについ て、被告人に執行猶予付 きの懲役刑を言い渡した 事例	懲役3年 執行猶予5 年	被告人が、生後5か月の娘に対し、その両脇に手を差し入れて同児を持 ち上げ、前後に激しく揺さぶって、首が前後の限界まで振り回されるほ どの暴行を加え、娘に急性脳浮腫・急性硬膜下血腫などの重傷を負わせ て右肩麻痺や発達遅滞などの後遺症を残させたという傷害の事案。裁 判所は、首の据わったばかりの乳児を加速・減速を伴いながら首が限界 まで振り回されるほどに激しく揺さぶるなどの危険性は、通常人であれ ば容易に認識できるから、被告人には結果の発生について極めて重大な 落ち度があったものと認め、被告人を懲役3年(執行猶予5年)に処した。	LEX/DBイン ターネット		

24	H25. 2. 18	大阪地裁 (判決)	平成24年 (わ)3134号	育児上のミスによる乳児の死亡という被告人の主張を排斥して、傷害致死の罪の成立を認めた事例 (裁判員裁判)	懲役9年	実子であるAに対し身体を強く揺さぶるなどの暴行を加えて肋骨骨折等の傷害を負わせたとし、Aに対し鼻や口を水の中に入れるなどの暴行を加えて低酸素虚血性脳症などに起因する急性呼吸不全症候群によりAを死亡させたという傷害致死の事実。「沐浴中に眠ってベッドパース内に落ちたとし、パニックになった強く揺さぶった」という育児上のミスを主張して本件犯行を否認した被告人に対し、裁判所は、専門家の医師らの証言を基に、被告人がわざと暴行を加えてAを死亡させたものと認定して、懲役9年に処した。	LEX/DBインターネット		
25	H25. 3. 25	大阪地裁 (判決)	平成24年 (わ)1157号	生後28日の実子に自宅の浴室で熱湯をかけて重症の熱傷を負わせた事例	懲役6年	実子A(生後28日)の父親である被告人が自宅の浴室でAに熱湯をかけて重症の熱傷を負わせたという傷害の事実について、現場に所在していたのが内縁の妻B(母親)と前妻との間にできた子C(当時5歳)だけであるため、犯人性を否定する被告人の主張との関係でBの供述の信用性が事件の争点となったところ、裁判所は、Aの受傷の状況及び被告人とBの言動から、Bの供述の信用性を認めたとともに、被告人が多重人格者(解離性障害)であるため取調べにおける自白は別の人格が行ったものという弁護人の主張も認めず、犯行は非常に残酷で無慈悲なもので極めて強い非難が妥当するものと判示して、懲役6年に処した。	LEX/DBインターネット		
26	H25. 4. 11	大阪高裁 (判決)	平成24年 (う)777号	第6期34事件の事案について、それぞれ懲役15年を言い渡された被告人らによる量刑不当の主張に対する、求刑を大きく上回る量刑が重すぎで不当なものとはいえないとして、本件各控訴を棄却した事例	控訴棄却 (懲役15年・懲役15年)	被告人両名が、黙示的に共謀した上、被告人Aが実の娘(死亡時1歳8か月)に対し顔面を平手で強打するなどの暴行を加え、同人を死亡させた事実につき、裁判員裁判の第1審判決で、被告人両名に対し懲役15年(求刑10年)が言い渡され、被告人両名が控訴した事案において、証拠の採否にかかるとする法令違反や事実認定の誤りは原判決に認められないものと判断した上で、量刑については、原判決が量刑を決定するに当たって評議を尽くして到達したところとして述べている各事項には、それ自体として黙つていて到達したと目すべきものが含まれているわけではない上、その結果としての懲役15年という量刑も、3年以上20年以下という傷害致死罪の法定刑の広い幅の中に本件を位置づけるに当たって、なお選挙の余地のある範囲内に収まっているというべきであって、検察官の求刑を大きく上回っているなどの事情があるからといって、これが破棄しなればならないほかに重すぎで不当であるとはいえないと判示し、両名によるそれぞれの控訴を棄却した。	刑集68-6 p.954掲載		第6期34事件の控訴審
27	H25. 4. 19	高松地裁 (判決)	平成24年 (わ)450号	実母を被害者とした傷害致死の事案について、被告人が実父から受けた虐待の影響による暴力的な傾向を有すると認められた上で、被告人に懲役7年を言い渡した事例 (裁判員裁判)	懲役7年	被告人が被害者(実母)に対して暴力を繰り返した挙げ句に本件犯行に及んだ背景には、被告人が、過去に実父から受けた虐待及びこれに起因すると考えられるパーソナリティ障害等により感情のコントロールを十分にできず、不満で、被害者は、被害者に対する傷害事件により複数回検挙されるとした上で、被告人は、被害者に対する傷害事件により複数回検挙され、服役までしており、出所後わずか2週間ほどで、無抵抗の被害者に対し、長時間にわたる一方的に暴行を加えて、被害者の死亡という最悪の結果を生じさせたものであるから、本件は、親を被害者とする傷害致死の事案の中でも重い部類に属するとして、被告人を懲役7年に処した。	渡邊丰輔＝ 田中拓・季 刊刑事弁護 78 p.111		

28	H25. 6. 4	大分地裁 (判決)	平成24年 (わ)293号	17歳になる妻の連れ子に 対し、腹立たしさから 復讐心に加えて性的意 図も有していたことから 強制わいせつ致傷が成立 するとした事例	懲役4年6月	妻の連れ子であるA(当時17歳)に対し、強いてわいせつな行為をし、その間の暴行により傷害を負わせたという強制わいせつ致傷の事案について、被告人には、本件犯行時に、関係をうまく築くことができず、そのため被害者の言動に対する腹立ちを募らせたという復讐心だけでなく、強制わいせつ罪が成立するために必要な性的意図もあつたものと認められたとして、被告人を懲役4年6月に処した。	裁判所HP
29	H25. 8. 29	さいたま 地裁 (判決)	平成24年 (わ)1911号	1ヶ月にわたって金属製の 棒などの道具を用いて強 度の暴行を繰り返した未 満5歳の子を死亡させた事 例 (裁判員裁判)	懲役11年	交際相手である共犯者とともに、アパートの居室内において、約1か月の長期間にわたって5歳の無抵抗の被害者に対し、素手のほか金属製の棒などの道具を用いて強度の暴行を繰り返して、死亡させたという傷害致死の事案について、執ようかつかつ残忍な犯行であること、被害者の苦痛や絶望感は多大であること、被告人らが日常的に虐待を繰り返していたこと、罪証隠滅工作をした挙げ句に公判廷においても不合理的な弁解に終始していることなどから、刑事責任は重大であるとして、被告人を懲役11年に処した。	LEX/DBイン ターネット
30	H25. 10. 3	東京地裁 (判決)	平成24年 (合わ)238 号	当時5歳の妻を、ごみ収集 袋に閉じ込めて低酸素脳 症により死亡させた行為 につき、睡眠導入剤やア ルコールの影響で判断能 力が一定程度減退してい たことなどから、執行猶 予付きの有罪を下した事 例 (裁判員裁判)	懲役3年 保護観察付 執行猶予5 年	被告人の行為は、わずか5歳の抵抗できない被害者の手足をビニールひもで縛り、目や口等に粘着テープを貼り付け付けた上、ごみ収集袋に閉じ込めるといふ非常に危険なものであり、その結果は誠に痛ましく、極めて重大であるから、本行為態様及び結果の面において非常に悪質なものであつたといわざるを得ないが、その一方で、本件犯行時の被告人が上記のような危険な行為をしたり被害者をごみ収集袋の中に閉じ込めたまま眠り込んだりしたこと、1つの原因として、被告人がマイスリーとアルコールの併用による意識障害のため、心神耗弱状態までには至つていなかったものの是非弁別能力や行動制御能力を一定程度減退させていたこととがあり、また、マイスリーとアルコールの併用について被告人を過度に非難するのは相当でないといふ事情が認められることから、裁判所は、刑の執行を猶予するとともに保護観察に付することとし、公的な監督・指導の下、被告人を社会生活の中で更生させ、本件犯行に対する反省を深めさせるのが相当な事案であると判断した。	LEX/DBイン ターネット
31	H25. 11. 18	福井地裁 (判決)	平成25年 (わ)52号	いら立ちから長女(当時6 か月)を前後に激しく揺さ ぶる暴行を加えて死亡さ せた行為につき、懲役4年 を言い渡した事例 (裁判員裁判)	懲役4年	被告人が自宅において長女(当時6か月)を抱きかかえてあやし始めたところ、同児が激しく泣き出したことかから立ちが高じ、その両脇を両手でつかんで前後に激しく揺さぶる暴行を加え、よつて、同児に脳実質損傷等の傷害を負わせ、同損傷に起因する脳死に基づく呼吸及び循環障害により死亡させたという傷害致死の事案について、被告人の刑事責任は重く、実刑に処する必要があるが、本件については継続的に殴る蹴るなどの暴行を加えた未だ死亡させないとして、被告人に懲役4年を言い渡した。	裁判所HP
32	H26. 1. 28	広島地裁 (判決)	平成24年 (わ)834号	子どもに対する傷害致死 の事案の中ではやや重い 方に属する事案として、 被告人を懲役8年に処した 事例 (裁判員裁判)	懲役8年	被告人が、その実子に対し、その頭部、腹部、背部等を、多数回にわたって、練習用ゴルフクラブ及びひょう等の暴行を加えて傷害を負わせ、死亡させた事案について、本件は、子供に対する傷害致死事案の中ではやや重い方に属する事案であるといえるとして、被告人を懲役8年の実刑に処した。	LEX/DBイン ターネット

33	H26. 1. 31	仙台高裁 (判決)	平成23年 (う)11号	犯行当時18歳7か月の少年による殺人の事案につき、最大限事情を斟酌するなどしても、死刑の選得ないとして、被告人の控訴を棄却した事例	控訴棄却 (死刑)	犯行当時18歳7か月の少年による殺人の事案について、被告人の刑事責任は余りにも重大であることからすると、計画段階における殺意は条件付きであり、殺人・同未遂の各犯行の際も冷静かつ沈着に敢行したとまでは認め難いこと、被告人は原判示各犯行当時未だ18歳7か月の少年であり、更生の可能性もなはいえないこと、一定の反省や悔悟の念、及び各被害者や遺族に対する謝罪の意思を表していること、生育環境にも不遇な側面があったことなど、動むべき事情を最大限考慮し、かつ、被害者2名死亡の殺人事案における量刑は死刑と無期懲役刑が拮抗しているのが先例であることなどを十分踏まえても、死刑の選択を回避する余地があるとして評価することにはできないか、罪刑の均衡の見地から一般予防の見地からも被告人に対しては極刑をもって臨むほかないとした原判決の量刑は、やむを得ないものとして是認せざるを得ないとして、被告人の控訴を棄却した。	高等裁判所 刑事裁判速 報集H26号 p. 177		
34	H26. 2. 12	東京地裁 (判決)	平成25年 (合わ)176 号	長男(当時5歳)に対する傷害致死につき、相当に危険な行為であったとして懲役6年6月を言い渡した事例 (裁判員裁判)	懲役6年6月	被告人が、長男(当時5歳)に対し、しつけのつもりで、途中間隔を置きながら、その全身を多数回けん骨等で殴り、多数回足で蹴るなどの暴行を加え、同人を傷害による出血性ショック、筋梗塞症候群等により死亡させたとの傷害致死事案について、相当に危険な犯行であったと認められ、傷害致死事案の中ではやや重い部類の事件であるなどとして、被告人に対し、懲役6年6月を言い渡した。	LEX/DBイン ターネット		
35	H26. 3. 20	大阪地裁 (判決)	平成25年 (わ)500 号・平成25 年(わ)1135 号・平成25 年(わ)1484 号	4名の少年による傷害致死その他の罪での有罪判決において、被虐待経験は量刑に影響しないものと判示した事例 (裁判員裁判)	懲役5年以下 上8年以下 ・懲役5年 以上8年以 下・懲役 3年6月以上 5年以下・ 懲役5年以 上7年以下	犯行当時いずれも16歳であった被告人らが、強盗致傷、傷害、殺人、暴行、建造物侵入などの公訴事実の種数によりそれぞれ起訴されたという事案について、被告人4名のいずれにおいても殺人罪は成立せず傷害致死罪が成立するにとどまるとした上で、虐待を受けた経験などの不遇な生い立ちが量刑に影響するものでないとして、被告人甲及び乙をいずれも懲役5年以上8年以下に、被告人丙を懲役3年6月以上5年以下に、また、被告人丁を懲役5年以上7年以下にそれぞれ処した。	LEX/DBイン ターネット		

## 資料4 行政法分野判例リスト

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1 H28. 6. 3	大阪地裁 (判決)	平成27年(行 ウ)第209号	一時保護処分取消 請求事件	棄却 確定	児童の一時保護に対し両親が虐待の存在を否定して取消しを求めた事件において、行政手続法14条1項違反の主張に対し、児童福祉法33条1項に基づく一時保護決定は、法的効果の発生を目的としない物理的行為であるから、行政手続法24条4号イの「事実上の行為」に該当し、同号柱書が定義する「不利益処分」には含まれないから、不利益処分に際しての理由の提示を定める同法14条1項は適用されないとの判断を示した。	判例地方自治424 号39頁	
2 H28. 10. 14	長崎地裁 (判決)	平成27年 (ワ)第235 号	損害賠償請求事件	棄却 控訴	自らを虐待する親らに対し児童相談所が指導を継続しなかつたため虐待が継続したとして、虐待の被害者である未成年者が国家賠償を請求した事件において、児童相談所において虐待を裏付けるに足る事情は把握できなかつたとして、児童相談所が一旦指導を終結させたことが違法とまではいえないとして訴えを棄却した。	LEX/DB (文献番号: 25545026)	
3 H27. 4. 23	山口地裁 (判決)	平成23年 (ワ)第555 号	損害賠償請求事件	棄却	児童相談所からの里親委託を受け、専門里親として児童を養育してきたが、里親委託措置の解除により里親の地位を享受する利益等を侵害されたとして国家賠償を請求した事件において、里親委託措置を解除した児童相談所長の判断等に裁量権の逸脱・濫用はなかつたとして訴えを棄却した。	LEX/DB (文献番号: 25540959)	

資料5 児童虐待関係文献リスト

著者・著者	発行年	著書・論文等タイトル	編集者名	著書名・雑誌名(巻号)	ページ	出版社
飛澤知行	2011.11	『一問一答 平成23年民法等改正:児童虐待防止に向けた親権制度の見直し』				商事法務
友田明美	2012.1	『新版 いやされない傷:児童虐待と傷ついでいく脳』				診断と治療社
藤田航介	2012.3	子どもの社会的養護におけるファミリーホームの意義と課題:家庭養護寮及び里親型グループホームの実践を通しての考察		道北福祉 3	22-35	道北福祉研究会
西中宏史 吉川和男 福井裕輝	2013.2	被虐待体験によるトラウマが反社会性性を与える影響について:情緒・行動および脳機能評価に基づくメカニズムの検討		犯罪学雑誌 80-1	3-14	日本犯罪学会
小山佐知子	2013.3	少年院における被虐待経験を有する少年の処遇について(児童虐待と現代社会)		犯罪と非行 174	102-122	日立みらい財団
松嶋秀明	2013.3	つなごりのなかで非行生徒を抱える実践—警察と学校との協働によって何が生まれるか—		人間文化:滋賀県立大学人間文化学部研究報告 33	2-12	滋賀県立大学人間文化学部
原田國男	2013.10	裁判員裁判における量刑傾向:見えてきた新しい姿		慶應法学 27	161-187	慶應義塾大学
古宮久枝	2013.11	再犯防止等の刑事政策の目的に向けた検察の取組		法律のひろば 66-11	42-48	ぎょうせい
岡田行雄	2013.11	子ども虐待への刑事法的介入		熊本法学 129	120-84	熊本大学法学会
望月由妃子 田中美子 篠原亮次 ほか	2014	養育者の育児不安および育児環境との関連:保育園における研究		日本公衆衛生雑誌 61-6	263-274	日本公衆衛生学会
毛利真弓 藤岡淳子 下郷大輔	2014.2	加害行動の背景にある被虐待体験をどのように扱うか?:A刑務所内治療共同体の試みから		心理臨床学研究 31-6	960-969	日本心理臨床学会
佐藤拓代	2014.4	妊娠期からの子ども虐待予防(特集 地域にひらく社会的養護のこれから):「(公財)資生堂社会福祉事業財団40周年記念フォーラム」を中心に—(子育ての現状と予防的支援のこれから)		世界の児童と母性 76	28-40	資生堂社会福祉事業財団
西郷泰之	2014.4	子ども虐待の「防止」に向けて:「健全育成・子育て支援系」と「要保護・要支援系」の間のクレパスを埋める(特集 地域にひらく社会的養護のこれから):「(公財)資生堂社会福祉事業財団40周年記念フォーラム」を中心に—(地域で支え合う社会的養護のこれから)		世界の児童と母性 76	66-69	資生堂社会福祉事業財団
坂本雅子	2014.4	子どもの村の実践:社会的養護の未来(特集 子ども臨床ピクニック)—(子ども臨床と子どものこれから)		そだちの科学 22	2-9	日本評論社
宮地菜穂子	2014.4	児童養護施設における治療的な支援の現状と課題(特集 子ども臨床ピクニック)—(子ども臨床と子どものこれから)		そだちの科学 22	15-20	日本評論社
廣澤愛子	2014.4	被虐待児・者に対するイメージを用いた心理療法の「支援効果の機序」の検討:外傷体験の語り、イメージの作用、およびCI-TI関係に着目して		心理臨床学研究 32-1	39-50	日本心理臨床学会
西澤哲	2014.4	子どもを虐待する親たち(「難しい親」への対応)—(「難しい親」の中にある問題とそとの理解)		児童心理 68-6	25-32	金子書房
杉野勇	2014.4	『暴力・虐待を経験した子どもと女性たち-暴力・虐待を未然に防ぐアプローチに関する調査報告書』	暴力・虐待を生まない社会づくり検討委員会			東京都社会福祉協議会
中山直子	2014.4	家族をめぐる司法化可能問題と問題のクワスター—		法政理論 46-4	140-168	新潟大学
井上春美 笹倉千佳弘	2014.4	家族の中の「他人」—後見及び扶養を中心とした実務雑感		法政理論 46-4	169-186	新潟大学
大村敦志	2014.4	妊婦健診未受診妊産婦問題からみた子育て・子育て環境:「親子問題」が露呈される背景要因をふまえて	能見善久 岡孝 木山敦 ほか	部落解放研究 20	59-79	広島部落解放研究所
	2014.4	親権・懲戒権・監護権:概念整理の試み		『民法の未来:野村豊弘先生古稀記念論文集』	559-581	商事法務





堀真衣子 西館有沙	2014.5	児童虐待に関する保育所保育士および幼稚園教諭の認識		とやま発達福祉学年報 5	25-30	富山大学人間発達科学部 発達教育学科発達福祉
山本恒雄	2014.5	子ども虐待通告での緊急保護時の子どもへの配慮(第21回日本精神科救急学会総会) -- (シンポジウム 特集 児童・思春期のクライシスレソリューション)		精神科救急 17-17	71-75	日本精神科救急学会
都築民幸	2014.5	クリニカル・身近な臨床・これからの歯科医のための臨床講座(63) 子ども虐待防止にかかわる歯科医師の役割		日本歯科医師会雑誌 67-2	149-156	日本歯科医師会
岩井宣子	2014.5.10	『刑事政策(第6版)』				尚学社
許末恵	2014.6	特集 親とは何か--社会的親子をめぐって		法律時報 86-6	5-50	日本評論社
中村恵	2014.6	社会的親子に関する覚書(特集 親とは何か--社会的親子をめぐって)		法律時報 86-6	5-13	日本評論社
床谷文雄	2014.6	生殖補助医療と親子関係(特集 親とは何か--社会的親子をめぐって)		法律時報 86-6	14-19	日本評論社
渡辺暉之	2014.6	未成年養子(特集 親とは何か--社会的親子をめぐって)		法律時報 86-6	20-26	日本評論社
合田篤子	2014.6	国際養子(特集 親とは何か--社会的親子をめぐって)		法律時報 86-6	27-33	日本評論社
栗林佳代	2014.6	未成年後見制度の現状と今後の課題(特集 親とは何か--社会的親子をめぐって)		法律時報 86-6	34-39	日本評論社
米沢普子	2014.6	親子関係をめぐる諸問題-フランス法との比較から(特集 親とは何か--社会的親子をめぐって)		法律時報 86-6	40-45	日本評論社
上田礼子	2014.6	里親子関係--里親委託の実践から(特集 親とは何か--社会的親子をめぐって)		法律時報 86-6	46-50	日本評論社
唐田順子 市江和子 濱松加子	2014.6	子ども虐待予防のアセスメントと支援: 養護教諭が実務者から専門職者になるとき(子ども)の現代的課題に応える養護教諭の養成教育: 「養護をつかさどる」専門性 Professionalsとは		保健の科学 56-6	395-399	杏林書院
藤原夏人	2014.6	産科医療施設(総合病院)の看護職者が「気になる親子」を他機関への情報提供ケースとして確定するプロセス: 乳幼児虐待の発生予防を目指して		日本看護研究学会雑誌 37-2	49-61	日本看護研究学会
菊池勇次 訳	2014.6	韓国の児童虐待処罰法		外国の立法 260	115-120	国立国会図書館調査及び 立法参考局
斉藤幸芳	2014.6	児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法		外国の立法 260	121-139	国立国会図書館調査及び 立法参考局
橋本和明	2014.6	子どもの非行と児童相談所(子ども非行の現在) -- (非行臨床と非行相談の現場から)		児童心理 68-9	16-20	金子書房
樋口亜端佐	2014.6	虐待と非行のメカニズム(子ども非行の現在)		児童心理 68-9	61-65	金子書房
富松良介 南部さおり 深谷和子	2014.6	被虐待児がプレイセラピーを「おまつり」と表現することに関する一考察 A psychological discussion of the expression "festival" to describe play therapy by abused children		遊戯療法学研究 13-1	3-20	日本遊戯療法学会
東小雪	2014.6.2	『なかつたこと』にたぐない、妻父から性虐待を受けた私の告白』		遊戯療法学研究 13-1	75-85	日本遊戯療法学会
アラン・ジェンキンス 信田さよ子 高野薫之	2014.6.30	『加害者臨床の可能性-DV・虐待・性暴力被害者に責任をとるために』		教育展望 60-5	31-35	教育調査研究所
				児童心理 68-8	759-765	金子書房
				行政評価情報 2954	5-8	官庁通信社
						講談社
						日本評論社

	2014.6.30	『性犯罪・被害者—性犯罪規定の見直しに向けて』	女性犯罪研究会		家族<社会と法> 30		尚学社
	2014.7	日本家族(社会と法)学会第30回学術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年 企画趣旨 家事事件手続法の1年(日本家族(社会と法)学会第30回学術大会・シンポ ジウム 家事事件手続法の1年)			家族<社会と法> 30	20-108	日本加除出版
神谷遊	2014.7	家事事件手続法の制定の背景と意義(日本家族(社会と法)学会第30回学術大会・シ ンポジウム 家事事件手続法の1年)			家族<社会と法> 30	20-22	日本加除出版
金子修	2014.7	家事事件手続法の特質と今後の課題(日本家族(社会と法)学会第30回学術大会・シ ンポジウム 家事事件手続法の1年)			家族<社会と法> 30	23-33	日本加除出版
山田文	2014.7	裁判所から見た家事事件手続法の実務と課題(日本家族(社会と法)学会第30回学術 大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年)			家族<社会と法> 30	34-44	日本加除出版
今村和彦	2014.7	当事者から見た家事事件手続法の実務と課題(日本家族(社会と法)学会第30回学術 大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年)			家族<社会と法> 30	45-54	日本加除出版
打越さく良	2014.7	家事事件手続法の実務における子の地位・意向(日本家族(社会と法)学会第30回学 術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年)			家族<社会と法> 30	55-66	日本加除出版
及川裕康	2014.7	シンポジウム 自由討論(日本家族(社会と法)学会第30回学術大会・シンポジウム 家事 事件手続法の1年)			家族<社会と法> 30	67-74	日本加除出版
家永登 榑原富士子	2014.7	総括(日本家族(社会と法)学会第30回学術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1 年)			家族<社会と法> 30	75-103	日本加除出版
		『親権と未成年後見—第2回 新・アジア家族法三国会議』	新・アジア家族法 三国会議			104-108	日本加除出版
							日本加除出版
禹柄彰	2014.7	親権法と未成年後見法の現況と改正動向(韓国の親権と未成年後見)	新・アジア家族法 三国会議		『親権と未成年後見』	5-18	日本加除出版
							日本加除出版
金由美	2014.7	子の福祉と親権法の課題(韓国の親権と未成年後見)	新・アジア家族法 三国会議		『親権と未成年後見』	19-33	日本加除出版
							日本加除出版
李垠廷	2014.7	親権制限の柔軟化(韓国の親権と未成年法)	新・アジア家族法 三国会議		『親権と未成年後見』	35-46	日本加除出版
							日本加除出版
裴貞九	2014.7	親権と未成年後見との関係—実務上の問題点を中心に—(韓国の親権と未成年後見)	新・アジア家族法 三国会議		『親権と未成年後見』	47-60	日本加除出版
							日本加除出版
鄭求允	2014.7	児童虐待と親権・未成年後見(韓国の親権と未成年後見)	新・アジア家族法 三国会議		『親権と未成年後見』	61-73	日本加除出版
							日本加除出版
林秀雄	2014.7	台湾における親権と未成年後見(台湾の親権と未成年後見)	新・アジア家族法 三国会議		『親権と未成年後見』	77-91	日本加除出版
							日本加除出版
野學仁	2014.7	子の福祉と親権法の課題(台湾の親権と未成年後見)	新・アジア家族法 三国会議		『親権と未成年後見』	93-111	日本加除出版

岩志和一郎	2014.7	日本親権法の基本的課題(日本の親権と未成年後見)	新・アジア家族法 三国会議	『親権と未成年後見』	115-122	日本加除出版
棚村政行	2014.7	児童虐待と親権・未成年後見制度の見直し(日本の親権と未成年後見)	新・アジア家族法 三国会議	『親権と未成年後見』	123-135	日本加除出版
小川富之	2014.7	親権と未成年後見の関係(日本の親権と未成年後見)	新・アジア家族法 三国会議	『親権と未成年後見』	137-150	日本加除出版
徐瑞静	2014.7	ドイツ国際家族法における当事者自治の新たな傾向(国際家族法研究会報告第55回)		東洋法学 58-1	204-211	東洋大学法学会
山下裕樹	2014.7	親権者の「刑法的」作為義務		法学論集(関西大学) 64-2	461-520	関西大学法学会
金ジャンディ	2014.7	家庭内暴力の取組上の問題と解決方策		阪大法学 64-2	443-468	大阪大学大学院法学研究 科
サンチェスミゲル・ アンヘル・アセンシ オ 岡部史信	2014.7	スペイン法における親権と子どもの利益		創価法学 44-1	93-114	創価大学法学会
池田真理 水越真依 上別府圭子	2014.7	妊娠中からの子育て支援：児童虐待予防の視点から(特集 周産期メンタルヘルス； 妊婦の不安と立ち立ち向かうか) -- (出産後のメンタルヘルス)		周産期医学 44-7	953-956	東京医学社
池山由紀	2014.7	児童虐待(特集 どこまで対応する? 救急疾患) -- (プライマリ・ケアで遭遇する救急疾 患)		治療 96-7	1143-1148	南山堂
大友光恵	2014.7	虐待発生予防に向けた地域連携に関与する産科看護職のモチベーションの構成要素		母性衛生 55-2	426-433	日本母性衛生学会
鎌田佳奈美	2014.7	特集 児童相談所と児童養護施設との連携：二つの機関の連携についての現状と課題 を10の事例から報告する		子どもと福祉 7	4-35	明石書店
川谷重里 森島直美 友納慶子 ほか	2014.7	被虐待児をケアする病棟看護師に生じる認知・感情とその変容をもたらす要因		日本小児看護学会誌 23-2	18-24	日本小児看護学会
小笹美子	2014.7	児童虐待と判断した急性薬物中毒入院例の背景		小児の精神と神経 54-2	157-164	日本小児精神神経学会
杉山春 高橋裕子(聞き手)	2014.7	もう一度学ぶ 状況設定問題(7) 母子保健(虐待) 児童虐待が疑われるケースへの対応 インタビュー 「虐待→大阪二児置き死事件」に、わたしたちはどう向き合うのか		保健師ジャーナル 70-7	615-618	医学書院
田口(藤田)理恵 河原智江 西留美子 古川琢也	2014.7	子どもの反抗的行動に対する認知を媒介とする母親の社会的健康と虐待的行為の関 係：被害的認知と否定的認知に関する検討		Sexuality 67	82-91	エイデル研究所
木附千晶	2014.7	厚本事件に見る関係機関の機能不全(なぜ児童虐待を防げないのか) 家族との関係を断絶する児童相談所 子どもに会いたい、返してもらいたい(なぜ児童 虐待を防げないのか)		小児保健研究 73-4	547-554	日本小児保健協会
				金曜日 22-29	30-31	金曜日
				金曜日 22-29	32-34	金曜日

土井香苗	2014.7	ヒューマン・ライツ・ウォッチ 国際人権NGOが社会的養護制度の全面見直しを提言 施設の子どもの利益優先を（なぜ児童虐待を防げないのか）	東京都福祉保健局少子社会対策部計画課	金曜日 22-29	35-37	金曜日
東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会	2014.7	『児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について-平成25年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書』	東京都福祉保健局少子社会対策部計画課			東京都福祉保健局少子社会対策部計画課
深谷昌志	2014.7	虐待と子どもの養育(第3回)施設養護から家庭養育への転換	和仁孝 櫻村志郎 阿部昌樹 船越登良	児童心理 68-10	887-893	金子書房
原田綾子	2014.7.20	児童虐待事件における親の当事者性と手続参加—再統合支援のための制度設計に向けて	和仁孝 櫻村志郎 阿部昌樹 船越登良	『法の観察-法と社会の批判的再構築に向けて』	80-97	法律文化社
大島梨沙	2014.7.31	家族制度改革における立法の位置	井田良 松原芳博	『立法学のプロンティア3 立法実践の変革』	199-221	ナカニシヤ出版
井上匡子	2014.8	小特集 DV問題の諸相		法律時報 86-9	57-82	日本評論社
嘉藤亮	2014.8	DV対策の現状と理論的課題：企画趣旨と問題整理(小特集 DV問題の諸相)		法律時報 86-9	57-62	日本評論社
片桐由喜	2014.8	DV防止法に基づく行政対応の特徴と課題(小特集 DV問題の諸相)		法律時報 86-9	63-67	日本評論社
島岡まな	2014.8	DV被害者支援における社会保護法制の課題と展望(小特集 DV問題の諸相)		法律時報 86-9	68-72	日本評論社
立石直子	2014.8	DVを原因とする離婚の問題に関する一考察(小特集 DV問題の諸相)		法律時報 86-9	73-77	日本評論社
田巻帝子	2014.8	『親権法の比較研究』	床谷文雄 本山敦		78-82	日本評論社
山口亮子	2014.8	イギリス	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	1-30	日本評論社
小川富之	2014.8	アメリカ	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	31-54	日本評論社
梅澤彩	2014.8	オーストラリア	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	55-77	日本評論社
清未愛紗	2014.8	ニューージーランド	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	78-100	日本評論社
床谷文雄	2014.8	シンガポール	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	101-119	日本評論社
稲垣朋子	2014.8	ドイツ	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	120-134	日本評論社
渡邊泰彦	2014.8	ドイツ・補論—共同配慮・単独配慮の判断基準	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	135-146	日本評論社
栗林佳代	2014.8	オーストリア	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	147-173	日本評論社
椎名規子	2014.8	フランス	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	174-201	日本評論社
マルセロ デ アウカ ンダラ	2014.8	イタリア	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	202-232	日本評論社
千葉華月	2014.8	ブラジル	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	233-253	日本評論社
小森田秋夫	2014.8	スウェーデン	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	254-275	日本評論社
朱暉	2014.8	ポーランド	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	276-301	日本評論社
黄淨愉	2014.8	中国	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	302-325	日本評論社
金亮亮	2014.8	台湾	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	326-345	日本評論社
後藤弘子	2014.8	韓国	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	346-372	日本評論社
	2014.8	インド・パキスタン	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	373-399	日本評論社

柳原高士子 打越さく良	2014.8	日本法—実務家の観点から	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	400-418	日本評論社
本山敦	2014.8	各国法からの示唆	床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	419-429	日本評論社
島岡まな	2014.8	特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題		刑法雑誌 54-1	1-83	
吉田谷子	2014.8	共同研究の趣旨(特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題)		刑法雑誌 54-1	1-5	
高山佳奈子	2014.8	日本における性犯罪の被害実情と処罰にかかわる問題(特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題)		刑法雑誌 54-1	6-29	
島岡まな	2014.8	ドイツ刑法における性犯罪の類型と処罰(特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題)		刑法雑誌 54-1	30-48	
奇藤豊治	2014.8	フランス刑法における性犯罪の類型と処罰(特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題)		刑法雑誌 54-1	49-62	
	2014.8	アメリカにおける性刑法改革の方向(特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題)		刑法雑誌 54-1	63-83	
加藤秀規	2014.8	『児童虐待による死亡事例調査検証報告書』	神奈川県児童虐待による死亡事例等調査検証委員			
実方由佳	2014.8	自己愛が強い子どもを責む：虐待・非行の体験から得た教訓(特集 子どものレジリエンス) -- (内なる力はどうか働いたか：危機を乗り越えた当事者から)		児童心理 68-11	965-969	金子書房
田嶋誠一	2014.8	子ども虐待対応における「専門職間連携」の概念化：実践家の「専門職間連携」認知を介在させた検証		社会福祉学 55-2	27-39	日本社会福祉学会
渡邊忍	2014.8	児童福祉法改正と施設内虐待の行方：このままでは覆い隠されてしまう危険をめぐって		社会的養護とファミリーホーム 5	12-24	福村出版
前川未来	2014.8	第3分科会 被虐待・発達障がい・非行など課題を抱える子どもへの援助：特別な配慮を必要とする子どもたちを受け入れるために(特集 第8回ファミリーホーム研究全国大会報告 原点に帰ろう！イェ(家)!!：家庭養護を担うファミリーホームの制度と実践の充実を求めて)		社会的養護とファミリーホーム 5	73-80	福村出版
日沼千尋	2014.8	「地域・行政(児相等)・教育・医療機関とファミリーホーム」問題提起まとめ(特集 第8回ファミリーホーム研究全国大会報告 原点に帰ろう！イェ(家)～!!：家庭養護を担うファミリーホームの制度と実践の充実を求めて-第6分科会 地域・行政・医療機関とファミリーホーム：地域に根ざし、他機関と連携するために)		社会的養護とファミリーホーム 5	100-102	福村出版
福武公子	2014.8	児童相談所と里親・ファミリーホームの連携と協働(リレーション：連携ファミリーホームと多職種協働)		社会的養護とファミリーホーム 5	140-143	福村出版
池田博章	2014.8.20	『子育て支援ガイドブック-「逆境を乗り越える」子育て技術』	橋本和明	小児看護 37-9	1129-1136	へるす出版
石川博康 神林崇 清水徹男	2014.9	『子ども虐待防止世界会議名古屋2014』録集-第20回ISPCAN世界大会・第20回JaSPCAN学術集会』	「子ども虐待防止世界会議名古屋2014」実行委員会	医療アドミニストレーター 5-53	68-71	産労総合研究所
	2014.9	親権能力を考慮した児童虐待対応：親権の空洞化と未成年後見		久留米大学大学院比較文化研究論集 34	1-19	久留米大学大学院比較文化研究科

才村純 御園愛子 高橋 紘	2014.9	『虐待防止と子どもの支援-みんなで守る子どもの未来 乳幼児保育者の立場からの防 止と対策』					母子保健事業団
細谷和大	2014.9	実例捜査セミナー Since 1988 被害者の実母の行為を利用した間接正犯形態での幼児 虐待事案：犯人性の吟味と間接正犯における実行の着手時期			捜査研究 63-9	44-49	東京法令出版
丸山雅夫	2014.9	児童虐待への刑事的対応			南山法学 38-1	1-26	南山大学法学会
宮崎紀子 土方正樹 鳥居貴美子 ほかに	2014.9	配偶者間暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究			家裁調査官研究紀要 19	1-89	裁判所職員総合研修所
公益社団法人家庭 問題情報センター 金亮 亮	2014.9	アメリカン・カウセンサーの窓から(第169話)大切にすること大切にされること：虐待と非 行の関連			住民行政の窓 406	97-101	日本加除出版
鷲澤一彦	2014.9	韓国における児童虐待防止のための最近の立法(1)親権法改正および児童虐待処罰 特例法の制定			戸籍時報 716	12-17	日本加除出版
橋本浩子 谷津江 二宮恒夫	2014.9	シンポジウム 子どもの虐待死を著実に減少させる戦略：官民で考える目標の設定具体 的行動(特集 第19回学術集会(信州大会))			子どもの虐待とネグレクト 16-2	127-133	日本子ども虐待防止学会
木田秋津	2014.9	産前産後からの子ども虐待予防に関する全県的取り組みの現状と課題：産科病院、市町 村母子事業において把握されたリスク因子の比較を通して(特集 第19回学術集会(信 州大会))			子どもの虐待とネグレクト 16-2	151-158	日本子ども虐待防止学会
山田和子 木村和代 中西真弓 ほかに	2014.9	社会福祉法人カリヨン子どもセンター司法面接室の実践と今後の展開(特集 第19回学 術大会(信州大会))			子どもの虐待とネグレクト 16-2	159-163	日本子ども虐待防止学会
奥山真紀子	2014.9	保健機関における子ども虐待による死亡あるいは重大事例の事例検討会の試み(特集 第19回学術集会(信州大会))			子どもの虐待とネグレクト 16-2	164-169	日本子ども虐待防止学会
武藤素明	2014.9	JaSPCANの対応(シンポジウム メディアと虐待(前編)『明日、ママがいなくても』が投げかけ たもの)			子どもの虐待とネグレクト 16-2	171-173	日本子ども虐待防止学会
天井基樹 野島正寛 森満 ほかに	2014.9	全国児童養護施設協議会の対応(シンポジウム メディアと虐待(前編)『明日、ママがい なくても』が投げかけたもの)			子どもの虐待とネグレクト 16-2	173-176	日本子ども虐待防止学会
玉井邦夫	2014.9	小児科医による児童虐待察知と通告行為に影響を与える要因			子どもの虐待とネグレクト 16-2	194-202	日本子ども虐待防止学会
宮島 喬	2014.9	記念講演 2013年10月19日 子どもの虐待と特別支援教育を考える(平成25年度研究発 表大会(合同大会) 報告)			北海道特別支援教育研究 8-1	41-57	北海道特別支援教育学会
間光洋	2014.9	『外国人の子どもの教育：就学の現状と教育を受ける権利』			季刊刑事弁護 80	69-74	東京大学出版会 現代人文社
アン・クリスティン・ セーデルボリ クララ・ヘルネル・ グンバルト グンヴォル・ラーショ ン・アード 仲真紀子 山本恒雄監訳 リンデル佐藤良子訳	2014.9.15	『知的障害・発達障害のある子どもの面接ハンドブック-犯罪・虐待被害が疑われる子ど もから話を聴く技術』					明石書店
川崎二三彦 増沢 高	2014.9.20	『日本の児童虐待重大事件 2000-2010』					福村出版
金亮 亮	2014.10	韓国における児童虐待防止のための最近の立法(2・完)親権法改正および児童虐待 処罰特例法の制定			戸籍時報 717	6-15	日本加除出版

児玉勇二	2014.10	『知的・発達障害児者の人権・差別・虐待・人権侵害事件の裁判から』					現代書籍
	2014.10	特集 養子縁組あつせん			里親と子ども 9		明石書店
藤林武史	2014.10	児童相談所における新生児養子縁組里親委託の取り組み：始めてみて気づいたこと (特集 養子縁組あつせん)			里親と子ども 9		明石書店
	2014.10	特集 里親養育の社会化			里親と子ども 9		明石書店
塚田敬義	2014.10	移植療法と法的問題(特集 移植療法の現況と今後の展望)			診断と治療 102-10	1465-1475	診断と治療社
平岡篤武	2014.10	子ども虐待と発達障害:情緒障害児短期治療施設での経験から(特集「発達障害」のある子どもの育ちを支える)			世界の児童と母性 77	21-26	資生堂社会福祉事業財団
岩井宜子 小西稔子 岩佐嘉彦	2014.10	公開シンポジウム「家族崩壊・児童虐待の現状と対策を考える」報告			犯罪学雑誌 80-5・6	209-217	日本犯罪学会
田部宏之 岡川毅志	2014.10	精神疾病を患う養護者が行う虐待行為に対する支援ネットワークの形成:援助者の虐待認識と適切な社会資源の活用			岐阜経済大学論集 48-1	53-62	岐阜経済大学学会
小山和利	2014.10	児童相談所から考える学校との連携(特集 教育と福祉をつなぐ)			教育 825	94-99	かもがわ出版
橋本和明	2014.10	虐待と非行へのかわり工とエトツ(特集 子どもの問題行動への対応を考える:暴力行動を中心に)			教育と医学 62-11	1023-1029	慶應義塾大学出版会
土井政和	2014.10	課題研究:刑事司法と福祉の連携の在り方ーはじめに			犯罪社会学研究 39	4-6	日本犯罪学会
安部哲夫	2014.10	『青少年保護法』					尚学社
高橋大輔	2014.10	親権停止と面会交流の法的関係	古橋エツ子 床谷文雄 新田秀樹		『家族法と社会保障法の交錯:本澤巳代子先生還暦記念』	121-137	信山社
床谷文雄	2014.10	児童福祉法28条審判をめぐる議論展開と民法(親権・未成年後見法)改正	古橋エツ子 床谷文雄 新田秀樹		『家族法と社会保障法の交錯:本澤巳代子先生還暦記念』	93-120	信山社
橋爪幸代	2014.10	イギリスにおける児童虐待予防施策の変遷とシェア・スタートの評価	古橋エツ子 床谷文雄 新田秀樹		『家族法と社会保障法の交錯:本澤巳代子先生還暦記念』	459-483	信山社
古橋エツ子	2014.10	スウェーデンにおける児童虐待防止への取組みと法的過大	古橋エツ子 床谷文雄 新田秀樹		『家族法と社会保障法の交錯:本澤巳代子先生還暦記念』	485-498	信山社
増田幸弘	2014.10	イングランドにおけるキンシップケアに関する法制度と政策	古橋エツ子 床谷文雄 新田秀樹		『家族法と社会保障法の交錯:本澤巳代子先生還暦記念』	431-457	信山社
有本梓 田高悦子	2014.11	児童虐待に対する保健師による活動内容と課題に関する文献検討			日本地域看護学会誌 17-2	45-54	日本地域看護学会
市村彰英	2014.11	虐待をしまったお父さんたち			ケース研究 2014-3	134-146	家庭事件研究会
大西良	2014.11	若者世代を対象とした児童虐待防止啓発に関する基礎的研究:大学生への子どものしつけと虐待に関する意識調査の結果を中心に			福岡県社会福祉士会研究誌 7	2-10	福岡県社会福祉士会
井上みゆき 篠原亮次 鈴木孝太 (ほか)	2014.11	母親の主観的虐待観と個人的要因および市区町村の対策との関連:健やか親子21の調査から			小児保健研究 73-6	818-825	日本小児保健協会
原田國男	2014.11	裁判員裁判の量刑の在り方:最高裁判平成26年7月24日判決をめぐって			刑事法ジャーナル 42	43-54	現代人文社
共同通信「虐待」取材班	2014.11	『ルポ 虐待の連鎖は止められるか』					岩波書店
久保健二	2014.12	特集 司法関与と虐待			子どもの虐待とネグレクト 16-3	242-274	日本子ども虐待防止学会
	2014.12	虐待対応における課題と困難:児童相談所常勤弁護士との立場から(特集 司法関与と虐待)			子どもの虐待とネグレクト 16-3	242-249	日本子ども虐待防止学会



吉田恒雄	2014.12	子どもの権利条約からみたわが国の子ども虐待防止法制の課題(特集 司法関与と虐待)	子どもの虐待とネグレクト 16-3	250-255	日本子ども虐待防止学会
山本恒雄	2014.12	介入型ソーシャルワークと司法関与(特集 司法関与と虐待)	子どもの虐待とネグレクト 16-3	256-262	日本子ども虐待防止学会
石田文三	2014.12	司法関与における裁判所の機能(特集 司法関与と虐待)	子どもの虐待とネグレクト 16-3	263-268	日本子ども虐待防止学会
川崎二三彦	2014.12	原胤昭に叱られた(特集 司法関与と虐待)	子どもの虐待とネグレクト 16-3	269-274	日本子ども虐待防止学会
奥山真紀子 武藤素明 渡井隆之	2014.12	シンポジウム メディアと虐待(後編)『明日、ママがいない』が投げかけたもの	子どもの虐待とネグレクト 16-3	275-288	日本子ども虐待防止学会
井上寿	2014.12	文化の中の子ども虐待(23)家族が共に育つ住環境とは	子どもの虐待とネグレクト 16-3	302-306	日本子ども虐待防止学会
元山彩織 河浦龍生 野田正人	2014.12	福岡市における養育支援訪問事業の効果および支援後悪化した家庭の要因と支援のあり方の検討	子どもの虐待とネグレクト 16-3	307-319	日本子ども虐待防止学会
中村由紀子 加藤雅江	2014.12	外來で長期経過観察を行った代理コミュニケーション症候群スペクトラムの3例	子どもの虐待とネグレクト 16-3	320-327	日本子ども虐待防止学会
小松原織香	2014.12	性暴力・DV・児童虐待支援におけるコミュニケーションアプローチの可能性:ジェームズ・ブタセグ「骨抜きに抗して」(米国)(小特集 加害者支援の現在)	共生と修復 4	35-37	東京学芸大学人文社会科学系法学政治学分野宿舎研究室
須賀正行	2014.12	元検察官のキャンパスノート(No.59)児童虐待と刑法	捜査研究 63-12	72-81	東京法令出版
掛川亜季	2014.12	学校にはどのような通告・通報義務があるのか(特集 もう、ためらわない 学校の通告・通報義務:虐待・いじめ、学校だけの問題にしない)	教職研修 43-4	90-91	教育開発研究所
天羽均	2014.12	通告・通報を行うための管理職の役割は何か(特集 もう、ためらわない 学校の通告・通報義務:虐待・いじめ、学校だけの問題にしない)	教職研修 43-4	92-93	教育開発研究所
桜山豊夫	2014.12	児童虐待の現状と通告の必要性(特集 もう、ためらわない 学校の通告・通報義務:虐待・いじめ、学校だけの問題にしない)	教職研修 43-4	94-96	教育開発研究所
松田兼行	2014.12	事件に学ぶ 通告・通報のケーススタディ(特集 もう、ためらわない 学校の通告・通報義務:虐待・いじめ、学校だけの問題にしない)	教職研修 43-4	97-99	教育開発研究所
小澤永治	2014.12	自閉症スペクトラム障害をもつ児童養護施設入所児童への多面的アプローチ:生活場面および関係性への支援に着目した検討	心理臨床学研究 32-5	588-598	日本心理臨床学会
上田裕美 岡本正子 北口和美 鈴木真由子 二井仁美 円谷峻 趙和 陳愛武 ほむか	2014.12	児童虐待に関する授業の成果と課題—学生によるレポートの分析を通して—	大阪教育大学紀要第四部門 62-2	103-118	
前田稔	2014.12	中国における親と子の法律問題:日本・中国家族法シンポジウム	明治大学法科大学院論集 15	95-139	明治大学法科大学院
許未恵	2014.12	医療行為の同意と代行決定(特集 後見業務とリーガルサポート)	月報司法書士 514	13-19	日本司法書士会連合会
広沢広一	2014.12	民法第766条の成立に関する一試論(下)	青山法学論集 56-3	1-130	青山学院大学
瀬川佳成 杉山春 松本伊智朗 ほむか	2014.12	子どもの年齢と法(2) 座談会 児童虐待の加害を減らすために:児童虐待の最近の動向、その背景から考える(特集 だれもが虐待をする可能性のある現代社会:子どもの権利条約発効20年の節目にあたって)	法学雑誌 61-1・2	486-460	大阪市立大学法学会
			福祉のひろば 177	10-23	大阪福祉事業団

目黒由幸 千田早苗	2014.12	仙台地検における入口支援—地域社会と協働する司法と福祉			法律のひろば 67-12	13-20	ぎょうせい
松宮孝明	2014.12	裁判員裁判における量刑が上告審で破棄された事例(最高裁第一小法廷平成26.7.24判決)			法学セミナー 59-12	111	日本評論社
笹倉香奈	2014.12	裁判員裁判における量刑判断(最高裁第一小法廷平成26.7.24判決)			法学セミナー 59-12	112	日本評論社
原佳央理	2014.12	『子ども虐待対応のための教育訓練実践モデル-修正デザイン・アンド・ディベロップメント(M-D&D)を用いて』					日本図書センター
緒方康介	2015	児童相談所で非行少年に実施されたWISC-IVの分析：P>Vプロフィールの検証			犯罪心理学研究 52-2	1-10	日本犯罪心理学会
前田清	2015	児童相談所における虐待対応の現状と社会医学的課題			社会医学研究 32-1	1-3	日本社会医学学会事務局
齋藤知子	2015	裁判記録等を用いた児童虐待死の事例検討について			司法福祉学研究 15	61-82	日本司法福祉学会
蟻塚昌克	2015	裁判傍聴記録 平成23年(わ)第1716号保護責任者遺棄・暴行 さいたま地方裁判所 [平成24.2.28判決] (2012(平成24)~2013(平成25)年度プロジェクト研究報告書 児童虐待に関するプロジェクト研究)			立正大学社会福祉研究所年報 17	3-15	立正大学社会福祉研究所
筑摩恭輝 高木敦子 望月美穂	2015	一時保護所における学習の取り組みについて			児童相談紀要 47	16-20	静岡県中央児童相談所
松倉耕作	2015	スイス養子縁組法と政府草案の主な改正項目について			名城ロースクール・レビュー 34	235-251	名城大学大学院法務研究科
北田真理	2015	若手セッション「ハーグ条約」重大な危険」に基づく返還の例外と子の最善の利益:ノイランガー論争の行方(第31回学術大会・シンポジウム 無縁社会と家族法)			家族(社会と法) 31	116-118	日本加除出版
白須真理子	2015	第三者による子の養育と親権:フランス法からの考察			私法 77	178-185	日本私法学会
林和俊 土田亜希 永井立平 ほか	2015	妊婦健診未受診妊婦の周産期前後、社会的背景の検討:子ども虐待予防の観点から(第20巻記念号)			高知県医師会医学雑誌 20-1	69-75	高知県医師会
田澤あけみ	2015	児童虐待防止活動・政策の100年:21世紀初頭における児童虐待問題と「福祉改革」(石井富美子教授・山西哲郎教授退職記念号)			人間の福祉 20	63-76	立正大学社会福祉学部
安達映子	2015	児童虐待対応における家族ソーシャルワーク機能の現状と課題:埼玉県内児童虐待死事例の分析を通して(2012(平成24)~2013(平成25)年度プロジェクト研究報告書 児童虐待に関するプロジェクト研究)			立正大学社会福祉研究所年報 17	17-27	立正大学社会福祉研究所
鈴木浩子 者藤恵美子	2015	子ども虐待予防に向けた保健師の家庭訪問の支援による母親の変化			日本公衆衛生看護学会誌 4-1	32-40	一般社団法人 日本公衆衛生看護学会
森合真一	2015	ケアマネジメントによる子ども虐待防止のためのソーシャルワーク実践			社会福祉科学研究 4	9-15	社会福祉科学研究所
辻京子	2015	児童虐待リスクとしての母子家庭:社会的排除とジェンダーの観点から			地域学研究 45-1	61-71	日本地域学会
原田旬哉 谷俊英	2015	児童虐待の現状から見る児童虐待予防に関する一考察			福祉研究 109	54-62	日本福祉大学社会福祉学会
友田明美	2015	児童虐待への曝露が局所脳領域の発達に及ぼす神経生物学的影響の予備的検証(第55回日本児童青年精神医学会総会特集(2)児童青年精神医学の再構成と挑戦:支援から予防へ-日本イタリヤEMDRジョイントセミナー-Neurobiology of PTSD and EMDR)			児童青年精神医学とその近接領域 56-4	487-489	日本児童青年精神医学会
杉山登志郎	2015	発達障害と子ども虐待との複合症例に対するEMDRを用いた簡易精神療法の試み(第55回日本児童青年精神医学会総会特集(2)児童青年精神医学の再構成と挑戦:支援から予防へ-日本イタリヤEMDRジョイントセミナー-Neurobiology of PTSD and EMDR)			児童青年精神医学とその近接領域 56-4	489-494	日本児童青年精神医学会
小林美智子	2015	第3回日本公衆衛生看護学会学術集会 教育講演 公衆衛生看護における母子保健の最前線:子ども虐待予防に向けた保健師活動への期待			日本公衆衛生看護学会誌 4-2	148-158	日本公衆衛生看護学会編集委員会

友田明美	2015	脳科学から見た児童虐待(特集トラウマと脳科学)	児童虐待の現場から見た児童虐待(特集トラウマと脳科学)	トラウマティック・ストレス13-2	125-133	日本トラウマティック・ストレス学会
千賀則史	2015	児童相談所の現場からの研究をどう行うか:子ども虐待の現場実践からのモデル構築に向けて	児童相談所の現場からの研究をどう行うか:子ども虐待の現場実践からのモデル構築に向けて	名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要・心理発達科学62	75-82	名古屋大学大学院教育発達科学研究科
小林美智子	2015	子ども虐待の「支援」を考える	子ども虐待の「支援」を考える	子どもの虹情報研修センター紀要13	1-12	横浜博明会子ども虹情報研修センター
岡本喜代子	2015	研修講演より 子ども虐待防止と助産師の役割	研修講演より 子ども虐待防止と助産師の役割	子どもの虹情報研修センター紀要13	80-97	横浜博明会子ども虹情報研修センター
林恵津子	2015	虐待経験が子どもの行動特徴に及ぼす影響:里親委託児における愛着の問題に関する調査	虐待経験が子どもの行動特徴に及ぼす影響:里親委託児における愛着の問題に関する調査	埼玉県立大学紀要17	37-42	埼玉県立大学
定本ゆきこ	2015	少年鑑別所で出会った少年達:虐待、発達障害についての気づき	少年鑑別所で出会った少年達:虐待、発達障害についての気づき	矯正講座35	117-122	龍谷大学矯正・保護課程委員会
金本勇	2015	大都市の児童虐待の比較分析(特集 リスクと社会)	大都市の児童虐待の比較分析(特集 リスクと社会)	現代社会研究1	4-19	神戸学院大学現代社会学会
走井徳彦	2015	児童理解と虐待:児童相談所一時保護所での事例から	児童理解と虐待:児童相談所一時保護所での事例から	教職支援センター紀要7	163-170	佛教大学教職支援センター
大宅宗一 櫻井敬男 松尾徹	2015	当院における小児安全対策委員会を通じた児童虐待への取り組みと課題	当院における小児安全対策委員会を通じた児童虐待への取り組みと課題	Neurosurgical emergency 20-1	76-81	日本脳神経外科救急学会
虹釜和明	2015	社会的養護の構造改革と課題:「新たな子ども家庭福祉のあり方」に関する専門委員会の論点より	社会的養護の構造改革と課題:「新たな子ども家庭福祉のあり方」に関する専門委員会の論点より	北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要8	57-67	北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部
近藤理恵 桐野匡史 黒木保博	2015	Research on Programs for Abusive Parents in Japan and Korea (2)	Research on Programs for Abusive Parents in Japan and Korea (2)	岡山県立大学保健福祉学部紀要22	75-79	岡山県立大学保健福祉学部
三瓶舞紀子 藤原武男	2015	虐待予防のための支援に拒否的な社会的ハイスリスク妊婦への介入方法の開発:社会的ハイスリスク妊婦に動機づけ面接で関わったら支援拒否が減るか	虐待予防のための支援に拒否的な社会的ハイスリスク妊婦への介入方法の開発:社会的ハイスリスク妊婦に動機づけ面接で関わったら支援拒否が減るか	研究助成論文集51	135-140	明治安田こころの健康財団
茂木健司	2015	児童相談所一時保護所の生活支援の標準化のための基礎研究:児童相談所一時保護所運営指針作成に向けて	児童相談所一時保護所の生活支援の標準化のための基礎研究:児童相談所一時保護所運営指針作成に向けて	研究助成論文集51	141-149	明治安田こころの健康財団
社会福祉法人恩賜財団愛育会	2015	『一時保護所における支援のあり方に関する研究(平成26年度児童福祉問題調査研究事業)』	『一時保護所における支援のあり方に関する研究(平成26年度児童福祉問題調査研究事業)』	岐阜看護研究会誌7	1-9	社会福祉法人恩賜財団愛育会
大橋麗子	2015.1	虐待を受けた子どもの内省機能の変化する過程:児童福祉施設における治療的養育による変化	虐待を受けた子どもの内省機能の変化する過程:児童福祉施設における治療的養育による変化	青少年問題62	32-37	岐阜看護研究会
高橋幸成	2015.1	児童相談所における精神障害少年とのかかわり(特集 精神医療と少年司法)	児童相談所における精神障害少年とのかかわり(特集 精神医療と少年司法)	青少年問題62	32-37	青少年問題研究会
田邊泰美	2015.1	英国児童虐待防止研究 子ども投資の社会哲学:ギデنز、エスピノーアモデルを中心に	英国児童虐待防止研究 子ども投資の社会哲学:ギデنز、エスピノーアモデルを中心に	園田学園女子大学論文集49	67-86	園田学園女子大学
花田裕子 永江誠治 本田純久 (ほか)	2015.1	国際シンポジウム「児童虐待被害者の自立支援を考える」の開催概要報告	国際シンポジウム「児童虐待被害者の自立支援を考える」の開催概要報告	保健学研究27-1	71-77	長崎大学
丸山洋子 吉川久史 松本克美	2015.1	自閉症スペクトラム症とトラウマ(特集 今日の日閉症スペクトラム症、子どもから大人まで)	自閉症スペクトラム症とトラウマ(特集 今日の日閉症スペクトラム症、子どもから大人まで)	臨床精神医学44-1	53-59	アークメディア
横田光平	2015.1	民法724条後段の20年期間の法的性質と民法改正の経過規定について	民法724条後段の20年期間の法的性質と民法改正の経過規定について	法と民主主義495	41-45	日本民主法律家協会
ニキ・ヴェルド ソニア・パーカー 井上直美	2015.1.15	『「三つの家」を活用した子ども虐待のアセスメントとプランニング』	『「三つの家」を活用した子ども虐待のアセスメントとプランニング』	法律時報87-11	47-55	日本評論社
矢瀧田篤二 萬屋育子	2015.1.20	『「赤ちゃん縁組」で虐待死をなくす-愛知方式が果たした命』	『「赤ちゃん縁組」で虐待死をなくす-愛知方式が果たした命』			明石書店 光文社
安部計彦	2015.2	子どものネグレクト状態と年齢の関係(藤野力教授 古希記念号)	子どものネグレクト状態と年齢の関係(藤野力教授 古希記念号)	西南学院大学人間科学論集10-2	43-61	西南学院大学学術研究所
小此木久美子	2015.2	児童相談所と学校保健との積極的連携は子どもを守る(特集 養護教諭への提言と期待:学校が連携・協働する専門家・専門機関から)	児童相談所と学校保健との積極的連携は子どもを守る(特集 養護教諭への提言と期待:学校が連携・協働する専門家・専門機関から)	保健の科学57-2	87-92	杏林書院

中川晴彦	2015.2	児童虐待に対する学校の意識と課題：アンケート調査の結果と分析から（特集「うちの子どもたちに限って」の思い込みが対応の遅れに子どもの危機と学校）		月刊生徒指導 45-2	30-35	学事出版
村田久	2015.2	統計と現実の狭間(第149回)児童虐待は増加しているのか?事実認識はどうして起こるのか?		Estrela 251	38-41	統計情報研究開発センター
山田容	2015.2	子どもの虐待対応の課題と要保護児童対策地域協議会の方向性		滋賀社会福祉研究 17	10-14	滋賀県社会福祉協議会
山口亮子	2015.2	子の監護権と転居：アメリカにおけるRelocation問題		産大法学 48-3・4	219-241	京都産業大学
位田忍	2015.2	栄養が成長・発達へ与える影響(虐待も含めて)(特集「子どもの栄養をアセスメントする：成長・発達を支える栄養管理と観察のポイント」知っておきたい知識)		小児看護 38-2	145-153	へるす出版
実方由佳	2015.2	子ども虐待対応における「専門職間連携」に関する地域間での「違い」：専門職の認知		社会福祉学 55-4	30-42	一般社団法人日本社会福祉学会
篠原拓也	2015.2	児童相談所と対立する親への支援		社会問題研究 64-143	13-26	大阪府立大学人間社会学部社会学科
片山知子	2015.2	心理療法の終結におけるイメージのおさめ方に関する一考察：児童養護施設における被虐待児童と三つの事例を通して		心理臨床学研究 32-6	673-682	日本心理臨床学会
中村廣光	2015.2	大分県下の児童養護施設における被虐待児童のケアに関する調査結果		別府大学短期大学部紀要 34	143-151	別府大学短期大学部
大崎克之	2015.2	児童虐待の予防と援助：法律・制度と課題(第27回神奈川母性衛生学会-シンポジウム「虐待について考える」)		神奈川母性衛生学会誌18-1	12-14	神奈川母性衛生学会
波床昌則	2015.2	傷害致死の事案につき、懲役10年の求刑を超えて懲役15年に処した第1審判決及びこれを是認した原判決が重刑不当として破棄された事例(最高裁第一小法廷平成26.7.24判決)		刑事法ジャーナル 43	172-179	成文堂
井上寿美 笹倉千佳	2015.2.3	調査・統計 児童養護施設入所児童等調査結果(上)半数以上の子どもの虐待経験		厚生福祉 6134	6-7	時事通信社
信田よ子	2015.2	『子どもを育てない親、親が育てない子ども-妊婦健診を受けなかった母親と子どもへの支援』				生活書院
宮寺晃夫	2015.2	『加害者は変わるか? -DVと虐待をみつめながら』				筑摩書店
角南 和子	2015.2	『受難の子ども-i心め・体罰・虐待』				一藝社
金ジャングイ	2015.2	教育問題法律相談(No.310)虐待と配偶者間暴力	子どもの権利条約 総合研究所	週刊教育資料 1331	31	教育公論社
市川光太郎	2015.3	『子どもの相談・救済ガイドブック(子どもの権利研究26号)』		阪大法学 64-6	1631-1657	日本評論社
小尾康友 大河内修	2015.3	家庭内暴力加害者への対策：治療プログラムを中心に		エマーゼンシー・ケア 28-3	294-296	メデイカ出版
田中文子	2015.3	小児救急疾患アトラス(14)ネグレクト		現代教育学研究紀要 8	47-53	中部大学現代教育学研究所
林弘正	2015.3	児童養護施設における自立への支援の実践：発達障害・非行・被虐待など困難な課題を抱えた児への取り組み		はらっぱ 359	18-21	子ども情報研究センター
岡田行雄	2015.3	子どもの人権と保育教育(第22回)児童虐待問題を考える：日本はハイリスクな社会		法學新報 121-11・12	599-644	中央大学法学会
泉正幸	2015.3	少年司法における虐待被害		熊本法学 133	41-76	熊本大学法学会
阪黒勇士 石村郁夫	2015.3	子どもを遺棄した母親が子育てにむかおうまで / 児童虐待裁判の傍聴をとおして		鈴鹿短期大学紀要 35	63-73	鈴鹿大学短期大学部
遠藤隆幸	2015.3	一時保護所における児童への感情労働が本来感を介してバーンアウトに及ぼす影響		東京成徳大学臨床心理学研究 15	163-168	東京成徳大学
栗林佳代	2015.3	震災孤児の監護体制に関する法的課題：「親族」里親の位置付けと権限に着目して(特集「震災で親を亡くした子どもたちに対する社会科学の役割：法学・社会学の観点から」)		東北学院大学法学政治学研究所紀要 23	37-56	東北学院大学法学政治学研究所
		フランスの養子縁組制度：養子法の概要と現地調査による実務の実態		佐賀大学経済論集 47-6	1-53	佐賀大学

関口晃治	2015.3	ハーグ子奪取条約と親子法への課題			志學館法学 16	13-26	志學館大学法学部
村田紋子	2015.3	児童養護施設における「養育者」による性的虐待防止の方策について:被措置児童等虐待の現状分析からの考察			小田原短期大学研究紀要 45	32-49	小田原短期大学
渡邊菜奈美	2015.3	「虐待不安」の構造-虐待不安尺度作成の試み(論文編-投稿論文)			子育て研究 5	41-51	日本子育て学会
平田美智子	2015.3	養子縁組と里親制度:児童相談所と民間機関の連携のあり方			和泉短期大学研究紀要 35	15-22	和泉短期大学
鈴木雅博 宮坂昌和	2015.3	児相の虐待ケースにおける地域ネットワークについての考察			北海道中央児童相談所研究紀要 32	37-49	北海道中央児童相談所
宮田頭一郎	2015.3	ステップファミリーにおける身体的暴力による虐待死のリスク評価の視点:児童虐待被害致死事件の裁判記録の分析を通して			北海道中央児童相談所研究紀要 32	51-77	北海道中央児童相談所
山本恒雄	2015.3	子どもの虐待を防ぐために妊婦を支援する 今、行政・病院・地域に求められていること(第33回茨城県母性衛生学会学術集会-特別講演)			茨城県母性衛生学会誌 33	23-25	茨城県母性衛生学会事務局
伊藤俊明	2015.3	子ども虐待による死亡と児童相談所に関する研究			東日本国際大学福祉環境学部研究紀要 11-1	1-13	東日本国際大学福祉環境学部
貞屋壽廣	2015.3	保育者を志望する学生の児童虐待防止に関する意識調査:卒業研究をとおして			大阪青山大学短期大学部研究紀要 37	21-30	大阪青山大学短期大学部
飯浜浩幸 小早川俊哉 杉本大輔 上原正希 (ほか)	2015.3	大学生の児童虐待への意識変化:オレンジリボン活動の調査から			道都大学紀要:社会福祉学部 40	1-7	道都大学図書紀要編集委員会
島山由佳子	2015.3	「家族維持」を目的とした子ども虐待ケース在宅支援初期対応における意思決定要因抽出のためのエキスパートインタビュー調査			論叢:神戸女子短期大学紀要 60	33-48	神戸女子短期大学
小林隆児	2015.3	ネグレクトが疑われる事例の考察で臨床力をみがく、気になる親子関係をみるコツ(1)「行動」でまなく「甘え」という情動に焦点を当てる			日本医事新報 4742	38-41	日本医事新報社
小林隆児	2015.3	ネグレクトが疑われる事例の考察で臨床力をみがく、気になる親子関係をみるコツ(2)甘えなくとも甘えられない			日本医事新報 4743	41-45	日本医事新報社
白石淑江	2015.3	児童虐待の予防を視野に入れた家庭訪問支援(その2)-妊娠届出書を活用した要支援			愛知淑徳大学論集 福祉貢献学部編 5	15-26	愛知淑徳大学福祉貢献学部
笠原正洋	2015.3	保育所に勤務する保育士の児童虐待防止に関する対応行動評価尺度作成の試み			中村学園大学発達支援センター研究紀要 6	1-11	中村学園大学発達支援センター
津崎哲郎	2015.3.15	『里親家庭・ステップファミリー』施設で暮らす子どもの回復・自立へのアプローチ-中途養育の支援の基本と子どもの理解					明石書店
	2015.3.20	『家族調査官が見た現代の非行と家族-司法臨床の現場から』		廣井亮一			創元社
	2015.4	『子ども中心の面会交流-こころの発達臨床・裁判実務・法学研究・面会支援の領域から考える』		梶村太市 長谷川京子			日本加除出版
面会交流実務研究会	2015.4	『代理人のための面会交流の実務-離婚の調停・審判から実施に向けた調整・支援まで』		片山登志子 村岡泰行			民事法研究会
仲真紀子	2015.4	子どもへの司法面接:その背景と展開			研修 802	3-14	誌友会事務局研修編集部
市川光太郎	2015.4	小児救急と虐待(増大号特集 小児科医のための「小児救急」UP DATE)			小児科 56-4	447-455	金原出版
佐々木大樹	2015.4	性加害行動をした児童への法的必要性に基づく支援の実践			心理臨床学研究 33-1	70-80	日本心理臨床学会
増沢高	2015.4	「所在不明」児童の虐待死事件から見えるもの(特集 消えた子ども・子どもを見失う社会)			子どもの虐待とネグレクト 17-1	16-21	日本子ども虐待防止学会
保坂亨	2015.4	居所不明児童生徒の実態と学校教育(特集 消えた子ども・子どもを見失う社会)			子どもの虐待とネグレクト 17-1	28-33	日本子ども虐待防止学会
山田不二子	2015.4	消えた子ども問題の解決に向けた取り組み(特集 消えた子ども・子どもを見失う社会)			子どもの虐待とネグレクト 17-1	34-37	日本子ども虐待防止学会
川並利治	2015.4	各地の取り組みから学ぶ(4)児童相談所設置市の課題と展望:これから設置を目指す自治体へ			子どもの虐待とネグレクト 17-1	44-50	日本子ども虐待防止学会
畠田拓	2015.4	子ども虐待の「今」(第17回)非行と虐待			子どもの虐待とネグレクト 17-1	51-57	日本子ども虐待防止学会

千田有紀	2015.4	文化の中の子ども虐待(24)関係性としての虐待		子どもの虐待とネグレクト 17-1	58-64	日本子ども虐待防止学会
石川結貴	2015.4	児童虐待2万8923人通告：最悪更新、10年前の30倍：警察庁『ルポ居所不明児童：消えた子どもたち(ちくま新書)』		厚生福祉 6149	16	時事通信社
高橋信幸 藤川朋子 秋武憲一	2015.4	『子の親権・監護の実務』				筑摩書房
松嶋秀明	2015.5	児童自立支援施設の実践を通して「非行」をとらえなおす：発達障害あるいは被虐待経験をもつ少年についての養職員の語り(特集 思春期をとらえなおす)		子ども学 3	73-91	萌文書林
大橋麗子 鈴木香代子 岡光基子 廣瀬たい子 ほか	2015.5	障害児入所施設の看護師が被虐待児支援で経験する困難：施設勤務年数と被虐待児支援経験との関連		小児保健研究 74-3	405-412	日本小児保健協会
岩崎りほ 有本梓 藤山正子 ほか	2015.5	フィンランドにおける子どもの虐待予防のための育児支援：看護職による活動を中心に		小児保健研究 74-3	447-452	日本小児保健協会
富永忠祐	2015.5	妊産婦・乳幼児への切れ目ない子育て支援(特集 これからの小児保健を考える)		小児科 56-5	655-662	
榎村政行	2015.5	『事例でみる親権・監護権をめぐる判断基準』	富永忠祐	看護研究集録22	1-12	木村看護教育振興
長谷川京子	2015.5	子ども養育支援ネットワークの形成に向けて		戸籍時報 726	23-32	日本加除出版
西田志穂	2015.5	子どもの利益の観点から裁判所の面会交流実施政策を考える：面会をめぐる非監護親の権利、面会交流の子どもへの影響を中心に		法の苑 62	19-25	日本加除出版
小橋孝介	2015.5	小児の看護基礎教育から考える子ども虐待予防：早期発見：専門職の役割を理解し、看護実践に生かそう！-これからの子ども虐待対応：教育・しくみ		小児看護 38-5	565-572	へるす出版
仙田昌義	2015.5	子ども虐待における連携：病院から地域へ(特集 子ども虐待の予防・早期発見：専門職の役割を理解し、看護実践に生かそう！-これからの子ども虐待対応：教育・しくみ)		小児看護 38-5	579-585	へるす出版
栗原順子	2015.5	小児科医の立場からみた虐待の予防と早期発見(特集 子ども虐待の予防・早期発見：専門職の役割を理解し、看護実践に生かそう！-専門職の実践場面や役割から学ぼう)		小児看護 38-5	593-599	へるす出版
加藤雅江	2015.5	虐待を受けた子どもに対する精神看護専門看護師による退院支援(特集 子ども虐待の予防・早期発見：専門職の役割を理解し、看護実践に生かそう！-専門職の実践場面や役割から学ぼう)		小児看護 38-5	614-620	へるす出版
橋本卓史	2015.5	子ども虐待予防に対するMSWによる専門職連携と地域連携(特集 子ども虐待の予防・早期発見：専門職の役割を理解し、看護実践に生かそう！-専門職の実践場面や役割から学ぼう)		小児看護 38-5	627-633	へるす出版
土屋まゆみ	2015.5	子ども虐待予防に向けた地域でのプライマリケア医の役割(特集 子ども虐待の予防・早期発見：専門職の役割を理解し、看護実践に生かそう！-専門職の実践場面や役割から学ぼう)		小児看護 38-5	634-636	へるす出版
	2015.5	固産期看護から取り組む子ども虐待予防と早期発見(特集 子ども虐待の予防・早期発見：専門職の役割を理解し、看護実践に生かそう！-専門職の実践場面や役割から学ぼう)		小児看護 38-5	637-643	へるす出版

水上彩子 荒井博子	2015.5	心理臨牀的観点から学ぶ周産期の保護者へのかわり子ども虐待予防(特集 子ども虐待の予防・早期発見:専門職の役割を理解し、看護実践に生かそう)-専門職の実践場面や役割から学ぼう)	小児看護 38-5	644-649	へるす出版
小林美智子	2015.6	特集 命を救う:子ども虐待防止最前線と弁護士	自由と正義 66-6	9-39	日本弁護士連合会
藤林武史	2015.6	児童虐待防止の20年とわが国の課題(特集 命を救う:子ども虐待防止最前線と弁護士の役割)	自由と正義 66-6	9-16	日本弁護士連合会
友田明美	2015.6	児童相談所の現状と虐待防止最前線(特集 命を救う:子どもの虐待防止最前線と弁護士の役割)	自由と正義 66-6	17-23	日本弁護士連合会
藤田香織	2015.6	児童虐待による脳への傷と回復へのアプローチ(特集 命を救う:子ども虐待防止最前線と弁護士の役割)	自由と正義 66-6	24-31	日本弁護士連合会
山野良一	2015.6	児童虐待防止法制と弁護士(特集:そして全国に広がる子どもシェルター(特集 命を救う:子ども虐待防止最前線と弁護士の役割)	自由と正義 66-6	32-39	日本弁護士連合会
福田雅章	2015.6	子どもの虐待と貧困問題に地域はどう取り組むか(特集 自治体”子ども政策”の発展)	ガバナンス 170	26-28	ぎょうせい
小野一光	2015.6	さまざまな取り組み 子どもへの貧困、虐待、その連鎖を断つための取り組み	児童養護 46-1	40-43	全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会
齋藤由起	2015.6	肉薄ニアプイクション 人が人を殺す「その理由」殺人犯との対話(15回)CAS6 下村早苗 大阪二児虐待死事件(後編)	週刊文春 57-21	40-43	文藝春秋
岩志和一郎	2015.6	『未成年後見の実務-専門職後見人の立場から』	日本司法書士会連合会		民事法研究会
冷水登紀子	2015.6	共同親権における財産管理	水野紀子 窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
多田宏治	2015.6	未成年後見人による財産管理-2011年改正を踏まえて	水野紀子 窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
横田光平	2015.6	親族による財産管理と法的地位	水野紀子 窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
山野良一	2015.7	行政過程への司法関与	窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
石橋勝美	2015.7	行政過程への司法関与	窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
二宮直樹	2015.7	行政過程への司法関与	窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
武藤素明	2015.7	行政過程への司法関与	窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
佐藤隆司	2015.7	行政過程への司法関与	窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
一場順子	2015.7	行政過程への司法関与	窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
中山百合	2015.7	行政過程への司法関与	窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
大谷美紀子	2015.7	行政過程への司法関与	窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
佐藤隆幸	2015.7	行政過程への司法関与	窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版
山下浩	2015.8	行政過程への司法関与	窪田充見	『財産管理の理論と実務』	日本加除出版

大西良	2015.8	民生委員・児童委員の子育て支援に関する意識調査・児童虐待問題に関する調査を中心に	福岡県社会福祉会	13-23	福岡県社会福祉会研究誌 8	福岡県社会福祉会
加藤洋子	2015.8	児童虐待問題を抱える家族の特徴に関する研究：児童相談所の虐待実態調査に関するクラス分析比較を通して	厚生労働統計協会	35-41	厚生労働統計誌 62-8	厚生労働統計協会
篠原拓也	2015.8	児童相談所の権限行使に対する抑止力確保の必要性：Convention on the Rights of the Child, Article 9.1に照らして	一般社団法人日本社会福祉学会	38-48	社会福祉学 56-2	一般社団法人日本社会福祉学会
秋元義弘	2015.8	虐待リスク？産後入院中、スマホばかり触っている赤ちゃんに無関心に見える夫婦（特集）以上じゃないけど何か気になる夫婦 妊娠検診・病棟での「あたら知りたい」グループセッションへのアセスメントの取組	メディアカ出版	786-788	ペリネイタルケア 34-8	メディアカ出版
岡宏	2015.8	「児童虐待」を構成する要因としてのサイバー犯罪について：予防に向けた一提言	近畿大学総合社会学部	95-105	近畿大学総合社会学部紀要 4-1	近畿大学総合社会学部
森川展男	2015.8	児童虐待防止法の立法過程：唱道連携モデルからの分析	岐阜経済大学学会	1-20	岐阜経済大学論集 49-1	岐阜経済大学学会
勝田美穂	2015.8	児童虐待防止法における検診未受診の意味（人間科学部10周年記念号）	西南学院大学人間科学論集	83-99	西南学院大学人間科学論集11-1	西南学院大学学術研究所
安部計彦	2015.8	学校における児童虐待の対応と課題：教員の虐待対応事例の分析を通して	北海道教育大学	1-11	北海道教育大学紀要人文科学・社会科学編 66-1	北海道教育大学
中村直樹	2015.8	フランスにおける児童虐待防止制度	国立国会図書館調査及び立法考査局	81-108	レファレンス 65-8	国立国会図書館調査及び立法考査局
三輪和宏	2015.8	面会交流の実体法上・手続法上の諸問題（子ども中心の面会交流論（原則的実施論批））	判例時報	4-10	判例時報 2260	判例時報社
梶村大市	2015.8	子どもの監護と離別後別居親の関わり（子ども中心の面会交流論（原則的実施論批判））	判例時報	11-18	判例時報 2260	判例時報社
長谷川京子	2015.8	家族法と戸籍を考える（44）面会交流の意義と支援の新たな取組み	戸籍時報	2-9	戸籍時報 729	日本加除出版
二宮周平	2015.8	契約型養子法の比較法的考察（廣瀬克巨先生追悼論文集）	法学新報	527-557	法学新報 122-1・2	中央大学法学会
鈴木博人	2015.8	養子縁組の届出に関する取扱いについての通達等の実施状況及び留意点：市区町村長の審査権と縁組意思の関連を中心に	テイハン	1-32	戸籍 915	テイハン
武見敬太郎	2015.8	子どもマルトリートメントと歯科衛生士のかわり方を考える（特集 子ども虐待：歯科医院で求められる気づきと支援）	デンタルダイヤモンド社	74-77	DH style 9-8	デンタルダイヤモンド社
岩原香織 都築民幸	2015.8	児童虐待の現状と回復への取組：防止法施行15年を迎えて	ぎょうせい	4-52	法律のひろば 68-9	ぎょうせい
磯谷文明	2015.9	児童虐待の現状と虐待防止法の展開（特集 児童虐待の現状と回復への取組：防止法施行15年を迎えて）	ぎょうせい	4-15	法律のひろば 68-9	ぎょうせい
石井芳明	2015.9	親権制限事件の運用状況（特集 児童虐待の現状と回復への取組：防止法施行15年を迎えて）	ぎょうせい	16-23	法律のひろば 68-9	ぎょうせい
依田吉人	2015.9	児童虐待問題に対する弁護士への取組（特集 児童虐待の現状と回復への取組：防止法施行15年を迎えて）	ぎょうせい	24-31	法律のひろば 68-9	ぎょうせい
藤田香織	2015.9	虐待を受けた子どもの状況と子どもへの支援（特集 児童虐待の現状と回復への取組：防止法施行15年を迎えて）	ぎょうせい	32-40	法律のひろば 68-9	ぎょうせい
藤田恭介	2015.9	家族の回復に向けた取組（特集 児童虐待の現状と回復への取組：防止法施行15年を迎えて）	ぎょうせい	41-46	法律のひろば 68-9	ぎょうせい
川崎二三彦	2015.9	子どもの年齢と法（3）	大阪市立大学法学会	810-788	法学雑誌 61-3	大阪市立大学法学会
中板育美	2015.9	虐待防止・早期発見のための取組：困難を抱える親への支援（特集 児童虐待の現状と回復への取組：防止法施行15年を迎えて）	全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会	8-11	児童養護 46-2	全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会
広沢広一	2015.9	子どもからの話を聴くか：司法面接法の開発と訓練	日立財団	11-15	犯罪と非行 180	日立財団
鶴岡裕晃	2015.9	子どもの調査に資する面接技法：司法面接を参考に	裁判所職員総合研究所	1-35	家裁調査官研究紀要 20	裁判所職員総合研究所



奥山真紀子	2015.9	子どもの虐待の対応とその根拠(特集 実地医家のための虐待医学)		日本医事新報 4770	17	日本医事新報社
山田不二子	2015.9	日常診療における虐待早期発見のポイント(特集 実地医家のための虐待医学)		日本医事新報 4770	23-29	日本医事新報社
	2015.9	教育法規あ・ら・か・と一時保護児の「出欠」の扱い		内外教育 6446	23	時事通信社
茂木健司	2015.9	子どもの「居場所」としての一時保護所を考える:入所児童の特性と生活環境としての建築物を考える(特集 子どもの居場所を護る)		建築とまちづくり 444	12-17	新建築家技術者集団
茂木健司 和田一郎 鈴木勲 大村敬志 横田光平 久保野恵美子	2015.9	座談会 一時保護所にみる子どもの居場所の実態(特集 子どもの居場所を護る)		建築とまちづくり 444	18-23	新建築家技術者集団
	2015.9	『子ども法』	金子修			有斐閣
	2015.9	『一問一答 国際的な子の連れ去りへの制度的対応-ハーグ条約及び関連法規の解説』	金子修			商事法務
松本克美 村本邦子 ほか	2015.10	児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法と心理 (法と心理学会第15回大会 ワークショップ)		法と心理 15-1	84-89	日本評論社
松本克美	2015.10	児童期の性的虐待被害に起因するPTSD等の発症に対する損害賠償請求権の時効・除斥期間: 鈞路PTSD等事件控訴審判決(札幌高裁平成26.9.25判決)		法律時報 87-11	165-168	日本評論社
青葉敏子	2015.10	虐待発見における児童相談所の役割(子ども虐待の諸相)ー(虐待を受けた子どもの発見・保護・治療と回復のための支援・虐待の発見)		児童心理 69-15	37-151	金子書房
柳沼恵美	2015.10	東京の一時保護所の現状と役割・機能について(子ども虐待の諸相)ー(虐待を受けた子どもの発見・保護・治療と回復のための支援・虐待を受けた子どもの育つ場所)		児童心理 69-15	92-97	金子書房
磯谷文明	2015.10	「親権の喪失」の今(子ども虐待の諸相)ー(虐待を受けた子どもの発見・保護・治療と回復のための支援・虐待を受けた子どもの育つ場所)		児童心理 69-15	116-121	金子書房
石田祥代	2015.10	北欧の子ども虐待の現状と対応(子ども虐待の諸相)		児童心理 69-15	132-137	金子書房
加藤麗子	2015.10	アメリカ・英国における児童虐待への対応:ネグレクトを中心に(子ども虐待の諸相)		児童心理 69-15	138-144	金子書房
幸崎若菜	2015.10	DV・虐待の問題を抱えた妊婦への支援(特集「特定妊婦」にどうかかわる?: 助産師ができる支援とは)ー(助産師による支援の事例から)		児童心理 69-15	145-151	金子書房
宮本信也	2015.10	0日、0か月児の虐待死予防のための妊娠期・産産期の課題(特集「特定妊婦」にどうかかわる?: 助産師ができる支援とは)		助産雑誌 69-10	814-818	医学書院
金井剛	2015.10	児童相談所の現状と今後(特集 里親養育のケースマネジメント)		助産雑誌 69-10	834-838	医学書院
Pais Marta Santos	2015.10	基調講演 子どもへの暴力のない世界をめざして(特集 子ども虐待防止世界会議名古屋2014)		里親と子ども 10	91-96	明石書店
小林美智子	2015.10	基調講演 過去から学び、未来に向けて行動しよう: 虐待された子どもと親をケアする社会に向けて(特集 子ども虐待防止世界会議名古屋2014)		子ども虐待とネグレクト 17-2	124-133	日本子ども虐待防止学会
柳川敏彦 Newell Peter 田沢 茂之	2015.10	体罰防止シンポジウム 子どもへの暴力・虐待防止のための体罰の根絶を目指して(特集 子ども虐待防止世界会議名古屋2014)		子ども虐待とネグレクト 17-2	142-152	日本子ども虐待防止学会
Fox Nathan A. Nelson Charles A. Zeamah Charles H.	2015.10	ボンサード・セクション 乳幼児期の心理社会的剥奪と施設養育がもたらす子どもの発達への影響: プカレスト早期介入プロジェクトからの教訓(特集 子ども虐待防止世界会議名古屋2014)		子ども虐待とネグレクト 17-2	186-195	日本子ども虐待防止学会
Sanders Matthew R. Kirby James 大河内 美和 岩佐嘉彦 濱田雅久	2015.10	ボンサード・セクション トリプルP: エビデンスに基づく子育て・家族介入のインパクトを促進する(特集 子ども虐待防止世界会議名古屋2014)		子ども虐待とネグレクト 17-2	196-205	日本子ども虐待防止学会
	2015.10	ボンサード・セクション 子どもの虐待防止の法制度と弁護士としての役割: 国際比較の視点から(特集 子ども虐待防止世界会議名古屋2014)		子ども虐待とネグレクト 17-2	206-214	日本子ども虐待防止学会
	2015.10	ボンサード・セクション 子どもの虐待防止の法制度と弁護士としての役割: 国際比較の視点から(特集 子ども虐待防止世界会議名古屋2014)		子ども虐待とネグレクト 17-2	215-221	日本子ども虐待防止学会



笠原麻里	2016	生殖医療後の子育てにおける子ども虐待のリスク		心身医学 56-7	712-717	一般財団法人 日本心身医学学会
沢崎俊之	2016	児童虐待防止に資する要因の探究の試み：「心のつぶさやき」のカテゴリー分けの資料から		埼玉大学教育学部実践総合センター要 15	85-90	埼玉大学教育学部
二見清一 西村洋子	2016	現物レポート 激増する児童虐待：子ども家庭相談をめぐる動向と児童相談所・市町村の現状と課題		季刊自治と分権 64	86-94	大月書店
	2016	判決紹介 性的虐待行為により、精神障害(うつ病)を発症した事例について、除斥期間の起算点はうつ病を発症した時であるとして、除斥期間の経過を認めなかった事例[札幌高裁平成28.9.25判決]		年報医事法学 31	151-157	日本評論社
林弘正	2016	児童相談所の児童虐待事案への介入の在り方：東京地裁平成27年3月11日民事第28号判決を契機に		武蔵野大学政治経済研究所年報 13	1-28	武蔵野大学政治経済研究所
岩瀬久子	2016	現場の声 児童虐待への取り組みの現状と課題：民間団体の取り組み事例の紹介を含めて		現代の社会病理 31	139-152	日本社会病理学会
安西敦	2016	20条2項該当事件(強盗殺人) 被害待経験が強盗殺人の動機の形成過程に影響した事例の検討(特集 少年法55条移送と量刑をめぐる争議)		刑事弁護 88	57-60	現代人文社
田中晶子	2016	家庭裁判所における子どもの心・意・意向調査への司法面接の活用		四天王寺大学紀要 62	81-94	西天王寺大学
上野加代子	2016	「児童福祉から児童保護へ」の陥穽：ネオリベラリズムなリスク社会と児童虐待問題(犯罪社会学におけるリスク社会論の意義)		犯罪社会学研究 41	62-78	日本犯罪学会
山田春	2016	児童虐待対応システムの検討：児童福祉法の改正と今後の課題(山邊朗子教授追悼記念号)		龍谷大学社会学部紀要 49	10-18	龍谷大学社会学部
倉橋弘	2016	児童虐待防止法について		福祉学文庫研究 15	73-36	日本福祉学文庫学会
高岡昂太	2016	性虐待をめぐる多職種・多機関ネットワーク(特集 子ども虐待とケア)		児童青年精神医学とその近接領域 57-5	730-737	日本児童青年精神医学会
澁谷昌史	2016	妊娠期からの子ども虐待予防のあり方に関する予備的研究		関東学院大学人文学会紀要 135	189-205	関東学院大学人文学会
辻京子	2016	母子保健分野における児童虐待防止活動とリスクアセスメント(人文・社会科学編 第47号)		四国大学紀要 47	37-50	四国大学
加藤尚子	2016	被置児童等虐待の発生に関与する組織風土に関する文献展望		明治大学心理学部社会学研究 12	153-169	明治大学心理学部社会学部
松倉耕作	2016	子の危険からの保護と2015年政府草案		名城ロー・スクール・レビュー 36	101-106	名城大学大学院法務研究科
松倉耕作	2016	養育開始に関するスイスの新連邦令と解説		名城ロー・スクール・レビュー 36	115-135	名城大学大学院法務研究科
松倉耕作	2016	養子縁組令の規制：スイスの場合		名城ロー・スクール・レビュー 36	141-152	名城大学大学院法務研究科
水野紀子	2016	家族の法と個人の保護	後藤玲子	『福祉+α』正義』	35-48	ミネルヴァ書房
鈴木博人	2016	講演 日本の養子法の特徴と問題点(中央大学・漢陽大学合同シンポジウム「日本及び韓国における現在の法状況」報告(1))		比較法雑誌 50-2	41-49	日本比較法研究所
權大祐	2016	講演 韓国法上の親養子制度：不完全な完全養子制度(中央大学・漢陽大学合同シンポジウム「日本及び韓国における現在の法状況」報告(1))		比較法雑誌 50-2	51-60	日本比較法研究所
中村真由美	2016	子の監護に関する処分の一事例		専門実務研究 10	129-139	横浜弁護士会
渡辺義弘	2016	面会交流の強制と援助の狭間に見えるもの：援助制度の現実にはバランスある強制を		青森法政論叢 17	30-50	青森法学会
佐々木健	2016	子の利益に即した手続代理人の活動と家事紛争解決		立命館法学 369-370	211-236	立命館大学
武田玲子	2016.1	学習支援事業における児童虐待予防の可能性：寄り添い型学習支援の支援者へのインタビューより探る		研究年報 46	35-48	明治学院大学社会学部付属研究所
相木翠子 岩永定	2016.1	問題を抱える子どもへの福祉と教育の連携実態と課題：児童相談所と学校の連携を中心に		国際研究論叢：大阪国際大学・大阪国際短期大学部紀要 29-2	107-122	大阪国際大学
後藤啓二	2016.1	クローカルインタビュー NPO法人シンクキッズ代表理事 弁護士 後藤啓二氏 児童虐待、どう抑制するか 関係機関は実効性ある連携を、法改正急務、最悪事態防げ		日経グローバル 283	48-50	日経産業消費研究所
許末恵	2016.1	親権と監護—民法第766条、第818条及び第819条の成立				日本評論社
横田光平	2016.1	子ども法と警察—児童虐待・少年非行・いじめ	角松生史 山本顕治 小田中直樹	『現代国家の市民社会の構造的転換と法学的アプローチ』	137-156	日本評論社

2016.1	姜風和 森口千晶	日本と韓国における養子制度の発展と児童福祉：社会的養護としての養子縁組を考 える	経済研究 67-1	26-46	岩波書店
2016.1	一宮周平 松久和彦	家族法と戸籍を考える(47) 面会交流支援団体の実情と公的な支援	戸籍時報 735	4-16	日本加除出版
2016.1	法テラス本部裁判員 裁判官 藤野 隆	「被害経験」に焦点を当てて犯情の主張をする必要性があった事例	季刊刑事弁護 85	156-159	現代人文社
2016.2		特集 レジリエンス再考	子どもの虐待とネグレクト 17-3	326-371	日本子ども虐待防止学会
2016.2	森茂起	特集にあたって(特集 レジリエンス再考)	子どもの虐待とネグレクト 17-3	326-328	日本子ども虐待防止学会
2016.2	遠藤利彦	アタッチメントとレジリエンスのあわい(特集 レジリエンス再考)	子どもの虐待とネグレクト 17-3	329-339	日本子ども虐待防止学会
2016.2	小花和 Wright 尚子	幼児期のレジリエンスと虐待(特集 レジリエンス再考)	子どもの虐待とネグレクト 17-3	340-345	日本子ども虐待防止学会
2016.2	宮地尚子	虐待サバイバーとレジリエンス(特集 レジリエンス再考)	子どもの虐待とネグレクト 17-3	346-352	日本子ども虐待防止学会
2016.2	大山みち子	心理療法の経験からみたレジリエンス：虐待を中心におかないままで(特集 レジリエ ンス再考)	子どもの虐待とネグレクト 17-3	353-359	日本子ども虐待防止学会
2016.2	庄司順一	レジリエンスについて(特集 レジリエンス再考)	子どもの虐待とネグレクト 17-3	360-371	日本子ども虐待防止学会
2016.2	加藤治子	子ども虐待の「今」(第18回) 子どもへの性暴力：性暴力救済センター・大阪SACHICO 5年間の活動から学べるもの	子どもの虐待とネグレクト 17-3	374-380	日本子ども虐待防止学会
2016.2	八木安理子	各地の取り組みから学ぶ(5) 要保護児童対策地域協議会による在宅支援：枚方市に おける虐待防止のネットワーク会議の16年を振り返って	子どもの虐待とネグレクト 17-3	381-388	日本子ども虐待防止学会
2016.2	岩淵重美 齊藤久子 林大輔 ほか	当院の身体的虐待症例における虐待判別ソフトの有用性の検討	子どもの虐待とネグレクト 17-3	395-399	日本子ども虐待防止学会
2016.2	増井香名子	婦人相談所一時保護からみるDV被害者とその子どもの実態—社会的養護としてのDV 被害母子の支援への視点—	子どもの虐待とネグレクト 17-3	400-407	日本子ども虐待防止学会
2016.2	久保健二	子ども虐待対応への司法関与の実現における懸念と提案	子どもの虐待とネグレクト 17-3	425-429	日本子ども虐待防止学会
2016.2	小宮純一	埼玉 児童養護施設ぐるみで隠蔽、疑われる県の自浄能力 2施設で職員が児童と性的 関係(出口なき児童虐待)	金曜日 24-6	42-43	金曜日
2016.2	須田桂吾	神奈川県 目覚めよ、ゆりかご園！ 児童虐待生み出す“ブラック施設”化の実態(出口な き児童虐待)	金曜日 24-6	44-45	金曜日
2016.2	千賀則史	性的虐待が疑われた中学生女子に対する家族再統合に向けた心理援助：児童相談所 の一時保護所での子どもへのアプローチに焦点を当てて	コミュニケーション心理学研究 19-2	176-195	日本コミュニケーション心理学会
2016.2	小川雷之 高橋腰子 立石直子	『離別後の親子関係を問い直す 子どもと福祉と家事実務の架け橋をめざして』			法律文化社
2016.2	橋高真佐美	ハーグ条約と子どもの人権(子どもリーガルサービスセンター 第3回研修会 子ども の権利と面会交流、引渡し)	獨協ロー・ジャーナル 10	59-76	獨協大学法科大学院
2016.2	渡辺義弘	特別養子制度を考える	法学教育研究会 1		法学教育研究会
2016.3	久保健二	わたしの仕事、法つながり：ひろがる法律専門家の仕事編(第11回) 子ども福祉にも必 要とされる弁護士の方：児童相談所の常勤弁護士だからこそできること	法学セミナー 61-3	4-5	日本評論社
2016.3	仲真紀子	子どもへの司法面接：その必要性と方法	捜査研究 65-3	46-53	東京法令出版
2016.3	小木曾宏	たずねて 家族再統合に向けた川崎市独自の取り組み：川崎市子ども家庭センター(中 央児童相談所)をたずねて	児童養護 46-4	34-37	全国社会福祉協議会全国 児童養護施設協議会
2016.3	大橋颯子	専門職が認識する虐待を受けた子どもへの支援が機能する構造：医療型障害児入所 施設における調査	小児保健研究 75-2	209-216	日本小児保健協会
2016.3	溝口史剛 滝沢琢己 森盛太郎 ほか	子どもの死亡登録・検証委員会報告 パイロット4地域における、2011年の小児死亡登 録検証報告：検証から見えてきた、本邦における小児死亡の死因究明における課題	日本小児科学会雑誌 120-3	662-672	日本小児科学会

松田宣子 石井美由紀 奥田博子 倉田哲也 内村利恵	2016.3	保健師の子ども虐待の初期リスクアセスメントの実態に関する研究：保健師が支援した子ども虐待事例を通して		研究紀要 17	133-142	関西国際大学
牧真吉	2016.3	児童相談所の関わりから社会の変化を見る (第11回 日本司法精神医学会大会) - (シンポジウム 少年の問題行動を取り巻く制度・教育・治療)		司法精神医学 11-1	115-119	日本司法精神医学会
辻京子	2016.3	児童虐待と経済階層の関連：A児童相談所の虐待相談受理データからの考察		臨床心理学研究 53-2	67-79	日本臨床心理学会
隅田陽介	2016.3	性的虐待による被害を受けた児童に対する刑事手続上の支援：証言の際のセラピー犬の同伴を中心に (関静雄先生 中川幾郎先生 吉田和男先生 退職記念号)		帝塚山法学 27	101-158	帝塚山大学法学会
久保樹里	2016.3	児童相談所における子ども虐待ソーシャルワークの課題		大阪社会福祉士 22	2-9	大阪社会福祉士会
青柳千春 阿久澤智恵子 笠巻純一	2016.3	児童虐待対応における学校と関係機関の連携に関する研究：校外関係機関の専門職へのインタビュー調査から		高崎健康福祉大学紀要 15	23-34	高崎健康福祉大学
飯浜浩幸 小早川俊哉 上原正希 ほか	2016.3	大学生の児童虐待への意識変化：オレンジリボン活動の調査から (第2報)		道都大学紀要、社会福祉学部 41	1-7	道都大学図書紀要編集委員会
寅屋壽廣	2016.3	児童虐待の現状と課題：家庭復帰の検討をとおしての一考察		大阪青山大学短期大学部研究紀要 38	21-34	大阪青山大学短期大学部
片桐由喜	2016.3	虐待通報のリスクと克服		週刊社会保険 70-2867	48-53	法研
棚村政行	2016.3	各地の活動紹介 講演 親子関係における諸問題について		調停時報 193	71-83	日本調停協会連合会
宮崎幹朗	2016.3	未成年後見と親権との関係：審判例にみる「親権を行う者がいないとき」の意義 (岩間徹教授古稀記念号)		西南学院大学法学論集 48-3・4	305-422	西南学院大学学術研究所
水沢広一 佐々木大樹 田中清美	2016.3	子どもの年齢と法 (5・完)		法学雑誌 62-1	139-156	大阪市立大学法学会
山田不二子	2016.4	児童虐待相談における介入役割から支援役割への変化		心理臨床学研究 34-1	73-82	日本心理臨床学会
辻村みよ子	2016.4	医療から見た障害児虐待・ネグレクトの実態 (特集 第41回日本重症心身障害学会学術集会) - (シンポジウム 障害者虐待の現状と対策について考える)		日本重症心身障害学会誌 41-1	59-64	日本重症心身障害学会
村瀬嘉代子	2016.4	離婚をめぐる親権・監護権の実務一裁判官・家庭調査官の視点を踏まえた弁護士実務	近藤ルミ子 西口元			日本加除出版 学陽書房
菅原ますみ	2016.4	離婚紛争と子どもの利益の実理		家庭の法と裁判 5	巻頭言	日本加除出版
池田清貴	2016.4	親の離婚を経験する子どもたちの受ける影響及び子どもや親に対する専門的支援の在り方 (特集 離婚紛争における合意形成支援の現状と課題) - (プレゼンテーション)		家庭の法と裁判 5	6-10	日本加除出版
野村武司	2016.4	親の離婚紛争における子どもの最善の利益：子どもの手続代理人として (特集 離婚紛争における合意形成支援の現状と課題)		家庭の法と裁判 5	14-18	日本加除出版
花元彩	2016.4	「要保護児童対策」における情報共有と個人情報保護		磯部力先生古稀記念論文集刊行委員会	335-355	勁草書房
吉田恒雄	2016.5	DV高葛藤事案における面会交流の可否及び方法		新・判例解説 Watch 18	89-92	日本評論社
金ジャンディ	2016.5	子どもの権利擁護に向けた官・民の協働：児童虐待防止のオレンジリボン運動から (特集 権利擁護と福祉サービス)		月刊福祉 99-5	28-31	全国社会福祉協議会
光成歩	2016.5	韓国の児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法について：児童虐待犯罪を中心に		阪大法学 66-1	283-303	大阪大学大学院法学研究科
伊藤嘉余子	2016.5	立法情報 マレーシア改正子ども法による児童虐待罰則化		外国の立法 267-2	20-21	国立国会図書館調査及び立法考査局
山田不二子	2016.5	里親の支援ニーズと支援機関の役割：里親アンケート調査結果からの考察		社会福祉学 57-1	30-41	日本社会福祉学会
山崎麻美	2016.5	AHT/SBSの概念と歴史 (特集 虐待による乳幼児頭部外傷 (AHT))		子どもの虐待とネグレクト 18-1	8-15	日本子ども虐待防止学会
田崎みどり	2016.5	AHT/SBSの診断と多機関連携の実態および医療者が法廷で果たす役割 (特集 虐待による乳幼児頭部外傷 (AHT))		子どもの虐待とネグレクト 18-1	16-22	日本子ども虐待防止学会
	2016.5	AHT/SBS対応に苦慮している児童相談所の現状について (特集 虐待による乳幼児頭部外傷 (AHT))		子どもの虐待とネグレクト 18-1	23-30	日本子ども虐待防止学会

宮崎祐介	2016.5	SBSの発生機序とその外力の程度(特集 虐待による乳幼児頭部外傷(AHT))			子どもの虐待とネグレクト 18-1	31-37	日本子ども虐待防止学会
藤原武男	2016.5	日本における揺さぶりの実態とリスク要因、予防に関するエビデンス(特集 虐待による乳幼児頭部外傷(AHT))			子どもの虐待とネグレクト 18-1	38-42	日本子ども虐待防止学会
小野聡枝 山田不二子	2016.5	神奈川県内の医療機関および行政における乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)予防教育の取り組みに関する実態調査結果(特集 虐待による乳幼児頭部外傷(AHT))			子どもの虐待とネグレクト 18-1	43-50	日本子ども虐待防止学会
夏苺郁子	2016.5	子ども虐待の「今」(第19回)回復は、和解のプロセスから;統合失調症の母と暮らした私の子どもの時代を、当事者の目線と、児童精神科医の視点から考える			子どもの虐待とネグレクト 18-1	58-63	日本子ども虐待防止学会
高岡昂太	2016.5	わが国での虐待対応データベース構築の必要性とその運用;海外文献レビュー			子どもの虐待とネグレクト 18-1	93-99	日本子ども虐待防止学会
下山田洋三 米山明 長瀬美香 住か	2016.5	肢体不自由児施設に入所している被虐待児の追跡調査			子どもの虐待とネグレクト 18-1	100-105	日本子ども虐待防止学会
大橋麗子	2016.5	医療型障害児入所施設における虐待を受けた子どもへの職員の対応行動とバーンアウトの関連;施設勤務年数と研修会前後の検討			子どもの虐待とネグレクト 18-1	106-114	日本子ども虐待防止学会
歌代幸子	2016.5	2週間に1人、0歳児が殺されている事実 虐待死ゼロを目指す!赤ちゃん緑組とは			婦人公論 101-10	134-138	中央公論新社
神野礼斉	2016.5	新・家族法研究ノート第2期(第2回)夫による暴力(DV)等がある場合の面会交流の可否[東京高裁平成27.6.12決定、仙台高裁平成27.8.7審判]			月報司法書士 531	66-72	日本司法書士会連合会
立石直子	2016.5	ドメスティック・バイオレンスを原因とする離婚と子の処遇;被害者と子どものために必要な視点とは(塚本和彦教授 安井宏教授 退任記念論集)			法と政治 67-1	383-406	関西学院大学法政学会
松宮透高	2016.6	児童虐待事案における関係機関との連携について			法律のひろば 69-6	2	ぎょうせい
加藤雅江	2016.6	子ども虐待防止に活かすべき精神保健福祉士の機能とその課題:メンタルヘルス問題のある親への生活・子育て支援を考える(特集 子どものメンタルヘルスと精神保健福祉士)			精神保健福祉47-2	96-99	日本精神保健福祉士協会
小池泰 水野紀子 篠原康治 佐藤和英 酒井佳子 松本祐司 池田隆	2016.6	児童虐待防止と精神保健福祉士の実践(特集 子どものメンタルヘルスと精神保健福祉士)			精神保健福祉 47-2	110-112	日本精神保健福祉士協会
奥田晃久 川松亮 桜山豊夫	2016.6	特集 児童福祉法改正 中核市、4分の3が慎重姿勢:対応に温度差、児童相談所アンケート結果			厚生福祉 6247	10-11	時事通信社
友田明美	2016.6	親権(特集 家族法のプロファイル)			法学教室 429	28-32	有斐閣
奥山眞紀子	2016.6	子育と家族と法			ケース研究 2016-1	81-122	日本調停協会連合会
岩志和一郎	2016.6	国際的な子の養育の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)に基づく子の返還に関する各国裁判例の紹介:DVと重大な危険に関する各国裁判例について			ケース研究2016-1	206-224	日本調停協会連合会
高田恭子	2016.7	特集 一時保護所の現状と課題			子どもと福祉 9	53-69	明石書店
友田明美	2016.7	子どもの貧困と児童虐待(特集 子どもの貧困と健康)			公衆衛生 80-7	491-495	医学書院
奥山眞紀子	2016.7	乳幼児期の被虐待体験とその後の精神発達への影響:反応性アタッチメント障害と発達性トランスference(特集 こころの病理をさかのぼる:精神医学における乳幼児期の意識)			精神科治療学 31-7	865-871	星和書店
高田恭子	2016.7	親の養育権と児童保護の融和を目指して~べルリンの点と、線と、網と			小児保健研究 75-4	439-444	日本小児保健協会
高田恭子	2016.7	DV被害者の救済とその後の面会交流-面会交流とその支援のあり方を多角的に検証する			ジェンダーと法 32		日本加除出版
高田恭子	2016.7	『弁護士専門研修講座 子どもをめぐる法律問題』			ジェンダーと法 13		ジェンダー法学会
							ぎょうせい

池田清貴	2016.7	「子どもの手続代理人」の実務	東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会	『弁護士専門研修講座 子どもをめぐる法律問題』	1-54	ぎょうせい
掛川亜季	2016.7	親権と監護の実務	東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会	『弁護士専門研修講座 子どもをめぐる法律問題』	55-108	ぎょうせい
鈴木浩之	2016.8	子ども虐待に伴う不本意な一時保護を経験した保護者の「折り合い」のプロセスと構造：子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係の構築		社会福祉学 57-2	1-14	日本社会福祉学会
古川恵理子	2016.8	虐待を疑わせる所見 (特集 小児救急で求められる単純入線写真) — (骨軟部・その他)		小児科診療 79-8	1097-1101	診断と治療社
鈴木昭	2016.8	大会企画シンポジウム つながりを失った子どもたち：孤立家庭、居所不明児の問題を考える (特集 第21回学術集会 (にいがた大会))		子どもの虐待とネグレクト 18-2	165-171	日本子ども虐待防止学会
鷲山拓男	2016.8	母子保健の虐待予防における援助関係形成に求められること (特集 第21回学術集会 (にいがた大会)) — (大会企画シンポジウム リスクを抱える親たちを支えるために：乳幼児健診におけるアーストーク：技術論を超えて)		子どもの虐待とネグレクト 18-2	181-185	日本子ども虐待防止学会
小平かやの	2016.8	東京都児童相談所におけるPCIT (親子相互交渉療法) の実践と課題 (特集 第21回学術集会 (にいがた大会))		子どもの虐待とネグレクト 18-2	214-221	日本子ども虐待防止学会
小泉典章 立花良之	2016.8	精神保健と母子保健の協働による周産期メンタルヘルスへの支援		子どもの虐待とネグレクト 18-2	231-235	日本子ども虐待防止学会
上原由紀 小西聖子 春原由紀	2016.8	児童相談所で親子相互交渉療法 (PCIT) を用いた事例について：再統合・里親のケースに対する有効性の予備的検討		子どもの虐待とネグレクト 18-2	255-264	日本子ども虐待防止学会
小池信太郎	2016.8	茨城のチルドレンズ・ホームに二度目の改善勧告 児童養護施設でまた性虐待		金曜日 24-32	36-37	金曜日
丹羽敬	2016.8	傷害致死の事実につき、懲役10年の求刑を超えて懲役15年に処した第1審判決およびこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例 (最高裁第一小法廷平成2016.8『子どもと法』)		論究ジュリスト 18	222-227	有斐閣
横田光平	2016.9	即時強制・仮の行政処分・事実行為の実施—参照領域としての子どもと法—	宇賀克也 交告尚史	『小早川光郎先生古稀記念 現代行政法の構造と展開』	729-744	法律文化社
仲真紀子	2016.9	記憶はどのように伝えられるか：子どもへの司法面接と多機関連携による協同面接 (特集 治療的コミュニケーション) — (治療的コミュニケーションの実際)		臨床心理学 16-5	549-553	金剛出版
内山雅之	2016.9	児童相談所の現在・過去・未来 (特集 児童福祉のあり方)		月報司法書士 535	11-16	日本司法書士会連合会
坂間多加志	2016.9	里親制度の慢性的課題とこれからの当事者支援 (特集 児童福祉のあり方)		月報司法書士 535	17-23	日本司法書士会連合会
馬場望	2016.9	児童虐待と法律家の関わり (特集 児童福祉のあり方)		月報司法書士 535	24-28	日本司法書士会連合会
友田明美	2016.9	子ども虐待と脳科学 (1) 虐待と脳の関連 (前編)		子育て支援と心理臨床 12	94-97	福村出版
牧真吉	2016.9	親と子それぞれの育ちを育む：虐待をめぐって (妊娠・出産・子育てをめぐるところのケア：親と子の出会いからほじまる周産期精神保健) — (周産期医療から地域での支援)		別冊発達 32	243-250	ミネルヴァ書房
稲川龍也 和田雅樹	2016.9	検察における再犯防止・社会復帰支援の取組		罪と罰 53-4	5-20	日本刑事政策研究会
久保健二	2016.9	児童相談所の現場から		罪と罰 53-4	28-37	日本刑事政策研究会
山本恒雄	2016.9	児童相談所における子どもの保護の状況と子どもが抱える課題 (特集 地域福祉と児童養護施設：かけがえのないつながり 地域で起きている要保護児童問題)		人権のひろば 19-5	1-3	人権擁護協力会
仲真紀子	2016.9	『子どもへの司法面接—考え方・進め方・トレーニング』		児童養護 47-2	20-23	全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会
可児康則	2016.9	面会交流に関する家裁実務の批判的考察：「司法が関与する面会交流の実情に関する調査」を踏まえて		判例時報 2299	13-27	判例時報社
椎名親子	2016.9	イタリア親子法における子の法的地位の平等と親責任の実現：2012年2013年の新親子法について		政治・経済・法律研究 19-1	1-40	拓殖大学政治経済研究所
布施茂太	2016.9	国際的な子の養育の民事上の側面に関する条約：面会交流制度を中心に (上)		専修法研論集 59	131-200	専修大学大学院
古荘純一	2016.9	特別支援教育における教育虐待・教育ネグレクト		小児科 57-10	1277-1282	金原出版

三井さよ	2016.10	支援と虐待のはざまで:虐待を防止するとはどのようなことか(特集 問われる社会福祉の倫理:「効率化」重点化)の由で	社会福祉研究 127	29-37	鉄道弘済会
	2016.10	特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか	そだちの科学 27	2-71	日本評論社
滝川一廣	2016.10	子どもを育てる難しさと子育ての失調(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	2-8	日本評論社
大高一則	2016.10	子育て困難:地域を耕すということ(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	9-14	日本評論社
小林隆児	2016.10	「甘え」の世界からみた子育て困難—アタッチメント研究で捨象されてきたもの—(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	15-19	日本評論社
杉山登志郎	2016.10	診察室からみた子育て困難(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	20-24	日本評論社
牧真吉	2016.10	子どもの虐待はそのままいいのか:児童相談所の現状と課題(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	25-30	日本評論社
大崎勝	2016.10	児童虐待と学校、親(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	31-36	日本評論社
高島聡子	2016.10	父母の離婚と子育て困難:家庭裁判所から(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	37-40	日本評論社
内海新祐	2016.10	児童養護施設の現在(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	41-46	日本評論社
山竹伸二	2016.10	子育て環境の変化をどうみるか:子育ての現象学(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	47-52	日本評論社
小倉清	2016.10	子どもの虐待をいかにへらすか(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	53-55	日本評論社
清水将之	2016.10	アビュースを考えるということ(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	56-59	日本評論社
村田豊久	2016.10	虐待について考えたこと(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	60-63	日本評論社
岡田隆介	2016.10	卒業証書くれた家族(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	66-68	日本評論社
永田雅子	2016.10	子育ての困難とその臨床:子ども親の育ちを支える(特集「子ども虐待」はなぜなくなるのか:子育て困難にどう対応するか)	そだちの科学 27	69-70	日本評論社
稲川龍也	2016.10	いわゆる「司法面接」に対する検察の取組(法と心理学学会第16回大会 大会企画シンポジウム 司法面接をどう使うか:スキル、連携、法制度)	法と心理 16-1	31-35	日本評論社
緑大輔	2016.10	司法面接結果の公判廷への顕出の可能性(法と心理学学会第16回大会 大会企画シンポジウム 司法面接をどう使うか:スキル、連携、法制度)	法と心理 16-1	36-42	日本評論社
渡邊和美	2016.10	体験した事実を聞き取るための面接スキル(法と心理学学会第16回大会 大会企画シンポジウム 司法面接をどう使うか:スキル、連携、法制度)	法と心理 16-1	43-51	日本評論社
石橋昭良	2016.10	指定討論(法と心理学学会第16回大会 大会企画シンポジウム 司法面接をどう使うか:スキル、連携、法制度)	法と心理 16-1	52-54	日本評論社
松本克美 金成風	2016.10	児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法心理(2)ドイツ・韓国調査の報告(法と心理学学会第16回大会 ワークショップ)	法と心理 16-1	69-74	日本評論社
安田裕子 石崎優子 新田雅彦 丸山朋子	2016.10	大阪府内における被虐待児の社会的入院の現状と課題	日本医事新報 4826	18-20	日本医事新報社
久保健二 ほか	2016.10	『児童相談所における子ども虐待事案への法的対応:常勤弁護士の見点から』			日本加除出版
水藤昌彦	2016.10	近年の刑事司法と福祉の連携にみるリスクとセキユリティ	犯罪社会学研究 41	47-61	日本犯罪学会
松田和哲	2016.10	生 育歴を犯情の中身として組み立てるケースオリ	季刊刑事弁護 88	41-44	現代人文社
養護教諭の学校危機管理を学ぶ会	2016.10	虐待を受けたと思われる生徒が、学校から児童相談所へ一時保護された場合の留意点	心とからだの健康 20-10	38-40	健学社
種谷良二	2016.11	児童虐待の防止に向けて(特集 児童虐待対策の現在)	警察学論集 69-11	1-4	立花書房
小西康弘	2016.11	児童虐待防止に向けた警察の取組の強化について:関係機関との情報共有を中心に(特集 児童虐待対策の現在)	警察学論集 69-11	5-22	立花書房



2016.11	竹内尚也	厚生労働省における児童虐待防止対策について(特集:児童虐待対策の現在)				警察学論集 69-11	23-47	立花書房
2016.11	高橋孝一	児童虐待事案における捜査上の留意事項:真相を解明し適切・妥当な解決を図るために(特集:児童虐待対策の現在)				警察学論集 69-11	48-86	立花書房
2016.11	加藤洋子	児童相談所が対応する虐待問題に関する研究:2003年・2008年の子ども虐待実態調査の2次分析を通して				子ども家庭福祉学 16	1-15	日本子ども家庭福祉学会
2016.11	大塚剛司	児童相談所一時保護所の入所児童の変化と支援の研究:中学生以上の事例分析から虐待を認めないケースに対する児童相談所の援助プロセスに関する質的研究:TEA(複線径路等至性アプローチ)を用いて				子ども家庭福祉学 16	44-56	日本子ども家庭福祉学会
2016.11	千賀則史	法令解説 児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等:児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号) 平28.6.3公布 平29.4.1施行(一部を除く)				時の法令 2013	13-25	朝陽会
2016.11	片岡ひかる	特集 子どもを守る 県警合同で虐待保護:児童相談所が訓練				厚生福祉 6287	10-11	時事通信社
2016.11	長谷川京子	面会交流の強制は子の福祉を害する				戸籍時報 747	43-50	日本加除出版
2016.11	鈴木博人	社会的養護と特別養子制度—児童福祉法改正作業における議論の整理—				法学新報 123・5・6	433-478	中央大学法学会
2016.11		『改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント:平成29年4月完全施行:新旧対照表・改正後条文』						中央法規出版
2016.11	安部計彦 加藤種子 三上邦彦	『ネグレクトされた子どもへの支援:理解と対応のハンドブック』						明石書店
2016.12	福島一雄	児童虐待防止の切り札はあるか:危機介入を意図した実践レポート(特集「子育て支援のこれから」)—(課題を抱えた家族への対応)				児童心理 70-19	81-88	金子書房
2016.12	谷朋美	子どもの事故の特徴と家庭での事故予防(特集:子どもの事故・虐待)				小児科臨床 69-12	2677-2682	日本小児医事出版社
2016.12	小穴眞二 奥山真紀子	子どもの虐待の現状 課題 展望(特集:子どもの事故・虐待)				小児科臨床 69-12	2694-2703	日本小児医事出版社
2016.12	高橋登	子どもの虐待に関する法制度とその対応(特集:子どもの事故・虐待)				小児科臨床 69-12	2705-2710	日本小児医事出版社
2016.12	桑原博道 黒岡亮	子ども虐待に関する法制度とその対応(特集:子どもの事故・虐待)				小児科臨床 69-12	2711-2716	日本小児医事出版社
2016.12	塩川宏郷	発達障害と虐待(特集:子どもの事故・虐待)				小児科臨床 69-12	2730-2734	日本小児医事出版社
2016.12	高屋和志	子ども虐待と開業医の役割(特集:子どもの事故・虐待)				小児科臨床 69-12	2749-2754	日本小児医事出版社
2016.12	井上登生	ゼロ歳児からの子ども虐待予防(特集:子どもの事故・虐待)				小児科臨床 69-12	2755-2759	日本小児医事出版社
2016.12	市川光太郎	救命救急でみる子どもの虐待(特集:子どもの事故・虐待)—(診療現場でみる子どもの虐待)				小児科臨床 69-12	2761-2770	日本小児医事出版社
2016.12	花岡洋一	子ども虐待根絶に向けた産科界の取り組み(特集:子どもの事故・虐待)—(診療現場でみる子どもの虐待)				小児科臨床 69-12	2771-2778	日本小児医事出版社
2016.12	山田不二子	法律と事例に学ぶ通告の重要性(特集:子どもの事故・虐待)—(子ども虐待の報告・通告)				小児科臨床 69-12	2785-2790	日本小児医事出版社
2016.12	田崎みどり	子ども虐待と児童相談所通告(特集:子どもの事故・虐待)—(子ども虐待の報告・通告)				小児科臨床 69-12	2791-2796	日本小児医事出版社
2016.12	渡辺好恵	切れ目のない養育支援こそが市区町村の子ども虐待対策:通告から養育支援へのシフトチェンジ(特集:子どもの事故・虐待)—(子ども虐待と保健・教育・福祉の連携)				小児科臨床 69-12	2809-2817	日本小児医事出版社
2016.12	笠原正洋	保育園・幼稚園における子ども虐待対応:専門職連携実践に向けて園ができること(特集:子どもの事故・虐待)—(子ども虐待と保健・教育・福祉の連携)				小児科臨床 69-12	2819-2826	日本小児医事出版社
2016.12	和岡一郎	子ども虐待防止世界会議を踏まえて:子どもの安全を守る支援者を支援するためのシナジーを合理化・効率化させる必要性(特集:子どもの事故・虐待)—(海外における子ども虐待と対応)				小児科臨床 69-12	2827-2833	日本小児医事出版社
2016.12	Alexander Randell 廣瀬たい子(訳)	米国における児童虐待防止の対策と努力(特集:子どもの事故・虐待)—(海外における子ども虐待と対応)				小児科臨床 69-12	2835-2841	日本小児医事出版社
2016.12	鈴木香代子 Paavilainen Eija	フィンランドにおける子ども虐待防止活動(特集:子どもの事故・虐待)—(海外における子ども虐待と対応)				小児科臨床 69-12	2843-2847	日本小児医事出版社
2016.12	清水克之 岡聡志	児童虐待問題の現状と課題				広島文芸女子大学紀要 51	71-81	広島文芸女子大学
2016.12	清水孝教	児童虐待事案における児童相談所の役割と他機関との連携について(上)				捜査研究 65-12	12-21	東京法令出版
2016.12	細谷芳明	児童虐待の現状と児童虐待に対する刑事司法関与のあり方(上)				捜査研究 65-12	22-30	東京法令出版

和田聡子 光田信明 本間宏美 桜井敬朗 新谷誠康	2016.12 2016.12 2016.12	医療・保健・福祉が連携した特定妊婦の支援と児童虐待対策(特集 周産期のチーム医療) 産ナクセス8case:今こそ助産師の専門性を発揮する 臨床報告 虐待による多数歯齦蝕を有した児童に対し継続的な口腔内管理を行った一例 子どもを守る 見守り強化、虐待予防も;子どもの居場所拡大から3カ月:大阪府寝屋川市	ペリネタルケア 35-12 歯科学報 116-6 厚生福祉 6288	1170-1175 470-477 16	メディアカ出版 東京歯科大学学会 時事通信社
酒井邦彦 稲東由加 稲垣由子 松宮透高 立花良之 小泉典章 梅井寛美 ほか	2016.12 2016.12 2016.12 2016.12	英国のEJ離脱、深刻化する子ども虐待とその対応のありかた 子ども性的虐待家庭の背景:事例文献研究より メンタルヘルズ問題のある親による子ども養育世帯支援における包括型地域生活支援(ACT)プログラムの活用の可能性とその課題 メンタルヘルズ不調の母親とその子どもの支援のための、妊産期から始まる医療・保健・福祉の地域連携モデルづくりについて	子どもの虐待とネグレクト 18-3 子どもの虐待とネグレクト 18-3 子どもの虐待とネグレクト 18-3 子どもの虐待とネグレクト 18-3	331-338 344-352 353-361 362-366	日本子ども虐待防止学会 日本子ども虐待防止学会 日本子ども虐待防止学会 日本子ども虐待防止学会
深谷自志 深谷和子 書葉敏字 佐々木真吾 仲真紀子 天童穂子 引士蓮雄 水木理恵 前川咲子 ほか 岡聡志 清水孝教	2016.12 2017 2017.1 2017.1 2017.1 2017.1 2017.1 2017.1 2017.1	『虐待を受けた子どもが住む「心の世界」:養育の難しい里子を抱える里親たち』 保育・教育現場への司法面接の導入:虐待の早期発見と予防を目指して 自著を語る 子どもへの司法面接:考え方・進め方とトレーニング しつけと虐待(第1回)しつけの社会的アプローチ:なぜ子育てがつかないのか 医療機関による支援に関する里親へのニーズ調査 児童虐待事案における児童相談所の役割と他機関との連携について(中) 改正児童福祉法Q&A(特集 虐待から子どもたちを守る 改正児童福祉法から見る「私たち一人ひとりにできること」)			福村出版 光塩学園女子短期大学 有斐閣 診附と治療社 日本小児精神神経学会 東京法令出版 厚生問題研究会
奥山真紀子 吉田恒雄 松本伊智朗 ほか 木原美奈子 大曾根邦彦 橋本達昌	2017.1 2017.1 2017.1 2017.1 2017.1	子どもたちのために、私たちにできること(特集 虐待から子どもたちを守る 改正児童福祉法から見る「私たち一人ひとりにできること」) 虐待の予防(特集 周産期におけるファミリーセンターケア) -- (退院後の養育環境) 児童虐待防止対策保育所巡回相談から見る子育て支援:育てにくい・かわりにくい子どもと虐待予防(社大福祉フォーラム2016報告) -- (分科会からの報告) 児童家庭支援センターの役割と将来展望:主に法制上の制度設計とその変容に着目して	児童の精神と神経 56-4 捜査研究 66-1 厚生労働 2017-1 厚生労働 2017-1 周産期医学 47-1 社会事業研究 56 自治総研 43-1	361-374 89-99 10-13 14-17 127-130 57-62 80-96	福村出版 光塩学園女子短期大学 有斐閣 診附と治療社 日本小児精神神経学会 東京法令出版 厚生問題研究会 厚生問題研究会 東京医学社 日本社会事業大学社会学部 地方自治総合研究所
谷口恵子 植泰俊 岡聡志 清水孝教 細谷芳明 古川恵理子 緒方康介 久保恭子 矢野路佳 草間真由美 ほか 渡邊幸恵 渡邊淳子	2017.1 2017.1 2017.2 2017.2 2017.2 2017.2 2017.2 2017.2	精神疾患を持つ親への育児支援:虐待事例から考える 『ルボ児童相談所:一時保護所から考える子ども支援(ごくま新書)』 児童虐待事案における児童相談所の役割と他機関との連携について(下・最終回) 児童虐待の現状と児童虐待に対する刑事司法関与のあり方(中) 児童虐待を疑ったときの画像検査 虐待された子どもが描く「雨の中の私」とトラウマ反応:「雨とストレス」仮説の検証 高校生・大学生への性虐待・乳幼児暴行さらば症候群の予防活動の実践報告と親性教育の効果 未受診妊婦であった褥婦の育児や育児への思い:未受診妊婦への支援の在り方 第2分科会 子どもの虐待防止(自治体の働き 子ども支援・子育て支援と子どもにやさしいまちづくり:「地方自治と子ども擁護」全国自治体シンポジウム2016宝塚から)	茶屋四朗次郎記念法学術学会誌 7 捜査研究 66-2 捜査研究 66-2 小児科 58-2 犯罪学雑誌 83-1 東京学芸大学紀要:総合教育科学系 68-2 日本母子看護学会誌 10-2 子どもの権利研究 28	131-138 36-43 44-55 185-192 3-8 353-360 73-79 218-221	茶屋四朗次郎記念法学術学会 筑摩書房 東京法令出版 東京法令出版 金原出版 日本犯罪学会 東京学芸大学 日本母子看護学会 子どもの権利条約総合研究所

藤岡公太	2017.2	特集 家族法改正研究会最終報告「家族法改正—その課題と立法提案—」			戸籍時報 750	2-11	日本加除出版
渡邊浩志	2017.2	『代替養育の社会学:施設養育から「脱家族化」を問う』					晃洋書房
大河内修	2017.3	我が国の児童虐待対策制度の整備に伴う愛知県における児童相談所における児童相談所の機能の変遷と現状			現代教育学研究紀要 10	11-19	中部大学現代教育学研究
織田善真	2017.3	しつけと虐待(第3回)虐待臨床の観点から			チャイルドヘルズ 20-3	218-220	診断と治療社
岡本彰宏	2017.3	子ども虐待対応における児童相談所と市の連携について:児童相談所と市、共同調査のまとめ(第34回滋賀県社会福祉学会奨励賞レポート)			滋賀県社会福祉研究 19	41-44	滋賀県社会福祉協議会
山本一代	2017.3	オーストラリア王立委員会の性的虐待調査の展開と守られるべき子どもの権利:レコードキーピングが児童虐待の抑止力になるのはなぜなのか			レコード・マネジメント 72	15-29	記録管理学会
阿久津美紀	2017.3	保育所保育士のための児童虐待防止活動に関するチェックリスト方式のワークシートの作成			中科学園大学発達支援センター研究紀要 8	19-29	中科学園大学発達支援センター
笠原正洋	2017.3	東京都における児童虐待の現状と課題(特集 学生と市民のための公開講座「現場から」の法律学・政治学) (1) — (第三回)「地方行政の現場から」			専修大学法学研究所報 54	86-99	専修大学法学研究所
川上光治	2017.3	特集 家族法改正研究会最終報告(2)「家族法改正—その課題と立法提案—」			戸籍時報 750	2-33	日本加除出版
和田雅樹	2017.4	検察における再犯防止・社会復帰支援のための取組			法律時報 89-4	19-25	日本評論社
細谷芳明	2017.4	児童虐待の現状と児童虐待に対する刑事司法関与のあり方(下 その1):司法面接(協同面接)について			捜査研究 66-4	36-44	東京法令出版
羽間京子	2017.4	少年院在院者の被虐待体験等の被害体験に関する調査について			刑政 28-4	14-23	矯正協会
北村幸裕	2017.4	親権停止の事例の分析と今後の問題			御池ライブラリー 45	20-22	
龍岡資晃	2017.6	裁判例の量刑理由から見た児童虐待について(小特集 犯罪者を親にもつ子どもについて考える)			法律時報 89-6	85-89	日本評論社
大塚正之	2017.6	親権停止審判前の保全処分を認容した事例(輸血拒否)			民商法雑誌 163-2	338-342	有斐閣
細谷芳明	2017.7	児童虐待の現状と児童虐待に対する刑事司法関与のあり方(下 その2・最終回):年少者(幼児)の証言能力・供述の信用性			捜査研究 66-7	68-77	東京法令出版
川松亮	2017.7	児童福祉法改正のポイント			子どもと福祉 10	78-84	明石書店
山縣文治	2017.7	児童福祉法改正をめぐって			子ども虐待とネグレクト 19-2	141-147	日本子ども虐待防止学会
許末惠	2017.8	原因が消滅したことによる親権停止審判の取消し			民商法雑誌 163-3	150-154	有斐閣
江口晋他	2017.9	児童福祉法改正とこれからの児童相談所			子ども虐待とネグレクト 19-2	167-174	日本子ども虐待防止学会
藤田香織	2017.9	児童福祉法改正と司法関与—子どものために司法ができること			子ども虐待とネグレクト 19-2	175-183	日本子ども虐待防止学会
柳川敏彦	2017.9	体罰防止シンポジウム 子どもへの暴力・虐待防止のための体罰の根絶を目指して(特集 子ども虐待防止 世界会議名古屋2014)			子ども虐待とネグレクト 19-2	186-195	日本子ども虐待防止学会
Peter Newell	2017.9	大会企画シンポジウム 法改正における市町村の支援役割を考える			子ども虐待とネグレクト 19-2	193-199	日本子ども虐待防止学会
田沢茂之	2017.9						
加藤種子	2017.9						
笹井康治	2017.9						
松本美保	2017.9						
八木安理子	2017.9						
安部計彦	2017.12	『43回の殺意:川崎中1男子生徒殺害事件の深層』					双葉社
石井光太	2018	『離婚後の子の監護と面会交流—子どもの心身の健康な発達のために—』					日本評論社
増井敦	2018.3	検察による児童虐待事件解決のための多機関連携の促進 (RISTEX研究プロジェクト特集)				45-63	京都産業大学社会安全・警察学研究
古畑淳	2018.6	児童の進学や就職の実現のために親権停止制度が活用された2つの裁判例の検討			社会安全・警察学 4	194-143	警察学研究
久保野恵美子	2018.7	重篤な心臓疾患を抱える未成年者の親権者の親権停止の保全処分			季刊教育法 197	64-67	エイブル研究所
安部計彦	2018.8	子ども虐待と非行の関係			私法判例リマックス 57	167-194	日本評論社
白瑞	2019.1	医療ネグレクトに準ずる事案における親権停止審判を本案とする親権者の職務執行停止の保全処分申立事件			西南学院大学人間科学論集 14-1	137-166	西南学院大学
佐々木健	2019.2	子の就職手続に非協力的な親権者の親権停止と保全処分			法学新報 125-9・10	1313-1318	中央大学法学会
							有斐閣

資料 6 日本における児童福祉に関する年表 - 児童虐待防止を中心に - 第 8 期 2014 年 - 2017 年

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
2014 (平成26)	1	児童虐待防止全国ネットワーク第20回シンポジウム 子育て支援者向け研修事業<大規模研修会> 「性虐待への対応 ～その現状と課題～」	2014 (平成26)		国 東京都及びひび区市町村 「地域少子化対策強化交付金事業」
	2	「居住実態が把握できない児童に関する調査について」 平成26年2月26日 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局) 平成26年中の調査実施について公表。			東京都 「ひとり親家庭の子供サポートモデル事業」
	3	ネット託児見死亡事件(埼玉県 ベビーシッター)に預けられていた2歳児が遺体で見つかる)			東京都 「妊娠健康診査受診促進事業」(単独事業)
	3	「不適切指導、職員ら処分 福岡の児童自立支援施設」 福岡県は31日、県立の児童自立支援施設「福岡学園」(同県那珂川町)の職員が児童に背丈以上の穴を掘らせるなど不適切な指導をしたとして、園長を口頭訓告処分にしたと発表。			大阪府 子ども家庭センター 児童保護支援員(警察官OB)配置(池田・富田林)
	4	「性別変更後「母親」に 特別養子縁組認める 国内初か、大阪家裁」 性別同一性障害で男性から性別変更した大阪府の30代女性が結婚後、里親の「母親」として児童養護施設から引き取った男児(3)の特別養子縁組を申し立て、大阪家裁に認められた。			大阪府 子ども家庭センター 守口市・茨木市・高槻市・岸和田市における児童死亡、重症事案発生
	4	ハーグ条約加盟(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約) 日本においては、ハーグ条約は2014年4月1日に発効。			「大阪府いじめ防止基本方針」の策定
	4	「虐待未成年者に居場所を 新潟で保護施設シンボ」 親による行き場を無くした15歳以上の未成年者の一時保護施設「子どもエンジェルター」の仕組みや必要性を知ってもらうため弁護士らが19日、新潟市でシンポジウムを開いた。2004年に全国初の「カリヨン子どもの家」を東京都に開設した東京弁護士会の坪井節子弁護士が講演。			大阪府 臨時福祉給付金の給付
	5	「児童虐待防止対策支援事業の実施について」 平成26年5月13日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0513第8号			「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」作成
	6	「匿名通報急増、摘発は3倍 スマホ用サイト新設へ」 警察庁が民間に委託し、電話やインターネットで犯罪や児童虐待などの情報を受け付ける「匿名通報ダイヤル」の昨年度の受理件数は8825件で、情報をもとに56事件を摘発したことが26日、警察庁のまとめで分かった。いずれも2007年の受付開始以降最多。			「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」の改訂
	6	「子供の安否確認徹底へ 遺棄致死事件で厚木市」 神奈川県厚木市のアパートの一室で高藤理玖ちゃん(当時5)の白骨遺体が見つかった事件で、市や児童相談所、警察でつくる「要保護児童対策地域協議会」は26日、厚木市内で会合を開き、所在が分からない子供の安否確認の徹底や協議会の組織強化を盛り込んだ再発防止策をまとめた。理玖ちゃん(36)の遺体は死亡から7年以上たった今年5月末に見つかり、保護責任者遺棄致死などの疑いで父親の高藤幸裕(36)が逮捕された。			大阪府 養育里親の愛称が「はぐみホーム」に決まる
	6	「児童相談所との連携の充実について」(法務省事務連絡) 平成26年6月26日 法務省刑事課長			
	6	「児童虐待への対応における検察との連携の推進について」 平成26年6月26日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知雇児総発0626第1号			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	10	「赤ちゃんポストに乳児遺体 死体遺棄容疑で捜査、熊本」 3日午後8時ごろ、熊本県西区鳥崎6丁目の慈恵病院に設置されている「こののりのゆりかご」(赤ちゃんポスト)に、生後間もない男児の遺体があるのを病院の職員が見つけた。熊本南署に通報。同署は死体遺棄容疑で捜査。熊本市の検証委員会によると今年3月まで(2007年5月の運用開始から約7年間)に101人の子供が預けられた。約1割の11人に何らかの障害があった。			
	11	「妊娠前から継続支援を 虐待防止で厚労省専門委員会 児相調査への回答義務化も」 児童虐待防止の在り方を検討する厚生労働省の専門委員会は28日、虐待による死亡事案のうち1歳未満の赤ちゃんが犠牲となるケースが多い状況を踏まえ、妊娠前から出産、育児期までの切れ目なく母親を支援する体制の整備を柱とする提言を大筋了承した。			
	12	「自立支援施設で暴行、和解 職員が元生徒に謝罪」 東京都東村山市の児童自立支援施設「都立萩山実務学校」の男性職員が男子中学生を殴るなどの暴行をしていたことが分かり、都と職員が被害者に謝罪、賠償する内容の和解が22日、東京地裁で成立した。			
	12	「被害者が「壮絶な虐待」家裁調査官、報告書で」 北海道南幌町の自宅で昨年10月、祖母(71)と母親(47)を殺害したとして殺人容疑で家裁送致され、札幌家裁が医療少年院送致を決定した高校2年の女子生徒(17)の付添人弁護士は21日、「壮絶な虐待」を受けていたと表現したことを明らかにした。			
	12	「虐待少女の保護施設 新潟にシェルター」 親から虐待などで家庭に居場所がない10代後半の少女を一時保護する施設「子どもシェルター」が1日、新潟市に開設された。弁護士らでつくるNPO法人「子どもセンター」が運営し、無料で生活する場所を提供する。これとは別に、千葉県でもNPO法人が1日、子どもシェルター「はるつけ荘」を開設。			
	12	「親権訴訟で捜査情報開示 虐待救済に異例措置 仙台地検、家裁審理短く」 母親と同居中の男から虐待された小学生の親権をめぐる民事裁判で、仙台地検が家裁の求めに応じて関係者の供述調書やけがの状況を撮影した写真などの捜査情報を開示する異例の措置を取っていたことが、18日裁判関係者への取材で分かった。審理は短時間で終わり、家裁は母親の親権を停止して、離婚した実父に親権を移した。			
	12	「大阪高裁も娘返還命じる ハーフ条約、即時抗告審」 国際結婚の破綻により夫婦間で子どもを奪い合いが起きた際の取り扱いを定めたハーフ条約に基づき、スリランカに住む父親が、日本で母親と暮らす娘(5)の返還を求めた審判で、大阪高裁は30日、スリランカへの返還を命じた大阪家裁決定を支持し、母親の即時抗告を棄却した。			
	12	「「児相は理解不足」と批判 佐世保事件 県報告書」 長崎県佐世保市の高1女子生徒殺害事件で、県は5日、事件前に県の児童相談所に加害少女(16)＝家裁送致＝に適切に対応できなかったのは、児童福祉制度に関する児相幹部らの理解に不足があったとするとする報告書を県議会に提出した。本来は児相や警察、学校などで対策を話し合うべき対象だったのに、他機関の意見を聞かないまま判断したと批判している。			
	12	「虐待にワンステップで対応、神奈川、子どもの負担軽減」 神奈川県伊勢原市のNPO法人が7日、虐待を受けた子どもへの児童相談所、警察、検察の聞き取り調査が1ヶ所ずつ進むようにする施設を同市に開設した。つらい体験を何度も聴取されて子どもが心理的負担を感じることを避けるのが目的。			
2015 (平成27)	1	「卵子提供、子にどう告知 出自知る権利、肯定的 悩む親、サポート必要」 病気で卵子がない女性が姉妹から提供を受け、夫の精子との体外受精で子どもをもうける。こうした不妊治療現場の取り組みめぐり、子どもの出自を知る権利をどう保障すべきかに議論が起きている。子どもを育てた親への意識調査では出自を知る権利を肯定的に捉える一方、実際にはなかなか告知できずに悩む姿が浮かび、親をサポートする仕組みが求められる。	2015 (平成27)		国 東京都(財団等へ委託)「子育て支援員研修」

年		月		法律・政策・事件・研究等の動向		年		月		東京都・大阪府・大阪市の動向	
	1			「保護児童」に教員OB派遣 民間施設で学習支援 虐待などで一時保護された子どもが学習を続けられるように、大阪府が2015年度から民間の児童養護施設に教員OBら学習支援員を派遣する方針を決めたことが9日分かった。厚生労働省によると児童相談所(児相)の一時保護所以外への派遣は全国でも例がない。							東京都 区市町村(委託等可) 「子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)」
	2			川崎市中1男子生徒殺害事件、2015年2月20日に、神奈川県川崎市川崎区港町の多摩川河川敷で13歳の中学1年生の少年が殺害された上に遺体を遺棄され事件から1週間後に少年3名が殺人の疑いで逮捕された。							東京都 区市町村(一部事務組合を含む)。なお、区市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。「利用者支援事業」
	2			「子ども性被害漫画で防止 NPOが小中高無償配布」 人身取引の根絶を目指すNPO法人「ライトハウス」(東京都)は、子どもが性の商品化の対象となったり性的虐待の被害者となりたりするのを防ごうと、被害実態を描いた啓発漫画「BLUE HEART」を発行した。23日から全国の小中高校や児童福祉施設に無償配布する。							東京都 区市町村。なお、区市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」
	2			「少年面会、職員同席は違法 地裁、接見交通権認める 賠償請求は棄却」 東京都の児童自立支援施設が、入所する少年と付添人弁護士的面会に児童相談所職員を同席させたことの適否が争われた訴訟で東京地裁は19日、「自由を制限され少年が、立会人なしで付添人と面会できる利益は保証されている」として親側の対応を違法と判断した。故意や過失のない対応だったとして、弁護士による10万円の賠償請求は退けた。							東京都 区市町村 「子育てを認めた者へ委託等を行うことができる。」「養育支援訪問事業」
	2			「ひとり親家庭の支援強化 貧困対策、学び直し重視 父母高卒認定の費用補助 厚労省、4月から新制度」 厚生労働省は4月から、教育面を中心としたひとり親家庭への支援を強化する方針を決めた。高校卒業資格の取得などを目指すシングルマザーら親の「学び直し」を重視。講座受講のための費用を補助する制度を新たに始め、貧困対策の一環として子どもへの支援とともに経済的な自立につなげたい考えだ。							東京都 区市町村 「子供を守る地域ネットワーク機能強化事業」
	2			「在留資格、養育でトラブル 協議離婚めぐりシンポ」 裁判手続きを経ない協議離婚の問題点について議論するシンポジウムが22日、大阪府豊中市で開かれた。日本人と国際結婚した外国人女性が夫から一方的に離婚届を出され、在留資格や子の養育環境をめぐりトラブルになっている事例があると支援団体が報告した。							東京都 区市町村(委託可) 「子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) (国事業)」
	2			「父殺害の起訴内容認める 24歳長男「虐待で恨み」」 横浜市のマンションで昨年1月、父親を散弾銃で撃って殺害したとして、殺人などの罪に問われた長男の無職佐藤巨被告(24)＝高松市＝は23日、横浜地裁(根本涉裁判長)での裁判員裁判初公判で「相違ない」と述べ、起訴内容を認めた。							東京都 区市町村(一部委託可) 「要支援家庭を対象としたショートステイ事業」 (単独事業)
	2			「子ども面会拒否、親権変更 福岡家裁が異例判断」 離婚で親権を持った妻の言動により長男(7)と面会でできなくなつたとして、40代の父親が親権者変更を求めた家事裁判があり、福岡家裁が親権者を父親に変更する決定をしたことが23日、分かった。家裁は「面会再開は子の福祉にかなう。それには親権者変更以外に手段がない」と判断した。虐待などが原因の変更例はあるが、面会実現を理由とするのは極めて異例。							東京都 「子育て短期支援事業実施施設整備費補助」 (単独事業)
	2			「認可外の事故も報告義務に 子どもも亡くした遺族ら要望」 4月から子ども・子育て支援新制度が始まるのを前に、保育施設での事故で子どもを亡くした遺族らでつくる市民団体「赤ちゃんの急死を考える会」が2日、認可外保育所や学童保育にも重大事故の報告を義務付け、内容を保護者が確認可能にすることを求める要望書を内閣府と厚生労働、文部科学両省に提出した。							東京都において赤ちゃん・ふらつとを設置 「子育て親子の外出環境整備事業(赤ちゃん・ふらつと事業)」 (単独事業)

年		月		法律・政策・事件・研究等の動向		年		月		東京都・大阪府・大阪市の動向	
	2			「子どもに万引き指示、両親逮捕 釣り具盗ませた疑い、大阪」 小中学生の子ども3人に指示し、釣り具セットを万引きさせたとして、大阪府警吹田署が窃盗の疑いで、同府豊中市に住む防水工の父親(36)と無職の母親(33)を逮捕していたことが8日、同署への取材で分かった。							東京都 「児童育成手当」(単独事業)
	2			「24時間窓口やパワハラ研修 佐世保事件で見相改善策」長崎県佐世保市の高1女子生徒殺害事件で、県は10日、家裁送検された少女(16)に関する精神科医の相談を放置した児童相談所の改善策を盛り込んだ最終版の検証報告書を県議会に提出し、大筋で了承された。少女に関する相談の放置につながったと指摘される職員へのパワハラを防止する研修や、窓口の24時間化を実施するとした。							東京都 「連携型専門ケア機能モデル事業」
	2			「「被害の恐れ」400人 小中高生の緊急安全調査 文科省、報告にばらつき」 文部科学省は13日、川崎市の中1男子殺害事件を受け、全国の国公私立の小中高校などに在籍する児童生徒の安全に関する緊急調査結果を公表した。「生命または身体に被害が生じる恐れがある」児童生徒は400人だった。							東京都 社会福祉法人 「サテライト型児童養護施設」(単独事業)
	2			「3日連続欠席で校長に報告 文科省、事件受け対応策」 文部科学省は19日、川崎市の中1男子殺害事件を受けて設置した対策会議の会で、病気など正当な理由なく3日連続で学校を欠席した児童生徒がいた場合、担任の教諭や養護教諭が校長や副校長に報告し、原則として本人に面談して安全確認をするといった再発防止策の骨子案を示した。							東京都 「専門養育機能強化型乳児院」(単独事業)
	3			「虐待疑い児相通告最多数2.8万人 警察庁、保護も2千人超」 昨年1年間に虐待が疑われるとして、全国の警察が児童相談所に通告した18歳未満の子どもは2万8923人(前年比33.9%増)で、統計を取り始めた2004年以降、最多となったことが26日、警察庁のまとめで分かった。このうち生命の危険があるなどの緊急時や夜間に警察が保護した子どもは2034人(9.6%増)に上った。							東京都(町村部のみ) 「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」
	3			「子どもへの施設内虐待87件 13年度、厚労省」 厚生労働省は27日、児童養護施設などの職員らによる子どもへの施設内虐待が2013年度に87件確認され、計155人が被害に遭ったと明らかにした。施設内虐待の通告が義務付けられた09年度以降で最多。							東京都(町村部のみ) 「ひとり親家庭相談窓口強化事業」
	3			「子どもの貧困対策で国民運動 4月2日に発起人集会」 有村治子少子化対策担当相は31日の記者会見で、子どもの貧困対策で国民運動を展開していくと発表された。4月2日に財界、労働組合や民間支援団体の代表者らを首相官邸に招き、発起人集会を開く。							東京都 「児童問題専門相談室の運営」(単独事業)
	3			「女性、児童の相談対応強化 警視庁、人員を増強」 警視庁は1日、ストーカーやドメスティックバイオレンス(DV)、児童虐待事件を担当する人身安全総合対策本部に、性犯罪の対策チーム「子ども・女性安全対策班」(愛称・さくらポリス)を加え、人員を約170人体制に増強した。							東京都 「妊娠 出産包括支援推進事業」
	3			「「子どもは国の宝」と首相 子育て本部、内閣府に発足」 待機児童の解消を目指す子ども・子育て支援新制度が7日、始まったのに伴い、内閣府は「子ども・子育て本部」を発足させた。安倍晋三首相が約70人の職員を前に「子どもは国の宝であり未来である。子どもを産み育てることの喜びを多くの人たちに味わってもらえる日本にしていきたい」と訓示した。							大阪府 子ども家庭センター 夜間休日の当直チーム(輪番制)設置
	3			「子どもの貧困対策で基金創設 「国民運動」で取り組み」 政府は2日、子どもの貧困対策に幅広く取り組むため、財界、労働組合や地方自治体の代表らを官邸に招き「子供の未来応援国民運動」の発起人集会を開催した。経済的な苦境にある子どもを支えるための基金も創設する。							大阪府 子ども家庭センター 施設入所児童等のマイナンバーカード、通知カードの保管が始まる

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	3	「児童虐待「総力挙げ対策」近畿管区の警察本部長会議」近畿2府4県の警察本部長会議が3日、大阪府で開かれ、近畿管区警察局長の佐々木真郎局長は、増加する児童虐待について「1つ対応を誤れば重大事案に発展しかねない。最高度の緊張感を持ち、組織の総力を挙げて取り組んでほしい」と訓示した。			大阪府 子どもの心理的負担等に配慮した面接の取り組みに向けた警察・検察とのさらなる連携強化(三者協議)開始
	3	「居住実態が把握できない児童への対応について」平成27年3月16日 総務省 自治行政局住民制度課長文部科学省 初等中等教育局教育企画課長厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長連盟通知総行住第33号、26初初企 第53号、雇総発0316第1号			国 「特定妊婦の支援及び必要保護児童対策地域協議会運営ガイドライン」の策定
	4	「刑事処分に接触禁止反映 児童虐待で高松高検PT」児童虐待防止を目的に設置された高松高検のプロジェクトチーム(PT)が6日、親に子どもと接触しないと誓約させた上で刑事処分に反映させるほか、再犯の恐れがあれば一度起訴予告として児童の安全確保を最優先に対応すべきだとする提言をまとめ、発表した。			大阪府 はぐくみホーム(短期)の募集
	4	「防犯ボランティア、最多 子ども被害の事件相次ぎ」防犯活動を行うボランティア団体は昨年末で4万7532団体(前年比1.0%増)で、いずれも統計を取り始めた2003年以降、最多だったことが9日、警察庁のまとめで分かった。			大阪府 委託一時保護児童への社会的養護学習支援事業開始
	4	「18歳成人、課題山積み 少年法見直しに慎重論」自民党は、選挙権年齢を「18歳以上」とする公選法改正案の提出を受け、現行20歳の成人年齢や少年法の対象年齢引き下げに関する特命委員会を14日に初開催し、検討を本格化させる。成人年齢を18歳とするには、民法以外にも改正が必要な法律が山積みで、論点は多い。少年法の見直しには、党内に慎重意見が根強い。課題を点検した。			大阪府 自立支援資金貸付事業開始
	4	「6月初めまでに検証委報告 川崎中1殺害で市教委」川崎市教育委員会の渡辺直美教育長は20日、2月に中学1年上村遼太郎(13)が殺害された事件に関する検証委員会の報告を5月初めから6月初めまでにまとめると明らかにした。同日開かれた市教委の会合後、記者団の取材に応じた。			東京都 区市町村「出産・子育て応援事業(ゆりかご・どうきょう事業)」(単独事業)
	4	「子ども縛った疑いで告発 保育施設経営者らを」昨年7月、生後9か月の山口愛美利ちゃんが保育中に死亡した宇都宮市の認可外保育施設で、他の子どもをひもで縛る虐待があったとして、愛美利ちゃん両親が22日、暴行の疑いで施設の経営者ら4人を栃木県警に告発した。			
	4	「中1自殺、いじめが一因 市対応「解明遅らせた」奈良・橿原の調査委」奈良・橿原の調査委「奈良県橿原市で2013年3月、公立中1年の女子生徒＝当時(13)＝が自殺した問題で、市教育委員会の調査委員会(委員長・出口治男弁護士)は23日、同級生によるいじめや中傷、家族への不満などが自殺の要因となったとする報告結果を公表した。学校がいじめを放置し、生徒の孤立感を深めたと認定した。			
	4	「被害の恐れ183人未解消 小中高生の安全追跡調査」川崎市の小1男子殺害事件を受け、全国の国公私立の小中高生などに在籍する児童生徒を対象に文部科学省が3月に実施した緊急調査で「生命または身体に被害が生じる恐れがある」とされた400人のうち、83人は今月13日時点で被害の恐れが解消されていないことが24日、同省の追跡調査で分かった。			
	4	「子どもの貧困で新団体設立 就学支援や政策提言」子どもの貧困対策に取り組み民間団体の有志は28日、就学支援や政策への提言などを総合的に進める新たな団体「子どもの貧困対策センター」(仮称)を6月に設立すると発表した。			



年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	4	「性同一性障害児にきめ細やかな対応 文科省、配慮事例示し全国通知」 文科科学省は30日、心と体の性が一致しない性同一性障害者(GID)や、同性愛者など性的マイノリティーとされる小中高生の児童生徒へのきめ細やかな対応を求める通知を全国の教育委員会などに出した。それぞれの児童生徒に合った制服の着用を認めるなど、具体的な配慮事例も紹介。同省は今後、研修などで周知する方針だ。			
	4	「スマホが寝不足誘発 文科省の小中高生調査」 スマートフォンが子どもの寝不足を誘発一。文科科学省が30日公表した小中高生の生活習慣に関する全国調査で、情報機器が就寝時間に与える影響が明らかになった。			
	4	「鎖監禁で父親に有罪判決 大津地裁「人格を無視」 小学2年だった長男(8)を鎖で自宅の柱につなぎ監禁したとして逮捕監禁罪に問われた父親の無職宮島保名被告(32)に大津地裁は8日、懲役2年、執行猶予5年(求刑懲役2年)の判決を言い渡した。			
	4	「国会中の結論をー自民 少年法年齢引き下げ」 成人年齢や少年法の対象年齢引き下げを検討する自民党の特命委員(メンバー)は18日、少年3人が逮捕された川崎市の中1男子殺害事件の現場となった多摩川河川敷を視察した。今津委員(委員長)は献花後、記者団に「できるだけ早く結論を出したい」と述べ、今国会中に少年法の対象年齢引き下げの是非に関し、意見集約する考えを示した。			
	5	「児童相談所の38%が関わり 自殺で家族亡くした子ども 13年度138人」 2013年度に児童福祉施設入所や里親委託となったケースで、親など近い家族を自殺で亡くした子どもに関わった児童相談所が38.8%に上るとの調査結果を、国立精神・神経医療研究センター(東京)が24日までにまとめた。調査で把握された子どもは計138人で、うち10人が自殺の場面を目撃していた。			
	5	「虐待「避難所」広まる 心身回復へ、無料受け入れ」 虐待を受け入れるなどして家庭に居場所を失った10代の少女少女が、心身を休めるため、一時的に避難する無料施設「子どもシェルター」開設が全国で広まっている。大阪でも5月30日、弁護士や児童養護施設の関係者が開設に向けた総会を開催。今後NPO法人の設立申請をし、来秋にも受け入れを始める計画だ。			
	5	「児童相談所の強化策検討 厚労相、法改正も」 塩崎恭久厚生労働相は31日、児童虐待への対応などで業務量が増加している児童相談所の機能を強化するため、有識者へのヒアリングを実施し、今年末をめどに具体策をまとめる方針を明らかにした。視察先の名古屋で記者団に語った。			
	5	「学校や市の対応「不十分」 西東京、中2自殺で報告書」 東京都西東京市で昨年7月、中学2年の男子生徒(当時14)＝が父親から暴行を受けた後、自殺した事件で、市の検証委員会は11日、学校や市の虐待に対する認識や対応が不十分だったとす報告書を公表した。			
	5	「虐待防止法の改正検討へ 性的虐待を受けた子どもの救済のため、児童虐待防止法の改正を検討するとの提言をまとめた。衆議院議員)は3日、性的虐待を受けた子どもの救済のため、児童虐待防止法の改正を検討するとの提言をまとめた。			
	5	「小学生の半数、いじめ被害、6年間一度もなしは1割」 子ども、若者白書」 政府は5日、2015年版「子ども、若者白書」を閣議決定した。深刻な子どもどものいじめ問題に関する半年ごとの調査で、過去半年に「仲間はずれ・無視(陰口)」の典型的ないじめ被害を受けた小学生が半数程度いるとの結果を盛り込んだ。6年間でみると、いじめ被害を一度も受けたことのない割合は10%程度だった。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	6	「はさみで障害児脅した疑い 入所施設、京都市が調査」京都市伏見区の障害児入所施設「桃山学園」で、50代の男性職員がはさみを手に、発達障害のある小学4年の男児を脅した疑いがあることが12日、学園を管理運営する京都府社会福祉事業団への取材で分かった。市が虐待の疑いで調査している。			
	6	「虐待ないと判断、不十分 3歳児暴行死で検証委」群馬県玉村町で昨年8月、3歳男児が母親(32)から暴行を受け死亡した事件で、群馬県の検証委員会は22日、「虐待ではない」と判断していた児童相談所の対応が不十分だったなどとする中間報告書をまとめ、大沢正明知事に提出した。			
	6	「DV相談件数が過去最多 警視庁、1～6月」警視庁は24日、今年1～6月のドメスティックバイオレンス(DV)に関する同庁への相談件数が、前年の同じ時期に比べて約25%増の2411件で、2000件の統計開始以来、最多だったと明らかにした。			
	6	「保育記録破られる 栃木の女児放置死」宇都宮市の認可保育施設「といず」で昨年7月、生後9カ月の山口愛美利ちゃん(14)が死亡し、保護責任者遺棄致死の疑いで当時の施設経営者ら3人が逮捕された事件で、愛美利ちゃんが亡くなった当時の保育記録ノートのパージが破られていたことが24日、捜査関係者への取材で分かった。			
	6	「背景や要因検証を」岩手中2自殺で文科相 岩手県矢巾町の中学2年村松亮君(13)がいじめを苦に自殺したとみられる問題で、下村博文文科科学相は28日の記者会見で、原因究明に向け町教育委員会が設置する第三者委員会について「担任個人の責任追及にせず、組織的な対応ができなかったことや子どものSOSに気づけなかったことこの背景や要因を検証してほしい」と求めた。			
	6	「虐待情報の共有目指す 西東京の中2自殺1年」父親から虐待を受けていた東京都西東京市の中学2年村山由衣翔君(14)＝が自ら命を絶って30日で1年。学校側は暴行の痕跡に気付いていながら、児童相談所への通告など必要な対策を取らなかった。市は再発防止に向け、虐待情報を外部と共有する体制づくりに取り組んでいる。			
	7	「児童扶養手当の増額を 子ども貧困対策で提言」子どもの貧困対策に取り組み、民間団体「一般財団法人あすのば」は29日、政府の来年度予算の概算要求に、ひとり親家庭への児童扶養手当の増額や、小中学生の夏休み中の給食提供などを盛り込むように求める提言を発表した。同日までに関係省庁の担当者へ手渡した。			
	7	「乳児虐待、父親が無罪主張 検察側は有罪認定求める」北海道旭川市で昨年、生後まもない長女を虐待したとする2件の傷害の罪に問われ、旭川地裁がこのうち1件を有罪と認定し、懲役6年を言い渡した父親の左近具朗被告(24)の控訴審初公判が30日、札幌高裁(高橋徹裁判長)で開かれた。			
	7	「一時保護の子、出席扱いに、虐待にたいして、文科省通知」文科科学省は3日までに、虐待などで児童相談所が一時保護し、学校に行けない子どもについて、出席扱いにするといった適切な対応を求める通知を全国の教育委員会などに出した。通知は7月31日付。			
	7	「DV被害者に受け取り特例 マイナンバーの通知カード」総務省は7日、国民全員に番号を割り振るマイナンバー制度で、10月以降に発送予定の番号通知カードを住民票の住所以外でも受け取れる特例を設けると発表した。東日本大震災の被災者やドメスティックバイオレンス(DV)の被害者らが対応。今月24日～9月25日に住民票の住所地でカードを受け取れない人も対象となる。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	8	「いじめ調査、異例の見直し、文科省が教委に要請通知」 文部科学省は25日までに、都道府県教育委員会などから報告されていた2014年度分いじめ状況について、再度見直し、報告をやり直すよう求める異例の通知を出した。今回再報告を求めた集計結果は10月末に公表する。			
	8	「子どもの居場所50万人分 ひとり親家庭支援策 相談窓口一本化」 政府は28日、子どもの貧困対策の一環として、経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯の自立支援策をまとめた。学童保育終了後の子どもを犯罪などから守り、食事も提供する地域の居場所を2019年度までに年間延べ60万人分整備するほか、携帯メールを活用した自治体の相談窓口の一本化を進める。			
	8	「児童福祉司の国家資格化を 虐待専門委が検討求める」 厚生労働省は7日、全国の児童相談所で虐待問題に対応する児童福祉司について、専門性を高めるための国家資格化の検討や、増員が必要とする同省の専門家委員会(委員長・松原康雄明治学院大教授)の最終報告書を公表した。			
	8	「虐待の摘発、過去最多 傷害や暴行が8割 1～6月、警察庁集計」 今年1～6月に全国の警察が摘発した18歳未満の子どもへの虐待事件と摘発人数は376件、387人で、被害を受けた子どもは386人だったことが10日、警察庁のまとめで分かった。いずれも半期ごとの統計を取り始めた2000年以降で最多となった。			
	8	「虐待対応を急り、見相を提訴 10歳女児、家族から暴力」 長崎市の女子児童(10)が母親と祖母から虐待を受けたと通報があったにもかかわらず、長崎子ども・女性・障害者支援センター(児童相談所)が適切な対応を怠り、虐待が続いたとして、女児が原告となり県に慰謝料50万円を求めて長崎地裁に提訴した。			
	8	「子育ての不安7～8割 15年版厚生労働白書」 厚生労働省がまとめた2015年版厚生労働白書の概要が15日、分かった。「人口減少社会を考える」がテーマで、出産や子育ての意識調査を実施した。男性の7割近く、女性の8割近くが子育てに不安や負担を感じていると回答。前向きになれる要素として、安定した雇用や収入を重視していることが判明した。			
	9	「小学校の暴力行為過去最多「感情制御できない」 全体は減少、文科省調査」 全国の小学校で2014年度に起きた暴力行為は、前年度から572件増の1万1468件で過去最多となったことが16日、文部科学省の問題行動調査で分かった。中学校は3万5683件(4563件減)、高校は7091件(1112件減)で、小中高全体では5103件減の5万4242件だった。			
	9	「介護や保育、まとめて相談 厚労省 福祉人材を育成」 厚生労働省は17日、複合的な課題に対応するため新しい福祉サービスの方針をまとめた。介護や子育てなど暮らしの悩みに一括して相談に応じる人材の育成に乗り出す。			
	9	「虐待増、子ども施設限界 ピーク時定員150%も 脱衣所や相談室で就寝」 児童虐待の増加に伴い、児童相談所が保護した子どもを短期滞在させる「一時保護所」の収容力が各地で限界に近づき、東京都と千葉県は計6施設2013年に定員オーバーの状態だったことが共同通信の調査で分かった。ピーク月に定員比150%に達した施設もあった。			
	9	「子どもの貧困、募金スタート 基金創設、NPOに助成」 政府は30日、経済的に苦しい家庭の子どもを支援しているNPOなどに対し、民間からの募金を活用して助成する「子供の未来応援基金」を10月1日付で創設すると発表した。同日から企業や個人の寄付を受け付ける。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	9	「女児虐待容疑で母親ら逮捕 頭蓋骨骨折のけが」札幌・北署は1日、当時6歳だった女児を殴って頭蓋骨骨折のけがをさせたとして、傷害容疑で、札幌市中央区南6条西8丁目、飲食店従業員山下雄也(25)、女児の母親で東区北20条東17丁目、無職高橋真澄(31)の両容疑者を逮捕した。2人は知人同士という。			
	9	「児童虐待8万8千件 14年度、過去最多を更新 格差、家庭の孤立背景か 24年連続増、厚労省」全国の児童相談所が2014年度に対応した児童虐待の件数は、前年度比20.5%増の8万8831件(速報値)で過去最多を更新したが、8日、厚生労働省のまとめで分かった。1990年度に集計を始めてから24年連続の増加で、初めて8万件を突破。前年度は約7万3千件で、年間の増加件数はこれまでで最も多かった。			
	9	「児童虐待防止法改正に言及 過去最多件数で菅氏」菅義偉官房長官は8日の記者会見で、全国の児童相談所が2014年度に対応した児童虐待件数が過去最多を更新したことを受け、児童虐待防止法改正の必要性に言及した。「法改正や相談所の職員態勢の強化を含め、施策の抜本的見直しに努める」と述べた。			
	9	「児童と警察の連携重要 全国所長会議で対応協議 官房長官は法改正言及」全国児童相談所長会議が8日、厚生労働省で開かれ、出席した警察庁の担当者は、兇相が明らかになりながら子どもが死傷する事案があると、警察との連携が重要との認識を示した。その上で「生命や身体への危険性が高いと判断した事案は、警察に的確に情報提供してほしい」と訴えた。			
	10	「指示されて縛った」保育施設の元従業員」宇都宮市の認可外保育施設で2013年4月、子どもがひもで縛られる暴行を受けたとされる事件で、当時施設で保育に当たり、栃木県警が聴取している元従業員の女性が「元施設経営者の指示で子どもたちを縛った」という趣旨の話をしていることが15日、捜査関係者の取材で分かった。			
	10	「子育て支援に企業負担 1億総活躍で財源捻出 雇用保険料は引き下げ」政府は15日、「1億総活躍社会」の柱となる子育て支援や少子化対策充実に向け、企業の負担を財源として活用する方向で検討に入った。労使が支払う雇用保険料率を来年度から引き下げる代わりに、児童手当や病児保育などの財源に使われる「事業主拠出金」を引き上げる案などが浮上している。			
	10	「10カ月女児、頭打ち死亡 高知、虐待の可能性も」高知市内の市営住宅に住む生後10カ月の女児が今月14日、頭を強く打ったことによる外傷性急性硬膜下血腫で死亡し、高知南署が事件と事故の両面で調べていることが19日、分かった。			
	10	「地域の事情に応じ支援を 知事会が加藤少子化相に」全国知事会で次世代支援対策を討う尾崎正直高知県知事は20日、加藤勝信少子化担当相と内閣府で会談し、地域の事情に応じた子育て支援の強化を要請した。			
	10	「少年法改正を議論へ 適用年齢引き下げ是非」岩城光英法相は23日の記者会見で、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満にすることを是非などを議論する勉強会を法務省に設置すると明らかにした。選挙権年齢の引き下げに伴う対応だが、少年事件を手掛ける弁護士らは法改正に反対している。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	10	「児相の強制対応活用を 3歳男児暴行死で提言」 群馬県玉村町で昨年8月、3歳男児が母親から暴行を受け死亡した事件で児相相談所や町の対応を調べていた県の検証委員会は29日、児重の命を守るために、児相は強制的な対応を活用すべきだとの提言をまとめた最終報告書を大沢正明知事に提出した。			
	10	「子どもの貧困対策要請 振興審議会で沖繩知事」 政府は30日、島尻安伊子沖繩北方担当相や翁長雄志沖繩県知事が出席して沖繩振興の在り方を協議する審議会で開いた。開催は昨年9月以来。知事就任後、初めて参加した翁長氏は「子どもの貧困対策など、県の実状に応じた新たな施策の展開を図る必要がある」と述べ、政府に協力を要請した。			
	10	「虐待児への面接は共同で 負担考慮、児相など3機関 厚労省が通知」 厚生労働省は30日までに、虐待を受けた子どもから事情を聴く際に、児相相談所と警察、検察の職員が連携し、共同で面接することなどを求めた通知を都道府県や政令市に出した。子どもが感じる心理的負担を軽減させる狙いがあるという。厚労省がこうした通知を出すのは初めて。			
	10	「専門スタッフを正規職員に 学校のいじめ、連携対応を」 多様な外部人材が関わる学校運営を検討している中教審の部会は4日、スクールカウンセラーなどの専門スタッフを正規の学校職員に位置付け、教員がこうした専門スタッフと連携して、いじめなどの課題に対応すべきだとする答申案を示した。12月の中教審総会で答申する予定。			
	10	「行政に「想像力働かせて」 虐待防止フォーラムで識者」 児童虐待防止対策を議論する厚生労働省主催のフォーラムが8日、横浜市内で開かれた。住所地に居住実態がない所在不明児の現状と課題をテーマにした分科会では、ジャーナリストの石川結貴さんが「存在を認められず、今も助けを求めている子どもが必ずいる。行政の担当者は、想像力を働かせて手を差し伸べてほしい」と訴えた。			
	10	「児童虐待なくして 厚労省にオレンジリボン」 東京・霞が関の厚生労働省の省庁に9日、巨大なオレンジ色のリボンが浮かび上がった。厚労省は毎年11月を児童虐待防止推進月間と位置付けており、その一環として虐待防止のシンボルカラーにドレスアップした。			
	10	「児相相談所「介入」に特化 虐待、「支援」は市町村に 負担軽減、初期対応見直し 厚労省ワーキンググループ」 児童虐待の防止対策を協議する厚生労働省専門委員会のワーキンググループ(座長・奥山眞紀子国立成育医療研究センター副院長)は12日、児相相談所が担っている保護など強制措置を伴う「介入」と、親に対する「支援」の機能を分離し、支援機能は市区町村などに移行するとの見解をまとめた。虐待が増加の一途をたどる中、職員不足などにあえぐ児相の任務を介入機能に特化し、負担軽減を図る。			
	10	「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について 平成27年10月28日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発1028第1号			
	11	「諮問第101号」平成27年11月2日 法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会 第1回会議配布資料			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	11	「被虐待児童保護、20歳未満に施設入所制限の緩和議論 厚労省専門委、法改正も」 児童虐待の防止策を検討する厚生労働省専門委員会(委員長・松原康雄明治学院大教授)は18日、18歳を超えても児童養護施設などで暮らせるよう、児童福祉法の対象年齢を現行の「18歳未満」から「20歳未満」に引き上げる案などの本格的な検討を始めた。松原委員長が提示した、報告書の取りまとめに向けた骨子案を基に議論。虐待を受けた子どもの自立支援を拡充する構想として注目される。			
	11	「虐待対応に国家資格構想 ベテラン専門職で」 児童虐待の防止対策を議論する厚生労働省の専門委員会(委員長・松原康雄明治学院大教授)は18日、年内にも取りまとめる報告書に向けた骨子案の中で、児童相談所や市町村で虐待対応や保護者への支援に当たる国家資格の専門職を創設する案を示した。			
	11	「虐待疑いで自衛官逮捕 京都、生後6カ月の長女」 生後5～6か月だった長女の頭部を激しく揺さぶる暴行を加え、後遺症のある障害を負わせたとして、京都府警は25日、傷害の疑いで京都市南区久高田町、陸上自衛官山本峻太容疑者(23)を逮捕した。			
	11	「乳児虐待、父親に懲役7年 一部無罪の地裁判決破棄」 北海道旭川市で昨年、生後間もなかった長女(1)を虐待したとして2件の傷害罪に問われた父親の左近具朗被告(24)の控訴審で、札幌高裁は26日、懲役6年として4月の旭川地裁判決を破棄、求刑通り懲役7年の判決を言い渡した。地裁は1件を無罪と判断したが高裁は2件とも有罪認定した。			
	11	「専門家「慎重な検討必要」少年法年齢引き下げ勉強会」 法務省は27日、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満にすることは是非などを議論する勉強会を開き、専門家から意見を聞いた。元東京高裁判事で日本大法科大学院の角田正紀教授は「他の法律に合わせて引き下げなければならぬ」と述べた。			
	11	「子どもも貧困2.9兆円損失 日本財団15歳だけで推計」 日本財団は3日、貧困家庭の子どもを支援しないと格差を放置すると、現在15歳の子ども1学年だけでも、社会が被る経済的損失が約2兆9千億円に達するとの推計を公表した。政府には、約1兆1千億円の財政負担が生じるとしている。			
	11	「預貯金10円」が3割超 「神奈川県のみ」とり親調査」 神奈川県は4日、ひとり親家庭の現状やニーズを把握するために8月に実施したアンケートの結果(速報)を発表した。回答者の3割超の預貯金が「0円」で、過去1年間に公共料金の支払いが遅れたことがあった割合も3割弱に上った。			
	11	「虐待対応への司法関与議論 厚労省の専門委」 児童虐待の防止対策に関する厚生労働省の専門委員会(委員長・松原康雄明治学院大教授)が10日開かれ、虐待を受けた子どもの「一時保護」や、子どもが虐待を受けている恐れがある時に行う「立ち入り調査」など強制力を伴う措置を取る際の司法機関の関与の在り方について議論した。			
	11	「幼児教育の無償化拡大 第3子以降全て、来年度 低所得世帯、政府方針」 政府は16日、来年度から幼児教育無償化の範囲を拡大する方針を固めた。低所得世帯を対象に、幼稚園と保育所の保育料を3人目以降の子どもは全て無料とする。子どもも多く、経済的に厳しい世帯の教育費の負担を軽減し、少子化対策につなげたい考えだ。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	12	「虐待児聴取7割が専門職員「心理負担の軽減」浸透 児相設置自治体への調査 複数回解消には課題も」今年7月時点で児相相談所を設置している47都道府県と22政令市・中核市のうち、虐待や性的被害を受けた子どもに対し、専門の訓練を受けた児相職員が被害事実の聞き取りを行っている自治体が、7割超となる33都道府県と18政令市・中核市に上っていることが20日、共同通信の調査で分かった。子どもの心理負担を軽減する対応で、有効性への認識が現場で広がっているようだ。			
	12	「妊産期支援や児相体制強化 政府が児童虐待防止策」政府は21日、児童虐待防止に向けた強化策を取りまとめた。「妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援」による予防策や、弁護士活用などによる児童相談所の体制強化、施設に入所している虐待児童の自立支援強化などが柱。今後数年間にそれぞれ具体的な施策の実現を目指すという。			
	12	「27歳保育士が乳児虐待か 名古屋市中川区の認可保育園」名古屋市中川区の認可保育園「ニチキッズ長須賀保育園」で、女性保育士(27)が乳児をたたくなどの虐待を繰り返していた疑いがあるとして、市が児童福祉法に基づき立ち入り調査をしたことが25日、分かった。			
	12	「昨年から虐待」LINEやりとりも、埼玉 埼玉県狭山市で顔にやけどを負った3歳女児が死亡した事件で、保護責任者遺棄致死容疑で県警に逮捕された母親の無職藤本彩香容疑者(22)らが、死亡した次女羽月ちゃんに関し「昨年の秋ごろから虐待していた」という趣旨の供述をしたことが13日、捜査関係者の取材で分かった。			
	12	「虐待対応、多機関の連携を 児相や司法関係者らシンポ」増え続ける児童虐待の防止策を考えるシンポジウムが16日、横浜市内で開かれ、児童相談所や司法関係者、民間団体の担当者らが、関係機関が連携を強化することの重要性を訴えた。			
2016 (平成28)	1	「緊急性高くない」と判断 1歳暴行事件、児童相談所 2013年11月から14年3月、大津市の自宅で母親(41)が次女＝当時(1)＝に暴行し、けがを負わせたなどとして傷害容疑で逮捕された事件で、「虐待のリスクがある」と市から連絡を受けた滋賀県の児童相談所が「緊急性は高くない」と判断していたことが20日、県などへの取材で分かった。次女は14年3月26日、気管支炎で死亡。体には古いやけどや骨折の痕があった。	2016 (平成28)		「東京都子供・子育て会議の運営」(単独事業) 平成25年10月25日～
	1	「沖縄子ども貧困率、3割 全国の2倍、独自調査」沖縄県は29日、任意で選んだ県内の小学生の保護者を対象に実施した調査で、平均的な可処分所得いわゆる手取り収入の半分(2012年で122万円)を下回る世帯で暮らす18歳未満の割合「子ども貧困率」が、推計で29.9%だったと発表した。全国平均は16.3%(12年)で、2倍近くになった。			東京都「子育て支援パスポート事業」H28～
	1	「情報共有なく…虐待常態化 埼玉女児死亡、対応を検証」埼玉県狭山市で顔にやけどを負った藤本羽月ちゃん(3)が死亡した事件では、乳幼児健診が3回とも身受診だったことや、近隣の人から2回110番があった情報が関係機関の間で共有されず、母親と同居の男による虐待が常態化していた様子が浮かぶ。市や県警、児童相談所などによる組織は、対応に不備がなかったか検証を進めている。			東京都「首都大学東京と連携した子供の貧困対策の推進」(単独事業) H28～

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	1	「日本版「ネウボラ」普及を 子育て支援、法定化検討」 塩崎恭久厚生労働相は1日、自治体が独自に設置している、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく相談に応じる「子育て世代包括支援センター」を広く普及させるため、法的に位置づけることを検討する考えを示した。フィンランドの同種施設「ネウボラ」を参考にしたもので、今国会で改正を目指す児童福祉関連法案に盛り込む方針。			東京都 「利用者支援事業」 区市町村(一部事務組合を含む。)なお、区市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 H25～(利用者支援事業:安心こども基金の一事業として)、H28～(利用者支援体制強化事業)
	1	「父親の自衛官が無罪主張 乳児虐待事件の初公判」 生後5～6か月の長女に激しく揺さぶるなどの暴行を加え、後遺症を伴うけがを負わせたとして、傷害罪に問われた京都市の陸上自衛官山本峻太被告(23)の初公判が2日、京都地裁(坪井祐子裁判官)で開かれ、山本被告は「子どもをあやしたが暴行は加えていない」と無罪を主張した。			東京都(財団等へ委託) 「子育て支援員研修」 H27～
	1	「貧困家庭の子どもにも給付金 3万～5万円、支援団体」 子どもの貧困対策に取り組み一般財団法人あすのば(東京)は、貧困家庭の子どもの小中学校入学や中学、高校卒業後の新生活を支給するため、1人3～5万円の給付金を支給する。			東京都 区市町村 「子供家庭支援区市町村包括補助事業」(単独事業)
	1	「少年法年齢、意見664件 引き下げに賛否」 法務省は10日、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げることに関するパブリックコメント(意見公募)に664件の意見が寄せられたと発表した。賛成派は「選挙権をもつようになり、社会的にも大人だ」と主張し、反対派からは「現行の少年審判、保護処分は有効に機能している」といった声が上がった。			東京都 市町村 「子育て推進交付金」(単独事業) H18～
	2	「障害ある子ども支援強化 虐待で施設訪問 改正法案、医療的ケア充実」 政府が今国会に提出予定の障害者総合支援法改正案の全容が18日、分かった。虐待を受けて児童養護施設に入所したり、新生児集中治療室(NICU)を退院後も人工呼吸器などの医療的ケアが必要だったりする子どもに対し、障害の特性やニーズに応じた支援を強化することなどが柱。早期成立を目指す。2018年度の傷害福祉サービス報酬改定に反映させたい考え。			東京都 区市町村 「子供・子育て支援交付金(国制度)」H27～
	2	「虐待被害で教科書再支給 小中学生に、文科省が通知」 文部科学省は4月から、虐待ドメスティック(DV)などが理由で緊急避難し、教科書を失った小中学生に、原則一度だけの教科書の支給を再度認めることを決め、24日までに全国の都道府県教育委員会に通知した。同省は「積極的に対応したい」と学校への周知を求めている。			東京都 区市町村(社会福祉法人へ委託可) 「虐待対策コーディネーター事業」(単独事業) H23～
	2	「子育て貧困世帯20年で倍増 収入が生活保護費下回る 山形大調査」 生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯の割合が13.8%となり、1992年から20年間で倍増したとの調査結果を山形大の戸室健作教授がまとめ、1日公表した。特に沖縄県が37.5%と子育て世代の4割弱を占めた。戸室准教授は「全国で子どもの貧困が深刻化している」と警鐘を鳴らしている。			東京都 区市町村(委託または補助可) 「子供の居場所創設事業」(単独事業) H28～
	2	児童虐待の通報や相談を24時間体制で受け付けられる児童相談所の全国共通ダイヤル「189」について、厚生労働省は4日、音声ガイダンスが早すぎず途中で切ってしまう人が多いとの指摘を受け、改善する方針を明らかにした。早ければ、4月にも改善したダイヤルでの運用を始める。			東京都 区市町村 「子育て短期支援事業実施施設整備賞補助事業」(単独事業) H27～



法律・政策・事件・研究等の動向		東京府・大阪府・大阪市の動向	年	月
2	「子ども貧困影響、沖縄最大 日本財団、格差放置で」日本財団は4日、貧困家庭の子どもの支援をせずに格差を放置した場合、社会が被る損失の都道府県別数値を公表した。15歳の子どもの1学年で見つた損失額は東京が約4千億円と最大だが、各都道府県の経済規模を考慮すると沖縄が最も影響が大きいと分析した。	東京都 区市町村(一部委託可)「要支援家庭を対象としたシヨーステイ事業」(単独事業) H27～		
2	「家庭での養護推進を 子ども支援団体が署名提出」子どもの支援や人権問題に取り組み市民団体などが9日、虐待や経済的理由で実親が育てられない子どももついで、施設ではなく里親委託や特別養子縁組によって家庭で育てる体制の整備を求め、約1万4千人分の署名を厚生労働省に提出した。署名の呼び掛け人には、ソニー元会長の出井信之氏が元テニスプレーヤーの杉山愛さんら25人が名を連ねている。	東京都 「養育家庭等自立援助補助事業」(単独事業) H24～		
3	「里親の機能「介入」に特化 中核市と東京23区も設置 虐待防止で専門委最終報告」児童虐待の防止策に関する厚生労働省の専門委員会(委員長・松原康雄明治学院大教授)は10日、最終報告書をとりまとめた。児童相談所の役割を被虐待児の一時保護など強制措置を伴う「介入」に一定程度特化するほか、中核市や東京23区が児相を設置することや、虐待通告の窓口を一元化し内容を市町村や警察に振り分けけるモデル事業の実施などを柱としている。	東京都 「里親委託交流経費補助事業」(単独事業) H28～		
3	「虐待、強制手続き簡略化へ 法改正で里親の根拠強化 厚生労働省、今国会に提出方針」厚生労働省は16日、児童虐待防止法と児童福祉法の改正案概要を明らかにした。ペテラン児童福祉司の配置義務付けや、強制的に家庭に立ち入る「臨検」の手続き簡略化など、児童相談所の体制・権限を強化。また一時保護中に施設入所措置を取ることができると対象年齢を現行の「18歳未満」から「20歳未満」に拡大するなど自立支援策も盛り込んだ。	東京都 社会福祉法人「サテライト型児童養護施設」(単独事業) H27～		
3	「養子縁組あつせん許可制に 与党が法案、罰則も 違法業者の参入を規制」虐待や経済的事情などの理由で実の親が育てられない子どもを別の家庭に仲介する養子縁組あつせん事業者について、自民、公明両党は19日までに、実行の届け出制から許可制とし、無許可でのあつせんには罰則を設けることなどを柱とする新たな法案をまとめた。今国会に議員立法で提出する構えで、野党側にも賛同を呼び掛ける。	東京都 「グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業」(単独事業) H28～		
3	「児相保護せず男子生徒自殺 相模原市、両親から虐待 面談のみ「緊急性ない」」相模原市児童相談所は22日、両親から虐待を受けて児相に通っていた中学2年の男子生徒(当時14)＝が2014年に自殺を図り、今年2月に死亡したと発表した。男子生徒は児相に「児童養護施設に保護してほしい」と自ら訴えていたが、児相は面談で対応し、親の同意がなくても強制的にできる職権での保護をしていなかった。	東京都 「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」 H22～研修事業、H27～職員人材確保事業		
3	「虐待疑い、最悪3万7千人 保護も2千人超、18歳未満 警視庁朝刊「憂鬱」」昨年1年間に虐待が疑われるとして、全国の警察が児童相談所に通告した18歳未満の子どもは前年より8097人(28.0%)多い3万7020人だったことが24日、警察庁のまとめで分かった。統計を取り始めた2004年以降、増加を続けて過去最多を更新し、初めて3万人を超えた。	東京都 区市町村「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」施設設置者 H21～		

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	3	「虐待聞き取りで3者連携、子どもの負担少しでも軽く」増加を続ける児童虐待の被害に対し、警察と児童相談所、検察は連携し、虐待の事実確認をするための子どもへの聞き取りを行う取り組みを始めている。警察庁のまとめで24日、昨年1年間に虐待の疑いがある18歳未満の子どもが最多の3万7020人になることが判明。つらい体験を口にするたびに心にのしかかる負担を、なるべく減らすのが目的だ。			東京都「児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業」(単独事業) H28～
	3	「子どもも貧困、異例の新組織、沖縄県、4月から」経済的に厳しい家庭の子どもたちが全国で増える中、沖縄県は子どもの貧困に取り組む専門組織「子ども未来政策室」を4月に設置する。厚生労働省によると、都道府県レベルで子どもの貧困への対応に特化した組織を設けるのは異例だ。			東京都「ひとり親家庭等在宅就業推進事業」(民間事業者に委託) H27～
	3	「虐待の対応強化、児相にベテラン配置、関連法案、国会会成立へ」政府は29日、児童相談所の体制や根拠強化を柱とする児童福祉法と児童虐待防止法の改正案を閣議決定した。ベテラン児童福祉司や弁護士配置を義務付けたほか、強制的に家庭に立ち入る「臨検」の手続きを簡略化。増加する児童虐待への対応強化に向け、国会会での成立を目指す。			東京都(町村部のみ)「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」 H16～
	3	「児相へ積極通告を指示、虐待最多受け、警察庁」児童虐待の被害が増え続ける中、警察庁は1日、積極的な児童相談所への通告や関係機関との連携を徹底するよう、全国の警察に通達を出した。通報で駆け付けた警察官が安全確認した子どもが、その後死亡する事件も起きており、さらなる被害防止に努める。			東京都(町村部のみ)「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業」 H16～
	3	「虐待死350人の可能性、国把握の3倍超か、日本小児科学会が推計」日本小児科学会は8日までに、虐待で死亡した可能性のある15歳未満の子どもが全国で年間約350人になるとの推計を始めてまとめた。東京都や群馬県など4自治体分のデータ分析に基づく試算だが、厚生労働省の2011～13年度の集計では年69～99人(無理心中も含む)で推移しており3～5倍になっている。			東京都「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」 社会福祉法人、東京都社会福祉協議会 H28～
	3	「県と市の連携見直す」2歳児死亡、奈良の知事、奈良県生駒市の2歳男児が自宅で収納ケースに押し込まれ窒息死した事件で、荒井正吾知事は13日の記者会見で、県の児童相談所から、児童虐待の疑いがあるとして調査依頼を受けた市が調べ、「問題ない」と判断したことについて「検証するとともに、県と市の役割分担、連携の在り方を見直したい」と話した。			東京都(町村部のみ)「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」 H27～
	3	「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」平成28年3月31日 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知障害発0331第4号、厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知雇児福発0331第1号			東京都(町村部のみ)「母子・父子自立支援プログラム策定事業」 H19～
	4	「児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について(通達)」平成28年4月1日 警察庁生活安全局少年課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事局刑事企画課長、捜査第一課長通達			東京都(町村部のみ)「ひとり親家庭相談窓口強化事業」 H27～

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	4	「児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について」平成28年4月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長雇児総策0401第6号			東京都 区市町村 「ひとり親家庭等生活向上事業」
	4	「可視化、児童虐待にも 裁判員対象外、積極運用へ 警察庁「大きな武器」 取り調べの録音・録画(可視化)を巡り、警察庁は、法制化で義務付けられる裁判員裁判対象事件以外に、児童虐待など傷害事件での可視化の試行を視野に入れていることが21日、同庁への取材で分かった。公判で供述の任意性や信用性が争点となるケースを想定、裁判員裁判対象事件でも任意聴取時からの活用を一層進める。			東京都 「児童相談所全国共通ダイヤル相談等業務委託」 H27～
	4	「虐待専門職1100人増へ 19年度末、児相強化で目標 厚労省がプラン策定」厚生労働省は25日、児童福祉司や児童心理司、保健師など全国の児童相談所に配置する虐待の専門職について、2019年度末までに計1120人程度増やす目標を決定した。児相への児童福祉司の配置基準に関しては、虐待の相談件数も考慮するとしている。			東京都 「ふれあい心の友(メンタルフレンド)派遣事業」 H3.10～(国制度 ふれあい心の友訪問援助事業)
	4	「虐待防止で連絡会議 児相の強化方針確認」児童虐待防止対策を推進するため、厚生労働省や警察庁、文部科学省など関係6府省庁の担当者が参加した連絡会の初会合が10日開かれ、児童相談所の体制を強化する方針を確認した。出席者からは「学校と児相のさらなる連携強化が必要だ」などの意見が出た。			東京都 「医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業」(単独事業) H28～
	4	「虐待児聴取で検察が指針 仙台、子どもの負担軽減で 医師が診察、回数も制限」虐待や性的被害を受けた子どもに被害内容を確認する聴き取りについて、仙台地検が、つらい体験を話すことによる子ども心理負担を軽減するための手法を示した内部向けの指針を作成したことが21日、関係者への取材で分かった。小児科医による診察の導入、関係機関の連携や聴取回数の制限のほか、絵や人形を使った面接法も盛り込み、運用を始めている。			東京都 「一時保護所における外部評価」 H27～
	4	「子ども貧困対策で支援拠点 日本財団、埼玉に開設」日本財団(東京、笹川陽平会長)は23日、貧困状態にある子どもを総合的に支援する拠点を今年11月、埼玉県戸田市に開設すると発表した。5年間かけて50億円を投じ、全国に100拠点の設置を目指すとしている。			東京都(町村部のみ) 「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」 H27～
	4	「養子縁組法案を提出 許可制へ、自公など」自民、公明、おおさか維新の3党は26日虐待などで実の親が育てられないうち子どもを別の家庭に仲介する養子縁組あわせには罰則を設けることも盛り込んだ。			東京都(町村部のみ) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業」 H19～
	5	「ベテラン福祉司ら配置へ 虐待対応で改正法成立 児相の体制強化」増加の一途をたどる児童虐待に対応するため、児童相談所の体制や権限の強化を柱とした改正児童福祉法と改正児童虐待防止法が27日、参院本会議で全会一致により可決、成立した。経験豊かなベテランの児童福祉司や専門知識を持つ弁護士の見相への配置を義務付け、家庭に強制的に立ち入る「臨検」手続きの簡略化などが盛り込まれた。			東京都 「児童虐待ケースマネジメント事業」(単独事業) H8～

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	5	「社会的養護」4万6千人 虐待や親不在、子ども白書 政府は31日、2016年版の子ども・若者白書を閣議決定した。保護者がいなくなったり、虐待を受けたため施設などで暮らす「社会的養護」を受ける子どもが昨年、約4万6千人に上ったことを明らかにした。児童養護施設への入所が約6割に達し、入所児童の半数以上が虐待を受けた。			東京都 「児童虐待防止の普及啓発」 H5～
	5	「乳児の接種拒否で親権喪失 家裁決定」子の利益侵害」 九州地方の家裁裁判所が3月、乳児への予防接種を拒否した母親について児童相談所から「親権喪失」の審判申し立てを受け、「子どもの利益を侵害した」として認める決定をしていたことが7日、関係者への取材で分かった。家裁は、児相が昨年、母親の育児放棄(ネグレクト)により乳児を一時保護した経緯も重視。予防接種拒否の理由は医学・思想上の問題ではなく「児相職員への感情的反発」と認定した。			東京都 「児童虐待対応強化事業」(単独事業) H12～
	5	「子どもの貧困で首長連合 全国161市町村」 全国161の市町村長が、子どもの貧困問題に連携して取り組む「子どもの未来を応援する首長連合」の設立総会が8日、都内で開かれた。今後は現場レベルでの情報共有や政府への政策提言などをしていく。			東京都 「児童虐待カウンセリング強化事業」 H13～
	5	「小学校未修でも中学入学可 虐待の子救済、文科省通知」 文部科学省は17日、無戸籍や虐待、長期の不登校などの理由で小学校の課程を修了できないまま、中学生相当の年齢になった場合、本人が希望すれば中学校入学が認められるとす通知を全国の都道府県教育委員会などに出した。やむを得ず小学校に通えなかった子どもを救済する措置。			東京都 「家庭復帰促進事業」(単独事業)H15～
	5	「子どもが安心できる場所に 福島・郡山でホーム開所」 東日本震災と原発事故からの復興を支援しようと、那覇市の社会福祉法人「からし種の会」が24日、福島県郡山市にファミリーホーム「アームズの枝」を開設した。			東京都 「医療機関における虐待対応力強化事業」(単独事業) H19～
	6	「虐待対応の司法関与検討へ 特別養子の利用促進も」 厚生労働省は28日、虐待を受けた子どもを親から引き離す「一時保護」など強制力を伴う措置を取る際の司法関与のあり方や、特別養子縁組の利用促進について協議する検討会を7月に設置すると発表した。児童福祉の専門家や司法関係者ら15人程度を委員とし、法務省や最高裁も関係機関として参加。秋に報告書を取りまとめる。			大阪府 子ども家庭センター 「虐待対応課」「地域相談課」から「相談対応課」「育成支援課」に組織変更 相談対応課:すべての相談において受理時のアセスメントを強化し、適切に対応することができる体制 育成支援課:家庭で生活することが困難となり、施設入所や里親委託となった子どもへの支援を強化できる体制
	6	「子ども性被害防止条例成立 唯一なかった長野県」 全国で唯一、18歳未満の子どもとの性行為を処罰する条例を持たない長野県が制定を目指していた「子ども性被害から守るための条例」が1日、県議会でも可決、成立した。施行は7日の予定。処罰規定など一部は11月1日に施行される。			大阪府 子ども家庭センター 相談対応における民間との連携:児童虐待相談にかかる安全確認業務委託、児童相談所全国共通ダイヤル等 電話相談業務委託の開始
	6	「教員7人が関与か 難波支援学校の虐待問題」 大阪府立難波支援学校(大阪市浪速区)の生徒虐待問題で、同校は22日、記者会見を開き、50代の男性実習教員が体罰を認め、このほか6人の教員が暴言などの不適切な指導をしていた可能性があると明らかにした。西岡清校長は「生徒の心を痛めてしまい大変申し訳なかった」と謝罪した。			大阪府 「児童虐待事案に関わる大阪府及び大阪府警察との情報共有に関する協定書」の締結

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	6	「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」平成28年6月3日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0603第1号			
	7	「所在不明児13都県に25人 厚労省、一部は虐待恐れ」住民票の住所に居住実態がないなどの所在不明児が13都県に25人(28日時点)いることが29日、厚生労働省の調査で分かった。少なくとも3人は虐待を受けている恐れがあるという。また12人は前回調査を始めた2014年5月から不明のまま。厚労省は「危険な状態にある可能性もある」として引き続き各自治体に安否確認を求めている。			
	7	「無国籍、就学も生活厳しく 文科省が191人状況調査」文科省は29日、何らかの事情で出生届けが出されず、無国籍となった義務教育段階の子ども191人の就学状況調査結果を発表した。1人が2年間にわたり未就学。残る190人は小中学校に就学しているが、うち77人が学用品などの就学援助を受ける厳しい生活状況であった。			
	7	「原相の情報共有、不十分 中2自殺で相模原市報告」相模原市児童相談所に保護を求めた中学2年の男子生徒が自殺を図り、死亡した問題で、市は4日、保護者の言い分に偏った支援になっていたほか、児相内の情報共有が不十分だったとす報告書をまとめ、厚生労働省に提出した。			
	7	「児童虐待、初の13万件越え 15年度過去最悪に」全国の児童相談所が2015年度に対応した児童虐待の件数は、前年度比16%増の10万3260件(速報値)で過去最多を更新したことが4日、厚生労働省のまとめで分かった。集計を始めた1990年度から25年連続の増加で、初めて10万件を突破。児童虐待が後を絶たない深刻な現状があらためて浮き彫りになった。			
	7	「子ども貧困調査10都府県 実態把握に地域差」都道府県のうち、子どもやその世帯を対象に貧困率の調査を実施、または予定しているのは10都道府県にとどまることが4日、首都大学東京の子どもプロジェクトで分かった。同センターの阿部彩教授らは「市町村の調査もあるが、県レベルなら格差がより把握できる。実施が必要だ」と語る。			
	7	「関係機関の連携強化を確認 児相所長会議、虐待対応で」全国児童相談所長会議が4日、厚生労働省で開かれ、同省の担当者が2015年度に全国の児相が対応した児童虐待の件数が初めて10万件を超えたことを報告し、改正児童福祉法に盛り込まれたベテラン児童福祉司の配置などの対応に関し、現場と密接に情報交換していく考えを示した。出席者は自治体や警察、学校との連携強化の必要性をあらためて確認した。			
	8	「一時保護、親の同意不要に 児相の運営指針見直し」虐待を受けた子どもを親から引き離す「一時保護」に関する児童相談所の運営指針について、厚生労働省は10日までに、これまで原則としていた「保護者の同意」を必ずしも求めない内容に見直すことを決めた。特に子どもの生命に危機がある場合などは、ためらわずに保護するよう明記。児相が慎重になりすぎて対応が後手に回る事態を防ぐ狙いがあるという。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	8	「養父「何度か浴室に監禁」大阪・堺、3歳児殺害疑い」堺市の自宅マンションで昨年6月、浴室に長男(3)を監禁、殺害したとして両親が逮捕された事件で、殺人の疑いで再逮捕された養父常峰涉容疑者(32)が「何度か長男を浴室に監禁した」と供述していることが17日、捜査関係者への取材で分かった。			
	8	「虐待児356人退院できず 治療終えても親元返せず」医療機関に入院し、虐待被害が疑われた子どものうち、治療を終えても親元に返せず、受け入れられる施設も戻つからないなどの理由で入院が長引いた子どもが昨年までの2年間に少なくとも356人いたことが21日までに、小児科医のグループによる全国調査で分かった。このうち半数以上は入院が2週間以上に及んでいたとみられる。			
	8	「特別養子年齢引き上げ議論 法務省など研究会開催」実親が育てられない事情にある子どもを戸籍上、養父母の「実子」と同じ扱いにする特別養子縁組の対象年齢について、厚生労働省の有識者会議が、現行の「原則6歳未満」からの引き上げが必要とする意見書をまとめたことを受け、法務省などが研究会を開き、年齢引き上げに向けて議論を始めたことが21日、分かった。意見を集約し、報告書の取りまとめを指すとしている。			
	8	「貧困・虐待で支援策検討 教育と福祉枠超え連携」子どもの貧困や虐待が深刻化する中、文部科学省、厚生労働省は今月、「教育・福祉の連携・協力推進協議会」を設置し、一体的な支援策の検討に乗り出した。若手、中堅の実務者が集まって家庭が抱える課題を掘り起こし、きめ細かいサポートへの道筋をつけるのが狙い。両省が枠を超えてこうした問題を恒常的に議論するのはこれまでになかった試みという。			
	8	「性暴力の実態調査を 被害者が法務省に要望書」性犯罪を厳罰化する改正刑法が今月施行されたことを受けて、父親から性的虐待を受けた経験を持つ山本潤さんが代表理事を務める団体「Spring」が27日、性暴力の実態調査などを求める要望書を法務省の井野敏郎政務官に手渡した。			
	8	「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の公布について(通知)」平成28年8月18日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0818第1号			
	9	「里親支援機関事業の実施について」平成28年9月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0901第6号			
	9	「児童家庭支援センターの設置運営等について」平成28年9月1日 厚生労働省児童家庭局長通知雇児発0901第5号			
	9	「児童相談所運営指針の改正について」平成28年9月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0929第1号			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	9	「特別養子縁組あっせん43件 産婦人科の協議会、3年で」女性が様々な事情で赤ちゃんを育てられない場合、必要に応じて養父母を紹介する「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」(本部・埼玉県熊谷市)は8日、2013年9月の発足から3年間で、特別養子縁組を43件あっせんしたと明らかにした。			
	9	「札幌の児相「連携不十分」4歳児暴行死で報告書」札幌市手稲区で昨年9月、養父に殴られた4歳の男児が死亡した事件で、市の児童相談所などの対応を検証していた有識者会議は14日までに、関連機関の連携が不十分だったと指摘し、合同会議の開催を求める報告書をまとめた。			
	9	「虐待通告、初の2万人超 全国の警察から児相へ 過去最多、面前DVが増」虐待を受けている疑いがあるとして、今年1～6月に全国の警察が児童相談所に通告した18歳未満の子どもは、2万4511人になったことが15日、警察庁のまとめで分かった。前年同期より7287人(42.3%)の増加。半期ごとの統計がある2011年以降、初めて2万人を超えて過去最多となった。			
	9	「心理的虐待の摘発3% 見えぬ傷、難しい立件」今年1～6月の上半期に全国の警察が摘発した512件の児童虐待のうち、心理的虐待による被害の立件は16件にとどまり、摘発件数全体のわずか3.1%だったことが15日、警察庁のまとめで分かった。			
	9	「情報共有や連携強化提言 相模原中2自殺で諮問機関」相模原市児童相談所に保護を求めた中学2年の男子生徒が自殺を図り死亡した問題で、有識者らで構成する加山俊夫市長の諮問機関が16日、関係機関の情報共有や連携強化を求める提言をまとめ、市長に答申した。			
	9	「虐待死44人、1歳未満6割 実母が「加害者」も6割超 「望まぬ妊娠」背景に」2014年度に虐待を受けて死亡した18歳未満の子どもが、前年度に比べて8人増の44人(無理心中を除く)に上ったことが16日、厚生労働省専門委員会のまとめで分かった。1歳未満が過去最高となる6割超。加害者が実母だったのも6割超だった。「望まない妊娠」など母親が抱える問題が目立ち、虐待件数が増加の一途をたどる中、最悪の事態を防ぐための体制整備が急がれる。			
	9	「虐待関連の改正法施行へ 児相への弁護士配置など」児童相談所の体制や権限強化を柱とする改正児童福祉法と改正児童虐待防止法の一部が10月1日に施行される。主な改正点は、児相への児童心理司や医師・保健師、弁護士との配置義務化と、強制的に家庭に立ち入る「臨検」手続きの簡略化。2015年度に児相が対応した虐待件数が10万件を超えるなど、増加の一途をたどる児童虐待への対応を強化する。			
	9	「虐待児ら聴取の手法学んで 「司法面接」紹介本出版」児童心理に詳しい北海道大学の仲真紀子教授が、虐待や性的被害を受けた子どもに聴き取りを行う際のノウハウを記した「子どもへの司法面接」(有斐閣、税抜き2900円)を出版した。児童相談所や捜査機関が連携し、子どもの心理的負担を減らしながら事実を正確に把握する「司法面接」の制度や方法を紹介。具体的な質問の仕方など実践的な内容も盛り込んでいる。			
	9	「性的虐待「自分が壊れる」撲滅願ひ被害語る女性」。福岡市のほしおか十色さん(30)＝仮名＝は性的虐待を受けた子どもの頃の体験や心情を、公の場で積極的に語っている。「美態を知ってもらい、同じ目に遭う少女を減らしたい」との思いで突き動かされている。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	9	「絵本買えない」5.9% 大阪市困窮調査の速報値 大阪市は30日、生活に困窮する子どもの実態把握に向け、市立中2年と同小15年の生徒と保護者、5歳児の保護者を対象に実施したアンケート結果(速報値)を公表した。5歳児の保護者の5.9%が子どもに本や絵本を、8.9%が新しい服や靴を「経済的な理由で買えない経験をした」と答えた。			
	9	「虐待改正法施行で運営指針 弁護士配置の在り方提示」 増え続ける児童虐待への対応を盛り込んだ改正児童福祉法の一部が10月1日に施行されるのを前に、厚生労働省は、児童相談所の強化策などに関する運営指針を都道府県などに通知した。新たに義務化する児相への弁護士配置の在り方や、虐待を受けた子どもを親から引き離す「一時保護」の運用についての方針を示している。			
	10	「産後うつ予防へ健診費助成 2週間と1カ月、無料化も17年度から虐待対策で 不調の兆し、早めにケア」 出産後の母親が育児への不安や重圧によって、精神的に不安定になる「産後うつ」を予防するため、厚生労働省は2017年度から、健診を受ける際の費用を助成する。深刻化すれば虐待や育児放棄につながったり、自殺を招いたりする恐れがあり、不調の兆しを早めに見つけ、行政の相談窓口など適切なケアにつなげるのが狙い。			
	10	「虐待防止の知識と連携不足 広島、乳児衰弱死で報告書」 広島県呉市で生後8カ月の男児が衰弱死した事件で、県が設置した検証委員会は11日、「市担当部署の児童虐待防止についての知識が不足しており、関係機関との連携が出ていなかった」とする報告書を県に提出した。			
	10	「児相への弁護士配置進まず 虐待対応、年度内に2割 法規定受け自治体調査 予算、人材確保に課題」 児童相談所を設置している全都道府県と22の政令市・中核市を対象に、虐待対応策として今月1日施行の改正児童福祉法で義務化された児相への弁護士配置の状況や共同通信が調査した結果、本年度内に常勤や非常勤で配置するのは2割にとどまることになった。児童虐待を巡っては法律の専門知識を要する事案も増加。改正法は児相の強化策として日常的な対応を意図した弁護士配置を定めたが、専従体制の整備が進まない実状が判明した。			
	10	「3割が親の同意なし 虐待理由の一時保護で調査」 厚生労働省が、全国の児童相談所を対象に子どもを親から引き離す「一時保護」の運用実態について調査した結果、虐待を理由とした保護のうち、親の同意が得られないまま始めたケースが3割に上ることが14日、分かった。厚生労働省が同日の検討会で明らかにした。			
	10	「0歳児の事故死502人 5年間集計、窒息が最多」 消費者庁は24日、2014年までの5年間に1歳児未満の子ども502人が不慮の事故で死亡し、うち窒息死が404人だったとの集計結果を公表した。厚生労働省の人口動態統計の死亡調査票を初めて集め、分析した。			
	10	「貧困対策で86団体に助成 子供の未来基金」 内閣府は25日、子どもの貧困対策を目的に企業や個人から寄付を募る「子供の未来応援基金」に関し、本年度は全国27都道府県の86団体に計約3億1500万円を基金から助成すると発表したが、NPO法人などによる学習支援や食事提供といった取り組みが対象。			
	10	「市町村児童家庭相談援助指針について」 平成28年10月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発1031第2号			



年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	10	「市町村児童家庭相談援助指針」の改正について」平成28年10月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発1031第2号			
	11	「子ども支援拠点、初開設 日本財団、埼玉で」日本財団は7日、貧困状態にある子どもを総合的に支援するための施設を埼玉県戸田市で9日にオープンすると発表し、報道陣に公開した。			
	11	「福島の特別支援学校で体罰 50代女性教諭」福島の県立特別支援学校の50代女性教諭が、知的障害がある複数の生徒に粘着テープで口をふさぐなどの体罰をしていたことが15日、福島県教育委員会への取材で分かった。			
	11	「虐待死、孤立家庭が7割 近隣住民とつきあいなし 厚生省専門委が検証」2014年度に虐待を受けて死亡した18歳未満の子どものうち、詳しい状況が確認できた29家庭の7割以上が、近隣住民とのつきあいがほとんどないなど地域で孤立していたことが16日、厚生労働省専門委員会のまとめで分かった。現在の方法で集計を始めた2014年1月から2015年3月までの累計でも、同様のケースが320家庭(2014年度分含む)の約7割を占め、家庭の孤立が虐待の背景にある状況が改めて浮き彫りになった。			
	11	「保育士 取り消し制運用改善 乳児死亡事件受け厚生省」厚生労働省は17日、保育士が禁錮以上の刑を受けた場合に登録を取り消す制度に関し、運用を改善する検討に入った。神奈川県平塚市の認可外保育施設での乳児死亡事件で逮捕された容疑者が、過去に懲役刑を受けていながら保育士として働いていたことを踏まえた。			
	11	「大阪府警、見相と連携へ 虐待見対応、事前に連絡」大阪府千早赤阪村の山中で、堺市北区の梶本樹季ちゃんが見られる男児の遺体が見つかった事件を受け、大阪府警は児童相談所に対し、虐待などで保護された子どもを親元に帰る際、事前に連絡するよう申し入れる方針を固めた。府警への取材で18日、分かった。			
	11	「児童への性的犯罪撲滅を 官民の対策協議会が発足」児童を性的な犯罪から守るための「児童の性的搾取等撲滅対策推進協議会」の設立総会が22日、東京都内のホテルであり、警察庁の種谷良二生活安全局長は挨拶で「児童を性的に搾取する行為は重大な人権侵害であり、社会全体で問題の解決に向け努力しなければならない」と訴えた。			
	11	「養子縁組あっせん法案提出 許可制で悪質業者排除へ」虐待などで実の親が育てられない子どもを別の家庭に仲介する養子縁組あっせん事業者について、自民、公明、民進などと野党6党派は22日、現行の届け出制から都道府県知事による許可制とする法案を議員立法で参院に提出した。悪質な業者を排除し、適正なあっせんを促進するのが狙いで、無許可の事業者には罰則を設けている。国会での成立を目指す。			
	11	「養子縁組失敗で提訴 強制捜査のあっせん業者に 慰謝料求め東京都の夫婦」特別養子縁組が失敗したのはあっせん業者にノウハウも意思もなかったためとして、東京都の夫婦が千葉県四街道市の「赤ちゃんの未来を救う会」(解散)に対し、支払った費用や慰謝料など計600万円を求め訴訟を千葉県地裁佐倉支部に起こしたことが24日、分かっていた。提訴は21日付。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	11	「堺の男児死亡で有識者会議 大阪府、情報共有を検証」 行方不明となっていた堺市北区の榎本樹季ちゃん＝死亡当時(3)＝の遺体が山中で見つかり、両親が死体遺棄容疑などで逮捕された事件を受け、大阪府は7日、虐待事案を点検する有識者会議の初会合を開いた。			
	12	「養子促進、児相と両輪 民間あわせん法成立で議員」 民間の養子縁組あわせん事業者を許可制とする「養子縁組児童保護法」の成立を受け、内容を取りまとめた与野党の国会議員が9日午後後に記者会見し、「子ども最優先」の理念を踏まえ、法的要件を満たす事業者が国のガイドラインに基づいて適正に活動するよう訴えた。児童相談所と民間が「車の両輪」として養子縁組を促進するよう期待する声もでた。			
	12	「2カ月超は家裁が適否審査 児童虐待の一時保護で」 厚生労働省は12日、虐待を受けた子どもを見守る児童相談所の判断で親から引き離す「一時保護」について、期間が2カ月を超える場合、継続の適否を家庭裁判所が審査する仕組みを新たに検討する方針を固めた。児童虐待への司法関与の在り方を話し合う有識者会議は同日、これらの内容を大筋で了承。厚生労働省は法務省など関係省庁の理解が得られれば、来年の通常国会で児童福祉法の改正を目指す。			
	12	「被害証言DVDを証拠採用 虐待児の尋問回避、負担減 司法の取り組みに注目」 旭川や高松、徳島、那覇の各地で昨年までに開かれた子どもに対する虐待や強制わいせつ事件の公判で、検察側が被害者の証言を録音録画したDVDを証拠として提出し、裁判所が採用するケースがあったことが7日、関係者への取材で分かった。法廷での被害者への証人尋問が回避された。つらい体験を何度も聞かれることで子どもが感じる心理的負担の軽減を目指す司法の取り組みとして注目される。			
	12	「児童虐待の専門部署新設へ 大阪府署、来年度に」 親の暴行で死亡したとされる堺市の男児の遺体が山中で見つかるなど虐待事件が相次いでいることを受け、大阪府警が来年度、児童虐待対策の専門部署を新設する方針であることが21日、府警関係者への取材で分かった。			
	12	「「支援型」子を幸せに 1万人アンケート研究」 子どもを見守りつつ自立を促す「支援型」の子育てを受けると、成人後の幸福感や婚姻率が最も高くなることを、男女1万人を対象にしたアンケートに基づく実証研究で明らかになると、神戸大と同志社大のチームが22日、発表した。			
	12	「児相増設へ支援マニュアル 自治体向けに手続き明示 虐待の対応強化、厚生労働省 過重な負担解消課題」 増加の一途をたどる児童虐待への対応強化を図る厚生労働省が、児童相談所開設に必要な手続などを示した自治体向けの支援マニュアル作成を進めていることが24日、分かった。児相は都道府県と政令市に設置が義務化されているが、設置が認められていない中核市(47市)では金沢市と神奈川県横須賀市しか置いていない。			
	12	「必要な衣食買えず」2割 手当受給のひとり親家庭 低所得のひとり親を対象とする児童扶養手当の受給者のうち、家族が必要な食料を買えない経験をした人が2割超に上ることが28日、厚生労働省の調査で分かった。衣類でも同様に2割を超えており、手当を受け取っても生活に困窮している実態が浮き彫りとなった。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	12	「児童虐待の防止等に関する児童等に関する資料又は情報の提供について」平成28年12月16日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発1216第1号			
2017 (平成29)	1	「発達障害、進学先と連携を支援計画引き継ぎで動告」総務省行政評価局は20日、自閉症やアスペルガー一症候群などの発達障害を抱える児童・生徒に対する個人別の支援計画を、進学時に引き継ぐ仕組みが不十分だとして、文部科学省と厚生労働省に改善を勧告した。	2017 (平成29)		東京都「東京都子供・子育て会議の運営」(単独事業)平成25年10月25日～
	1	「「徳総活躍へ「壁」排除 教育機会の確保訴え」安倍晋三首相は施政方針演説で「「徳総活躍社会」の実現に向け、画一的な労働制度などの「壁」を取り除いていくと強調した。奨学金制度の充実で貧困に直面する子どもを支援する姿勢を示し、教育の機会確保の重要性も説いた。電通社員の過労自殺問題に触れ「二度と悲劇を繰り返さない」と決意表明し、長時間労働の是正に取り組みと訴えた。			東京都「子育て支援パスポート事業」H28～
	1	「LGBT尊重、具体策明記 福島県が基本計画改定へ」福島県が改訂作業を進める男女共同参画の基本計画に、同性愛者や性同一性障害を抱える人ら性的少数者(LGBT)を尊重し、相談窓口の設置や理解を促す学校教育の実施など具体的な施策を盛り込むことが27日、分かった。同日の審議会で改定案の素案が示され、了承された。県は審議会の答申を受け、3月末までに改定する。			東京都「首都大学東京と連携した子供の貧困対策の推進」(単独事業)H28～
	1	「民間の養子縁組319件 成立時1歳以下は8割超 14、15年度、厚労省初調査」特別養子縁組の利用促進を模索する厚生労働省が民間あつせん団体の活動上状況を調査した結果、2014、15両年度の仲介して成立したのは計319件(14年度158件、15年度161件)だったことが28日、分かった。成立時の子ども年齢は「1歳以下」が約85%を占め、児童相談所(48%)に比べて生後のより早い段階で縁組が成立している実態も判明した。民間団体の活動に関する詳細な調査は初めて。			東京都 区市町村(委託可)「子供の貧困対策支援事業」H29～
	2	「3歳児暴行死で懲役9年「守るべき長男を虐待」堺市のマンションで2015年6月、当時3歳の長男を浴室に閉じ込め、暴行し死なせたとして、傷害致死や監禁などの罪に問われた養父常峰涉被告(33)の裁判員裁判で、大阪地裁堺支部は3日、懲役9年(求刑懲役13年)の判決を言い渡した。			東京都「子育てサポート情報普及推進事業」(単独事業)H29～
	2	「発達障害担当の教員手厚く 改正法案を閣議決定」政府は7日、発達障害のある児童生徒や外国人から日本語指導が必要な児童生徒を担当する教員を、安定的に配置することを柱とする義務教育標準法や学校教育法など5つの改正法案を閣議決定した。			東京都「利用者支援事業」区市町村(一部事務組合を含む。)なお、区市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。H25～(利用者支援事業:安心子ども基金の一事業として)、H28～(利用者支援体制強化事業)

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	2	「少年法適用18歳未満」法相、法制審に諮問教育の機会奪う懸念も 懲役刑の改革検討」金田勝年法相は9日、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満へ引き下げることについて法制審議会(法相の諮問機関)に諮問した。18歳から投票できるようにした改正公選法に少年法原則の検討が明記され、自民党も引き下げを提言していた。ただ法改正されれば、18、19歳は保護観察や少年院送致など更生のための施策が受けられなくなり、起訴猶予や罰金刑で済むケースが増えたとみられる。専門家から「教育の機会を奪う」と懸念する声が出ており、法制審で議論の焦点になりそう			東京都(財団等へ委託)「子育て支援員研修」H27～
	2	「保育所でも国旗国歌 厚労省、18年度から新指針「押し付け」と懸念も」厚生労働省は14日、保育所の運営指針について、2018年度からの改正案を公表し、3歳以上の幼児を対象に「親しむ」と初めて明記した。			東京都 区市町村「子供家庭支援区市町村包括補助事業」(単独事業)
	2	「児童虐待、家裁が関与強化 児相に報告へ 保護者指導に実効性」児童虐待への対応強化を盛り込んだ児童福祉法改正案の概要が15日、判明した。家庭裁判所の関与を強化した内容で、保護者への指導を家裁が児童相談所に「報告」できるようになる。家裁は、指導の結果を、施設入所など強制的に親から子を引き離す措置の必要があるかどうかの判断材料とする。司法機関が第三者的立場で関わることで児相と保護者とのトラブルを回避し、指導に実行性を持たせるのが狙いだ。			東京都 市町村「子育て推進交付金」(単独事業) H18～
	2	「万博誘致、子育て支援拡充 大阪市の17年度当初予算案」大阪市は16日、一般会計を1兆7627億円とする2017年度当初予算案を発表した。大阪府からの権限移譲で教職員人件費などが増え16年度比6.8%増となった。25年度の国際博覧会とカジノを中心とする統合型リゾート施設の誘致関連費としてそれぞれ1億1千万円、3千万円を計上する。			東京都 区市町村「子ども・子育て支援交付金(国制度)」H27～
	2	「全員里親の元で養育を 兵庫・明石が支援策」兵庫県明石市は17日、親と暮らすことができない乳幼児全員が小学校入学前に、養護施設ではなく、里親の元で育つことを目指す「あかし里親100%プロジェクト」を2017年度から始めると発表した。			東京都 区市町村(委託または補助可)「子供居場所創設事業」(単独事業) H28～
	3	「養子縁組元業者の2人起訴 児童福祉法違反罪、千葉」千葉地検は28日、特別養子縁組を希望する夫婦に営利目的で乳児をあっせんとしたとして、児童福祉法違反の罪で、千葉県四街道市の養子縁組あっせん業者「赤ちゃんの未来を救う会」(解散)の元理事上谷清志(36)＝那覇市＝、元代表理事伊勢田裕(32)＝札幌市手稲区＝の両容疑者を起訴した。地検は2人の認否を明らかにしていない。			東京都 区市町村(委託または補助可)「子供居場所創設事業」(単独事業) H28～
	3	「特別養子、児相も申し立て 実親不同意事案で家裁に 虐待児救済へ有識者会議」厚生労働省の有識者会議は28日、児童相談所が家庭裁判所に「特別養子縁組」適否判断を申し立てられる新たな仕組みを求める意見書をまとめた。現在申し立て可能なのは養親希望者のみだが、虐待などで新しい家庭が必要とされる子どもでも、実親の同意がないケースでは申し立てを避けることが多い。不適切な養育環境に苦しむ子どもの救済に向け、申し立て権限を児相にも広げ、実親の同意がなくても必要な縁組を促進する狙いがある。			東京都 区市町村(社会福祉法人等へ委託可)「子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業」(単独事業) H29～
	3	「救えた命」児相に提言 双子虐待死で対策強化を」愛知県豊橋市で2012年、幼い双子の姉妹が父親の暴行で死亡した事件を巡り県は29日、医師や弁護士らでつくる検証委員会による検証結果を公表した。県児童相談所は虐待の疑いを知り対応を始めたが、姉妹の保護は遅れており、報告書は姉に続き暴行が深刻化した妹を「救うことができた命だった」と指摘した。			東京都 区市町村「子育て短期支援事業実施施設整備費補助事業」(単独事業) H27～

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	3	「貧困の子支援を仲介 NPOと企業つなぐ協議会」内閣府は30日、子ども貧困対策に取り組むNPO法人などと、自社の強みや特徴を生かして支援したい企業を仲介するため、官民による協議会を発足させた。加藤勝信1億総活躍担当相は発足式で「社会全体で子どもにも寄り添った活動を展開していきたい」と述べた。			東京都 区市町村(一部委託可)「要支援家庭を対象としたショートステイ事業」(単独事業) H27～
	3	「子ども貧困で生活実態調査結果 大阪、母子世帯深刻」大阪府は31日、子どもの貧困対策を検討する有識者会議を大阪市内で開き、府内全43市町村の小学5年と中学2年、それぞれの保護者の生活実態調査結果を報告した。世帯構成と所得との関係性を分析した結果、母子世帯の40%が世帯所得200万円未満で、全体(10%)や父子世帯(12%)を大きく上回った。			東京都 「子供・子育てに関する施設等情報サイト」の運用(単独事業) H29～
	3	「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について」平成29年3月7日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 虐待防止対策推進室事務連絡			東京都 「養育家庭等自立援助補助事業」(単独事業) H24～
	3	「育児休業の対象となる「その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」であることを証明する書類について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、職業家庭両立課長通知雇児総発0331第1号、雇児職発第0331第1号			東京都 「里親委託交流経費補助事業」(単独事業) H28～
	3	「児童相談所運営指針について」平成29年3月31日 厚生省児童家庭局長通知雇児発0331第45号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第45号			東京都 「新生児委託推進事業」(単独事業) H29～
	3	「里親委託ガイドラインについて」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第38号			東京都 社会福祉法人「サテライト型児童養護施設」(単独事業) H27～
	3	「里親制度の運営について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第35号			東京都 「グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業」(単独事業) H28～
	3	「里親支援事業の実施について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第44号			東京都 「乳児院の家庭養育推進事業」(単独事業) H29～
	3	「児童相談所を設置する市について」の一部改正について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第13号			東京都 「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」 H22～研修事業、H27～職員人材確保事業
	3	「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第47号			東京都 区市町村「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」 施設設置者 H21～

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	3	「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第49号			東京都「児童養護施設退所者等に対する住まい確保支援事業」(単独事業) H28～
	3	「児童相談所を設置する市について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第13号			東京都「ひとり親家庭等在宅就業推進事業」(民間事業者に委託) H27～
	3	「地域小規模児童養護施設の設置運営について」【一部改正】平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第40号			東京都(町村部のみ)「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」 H16～
	3	「平成28年改正 児童福祉法の施行に伴う情緒障害短期治療施設関係通知の取扱いについて」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第41号			東京都(町村部のみ)「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業」 H16～
	3	「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸し付けについて」の一部改正について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第13号			東京都「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」社会福祉法人、東京都社会福祉協議会 H28～
	3	「養子縁組里親研修制度の運営について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第37号			東京都(町村部のみ)「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」 H27～
	3	「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の運営について」の一部改正について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第39号			東京都(町村部のみ)「母子・父子自立支援プログラム策定事業」 H19～
	3	「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について」の一部改正について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第55号			東京都(町村部のみ)「ひとり親家庭相談窓口強化事業」 H27～
	3	「就学者自立生活援助事業の実施について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第56号			東京都 区市町村「ひとり親家庭等生活向上事業」
	3	「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」の一部改正について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第43号			東京都「児童相談所全国共通ダイヤル相談等業務委託」 H27～

年		月		法律・政策・事件・研究等の動向		年		月		東京都・大阪府・大阪市の動向	
	3			「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第16号							東京都「ふれあいの友(メンタルフレンド)派遣事業 H3.10～(国制度 ふれあいの心の友訪問援助事業)
	3			「児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会等の制定について(通知)」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第2号							東京都「医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業」(単独事業) H28～
	3			「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第2号							東京都「一時保護所における外部評価」 H27～
	3			「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部改正について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第46号							東京都(町村のみ)「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」 H27～
	3			「里親制度の運営について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第35号							東京都(町村のみ)「母子・父子自立支援プログラム策定事業」 H19～
	3			「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第10号							東京都「児童虐待ケースマネジメント事業」(単独事業) H8～
	3			「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の公布について(通知)」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第1号							東京都「児童虐待防止の普及啓発」 H5～
	4			「社会的養護自立支援事業等の実施について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第10号							東京都「児童虐待対応強化事業」(単独事業) H12～
	4			「産前産後母子生活支援事業(モデル事業)の実施について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第11号							東京都「児童虐待カウンセリング強化事業」 H13～
	4			「養育里親研修制度の運営について」の一部改正について」平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第36号							東京都「家庭復帰促進事業」(単独事業) H15～

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	4	「児童虐待対策室」を新設 大阪府警、全国初 児童虐待の通告数が全国最多で、子どもが犠牲になる事件が相次いでいることを受け、大阪府警は1日付で「児童虐待対策室」を新設し、3日に発足式を開いた。府警によると、全国の都道府県警で虐待対策の専門部署は全国初とみられる。			東京都 「医療機関における虐待対応力強化事業」(単独事業) H19～
	4	「他の園児に手伝わせ縛る 愛知の幼稚園虐待」 愛知県岡崎市の「やはざみやこ幼稚園」で女性教諭2人が男児の手足を粘着テープで縛り口に貼ったりする虐待をしていた問題で、縛る際に女性教諭が別の園児に手伝わせていたことが5日、分かった。			東京都 「子供手帳モデルの検討」(単独事業) H29～
	4	「男性カッブルを里親認定 「全国初」、10代預かる 大阪市、多様な社会反映」 親の不在や虐待などから家庭で暮らせない子どもを育てる養育里親に、大阪府が30代と40代の男性カッブルを認定したことが5日、市などへの取材で分かった。2人は2月から、市側に委託された10代の男の子を預かっている。厚生労働省は「同性カッブルを認定した事例はない」としており、全国初とみられる。			大阪府 子ども家庭センター 児童保護支援員(警察官OB)を各センターに1名ずつ増員し、中央3名、他2名を配置となる。
	4	「困窮世帯で学習進度低下 大阪市の子ども実態調査」 大阪府は13日、生活に困窮する子どもの実態把握のため実施したアンケートの最終報告書を公表した。困窮の程度が深刻な世帯ほど子どもの学習理解度が下がっている傾向がみられたと、吉村洋文市長は記者会見で教育大学との連携などの支援策に取り組む意向を示した。			大阪府 子ども家庭センター 安全確認業務委託を中央C以外の全センターでも開始。
	4	「園児虐待で教諭書類送検 愛知、手足に粘着テープ」 愛知県岡崎市の「やはざみやこ幼稚園」で教諭が園児の手足を粘着テープで縛るなどの虐待をしていた問題で、県警が暴行と傷害の疑いで、女性教諭2人を書類送検していたことが22日、捜査関係者への取材で分かった。14日付。			大阪府 子ども家庭センター 児童虐待等危機介入援助チームの弁護士による定例出張相談開始。
	4	「子どもの犯罪被害防止を 警察庁長官が訓示」 警察庁は25日、各都道府県の生活安全と地域部門の責任者を集めた会議を東京都内で開いた。坂口正芳長官は、千葉県でベトナム国籍の女児が殺害された事件に触れ「通学路、学校などにおける子どもの犯罪被害防止するため、警戒活動や見守り活動に重点的に取り組まなければならない」と訓示した。			
	4	「貧困世帯に大学進学支援を 超党派議員連提言」 子どもの貧困対策を進める超党派の議員連盟(会長・田村憲久前厚生労働相)は25日の総会で、生活保護を受けている家庭の子どもが大学や専門学校に進学するための支援策など教育機会確保の提言をとりまとめた。近く厚労相と文部科学相に提出する。			国 児童相談所全国共通ダイヤル「189」コールセンターの運用開始
	5	「親権停止」 昨年最多83件 虐待やネグレクトで家裁「虐待やネグレクト(育児放棄)などをした親に対し、全国の家裁が出した「親権停止」の決定が、昨年1年間は83件と過去最多だったことが5日、最高裁の集計で分かった。親権停止は2012年4月に始まった制度で、活用が進んでいることをうかがわれた。最高裁は「児童相談所長による申し立てが増えたことが要因」と分析している。			大阪府 「要保護児童対策調整機関の調整担当者研修兼市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修」実施



年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	5	「4ヵ月「不明」乳児保護 大阪府警新設の対策室」大阪府警児童虐待対策室は8日、約4ヵ月間所在が分からなかった同府茨木市の生後8ヵ月の男児を6日に名古屋市内で無事保護したと発表した。けがや虐待の形跡はないという。府警は児童相談所や自治体との情報共有を強化するため今年4月に同対策室を新設、初の保護事案となった。			大阪府 国のモデル事業「産前・産後母子支援事業」をモデル市と連携して特定妊婦等への支援を実施
	5	「1歳男児虐待、父再逮捕へ 傷害容疑、日常的に虐待か」埼玉県鶴ヶ島市で4月、次男(1)の頭をはさみで殴るなどし重体にさせたとして、傷害罪で起訴された同市の無職佐野良明被告(23)が、昨年末にも暴行を加えていた疑いが強まったとして、埼玉県警が別の傷害容疑で11日に再逮捕する方針を固めたことが10日、捜査関係者への取材で分かった。			
	5	「家庭的環境での養育重要 赤ちゃんポスト10年、熊本」親が育てられない赤ちゃんを匿名で預け入れられる施設「このとりのゆりかご」(赤ちゃんポスト)を考えるシンポジウムが14日、熊本市であり、設置主体の慈恵病院(同市)の運田太二理事長は「命を助けるだけでなく、子どものしあわせをどうするのか。特別養子縁組など、家庭での養育が大切だ」と訴えた。			
	5	「教育の機会均等で格差防ぐ 骨太方針の骨子案判明 育児支援も、財源は夏以降」政府が6月に取りまとめる経済財政運営の指針「骨太方針」の骨子案が20日、明らかになった。今後の重点課題として「格差を固定化させないために人材育成・教育」と明記。所得の低い家庭でも高等教育を受けられるよう授業料負担などを軽減し、機会均等を図ることで格差の固定化を防ぐ。幼児教育の段階的な無償化を含む「少子化対策、子ども・子育て支援」の検討も柱とした。			
	5	「営利目的あつせん認める 養子縁組元業者、千葉地裁」特別養子縁組を希望する夫婦に営利目的で乳児をあつせんしたとして、児童福祉法違反罪に問われた千葉県四街道市の養子縁組あつせん業者「赤ちゃんの未来を救う会」(解散)の元代表理事伊勢田裕(32)＝札幌市＝と、元理事上谷清志(36)＝那覇市＝の両被告の初公判が23日、千葉地裁(高木順子裁判長)で開かれ、両被告とも起訴内容認められた。			
	7	「特別養子縁組、年間千件 就学前75%は里親へ 厚労省が数値目標導入」児童虐待や貧困により親元で育てられない子どもが家庭での養育を受けられるようになるため、厚生労働省は2日、戸籍上、養父母の菓子として扱える特別養子縁組をおおむね5年で倍増、年間千件以上の成立を目指すとの数値目標を導入することを決めた。			
	7	「DV被害、日本女性には隠す 龍谷大学が調査」日本の女性は欧州の女性と比べ、パートナーから受けた暴力を隠す傾向が強いとの調査結果を龍谷大(京都市)の浜井浩一教授(犯罪学)らがまとめ、3日発表した。			
	7	「入所児童への虐待公表急増 福島県、09年度から8年分」福島県は9日、児童養護施設などに入所している子どもや里親に委託されている子どもへの虐待の有無について、2009年度から公表する決まりになったのに急ぎ発表したと発表した。16年度までの8年分をまとめて公表し、14年度に2施設で虐待があつたと明らかになった。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	7	「児童虐待12万件、過去最悪 面前DV防止めからず 26年連続の増加 厚労省まとめ、16年度」 全国に210カ所ある児童相談所が2016年度に対応した児童虐待の件数が12万2578件(速報値)となり、過去最多となったことが、17日、厚生労働省のまとめで分かった。児童虐待への意識が高まり、相談・通告が増えた面もあるが、配偶者への暴力で子どもが心理的ストレスを受ける「面前DV」などは増えており、以前として歯止めがかからない実態が明らかになった。			
	8	「施設は里親家庭の虐待62件 14年度、厚生労働省は17日、虐待や貧困などの理由から親元で暮らせない子どもが、入所先の施設や里親家庭で虐待を受けた事例が2014年度に62件あったことを明らかにした。虐待を受けたのは86人で、半年以上被害を受けた子どももいた。、87件だった13年度からは減少しているが、09年度の集計開始以降、3番目に多かった。			
	8	児童虐待の件数が全国最多の大阪で被害の深刻化を防ごうと、大阪府警は府内の子ども家庭センター(児童相談所)などと合同で21日、効果的に情報を共有し連携を強化する研修を大阪市内で実施した。			
	8	「児童買春で県職員逮捕 隠し撮りも、愛知県警」 当時中学3年の少女(15)に現金を渡してみだらな行為をし、その様子を撮影したなどとして、愛知県警昭和署は7日、児童買春・ポルノ禁止法違反(売春、製造)の疑いで県政策調査課の課長補佐矢口美英容疑者(47)＝同県豊川市萩山町2の60の5＝を逮捕した。			
	8	「児童虐待で検事研修実施 無罪相次ぎ、捜査向上図る 取組、医療機関と連携」 児童虐待事件の無罪判決が相次いでいることを受け、法務・検察当局が、虐待に関する専門知識を習得して操作能力を向上させるため、検事研修に近く乗り出すことが14日、関係者への取材で分かった。虐待事件は増加傾向だが、被害者が幼小、密室で行われるため事実認定や立証が難しいとされる。研修で子どもの特徴や精神的負担といった特有の事情への理解を進め、児童相談所や医療機関との連携も深めたいとしている。			
	8	「虐待の男、懲役10年確定へ 脅して死んだ金魚食べさせる」 最高裁第2小法廷(鬼丸かおる裁判長)は、福岡県久留米市で2015年、同居していた女の長女に死んだ金魚を食べさせたとして、強要などの罪に問われた無職江上孝被告(47)の上告を棄却する決定をした。14日付。懲役10年の一、二審判決が確定する。			
	8	「虐待疑い、初の3万人超え 緊急保護も最多、18歳未満 上半期、全国の警察」 保護者から虐待されている疑いがあるとして、全国の警察が今年1～6月に児童相談所へ通告した18歳未満の子どもの数は3万262人だったことが21日、警察庁のまとめで分かった。昨年同期より5751人増え、半期ごとの統計がある2011年以降では初めて3万人を超えた。			
	9	「児童虐待対策で検事研修 捜査や公判に活用」 児童虐待事件の無罪判決が相次いでいることを受け、法務・検察当局は25日、検事が虐待に関する専門知識を学び、捜査や公判に役立てるための研修を開いた。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	9	「女児虐待死、母に懲役4年 高知地裁、事故や過失否定」高知市で2015年、生後10カ月の長女に暴行し、死亡させたとして、傷害致死罪に問われた母親の無職吉本みゆき被告(42)の裁判員裁判で、高知地裁(山田裕文裁判長)は25日、懲役4年(求刑懲役5年)の判決を言い渡した。			
	9	「『将来の虐待』防げ、滋賀県警、高校に出前授業」滋賀県近江八幡市の県立八幡高校で26日、県警が『将来の児童虐待』を防ぐことを目的に出前授業を実施した。高校生を、親となり育児に関わる前の世代と位置付け、第1陣として来年3月までに県内13校で実施する予定。さらに増やす計画という。			
	9	「虐待死の子ども27人 半数以上は0歳児 悩む母親、今年上半期」全国の警察が摘発した今年1～6月の虐待事件で、死亡した18歳未満の子どもは27人に上り、このうち半数以上の15人が0歳児だったことが30日、警察庁のまとめで分かった。死亡事件で摘発された保護者らは、27人。母親がわが子に手をかけたケースが多く、育児ノイローゼや思いがけない妊娠で精神的に追い詰められた姿がうかがえる。			
	9	「『支えあう社会になって』児童養護施設出身者が講演」虐待などの理由から家庭で暮らせない子どもたちが入所する児童養護施設出身者を支援するシンポジウムが7日、東京都武蔵野市で開かれた。出身者の阿部華奈絵さん(20)が講演し、施設退所後にもアルバイトの入居を断られるなど生活上の悩みがあるとして「困っている人がいたら支え合う社会になってほしい」と訴えた。			
	9	「貧困家庭の中3に塾代補助 渋谷区、クーポン資金募る」子どもの学習支援などに取り組んでいる公益社団法人「チャンス・フォー・チャイルドレン(CFC)」(東京)と東京都渋谷区などは12日、同区内に住む貧困世帯の中学3年生約30人に、学習塾代などに使えるクーポン券を提供する計画を発表した。住民共同で、家庭の経済事情で塾に通えない中学生の高校受験を支援するのが狙い。必要な資金はインターネット上で寄付金を募って賄う。			
	9	「虐待NO、アニメで学んで 滋賀発の無料サイト開設」『将来の児童虐待』を防ごうと、滋賀県の高校生を対象に虐待防止の出前授業を行っている県警と大津市のNPO法人が1日、授業の教材で使用している10話のアニメを無料で閲覧、ダウンロードできるインターネットサイト「おはなしオレンジリボン」を開設した。			
	10	「元小児科医起訴内容認める 患者女児わいせつ事件」患者女児計11人に対し、下腹部をスマートフォンで撮影するなどのわいせつな行為をしたとして、強制わいせつなどの罪に問われた国立病院機構「四国こどもとおとなの医療センター」(香川県善通寺市)の元小児科医井川雅崇被告(32)＝懲戒解雇＝の初公判が2日、高松地裁(横山浩典裁判官)で開かれ、被告は起訴内容を認めた。			
	10	「虐待裏付け理論検証を 冤罪防止でプロジェクト」『乳幼児揺さぶられ症候群』(SBS)で虐待を疑われた養育者の冤罪を防ごうと、弁護士や研究者らが「SBS検証プロジェクト」を立ち上げた。ホームページを開設し、SBSの医学理論が海外で問題視されている状況を解説。「裁判所や検察と議論を深める必要がある」と訴えている。今後、医師らと研究会を開催するほか、弁護活動での連携も目指す。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	10	「11歳長女暴行、母親に有罪」しつとけと正当化できず”ママ友”と共謀し長女(11)の顔面を殴ったとして、暴行罪に問われた母親(41)＝大阪市＝と、同級生の母親で友人の女(40)＝同市＝に大阪地裁は9日、それぞれ懲役4月、執行猶予3年(求刑懲役6月)の判決を言い渡した。			
	10	「寄付金で子どもの貧困基金 大阪府、来春運用目指す」大阪府は10日の幹部会議で、子どもの貧困対策に充てるため、市民や民間企業などから集めた寄付金で基金を創設する方針を明らかにした。府によると、こうした基金は全国的にも珍しいという。来春2月開会の府議会に関連条例案を提出し、来春からの運用を目指す。			
	11	「虐待の連携面接377件 負担軽減で児相と捜査当局」現場に浸透し評価の声 自治体間で温度差も 虐待に遭った子どもに、児相相談所と捜査当局が連携して被害内容を確認する面接が、2015年10月から17年3月までに、全国の自治体で377件実施されたことが18日、厚生労働省への取材で分かった。児相と捜査当局が別々に面接し、つらい体験を何度も語らせるのは大きな心理的負担になるため、連携で回数減らし、負担を軽減する狙いがある。専門家からは、「連携面接が現場に浸透しつつある」と評価する声が出ている。			
	11	「貧困家庭の子に給付金 新生活支援、民間団体」子どもの貧困対策に取り組む公益財団法人「あすのば」(東京)は、来春4月に入学するか新生活を始める低所得家庭の子どもを応援する給付金の希望者を募集している。支給は1回で額は1人3万～6万円、成績は問わず、返済不要。			
	11	「4カ月男児虐待した疑い 母親逮捕、揺さぶりか」大阪府八尾市で6月、生後4カ月の長男を虐待して急性硬膜下血腫や眼底出血などの重傷を負わせたとして、府警捜査1課は5日、傷害の疑いで同市東太2の6の16、福祉施設職員渋谷富江容疑者(32)を逮捕した。			
	11	「保育士が園児に馬乗り 嫌がらせし撮影も、長崎」長崎市にある私立保育所2施設で今年に入り、保育士が園児に対して嫌がらせをしながら動画で撮影したり、馬乗りになって押さえ付けたりする事例があったことが7日、市への取材で分かった。市は虐待と判断しており、両施設の処分を検討している。			
	12	「県警に通報せず2日経過 「虐待」と把握の児相」愛知県大府市で長男(2)に多量の睡眠導入剤を飲ませたとして殺人未遂容疑で母親の無職立石映里容疑者(37)が6日に逮捕された事件で、県知多児童・障害者相談センター(児童相談所)が発生日の4日に事業を把握しながら、県警に通報していなかったことが7日、センターなどへの取材で分かった。			
	12	「3歳児虐待、死なせた疑い 父親逮捕「踏みつけた」」3歳の長男を虐待して死亡させたとして、滋賀県警草津署は8日、傷害致死の疑いで父親の無職坂野和寛容疑者(36)＝同県草津市木川町＝を逮捕した。「投げたり、頭や腰を踏みつけたり蹴ったりした」と容疑を認めている。			
	12	「熱湯浴びさせた疑い、母親逮捕 6歳長女、3週間のやけど」高松西署は10日、小学1年の長女(6)にシャワーで熱湯を浴びせ、約3週間のやけどを負わせたとして、傷害の疑いで母親の無職中西亜耶容疑者(30)＝香川県綾川町畑田1622の1＝を逮捕した。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	12	「虐待全情報を県警に提供へ 茨城の児相、来年1月から」 茨城県と県警は14日、児童虐待への対応を強化するため、県内の児童相談所で取り扱うすべての虐待事案を県警に情報提供する取り組みを来年1月から始めると発表した。児相の事案を県警が把握することで、虐待事件の可能性の有無などを速やかに判断できるようにするのが狙い。児相と都道府県の警察本部が全事案を共有するのは全国初という。			
	12	「貧困家庭の子に学力格差 小4から拡大 生活習慣など影響」 経済的に苦しく、生活保護などを受ける世帯の子どもの格差が広がるのが24日までに、大阪府箕面市の調査を基にした日本財団の分析で分かった。			
	12	「わいせつ教員処分最多 226人、免職も11人増 体罰では減少、16年度調査」 2016年度調査でセクハラが原因で処分された公立小中学校、高校などの教員は前年度より人増の226人で、過去最多を更新したことが27日、文部科学省の調査で分かった。このうち懲戒免職は11人増の129人となった。体罰による処分者は減少傾向が続いた。			
	12	「児童養護施設で性的虐待 職員が3女児に、北海道」 北海道内の児童養護施設で2013年8月から14年3月にかけて、男性職員(当時)が女児3人に性的虐待を繰り返していたことが4日、道への取材で分かった。女児1人の後見人が損害賠償を求めて道を提訴。16年3月、道と施設を運営する社会福祉法人がそれぞれ200万円を支払うなどの条件で和解した。			
	12	「養護施設出身者に振り袖を「支える人いる」思い込め」 児童養護施設の出身者に無料で振り袖を貸し出し、ボランティアで成人式の前撮りなどを担っている団体がある。「AOHAプロジェクト」。代表の山本昌子さん(24)も生後4カ月で乳児院に入り、18歳まで施設で過ごした。活動には「支えてくれる人がある。生まれてきて良かったのだと感じてほしい」との思いが込められている。			
	12	「虐待母へ娘の居場所通知 長崎の児相、消し忘れ」 長崎県は17日、母親の虐待を受けた10代少女が入所している養護施設名を、児童児童相談所が誤って文書で知らせてしまったと明らかにした。担当職員が施設の記載を消し忘れた。県は少女を別の施設へ移す手続きを取った。			
	12	「3割が「18歳未満対象に」 特別養子、児相持つ自治体 年齢上げ家庭養育促進を」 原則6歳未満とされている特別養子縁組の対象年齢引き上げを政府が検討している状況を受け、共同通信が児童相談所を所轄する69自治体に具体的な年齢案を聞いた結果、「18歳未満」とする案を支持したのが3割の21自治体になることが18日、分かった。母親の虐待などに苦しむ子を家庭的環境で養育できる機会が大きく広がるなどの理由が多い。民法改正を伴うため法務省が有識者研究会を設置しており、議論への影響が注目される。			

参考文献(アルファベット順)

- 毎日新聞 社説「2歳児死亡 放置できぬネット託児」 2014年3月19日 <http://mainichi.jp/>
- 朝日新聞 DIGITAL 「ネット託児-切実なニーズ、直視を」 2014年3月20日 <http://digital.asahi.com>
- 「子ども虐待の予防とケアのすべて ハートライン」 第一法規 2014-2017年
- 大阪府 子ども家庭センター資料、2014年～2017年
- 総務省ホームページ(「児童虐待の防止等に関する政策評価」<評価の結果及び勧告>) [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/53256.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/53256.html) 2014年1月11日参照
- 東京都福祉保健局『子供と家庭・女性福祉、母子保健施策概要 平成30年度』東京都福祉保健局少子社会対策部計画課、2018年3月発行

資料7 児童虐待司法関係統計

表A 児童福祉法28条の事件

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和27年	6	-	6	6	6	-	-	-	-	-
28	10	-	10	7	2	-	5	-	-	3
29	9	3	6	7	3	-	4	-	-	2
30	8	2	6	4	4	-	-	-	-	4
31	12	4	8	10	3	-	5	-	2	2
32	12	2	10	9	7	-	2	-	-	3
33	16	3	13	10	5	-	4	-	1	6
34	14	6	8	7	7	-	-	-	-	7
35	12	7	5	12	5	-	7	-	-	-
36	20	-	20	13	9	-	4	-	-	7
37	14	7	7	10	5	-	5	-	-	4
38	19	4	15	17	13	-	4	-	-	2
39	9	2	7	7	6	-	1	-	-	2
40	11	2	9	4	2	2	-	-	-	7
41	13	7	6	11	10	-	1	-	-	2
42	16	2	14	6	3	-	3	-	-	10
43	36	10	26	28	23	-	5	-	-	8
44	15	8	7	11	8	-	3	-	-	4
45	9	4	5	5	2	-	3	-	-	4
46	27	4	23	13	9	-	4	-	-	14
47	31	14	17 (-)	20	14	3	3	-	-	11
48	30	11	19 (-)	23	16	-	7	-	-	7
49	24	7	17 (-)	12	5	-	7	-	-	12
50	34	12	22 (-)	24	14	2	8	-	-	10
51	25	10	15 (-)	19	8	-	11	-	-	6
52	26	6	20 (-)	23	13	-	10	-	-	3
53	28	3	25 (-)	24	16	2	6	-	-	4
54	32	4	28 (3)	20	14	1	3	-	2	12
55	26	12	14 (-)	17	12	1	4	-	-	9
56	20	9	11 (-)	11	4	-	5	-	2	9
57	20	9	11 (-)	14	8	-	6	-	-	6
58	21	6	15 (-)	18	10	-	8	-	-	3
59	23	3	20 (-)	17	14	-	3	-	-	6
60	18	6	12 (-)	16	16	-	-	-	-	2
61	14	2	12 (-)	14	9	-	5	-	-	-
62	13	-	13 (-)	7	4	-	3	-	-	6
63	21	6	15 (-)	18	10	-	8	-	-	3
平成元年	17	3	14 (-)	10	3	-	4	-	3	7
2	44	7	37 (-)	33	19	2	12	-	-	11
3	32	11	21 (-)	25	17	-	8	-	-	7
4	26	7	19 (1)	22	18	-	4	-	-	4
5	19	4	15 (-)	12	6	-	6	-	-	7
6	35	7	28 (-)	20	12	-	8	-	-	15
7	51	15	36 (1)	43	18	1	22	-	2	8
8	62	8	54 (-)	51	39	-	12	-	-	11
9	74	11	63 (1)	49	36	-	13	-	-	25
10	90	25	65 (1)	69	40	1	26	-	2	21
11	118	21	97	81	58	-	23	-	-	37
12	179	37	142	142	101	6	35	-	-	37
13	206	37	169	170	131	2	36	-	1	36
14	165	36	129	133	93	6	34	-	-	32
15	184	32	152	139	106	4	24	-	5	45
16	279	45	234	221	163	9	44	-	5	58
17	242 [43]	58 [-]	184 [43]	195 [-]	141 [-]	6 [-]	40 [-]	8 [-]	47 [43]	47 [43]
18	260 [185]	47 [43]	213 [142]	205 [168]	170 [155]	2 [-]	32 [13]	1 [-]	55 [17]	55 [17]
19	302 [75]	55 [17]	247 [58]	241 [59]	195 [56]	4 [-]	42 [3]	-	61 [16]	61 [16]
20	260 [141]	61 [16]	199 [125]	197 [114]	169 [105]	3 [-]	25 [9]	-	63 [27]	63 [27]
21	265 [119]	63 [27]	202 [92]	207 [97]	174 [87]	4 [2]	29 [8]	-	58 [22]	58 [22]
22	295 [151]	58 [22]	237 [129]	234 [125]	192 [112]	8 [1]	32 [10]	2 [2]	61 [26]	61 [26]
23	296 [124]	61 [26]	235 [98]	228 [101]	183 [96]	5 [2]	38 [3]	2 [-]	68 [23]	68 [23]
24	368 [146]	68 [23]	300 [123]	295 [114]	244 [111]	9 [-]	38 [3]	4 [-]	73 [32]	73 [32]
25	349 [162]	73 [32]	276 [130]	272 [130]	188 [123]	19 [2]	62 [4]	3 [1]	77 [32]	77 [32]
26	356 [175]	77 [32]	279 [143]	267 [140]	211 [135]	6 [-]	48 [5]	2 [-]	89 [35]	89 [35]
27	343 [185]	89 [35]	254 [150]	262 [145]	209 [136]	8 [-]	44 [9]	1 [-]	81 [40]	81 [40]
28	350 [200]	81 [40]	269 [160]	247 [155]	199 [151]	2 [-]	44 [4]	2 [-]	103 [45]	103 [45]
29	391 [178]	103 [45]	288 [133]	277 [148]	207 [145]	16 [-]	52 [3]	2 [-]	114 [30]	114 [30]

注) ・ ()内は渉外事件の内数  
 ・ 平成17年以降は28条1項と2項を掲載。 □内は児童福祉法28条2項の事件数  
 ・ 「-」については該当数値のない場合  
 ・ 空欄については記載なし  
 ・ 昭和27年以前は独立した項目として計上されていない

資料: 最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27年~平成29年

表B 親権または管理権の喪失の宣告およびその取消し（全国家庭裁判所）

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和23年			229	146	55	7	80	4		83
24			258	247	110	15	117	5		90
25			246	241	86	28	125	2		97
26			261	262	82	22	153	5		96
27	501	96	405	387	127	35	217	8	-	114
28	452	114	338	314	98	28	175	12	1	138
29	731	137	594	558	152	34	352	15	5	173
30	568	173	395	436	115	26	275	14	6	132
31	414	132	282	306	87	20	194	4	1	108
32	333	108	225	211	48	8	147	6	2	122
33	366	122	244	253	84	16	139	8	6	113
34	295	113	182	185	40	13	125	4	3	110
35	266	110	156	178	53	8	113	3	1	88
36	226	88	138	150	34	11	99	2	4	76
37	211	76	135	136	31	5	100	-	-	75
38	221(5)	75(2)	146(3)	136(3)	34	-	97	2	3	85(2)
39	176(2)	85(2)	91(-)	109(2)	24	8	74	2	1	67(-)
40	203(6)	67(-)	136(6)	125(1)	31	3	90	1	-	78(5)
41	177(5)	78(5)	99(-)	115(-)	23	11	81	-	-	62(5)
42	159(6)	62(5)	97(1)	104(1)	14	6	80	3	1	55(5)
43	151(10)	55(5)	96(5)	89(2)	11	16	60	1	1	62(8)
44	159(10)	62(8)	97(2)	98(2)	27	7	61	2	1	61(8)
45	150(11)	61(8)	89(3)	80(4)	6	7	64	3	-	70
46	129(12)	70(7)	59(5)	84(7)	25	2	54	3	-	45(5)
47	157	45	112(1)	93	16	5	59	7	6	64
48	147	64	83(2)	85	12	4	65	2	2	62
49	136	62	74(5)	87	21	3	63	-	-	49
50	151	49	102(-)	78	17	3	57	-	1	73
51	170	73	97	99	10	14	74	-	1	71
52	156	71	85(9)	106	14	2	87	2	1	50
53	144	50	94(9)	100	18	8	74	-	-	44
54	140	44	96(11)	87	10	3	73	1	-	53
55	135	53	82(2)	86	12	7	65	-	2	49
56	136	49	87(-)	87	13	5	68	1	-	49
57	130	49	81(2)	88	14	5	66	3	-	42
58	115	42	73(1)	71	19	5	46	1	-	44
59	113	44	69(6)	77	18	3	56	-	-	36
60	110	36	74(1)	77	13	7	54	2	1	33
61	98	33	65(2)	61	10	6	41	1	3	37
62	125	37	88(2)	72	14	6	52	-	-	53
63	145	53	92	90	7	11	71	-	1	55
平成元年	160	55	105(1)	111	16	9	82	4	-	49
2	130	49	81(7)	65	10	6	49	-	-	65
3	164	65	99(3)	112	23	7	65	10	7	52
4	134	52	82(6)	82	8	11	61	-	2	52
5	106	52	54(1)	71	5	12	53	-	1	35
6	147	35	112(1)	82	3	6	71	2	-	65
7	131	65	66(9)	97	15	10	58	2	12	34
8	156	34	122(-)	103	13	19	70	-	1	53
9	161	53	108(3)	107	21	8	77	-	1	54
10	166	54	112(1)	102	18	11	71	1	1	64
11	152	64	88	100	20	12	67	-	1	52
12	160	52	108	109	13	11	82	-	3	51
13	153	51	102	89	17	8	63	-	1	64
14	194	64	130	142	17	18	100	-	7	52
15	155	52	103	102	7	29	65	-	1	53
16	167	53	114	115	30	24	61	-	-	52
17	191	52	139	137	22	18	94	-	3	54
18	179	54	125	139	15	20	102	-	2	40
19	143	40	103	103	15	11	76	-	1	40
20	179	40	139	130	20	18	89	-	3	49
21	159	49	110	111	21	11	74	-	5	48
22	195	48	147	136	16	32	84	-	4	59
23	178	59	119	127	14	25	88	-	-	51
24	総数	290	51	239	184	32	17	129	6	106
	うち親権喪失の審判	156	45	111	103	17	8	76	2	53
	うち親権停止の審判	120	...	120	69	14	7	44	4	51
	うち管理権喪失の審判	9	3	6	7	-	2	5	-	2
25	総数	421	106	315	300	92	42	164	2	121
	うち親権喪失の審判	164	53	111	104	25	6	72	1	60
	うち親権停止の審判	236	51	185	182	63	29	89	1	54
	うち管理権喪失の審判	16	2	14	12	3	6	3	-	4
26	総数	397	121	276	304	85	48	160	11	93
	うち親権喪失の審判	170	60	110	130	34	16	73	7	40
	うち親権停止の審判	207	54	153	157	43	28	82	4	50
	うち管理権喪失の審判	14	4	10	12	5	2	5	-	2
27	総数	360	93	267	260	82	35	140	3	100
	うち親権喪失の審判	103	40	63	68	21	7	40	-	35
	うち親権停止の審判	242	50	192	181	58	26	94	3	61
	うち管理権喪失の審判	8	2	6	8	2	2	4	-	-
28	総数	413	97	316	301	111	40	147	3	112
	うち親権喪失の審判	141	33	108	89	25	13	49	2	52
	うち親権停止の審判	263	61	202	205	83	25	96	1	58
	うち管理権喪失の審判	4	-	4	3	-	-	-	-	1
29	総数	485	112	373	353	95	57	189	12	132
	うち親権喪失の審判	170	52	118	119	28	24	63	4	51
	うち親権停止の審判	308	58	250	233	67	32	126	8	77
	うち管理権喪失の審判	5	1	4	-	-	-	-	-	5

注) ・ () 内は渉外事件の内数  
 ・ 昭和23年～26年については昭和27年版を参照  
 ・ 「-」については該当数値のない場合  
 ・ 空欄については記載なし  
 ・ 平成24年以降は親権停止の審判を含む

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27年～平成29年

表 C 親権喪失等・児童福祉法 28 条の新受件数

	親権喪失等	児福法28条		親権喪失等	児福法28条		親権喪失等	児福法28条
昭和23年	229		昭和46	59(5)	23	平成6年	112(1)	28(-)
24	258		47	112(1)	17(-)	7	66(9)	36(1)
25	246		48	83	19(-)	8	122(-)	54(-)
26	261		49	74(5)	17(-)	9	108(3)	63(1)
27	405	6	50	102(-)	22(-)	10	112(1)	65(1)
28	338	10	51	97(8)	15(-)	11	88	97
29	594	6	52	85(9)	20(-)	12	108	142
30	395	6	53	94(9)	25(-)	13	102	169
31	282	8	54	96(11)	28(3)	14	130	129
32	225	10	55	82(2)	14(-)	15	103	152
33	244	13	56	87(-)	11(-)	16	114	234
34	182	8	57	81(2)	11(-)	17	139	184 [43]
35	156	5	58	73(1)	15(-)	18	125	213 [142]
36	138	20	59	69(6)	20(-)	19	103	247 [58]
37	135	7	60	74(1)	12(-)	20	139	199 [125]
38	146(3)	15	61	65(2)	12(-)	21	110	202 [92]
39	91(-)	7	62	88(2)	13(-)	22	147	237 [129]
40	136(6)	9	63	92(2)	15(-)	23	119	235 [98]
41	99(-)	6	平成元年	105(1)	14(-)	24	239	300 [123]
42	97(1)	14	2	81(7)	37(-)	25	315	276 [130]
43	96(5)	26	3	99(3)	21(-)	26	276	279 [143]
44	97(2)	7	4	82(6)	19(1)	27	267	254 [150]
45	89(3)	5	5	54(1)	15(-)	28	316	269 [160]
						29	373	288 [133]

注) ・ ()内は渉外事件の内数

・ 平成17年以降は児童福祉法28条1項と2項を記載。 []内は28条2項の事件数

・ 平成24年以降は親権停止の審判を含む

・ 「-」については該当数値のない場合

・ 昭和23年～昭和26年については昭和27年版を参照

資料： 最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27～平成29年



表D 親権者、管理権者等の職務執行停止または職務代行者選任の申立て（全国家庭裁判所）

	受理			総数	認容	既済			未済
	総数	旧受	新受			却下	取下げ	その他	
昭和28年			46						
29			27						
30			19						
31			28						
32			19						
33			35						
34			31						
35			30						
36			14						
37			10						
38			6						
39			10						
40			13						
41			7	…					
42			5	…					
43			18	…					
44			9	…					
45			8	…					
46			15	…					
47			9	…					
48			6	…					
49			5	…					
50			16	…					
51			10	…					
52			11	…					
53			4	…					
54			14	…					
55			14	…					
56	23	2	21	18	6	-	11	1	5
57	26	5	21	18	9	-	9	-	8
58	24	8	16	17	9	1	7	-	7
59	33	9	24	25	10	1	13	1	8
60	33	6	27	24	4	4	13	3	9
61	29	7	22	23	10	2	11	-	6
62	37	8	29	20	7	2	11	-	17
63	50	17	33	37	13	2	19	3	13
平成元年	59	13	46	40	23	1	16	-	19
2	44	19	25	27	10	3	14	-	17
3	40	17	23	30	12	3	14	1	10
4	29	10	19	23	10	2	10	1	6
5	48	6	42	39	22	3	11	3	9
6	56	9	47	38	17	4	15	2	18
7	50	18	32	40	6	2	31	1	10
8			52(23)	46(19)	12(6)	6(-)	26(13)	2(-)	16(6)
9			55(19)	57(23)	21(6)	1(-)	34(16)	1(1)	14(2)
10			53(30)	57(28)	28(21)	7(2)	22(5)	-	10(4)
11			55	49	19	6	22	2	16
12			65	68	26	2	37	3	12
13			68	53	19	10	21	3	27
14			65	68	17	21	29	19	24
15			75	74	31	8	34	1	25
16			82	74	23	11	40	-	33
17			106	108	36	15	56	1	31
18			94	101	38	17	43	3	24
19			96	92	39	7	40	6	28
20			100	105	36	12	51	6	23
21			123	115	58	9	38	10	31
22			99	92	49	12	25	6	38
23			131	129	69	15	39	6	40
24			225	213	134	9	49	21	51
25			259	272	166	22	69	15	38
26			214	216	104	16	74	22	36
27			267	262	147	17	68	30	39
28			253	245	88	23	119	15	45
29			218	221	76	19	119	7	42

注) ・( )内は特に親権喪失等に関して申立てが行われた数

・「-」については該当数値のない場合、…については不詳、表示省略または調査対象外の場合

・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27年～平成29年

表 E 児童の身辺へのつきまといまたは住所等の付近のはいかい禁止の申立て  
(全国家庭裁判所)  
(旧・特別家事審判規則 18 条の 2、現・家事事件手続法 239 条)

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
平成20年			-	-	-	-	-	-	-
21			-	-	-	-	-	-	-
22			3	2	-	-	2	-	1
23			1	-	-	-	-	-	2
24			-	1	1	-	-	-	-
25			-	-	-	-	-	-	-
26			1	1	-	-	-	1	-
27			1	-	-	-	-	-	1
28			-	1	-	-	1	-	-
29			1	1	1	-	-	-	-

注) ・「-」については該当数値のない場合  
・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3 家事編』平成20年～平成29年

表 F 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数(児童福祉法 28 条 6 項)

	28条1項認容審判		28条2項認容審判	
	総数	うち勧告の あったもの	総数	うち勧告の あったもの
平成17年度	121	15	84	17
18	164	22	69	6
19	165	23	68	10
20	145	16	88	7
21	152	20	77	22
22	176	22	89	8
23	162	19	82	13
24	234	35	106	14
25	181	22	113	19
26	214	45	135	10
平成27年	209	20	136	19
28	199	20	151	15
29	207	30	145	6
30	266	26	139	11

注) ・平成17年から平成26年までは年度単位、平成27年以降は年単位で集計  
資料：最高裁判所事務総局家庭局『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成17年度～平成26年度』  
同『親権制限事件及び児童福祉法28条事件の概況 平成27年～平成29年』  
同『親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況 平成30年』

表 G 施設入所等の措置の期間の更新回数(児童福祉法 28 条 2 項)

	承認の対象							合計
	1回目の 期間更新	2回目の 期間更新	3回目の 期間更新	4回目の 期間更新	5回目の 期間更新	6回目の 期間更新	7回目の 期間更新	
平成19年度	40	28	-	-	-	-	-	68
平成20年	41	47	-	-	-	-	-	88
21	60	17	-	-	-	-	-	77
22	50	15	24	-	-	-	-	89
23	40	31	11	-	-	-	-	82
24	56	26	13	11	-	-	-	106
25	65	25	20	3	-	-	-	113
26	74	43	9	2	7	-	-	135
27	71	34	17	12	2	-	-	136
28	68	53	15	8	2	5	-	151
29	64	38	20	10	12	1	-	145
30	69	39	11	8	9	0	3	139

注) ・平成19年は年度単位、平成20年以降は年単位で集計  
資料：最高裁判所事務総局家庭局『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成19年度』  
同『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成20年～平成26年』  
同『親権制限事件及び児童福祉法28条事件の概況 平成27年～平成29年』  
同『親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況 平成30年』

表 H 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数

昭和49年度	児童福祉法28条第1項第1号・第2号による措置		児童福祉法28条第2項による措置		親権喪失審判の請求		親権喪失審判の請求		親権停止審判の請求		管理権喪失審判の請求		親権喪失審判取消しの請求		親権停止審判取消しの請求		管理権喪失審判取消しの請求		後見人選任の請求		後見人解任の請求	
	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数
50	10	10	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	57	2	2
51	9	6	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	46	1	1
52	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	26	2	2
53	8	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49	50	2	2
54	5	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	30	2	1
55	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	33	1	1
56	2	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	41	1	1
57	6	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	23	1	1
58	4	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	21	1	1
59	14	13	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	17	-	-
60	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	19	-	-
61	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	18	-	-
62	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	11	-	-
63	6	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8	1	1
平成元年度	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	-	-
2	19	15	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	4	-	-
3	10	9	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	13	-	-
4	7	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8	-	-
5	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	6	-	-
6	31	11	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	4	1	1
7	8	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	-	-
8	35	19	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	8	-	-
9	49	36	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	2	2
10	39	22	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	5	-	-
11	88	48	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	8	1	1
12	127	87	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	3	-	-
13	134	99	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	6	-	1
14	117	87	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	6	-	1
15	140	105	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	10	-	-
16	186	147	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	6	-	-
17	176	147	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	8	-	-
18	185	163	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	5	-	-
19	235	182	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	1	-
20	230	173	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	9	2	2
21	230	214	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8	-	-
22	255	239	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	9	1	1
23	267	218	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	9	1	1
24	294	244	-	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	-	-
25	318	277	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	21	-	-
26	350	267	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56	44	1	1
27	277	208	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	45	2	2
28	317	237	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52	46	-	-
29	255	182	78	70	11	8	30	23	48	40	2	2	2	2	2	2	2	92	68	2	1	
																			71	67	-	-

(注)「-」については係数のない場合  
 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。  
 資料：厚生省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)』昭和49年度～平成11年度  
 厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』平成12年度～平成20年度  
 厚生労働省大臣官房統計情報部『福祉行政報告例』平成21年度～平成29年度

表I 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数

	知事勧告	家庭裁判所勧告
平成17年度	-	9
18	1	16
19	2	31
20	2	35
21	-	34
22	-	16
23	-	15
24	-	5
25	-	27
26	-	27
27	-	8
28	-	12
29	-	6

注) 「-」については係数のない場合

平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』平成15年度～平成20年度

厚生労働省大臣官房統計情報部『福祉行政報告例』平成21年度～平成29年度

表J 嬰兒殺の検挙人員

	認知件数	検挙件数	検挙人員			
			計	男	女	女子比
昭和48年	196	156	145	11	134	92,4
49	190	160	153	13	140	91,5
50	207	177	156	17	139	89,1
51	183	161	152	19	133	87,5
52	187	168	151	12	139	92,1
53	163	149	137	12	125	91,2
54	165	142	120	9	111	92,5
55	167	154	122	7	115	94,3
56	138	123	111	9	102	91,9
57	138	124	118	9	109	92,4
58	146	127	106	6	100	94,3
59	112	106	97	9	88	90,7
60	129	120	109	10	99	90,8
61	99	93	78	3	75	69,2
62	107	102	87	5	82	94,3
63	91	78	70	4	66	94,3
平成元年	85	74	56	5	51	91,1
2	82	81	69	3	66	95,7
3	71	64	47	2	45	95,7
4	67	57	49	1	48	98,0
5	66	63	57	5	52	91,2
6	45	43	34	2	32	94,1
7	52	49	38	4	34	89,5
8	52	51	39	6	33	84,6
9	41	40	38	3	35	92,1
10	38	37	32	4	28	87,5
11	26	24	19	-	19	100
12	33	31	29	4	25	86,2
13	40	33	35	4	31	88,6
14	29	25	21	1	20	95,2
15	27	26	18	6	12	66,7
16	24	23	21	1	20	95,2
17	27	23	19	1	18	94,7
18	22	21	17	1	16	94,1
19	23	22	18	0	18	100
20	28	25	19	2	17	89,4
21	17	17	12	1	11	91,6
22	13	11	10	1	9	90,0
23	20	20	19	0	19	100
24	13	12	11	0	11	100
25	12	12	11	0	11	100
26	12	12	13	1	12	92,3
27	18	18	10	0	10	100
28	14	13	13	4	9	69,2
29	11	11	11	2	9	81,8

注) ・「-」については該当数値のないもの

資料：警察庁 犯罪統計書 『昭和48年の犯罪』～『平成29年の犯罪』平成12年以降のホームページ上で情報公開されている。

表 K 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員

	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦(強制性交等)	強制わいせつ	保護責任者遺棄	児童福祉法	重過失致死傷	その他
			致死									
①検挙件数												
平成11年	120	19	42	15	1	-	12	3	20		4	19
12	186	31	92	20	4	-	15	9	13		2	20
13	189	31	97	23	8	-	4	5	17		3	24
14	172	19	94	18	5	1	7	4	20		-	22
15	157	23	80	17	6	-	6	3	16		3	20
16	229	30	128	22	16	1	15	8	12		3	16
17	222	24	125	17	9	-	16	7	7		2	32
18	297	48	133	15	14	1	14	26	20		2	39
19	300	39	156	15	16	2	22	10	16		1	38
20	307	45	135	19	19	5	16	18	18		2	49
21	335	23	183	12	22	4	26	18	7		4	48
22	354	27	201	14	35	4	16	10	16		1	44
23	384	31	191		41	5	22	15	14		1	64
24	472	31	227		76	3	33	33	9		1	59
25	467	31	207		89	3	20	20	14		0	83
26	698	32	330		160	6	28	35	8		1	98
27	785	42	346		235	13	22	29	5		-	93
28	1041	44	452		316	18	34	45	12		2	118
29	1116	46	471		347	9	43	57	13		1	129
②検挙人員												
平成11年	130	20	48	18	1	-	12	3	22		5	19
12	208	35	105	26	4	-	15	9	17		3	20
13	216	38	109	32	9	-	4	5	23		3	25
14	184	20	101	20	5	1	7	4	25		-	21
15	183	26	98	25	6	-	6	3	20		4	20
16	253	33	142	29	16	1	16	8	16		3	18
17	242	25	141	19	9	-	16	7	8		3	33
18	329	49	153	19	15	1	14	27	27		3	40
19	323	39	171	17	16	3	22	10	21		1	40
20	319	45	144	23	18	5	16	17	21		3	50
21	356	25	196	14	22	6	26	18	9		5	49
22	387	29	220	18	37	7	16	11	20		1	46
23	409	32	203	20	41	6	22	15	23		1	66
24	486	31	235	10	76	3	33	33	14		1	60
25	482	32	211	13	90	4	21	20	20		-	84
26	719	33	341	7	160	8	29	35	11		1	101
27	811	42	362	14	239	17	22	29	5		-	95
28	1071	45	465	7	317	24	35	45	20	63	2	55
29	1153	50	493	12	347	11	45	58	17	46	1	85

注) ・無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く

・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)

・平成28年までは「強姦」、平成29年以降は「強制性交等」

・「-」については該当数値が0のとき又は非該当のとき

・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』平成11年版～30年版 大蔵省印刷局(～平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

表 L 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（事件別）

1) 全事件

年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	60	22	47	8	64	1		6
13	50	31	46	9	74	2		4
14	43	34	34	5	60	3		5
15	49	40	23	7	58	2		4
16	81	41	30	11	72	7		11
17	77	47	43	1	69	3		2
18	86	56	52	24	96	8		7
19	91	55	46	23	97	1	-	10
20	85	66	52	18	95	2	-	1
21	118	67	53	13	98	2	-	5
22	109	86	64	9	108	4	3	4
23	134	82	60	10	119	1	2	1
24	186	100	77	15	102	4	2	-
25	180	118	49	24	101	6	2	2
26	298	149	84	15	158	7	1	7
27	336	152	99	27	180	6	4	7
28	459	170	112	44	266	6	-	14
29	483	197	118	44	287	9	4	11

2) 殺人

年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	9	-	3	-	23	-		-
13	5	-	4	1	26	-		2
14	3	1	-	-	15	-		1
15	6	1	3	-	16	-		-
16	7	2	-	1	21	1		1
17	2	1	2	-	20	-		-
18	10	2	3	-	34	-		-
19	7	-	-	1	29	-	-	2
20	8	-	1	1	34	1	-	-
21	6	-	1	-	17	-	-	1
22	4	2	1	-	22	-	-	-
23	6	1	1	-	24	-	-	-
24	4	1	-	-	26	-	-	-
25	7	3	-	1	21	-	-	-
26	5	2	-	-	24	-	-	2
27	7	-	-	-	34	-	-	1
28	4	1	-	-	40	-	-	-
29	9	1	3	1	35	-	-	1

注) 無理心中、出産直後の嬰兒殺を除く

3) 傷害・傷害致死

年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	28(8)	10(-)	31(7)	3(-)	26(9)	1(-)		6(2)
13	30(5)	14(3)	31(9)	3(2)	27(10)	2(2)		2(1)
14	23(2)	14(2)	29(4)	4(1)	24(7)	3(2)		4(2)
15	25(5)	24(5)	17(4)	1(1)	27(8)	2(-)		2(2)
16	48(10)	20(2)	21(2)	6(2)	32(9)	6(1)		9(3)
17	48(7)	23(1)	28(2)	-	37(8)	3(1)		2(-)
18	42(5)	26(3)	29(3)	6(1)	36(5)	8(-)		6(2)
19	57(4)	24(2)	28(2)	11(3)	44(6)	1(-)	-	6(-)
20	48(8)	24(2)	29(3)	6(2)	35(7)	1(-)	-	1(1)
21	78(2)	29(-)	31(3)	4(1)	48(7)	2(1)	-	4(-)
22	64(4)	48(5)	42(2)	1(-)	57(6)	4(1)	2(-)	2(-)
23	67(6)	24(2)	37(3)	6(1)	66(7)	-	2(-)	1(1)
24	91(1)	34(-)	48(2)	8(1)	48(6)	4(-)	2(-)	-
25	90(9)	49(-)	21(2)	4(1)	43(2)	3(-)	-	1(-)
26	157(2)	50(-)	38(1)	8(1)	79(2)	6(1)	1(-)	2(-)
27	147(7)	66(2)	47(-)	9(1)	82(4)	5(-)	3(-)	3(-)
28	208(2)	63(-)	55(1)	14(-)	112(3)	4(-)	-	9(1)
29	206(4)	82(1)	61(2)	12(-)	122(5)	4(-)	1(-)	5(-)

注) ()内は傷害致死事件の内数

傷害事件件数には傷害致死事件件数も含まれる

## 4) 暴行

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	1	1	1	-	1	-	-	-
13	5	-	2	-	2	-	-	-
14	2	-	1	-	2	-	-	-
15	4	-	1	-	-	-	-	1
16	7	2	4	-	3	-	-	-
17	4	2	1	-	2	-	-	-
18	7	5	1	1	1	-	-	-
19	6	1	5	-	4	-	-	-
20	10	2	3	1	2	-	-	-
21	7	5	3	-	7	-	-	-
22	12	8	7	4	4	-	1	1
23	22	8	6	-	4	1	-	-
24	44	15	8	2	7	-	-	-
25	41	18	9	2	16	2	2	-
26	84	29	14	2	29	-	-	2
27	128	27	26	9	47	1	-	1
28	172	35	13	12	80	2	-	3
29	178	40	22	16	82	3	2	4

## 5) 逮捕監禁

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	1	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	1	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	1	-	-	-
19	1	-	1	-	1	-	-	-
20	-	1	1	2	7	-	-	-
21	2	1	-	1	2	-	-	-
22	1	1	2	-	3	-	-	-
23	4	-	-	-	2	-	-	-
24	1	-	-	1	1	-	-	-
25	1	1	1	-	1	-	-	-
26	4	1	-	-	3	-	-	-
27	5	3	1	-	7	-	-	1
28	8	1	3	3	8	-	-	1
29	4	2	1	-	3	1	-	-

## 6) 強姦(強制性交等)

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	5	2	7	1	-	-	-	-
13	1	1	-	2	-	-	-	-
14	2	4	1	-	-	-	-	-
15	1	3	-	2	-	-	-	-
16	9	4	1	1	1	-	-	-
17	6	6	3	1	-	-	-	-
18	4	6	3	1	-	-	-	-
19	6	11	2	2	1	-	-	-
20	5	5	2	3	1	-	-	-
21	9	10	5	1	1	-	-	-
22	5	6	5	-	-	-	-	-
23	2	10	3	-	-	-	-	-
24	10	14	7	2	-	-	-	-
25	7	7	6	-	1	-	-	-
26	8	16	3	1	1	-	-	-
27	5	11	5	1	-	-	-	-
28	9	13	7	5	1	-	-	-
29	17	17	8	1	2	-	-	-

注) 平成28年までは「強姦」、平成29年以降は「強制性交等」

## 7) 強制わいせつ

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	2	1	3	3	-	-	-	-
13	1	1	3	-	-	-	-	-
14	1	2	1	-	-	-	-	-
15	-	1	-	2	-	-	-	-
16	-	6	1	1	-	-	-	-
17	2	4	1	-	-	-	-	-
18	4	7	5	10	1	-	-	-
19	-	5	4	1	-	-	-	-
20	4	8	4	1	-	-	-	-
21	2	7	7	2	-	-	-	-
22	1	3	5	1	1	-	-	-
23	2	10	3	-	-	-	-	-
24	10	16	5	2	-	-	-	-
25	5	8	1	6	-	-	-	-
26	7	17	7	2	2	-	-	-
27	3	12	10	4	-	-	-	-
28	9	18	13	4	1	-	-	-
29	15	25	10	6	2	-	-	-

## 8) 保護責任者遺棄

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	3	1	1	-	12	-	-	-
13	3	2	1	-	17	-	-	-
14	5	-	1	-	19	-	-	-
15	4	2	-	-	13	-	-	1
16	4	-	-	-	11	-	-	1
17	1	-	-	-	7	-	-	-
18	6	-	2	-	18	-	-	1
19	2	-	1	1	15	-	-	2
20	1	-	3	-	17	-	-	-
21	1	-	1	-	7	-	-	-
22	3	-	-	-	16	-	-	1
23	8	1	1	1	12	-	-	-
24	4	1	-	-	9	-	-	-
25	6	1	1	-	11	1	-	-
26	2	1	-	-	6	1	-	1
27	1	-	-	1	3	-	-	-
28	5	-	3	-	12	-	-	-
29	5	-	2	-	9	-	1	-

## 9) 重過失致死傷

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	1	-	-	-	2	-	-	-
13	1	-	1	-	1	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4	2	-	-	13	-	-	1
16	2	-	-	-	1	-	-	-
17	1	-	-	-	2	-	-	-
18	1	-	-	-	2	-	-	-
19	1	-	-	-	-	-	-	-
20	1	-	-	-	2	-	-	-
21	2	-	1	-	2	-	-	-
22	-	-	-	-	1	-	-	-
23	-	-	-	-	1	-	-	-
24	-	-	-	-	1	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	1	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-
28	2	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	1	-	-	-



10) その他(児童福祉法違反、青少年保護条例違反など)

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	11	7	1	1	-	-	-	-
13	4	13	4	3	1	-	-	-
14	7	12	1	1	-	-	-	-
15	8	8	2	2	-	-	-	-
16	4	7	3	2	2	-	-	-
17	13	11	8	-	1	-	-	-
18	12	10	9	6	3	-	-	-
19	11	14	5	7	3	-	-	-
20	8	26	9	4	3	-	-	-
21	11	15	4	5	14	-	-	-
22	19	18	2	3	4	-	-	-
23	18	31	7	1	9	-	-	-
24	22	19	9	-	10	-	-	-
25	23	31	10	11	8	-	-	1
26	31	33	22	2	13	-	-	-
27	40	33	10	3	7	-	1	1
28	42	39	18	6	12	-	-	1
29	49	30	11	8	31	1	-	1

注) ・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および青少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反および学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反および覚せい剤取締法違反はなかった。)

・「-」については該当数値が0のときまたは非該当のとき

・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成11年版～平成30年版 大蔵省印刷局(～平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

表 M 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（年別）

①平成12年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	208	35	105	26	4		15	9	17	3	20
父親等	137	12	72	15	3		15	9	5	1	20
実父	60	9	28	8	1		5	2	3	1	11
養父・継父	22	-	10	-	1		2	1	1	-	7
母親の内縁の夫	47	3	31	7	1		7	3	1	-	1
その他	8	-	3	-	-		1	3	-	-	1
母親等	71	23	33	11	1		-	-	12	2	-
実母	64	23	26	9	1		-	-	12	2	-
養母・継母	1	-	1	-	-		-	-	-	-	-
その他	6	-	6	2	-		-	-	-	-	-

②平成13年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	216	38	109	32	9		4	5	23	3	25
父親等	136	10	78	19	7		4	5	6	2	24
実父	50	5	30	5	5		1	1	3	1	4
養父・継父	31	-	14	3	-		1	1	2	-	13
母親の内縁の夫	46	4	31	9	2		-	3	1	1	4
その他	9	1	3	2	-		2	-	-	-	3
母親等	80	28	31	13	2		-	-	17	1	1
実母	74	26	27	10	2		-	-	17	1	1
養母・継母	2	-	2	2	-		-	-	-	-	-
その他	4	2	2	1	-		-	-	-	-	-

③平成14年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	184	20	101	20	5	1	7	4	25	-	21
父親等	116	4	70	9	3	1	7	4	6	-	21
実父	43	3	23	2	2	-	2	1	5	-	7
養父・継父	34	1	14	2	-	1	4	2	-	-	12
母親の内縁の夫	34	-	29	4	1	-	1	1	1	-	1
その他	5	-	4	1	-	-	-	-	-	-	1
母親等	68	16	31	11	2	-	-	-	19	-	-
実母	60	15	24	7	2	-	-	-	19	-	-
養母・継母	3	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-
その他	5	1	4	2	-	-	-	-	-	-	-

④平成15年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	183	26	98	25	6		6	3	20	4	20
父親等	119	10	67	15	5		6	3	6	2	20
実父	49	6	25	5	4		1	-	4	1	8
養父・継父	40	1	24	5	-		3	1	2	1	8
母親の内縁の夫	23	3	17	4	1		-	-	-	-	2
その他	7	-	1	1	-		2	2	-	-	2
母親等	64	16	31	10	1		-	-	14	2	-
実母	58	16	27	8	-		-	-	13	2	-
養母・継母	2	-	2	-	-		-	-	-	-	-
その他	4	-	2	2	1		-	-	1	-	-

⑤平成16年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
父親等	163	10	95	16	13	-	15	8	4	2	16
実父	81	7	48	10	7	-	9	-	4	2	4
養父・継父	41	2	20	2	2	-	4	6	-	-	7
母親の内縁の夫	30	-	21	2	4	-	1	1	-	-	3
その他	11	1	6	2	-	-	1	1	-	-	2
母親等	90	47	47	13	3	1	1	-	12	1	2
実母	72	32	32	9	3	1	1	-	11	1	2
養母・継母	7	6	6	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	11	9	9	3	-	-	-	-	1	-	-

⑥平成17年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
父親等	168	5	99	10	7	-	16	7	1	1	32
実父	77	2	48	7	4	-	6	2	1	1	13
養父・継父	47	1	23	1	2	-	6	4	-	-	11
母親の内縁の夫	43	2	28	2	1	-	3	1	-	-	8
その他	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
母親等	74	20	42	9	2	-	-	-	7	2	1
実母	69	20	37	8	2	-	-	-	7	2	1
養母・継母	3	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-

⑦平成18年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
父親等	218	15	103	12	14	-	14	26	8	1	37
実父	86	10	42	5	7	-	4	4	6	1	12
養父・継父	56	2	26	3	5	-	6	7	-	-	10
母親の内縁の夫	52	3	29	3	1	-	3	5	2	-	9
その他	24	-	6	1	1	-	1	10	-	-	6
母親等	111	34	50	7	1	1	-	1	19	2	3
実母	96	34	36	5	1	1	-	1	18	2	3
養母・継母	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	7	-	6	2	-	-	-	-	1	-	-

⑧平成19年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40
父親等	215	8	120	11	12	2	21	10	4	1	37
実父	91	7	57	4	6	1	6	-	2	1	11
養父・継父	55	-	24	2	1	-	11	5	-	-	14
母親の内縁の夫	46	-	28	2	5	1	2	4	1	-	5
その他(男性)	23	1	11	3	-	-	2	1	1	-	7
母親等	108	31	51	6	4	1	1	-	17	-	3
実母	97	29	44	6	4	1	1	-	15	-	3
養母・継母	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	10	2	6	-	-	-	-	-	2	-	-

⑨平成20年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				致死							
総数	319	45	144	23	18	5	16	17	21	3	50
父親等	221	10	107	15	16	4	15	17	4	1	47
実父	85	8	48	8	10	-	5	4	1	1	8
養父・継父	66	-	24	2	2	1	5	8	-	-	26
母親の内縁の夫	52	1	29	3	3	1	2	4	3	-	9
その他(男性)	18	1	6	2	1	2	3	1	-	-	4
母親等	98	35	37	8	2	1	1	-	17	2	3
実母	95	34	35	7	2	1	1	-	17	2	3
養母・継母	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-

⑩平成21年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				致死							
総数	356	25	196	14	22	6	26	18	9	5	49
父親等	251	7	142	6	15	4	25	18	2	3	35
実父	118	6	78	2	7	2	9	2	1	2	11
養父・継父	67	-	29	-	5	1	10	7	-	-	15
母親の内縁の夫	53	1	31	3	3	-	5	7	1	1	4
その他(男性)	13	-	4	1	-	1	1	2	-	-	5
母親等	105	18	54	8	7	2	1	-	7	2	14
実母	98	17	48	7	7	2	1	-	7	2	14
養母・継母	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	5	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-

⑪平成22年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				致死							
総数	387	29	220	18	37	7	16	11	20	1	46
父親等	268	7	155	11	31	4	16	10	3	-	42
実父	109	4	64	4	12	1	5	1	3	-	19
養父・継父	86	2	48	5	8	1	6	3	-	-	18
母親の内縁の夫	64	1	42	2	7	2	5	5	-	-	2
その他(男性)	9	-	1	-	4	-	-	1	-	-	3
母親等	119	22	65	7	6	3	-	1	17	1	4
実母	108	22	57	6	4	3	-	1	16	1	4
養母・継母	4	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	3	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	4	-	2	-	1	-	-	-	1	-	-

⑫平成23年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				致死							
総数	409	32	203	20	41	6	22	15	23	1	66
父親等	286	8	134	12	36	4	21	15	11	-	57
実父	134	6	67	6	22	4	7	2	8	-	18
養父・継父	82	1	24	2	8	-	7	10	1	-	31
母親の内縁の夫	60	1	37	3	6	-	5	3	1	-	7
その他(男性)	10	-	6	1	-	-	2	-	1	-	1
母親等	123	24	69	8	5	2	1	-	12	1	9
実母	119	24	66	7	4	2	1	-	12	1	9
養母・継母	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-

⑬平成24年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	486	31	235	10	76	3	33	33	14	1	60
父親等	378	5	181	4	69	2	33	33	5	-	50
実父	186	4	91	1	44	1	10	10	4	-	22
養父・継父	100	1	34	-	15	-	14	16	1	-	19
母親の内縁の夫	77	-	48	2	8	-	7	5	-	-	9
その他(男性)	15	-	8	1	2	1	2	2	-	-	-
母親等	108	26	54	6	7	1	-	-	9	1	10
実母	102	26	48	6	7	1	-	-	9	1	10
養母・継母	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑭平成25年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	482	32	211	13	90	4	21	20	20	-	84
父親等	371	11	164	11	70	3	20	20	8	-	75
実父	180	7	90	9	41	1	7	5	6	-	23
養父・継父	118	3	49	-	18	1	7	8	1	-	31
母親の内縁の夫	49	-	21	2	9	1	6	1	1	-	10
その他(男性)	24	1	4	-	2	-	-	6	-	-	11
母親等	111	21	47	2	20	1	1	-	12	-	9
実母	101	21	43	2	16	1	1	-	11	-	8
養母・継母	6	-	3	-	2	-	-	-	1	-	-
父親の内縁の妻	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1

⑮平成26年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	719	33	341	7	160	8	29	35	11	1	101
父親等	546	7	253	4	129	5	28	33	3	-	88
実父	298	5	157	2	84	4	8	7	2	-	31
養父・継父	149	2	50	-	29	1	16	17	1	-	33
母親の内縁の夫	84	-	38	1	14	-	3	7	-	-	22
その他(男性)	15	-	8	1	2	-	1	2	-	-	2
母親等	173	26	88	3	31	3	1	2	8	1	13
実母	158	24	79	2	29	3	1	2	6	1	13
養母・継母	7	-	6	1	-	-	-	-	1	-	-
父親の内縁の妻	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	7	2	2	-	2	-	-	-	1	-	-

⑯平成27年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	811	42	362	14	239	17	22	29	5	-	95
父親等	614	7	269	10	190	9	22	29	2	-	86
実父	336	7	147	7	128	5	5	3	1	-	40
養父・継父	152	-	66	2	27	3	11	12	-	-	33
母親の内縁の夫	99	-	47	-	26	1	5	10	-	-	10
その他(男性)	27	-	9	1	9	-	1	4	1	-	3
母親等	197	35	93	4	49	3	-	-	3	-	9
実母	180	34	82	4	47	3	-	-	3	-	7
養母・継母	6	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	4	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1
その他(女性)	7	1	3	-	1	-	-	-	-	-	1

⑰平成28年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死									
総数	1071	45	465	7	317	24	35	45	63	20	2	55
父親等	785	5	340	3	232	15	34	44	61	8	2	44
実父	459	4	208	2	172	8	9	9	17	5	2	25
養父・継父	170	1	63	-	35	1	13	18	30	-	-	9
母親の内縁の夫	112	-	55	1	13	3	7	13	11	3	-	7
その他(男性)	44	-	14	-	12	3	5	4	3	-	-	3
母親等	286	40	125	4	85	9	1	1	2	12	-	11
実母	266	40	112	3	80	8	1	1	2	12	-	10
養母・継母	6	-	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	14	-	9	1	3	1	-	-	-	-	-	1

⑱平成29年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強制性交等	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死									
総数	1153	50	493	12	347	11	45	58	46	17	1	85
父親等	842	14	361	7	256	7	43	56	42	7	-	56
実父	483	9	206	4	178	4	17	15	17	5	-	32
養父・継父	197	1	82	1	40	2	17	25	17	-	-	13
母親の内縁の夫	118	3	61	2	22	1	8	10	6	2	-	5
その他(男性)	44	1	12	-	16	-	1	6	2	-	-	6
母親等	311	36	132	5	91	4	2	2	4	10	1	29
実母	287	35	122	5	82	3	2	2	4	9	1	27
養母・継母	9	-	4	-	3	1	-	-	-	-	-	1
父親の内縁の妻	4	-	1	-	2	-	-	-	-	1	-	-
その他(女性)	11	1	5	-	4	-	-	-	-	-	-	1

注) ・無理心中および出産直後の嬰兒殺を除く

・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反および学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反および覚せい剤取締法違反はなかった。)

・平成28年までは「強姦」、平成29年以降は「強制性交等」

・「-」については該当数が0のとき又は非該当のとき

・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』平成13年年版～平成30年版 財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)



平成29・30年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究（第9報）  
児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究  
第8期（2014年4月から2017年3月まで）

令和2年3月30日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

編集 子どもの虹情報研修センター  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 吉田 恒雄  
共同研究者 田澤 薫  
横田 光平  
加藤 洋子  
岩下 雅充  
阿部 純一  
白 瑞

印刷 (有)創文社 TEL. 045-716-0018





